

催勸百姓、勿令失時、其耕種町段、收穫多少、每年具錄、附計帳使申上。

養老七年八月廿八日 (大日本史)

農業の變遷

我國の農業は太古已に行はれたれども、應神天皇の朝、三韓の秦民移住してよりは、蠶桑の業の特に發達したるのみならず、其後漸次に支那・三韓の農業法も傳はりければ、これが啓發によりて、其他の農業も大に發展し、水車を用ひて灌漑に便し、牛乳を搾取して醫藥に供し、蜂を飼うて蜜を收むるなど、後世文明を以て誇る國民にも恥ぢざる盛況を呈せしが、中にも水田の稻、陸田の桑は最も盛となり、當時已に農業の主要部を占めて、其の収入も多かりつとはいへ、是れただ近畿地方の概況に過ぎずして、未だ我が嶽南の如き、地方にまで及びたるにはあらずして、其の此に及びたるは極めて近き頃なりしなり。而して其の已に盛なりきと稱する近畿地方と雖ども、陸田栽培の穀類は甚だ微微なりしといへば、地方の不振は言を待たざるなり。

陸田の穀物培殖振はずと雖ども、我が國立國の基は固より農に在るなれば、ただ之を自然の發達にのみ委すべからずとの御趣旨にもや、歴代の御政として、農を勸むるに最も務められ、水稻蠶桑は固より言はず、陸田の粟麥、原野の牧牛・馬等に至るまで、勸誘獎勵の道を盡し給ひ、鐵鑛を採掘して鉄を製し、以て王臣の祿に給し、以て開拓の資に供し、以て開墾を獎勵せらるるに至りぬ。又去年養老六年には、百萬町開墾の詔をも下し給ひしが、今この太政官符と併せ考へ奉れば、朝廷の勸農に心を用ひさせらるることの、大方ならざるを推量り奉らるるなり。然り而して此の農業を勸課し、開墾を獎勵せらるるの極、大化改新の制に停められたる、墾田私有を聽さるるに至りしかば、是より貴族・神社・佛寺等の私有地、即ち庄園なるもの漸く

地方豪族

に増加し、増加するに従て其勢力盛となり、盛となるに従て上を憚らず、濫りに墾田を兼併して、知らざる爲する者あるに至る。既に兼併行はるれば、疇昔まで朝廷の御領民たりしものも、今日は已に豪族・寺社の部屬となるは免れざる所なり。而して國司郡司等は、官地の直稻を分配するに、一束も多からんことを望みて、貪婪を是れ事とし、會て夢にだも、此の兼併を制せんなどは思はざりき。上下の勢此に至ては、朝廷勸農の御政も、適て強慾無恥の輩の、私腹を肥すに過ぎざるか。あはれ此輩歲月と共に剛強を加へ、後世長く宸襟を惱まし奉る、所謂武門武士の基礎を築き、清盛頼朝輩の魁を成せるかと思へば、坐るに憤慨の情に堪へざるものなきにしもあざざるなり。○此頃、伊豆國伊豆山を開基すといふ。(伊豆風土記) ○世に傳ふ

伊豆山

此の頃僧行基駿河國有渡郡久能山中の楠の木を伐取り、其の一木を以て、千手觀音の像七體を彫みしが、其の一體の觀音の腹中に、昔此の山中に於て感得したりと稱する、彼の閻浮檀金の長三寸余なる千手觀音の像を納め、以て此寺の本尊としたりと。初め此の閻浮檀金の觀音を得るや、此山に堂宇を建立して之を安置し、十餘人の僧徒相集つて供養せしが、或時この觀音の靈告ありしとて、山號を補陀落山と稱へ、寺を久能寺と名づけたりと、此亦久能寺緣起の一説なり。(久能山古今覺書)

久能寺

【聖武天皇】 養老八年二月四日即位し、元を改め神龜といふ。

伊豆國を遠流の地とす

神龜元年三月朔日、諸配流の遠近の程を定め、伊豆國を以て、遠流の地と定めらる。而して其の海嶋は大嶋にのみ限るものとす。此時安房・常陸・佐渡・隱岐・土左をも、遠流の地と定められしといふ。(續日本紀・扶桑略記) ○此歲、僧行基、伊豆國に一佛寺を創め、善名寺と稱す。吉奈村の醫王山善名寺は即ち是れなり。

善名寺

(豆州志稿) ◇二年六月、僧行基遠江國赤佐郷に至り、湧出づる岩間の水の源清き地を下し、三間四面の堂を營み、自から彫る所の佛像を安置す。是れ鹿玉郡岩水村の岩水寺なり。此時行基の徒僧に瑠璃山といふ者あり。是時より此の山中に止まり、佛に仕ふること六十五年に及ぶといふ。(遠江風土記傳・寺記) ○五月、駿河國安辨郡に諏訪神社を祭る。社は芸野牧山に在り。(駿河風土記) ○七月廿日、諸國司に詔して、務めて神社

敬神の詔

境内を清掃し、清淨の地となさしむ。

攘^ハ災^ヲ祈^ル祥^ヲ、必^ズ憑^リ幽^ニ冥^ニ、敬^シ神^ヲ尊^レ佛^ヲ、清^ク淨^ク爲^レ先^ト、今^聞、諸^國神^祇社^内、多^ク有^リ穢^ノ穢^ノ、及^テ放^リ雜^畜、敬^シ神^ノ禮^ヲ、豈^レ如^ク是^乎、宜^ク下^リ國^司長^官自^ラ執^リ幣^帛、慎^チ致^シ清^ク掃^フ、常^ニ爲^ス歲^ノ事^ト。

神龜二年七月廿日

(續日本紀)

近頃朝廷連りに佛教を興隆せんとせらるるより、僧侶この勢に乗じて地方を巡歴し、妄りに佛寺を營み佛説を流布し、以て地方朴訥の民族を誘致せんと謀る者少なからず。此に於て地方輕薄の徒は、未だ佛教の眞髓を覺らざるに、早くも國民固有の敬神の心を忘れ、以て自ら先進者を以て居れども、世には之を稱して心の主を失ふ者と嘲りき。夫れ己に心に主なければ、適從する處を知る能はず。心に適從する處を知らざれば眼前の様に捉はるるの外あるべからず、而して眼前の様に捉はるるものは、ただ舊來の習慣思想に泥むを以て愚となし、新來の風俗行動に擬するを以て智となすを常とすれば、此風漸く彌漫して、民心を動かし、人自ら神社を崇ぶを、固陋なりと思ひ過りて此に至れるなり。是れ恰も明治の初め、西洋の學説を半知半解したる徒の、日本固有の事物は、風俗習慣にもあれ、言語動作にもあれ、繪畫彫刻にもあれ、悉く以て野蠻未開

敬神思想の衰廢

郷里の改稱
秋葉寺

秋葉山樹の佛像

戸倉の行基佛

駒形神社勅願所

中藏寺

國分二寺の位置

の行動、因循卑屈の行爲、鄙俗賤陋の物となして顧みず。甚だしきに至ては、此國に生れ此國に長じ、此國の粟を食しながら、此國の天子の聖影を拜するを肯ぜざる、狂人を出すに至れることありしが如くならずや。想ふに何れの世に在ても、害毒を世間に流す者は、浮薄輕佻なる小才子にして、頼むところは却て頑固不屈の輩に在るか。○此歳、里を改めて郷となし、村を改めて里となし、郷里の制始めて定まる。(令義解) されば諸國郷里の名あるものは、みな此後の名なるべし。○遠江國秋葉山を開き、伽藍を創建し秋葉寺と號し、堂舎二字を建てて、觀音・權現の二座を安置し、火防大神と崇め奉る。此寺後勅願所となる。此に祭る觀音は、即ち行基の先に此の山上の椶を伐て彫みたる像なり。行基は尙ほ此外にも、此山の椶を以て佛を作ること多く、浮屠四十八軀を彫り、藏を建てて之を納めたりといふ。遺蹟今に存して、其の木を伐りたる所を久森といひ、其の浮屠を納めたる所を戸倉といふ。戸倉は即ち浮屠藏の謂ひなり。而して此佛は後に三所に分置きしが、後又所所に分配安置したるにより、駿遠の中至る處に、行基の佛の無きは無きに至りたるなり。三所は戸倉・鮎釣・白倉にして、今この三所に存するものを見るに、何れも皆な同木にして、其の木端を削て火に焼けば、香氣あつて甚だ深しといふ。秋葉山は周智郡領家村に在りて、山中なる行基岩といふは、行基の住所なりと、口碑いふ。○遠江國駒形神社を昇せて勅願所とし、神地を寄せて以て、天下の泰平を祈り給ふ。(遠江風土記傳) ◇三年三月、什肅といふ僧あり。佛寺を駿河國奥津に營みて此に住す。但沼村の中藏寺是なり。(駿河風土記) ○此春、天皇御不豫の事あり。諸國に令して、各、國分寺二ヶ所を設け、府の西東に置かしめらる。(續日本紀) 即ち一字は僧院にして、一字は尼院なり。蓋し御惱の平愈を祈らせ給ふなり。

事蹟

駿河の國分二寺

時に駿河國にては、正覺山菩提樹院を以て僧院に充て、益頭郡なるを尼院に充つといふ。○十二月廿四日、

遠江大水

遠江國五郡、水害を被ること甚だしければ、並に三年を限りて、賑貸を加へらる。(續日本紀・大日本史) ○此

鬼岩寺

歳、僧行基關東修行の途、駿河止駄郡に至り、楞嚴山鬼岩寺を創建し、自刻の聖觀音の像を安置す。行基大

久能山千手觀音

師腰掛岩と稱するもの、今尚ほ域内に存す。行基此時また久能山に入り、千手觀音の像を刻し、先より此に安置せる觀音の像を、其の胎内に納むといふ。久能山は安倍郡久能郷に在り、久能郷は昔者阿倍久努臣の所

菅沼神社

貫なり。(寺記) ○駿州安辨郡菅沼に、糟垣大神を祭らしめ給ふ。菅沼神社是なり。(社記) ○四年、巡檢使

巡檢使

至る、蓋し二三月の頃なり。(續日本紀) ○五年十二月四日、金光明經十卷づつ、各州に頒下せらるべき命あ

金光明經

を頒つ

光明寺の

金光明經は、或は八卷或は四卷なりしが、此に至て悉く寫し終て頒布せられしなり。聞く此時頒たれたる經

光明寺の

數は、總べて六十四帙六百四十卷なりきと、遠江國大鏡山光明寺は、此の光明經を安置せし所なりとぞ。

駿河國司

(日本紀・遠江風土記傳・續日本紀) ○此頃、路宮守は秦稻粟に替て駿河國椽となり、林加麻呂は桑原千山に替て

物價

同じく駿河目となる。而して駿河國司は下毛野氏なり。○六年八月五日、改元して天平といふ。當時諸國の

市價を按するに、駿河は、大豆一斛十束、繩一匹一百二十束、布一段十束、若くは十二束、絲準尾張(一

斤六十束)、綿一斤二十一束ばかり、鹽三升一束、鐵一斤四束五把、伊豆は、大豆一斗二束ばかり、鹽一斗三

束五把ばかり、生繩一匹一百束、絲一絢十二束、布一端二十束、庸布一段十束なり。(大日本史) 更に天平寶

字四年の雜物請用帳を見れば、廿近遠江繩直錢十二貫九百廿文(近別六百卅六文)(正倉院文書)とあり以て

當時物價の大概を知るべきなり。

諸社奉幣

○天平二年閏六月十七日、勅使到て幣を諸社に奉ず。是れ去月廿九日雷雨して、神祇官の屋に災し、人畜

防人を停

震死せしものありたれば、これが謝禮の爲めなりとぞ。(大日本史) ○此歳、諸國の防人を停め、(續日本紀) 東

節度使

國の兵士を東に差して配成せしめらる。(大日本史) ○四年八月十七日、節度使正三位藤原朝臣房前、京師を

牛馬賣買

の禁發し東海道に降る。判官四人、主典四人、醫師一人、陰陽師一人從ふ。(續日本紀) ○廿二日、東海道諸國

遠江飢

は、東山・山陰二道と同じく、兵器牛馬を他處に賣與ふる能はずとて、一切界を出すことを禁斷せらる。但

一産三兒

し常に公に進むる牧に繋ぎ飼ふ馬は、禁する限りにあらずとなり。(續日本紀・大日本史) ○五年三月廿一日

牛馬賣買

遠江國飢饉なり。(大日本史) ○九月廿三日、遠江國葵原郡の人君子部眞鹽の女、一産に三男を産す。朝廷勅

解禁

して大稅二百束、乳母一人を下し賜ふ。(續日本紀・遠江風土記傳・大日本史) ○六年夏四月廿三日、東海道諸國

節度使廢

は、先に牛馬を賣買して、界を出すことを禁ぜられしが、此日許さる。(續日本紀) ○諸國節度使の事は、今

健兒の田

年より國司、主典以上をして、掌知せしむることとなりぬ。(續日本紀) ○此歳、諸道健兒の田租、並に雜徭

租半減

の半を免ぜらる。健兒の起因詳ならざれども、是より以前已にありしことは明なり。(大日本史) ○七年、吉

行基國界

を定む

備眞備、僧泰澄及び僧行基に詔して、諸國を巡り、各國の郡郷邑里村巷を定め、山川江河の水道を分たしめ

給ふ。此事凡そ十一年に涉りしが、東國は泰澄これを制し、駿河より中國までは行基これを制し、中國よ

り西國までは眞備これを制す。此時三使の國境を定むるや、國國の境界に皆な木炭を埋めて標とす。木炭は

畿内は中

土中に在るも朽ちざるを以てなり。我國木炭を以て境界を標すること、之を始めとなす。國界制定の事終る

七道は外州日本總地圖

足窪村大楠の七躰佛

や、畿内を中國と云ひ、是より使を四方に分ち遣はすに、其道七あり。我が東海道も其一にして、國數十五箇國あり。これを外州と稱し、大小上中下五等に分たる。(續日本紀・駿國雜志) 此時行基日本全國の總地圖を作ると傳へらるるが、蓋し日本地圖の創始ならん。京都御室の仁和寺の寶什となつて存すと云ふ。○行基の駿河に至るや、安倍郡足窪村なる大楠樹、毎夜光を放つこと甚だしと聞き、即ち伐採して觀音像七躰を彫刻し、之を處處に安置せり。即ち足窪村の高福山法明寺、慈悲尾山增善寺、瑞祥山建穗寺、普陀落山久能寺、布袋山平澤寺、鷲峰山靈山寺、大窪山德願寺の七所是なり。尙ほ此外、法明寺の賓頭盧並に護法力士の二躰も、此時行基の彫刻せしものといふ。而して行基の使用せし鋸は、佛像と共に今法明寺に存すと傳へらる。七躰の佛像に就き數説あり。一二を記さむ。

怪楠(駿河)

後年法明寺回祿の時、觀音像自から火煙の中を逃出て、遙に飛で草間に在り、故に災を免る。

聖武天皇御惱危窮の時、詔して此の災根を占はしめ給ふに、博士某奏して曰ふ。東國に千歳の老楠あり。其木既に天命窮し、朽滅の期近きに在り。然る處此木元來佛心を存し、佛躰と成つて永く此土に止まらんことを希ふに、未だ誰あつて佛躰に作らんとせず、空しく腐朽に歸せんとするを悲み、歎恨の餘この災をなすなり。早く高僧に仰せて、彼木を用る佛像を作り、以て祈誓せしめ給はば、玉躰速かに平癒ましまさんと奏す。此に於て七道諸國に令し、斫る木やあると尋ねさせ給ふに、駿河國司奏し曰く、當國足窪村山中に大楠樹あり、高三十三尋、徑十餘間あり、若くは是かと。天皇奏を聽き給ひて然りとし、僧行基に命じ、速に往て之を檢せしめらる。行基命を聞き、急ぎて駿河に下り、足窪に至り見て以て然りとなし、伐て七躰の觀音佛を刻し、以て七所の佛所に安置し、修行勤行すること凡そ一七日なり。即ち御惱忽ちにして平愈す。依て行基一寺を此處に創す。是則ち高福山法明寺なり。其後この楠の實生長じて又大木となりしが、中世此寺回祿の際焼失せり。然るに其の實生又成長して大木となり、半ば朽ちて觀音堂の左傍に在り。云云(里人談) 法明寺の門前に一大楠樹あり。里人この樹を伐らんとして斧を當つるに、血出づること夥し。時に行基東遊して此に

法明寺の楠

到る。里人往て之を告ぐれば、行基命じて之を伐らしめ、用ゐて七躰の觀音佛を作る。云云 或はこの出血の樹を、慈悲尾增善寺の楠となす。(寺傳)

無量寺の佛一刀三禮

○一刀三禮鉦作彌陀と稱する佛像一軀あり。また行基此時の作なりといふ。後世戰國の頃、安倍郡の農夫某の家に祭れるが、農夫年來家貧くして人の傭耕をなし、己が田は晝耕す暇なく、常に夜を以て之を耕す。

早乙女彌陀

一夜農夫田に在りしに、何處ともなく人來て田を植う。之を問ふに答へず。又面識ある者にあらざれば、ただ奇とするのみにて、深く尋ねんとせず、家に還て寢に就く。明朝起出でて彌陀を拜すれば、想ひきや佛體泥に塗れ居んとは、即ち知る昨夜の人は、此佛の出でて耕を助けしものなるを。是より此佛を早乙女彌陀と稱し、崇敬益、つとめたりとなむ。されども、後靈夢に感じて、有渡郡南安東村の福壽山無量寺に安置すと

法華寺

いふ。(里人談) ○當時駿河國止駄郡に、高草山法華寺を創建す。安置する所の千手觀音の像は、僧行基の彫

藥糧を賜

刻にして、高二尺八寸の立像なり。而して其の奥院なる東照寺の本尊聖觀世音は、高六尺三寸の立像にして、聖德太子の作なりと傳ふ。(寺紀) ◇八年、百姓僧尼の病ある者に藥糧を賜ひ、高年の者に穀を給ひ、鰥寡

調庸布の長

悖獨の貧病者を賑贖し給ふ。此典京畿七道に及ぶ。太上天皇御弗豫の爲なりといふ。(大日本史) ○諸國調布の長を制定せられ、長二丈八尺、幅一尺九寸を以て一端とし、また庸布は、長一丈四尺、幅一尺九寸を以て

國分寺權輿

一端とす。(續紀) ◇九年三月、詔して州ごとに丈六の釋迦、及び菩薩の像を造り、并に大般若經一部六百

疫疾療法

卷を寫さしめ給ふ。是れ國分寺の權輿なり。(元享釋書・續日本記) ○六月二十六日、太政官符を以て、疫病の療法等七ヶ條を訓示せらる。

令臥病之日治身及禁食物等事染條

一凡是疫病、名赤斑瘡、初發之時、既似瘧疾、未出前、臥床之苦、或三四日、或五六日、瘡出之間、然經三四日、支體府藏、大熱如燒、當是之時、欲飲冷水、莫忍瘡入欲愈、熱氣漸息、痢患更發、早不療治、遂成血痢、病發之間、或前或後、無有定時、其共發之病、然有四種、或咳嗽、志波或嘔逆、多麻或吐血、或鼻血、此等之中、痢是最急、宜知此意、能勤中政治、一以以肱巾並綿、能勒腹腰、必令溫和、勿使冷寒、一鋪設既薄、無臥地上、唯於床敷簀席、得臥息、

一粥饘並煎飯粟等汁、溫冷任意、可用好之、但莫食鮮魚完及雜生菓菜、又不得飲水、喫氷固可戒慎、其及痢之時、能煮非悉、可多食、若成赤白痢者、糯粉和八九、沸令煎溫、飲再三、又糯糲糲糲、以湯饘之、若有不止者、用五六度、無有息緩、其糲春碎、勿令全

一凡此病者、定惡、飯食必宜強喫、始從患發、灸火海松並擣鹽屨含口中、若口舌雖爛、可用良之、一病愈之後、雖經廿日、不得輒喫鮮魚完生菓菜、並飲水及洗浴房室行步當風雨、若有過犯、鸞亂必發、更然下痢、所謂勞發、日勞發、愈附扁鵲、豈得禁斷、廿日已後、若欲喫魚完、先能煎炙、然後可食、但乾鮫堅魚等之類、煎皆皆良、乾鮫、但鮭及阿遲等魚者、雖有乾腊、慎不可食、

一凡欲治疫病、不可用丸散等藥、若有胸熱者、僅得參湯、以前四月已來、京及畿內、悉臥

疫病、多有死亡、明知、諸國百姓、然遭此患、仍條件狀、國傳送之、至宜寫取、即差郡司主帳已上、一人宛、使早達前所、無有留滯、其國司巡行部內、告示百姓、若無粥饘等、宜宜下賑給官物、具狀申送、今便以官印之符、到奉行、

天平九年六月廿六日

豆駿飢疫

是れ國司に達せられしものにして、直ちに百姓に達せられしにはあらざれども、係る所は悉く百姓に在り。故に記す。○秋七月五日、伊豆・駿河二國飢疫す。朝廷賑恤を加へ給ふ。(續日本紀・豆州志稿)

疱瘡神渡

世に傳ふ、推古天皇三十四年、日本國米穀實らず。故に三韓より、米粟百七十艘を調貢す。其船浪華に着す。然るに其船の中に、三人の少人有て、疱瘡を病む、一人には老人、一人には僧、一人には婦人附添ひて居たり。何國の人といふことは知らず。國民其名を問ふに、我等は疫神なり。疱瘡といふ病を司る。我等も元は此病にて死して、疫神の徒となれるものなり、今此の三人に付て、此土に渡る、痛しい哉、今よりして、此國の人も又此病を患へなむ、我等は、菖芋を好む。我を祠るに菖芋を用ゐよと聞けて形没す。此歳より國民始めて疱瘡を患ふといふ。△また世に傳ふ、越後國一森の中に、疱瘡の宮と云傳へて方二間計の小祠あり。四方板羽目にして、徑り三四寸程の穴所に明きたり。鼯のごとくなる小獸、かぎりなく件の穴より出入し、爰を栖とす。木の實など取喰ひ、好て耕をあらずにもあらず、所の人も只追ふ計りにて、命をもとらず。昔より増しもせず、又減りもせず、同じ數ほどなり。世間に疱瘡流行すれば、此獸き

えてなし。又世上一般流行の時は、一疋もなく、疱瘡はやり止めば、又もとのごとし。不審議の獸なり。

(卯花園漫録)

租賦を免す

○八月十三日、災疫瘡行はるるに因り、天下の租賦を免ぜらる。詔に曰、

朕君臨宇内、稍歴多年、而風化尙穰、黎庶未安、通旦忘寢、憂勞在茲、又自春以來、災氣遽發、天下百姓、死亡實多、百官人等、闕卒不尠、良由朕之不徳、致此災殃、仰天慙惶、不敢寧處、故可優復百姓、使各得存濟、免天下今年租賦、及百姓宿負公私稻、公稻限八年以前、私稻七年以前、其在諸國、能起風雨、爲國家有驗神、未預幣帛者、悉入供幣之例、賜大宮主、御巫、坐摩御巫、生嶋御巫、及諸神祝部等。

天平九年八月甲寅 (續日本紀)

防人を停む

○九月、東國の防人を停めらる。時に防人の數は凡そ一千八十二人にして、伊豆國は二十二二人なり。其他は甲斐の三十九人、相模の二百三十人、安房の三十三人、上總の二百廿三人、下總の二百七十人、常陸の二百六十五人なりき。是より先、天平二年、諸國の防人を停め、東國のみ存せしが、今又之を停められしなり。

光明寺勸願所となる

(大日本史・駿河國正稅帳) ○勸して遠江國大鏡山光明寺を勸願所とし給ふ。光明寺は壬生郷山東の里に在り。山東の山上に一の石鏡あり、高く山頂に懸り、遠く南海を輝かす。故に山を鏡山といひ、寺を大鏡山と號す。

油ヶ淵の大蛇

壬生郷は後に二俣と呼ぶ所にて、天龍川の東岸に在り、此郷に一の深淵あり、水色碧瑠璃の如く、湛湛として靜かなること油に似たり。故に人呼びて油ヶ淵と謂ふ。中に大蛇あり。常に潛み居て形を顯さずと雖ども、

草壁大椽蛇退治

行人あれば、出でて害すること、嘗に數人のみにあらず。郷人以て深く憂とす。時に草壁大椽といふ者あり。性豪強にして物に怖れず。嘗て以謂らく、我争でか此蛇を殺して以て、長く万人の憂を除かさざらんと。即ち首に兜鍪を戴き、身に鎧甲を被り、弓矢を執り、双刀を佩き、河邊に到り大に喚びて曰く、汝毒蛇久しく此淵に在て人を害すること多し。今我來て汝と雌雄を決せんと欲す。汝若し勇あらば速に出でて闘へ。言未だ畢らざるに、風雨忽ち起て、逆浪天を衝き、横溢せる水、將に其の足下に迫らんとする時、巨蛇躍て忽ち波上に現はれ、口を張て炎を吐き、大椽を見て走り來る。大椽見れども少しも驚かず。携へ持ちたる弓を執り、よつ引いてへうと射るに、其箭過たず張つたる口の中に入りたれば、大蛇は忽ち其場に斃れたり。大椽悦で少しく心を安んずる處に、又一頭の雌蛇あらはれ出で、大椽の隙を窺て走り寄り、只一口に吞去るものかな。大椽時に抜刀を持したりしかば、吞まれながら蛇腹を切り破り、膽を探りて切口より脱出したること大胆なれ。出でて其胆を見れば、堅きこと石の如くなりきとぞ。此事早くも朝廷に聞えて、天皇叡感斜ならず。大椽の武勇日下無双なりと宣ひ、姓草壁を更めて日下部と稱せしめ給ひぬ。家紋に柊葉を用ゐるも、此時よりなりといへど如何にか。既にして天龍河畔の人、其功を尊び其勇を慕ひ、歿後其靈を祭り、日下部社と號し、且つ金銅を以て其像を鑄、虚空藏山に安置せり。此像今なほ存せりといふ。其蛇を切りし所を蛇繫松といひ、鳥羽山に在り。其の血の流滴りし油ヶ淵は、今も二俣に在り。而して此蛇に因みて造り始めしものか、蛇鯨とて山下に販くものありて、味頗る美なり。日下部大椽は、此他の傳記詳かならざれども、養老元年陸奥大椽に任ぜられたる人に、正七位下日下部宿禰大麻呂といふ者あり。(遠江風土記傳・雲岩寺紀・古老談・續日本紀) 或は

蛇繫松
蛇鯨

駿河の守
椽目
遠江國守
國守交替
の制

交通運輸
の狀

此人か。○此年、久米湯守、駿河椽に任ぜらる。目を川原田忍國といふ。(大日本史) ◆十年四月廿一日、從五位下百濟王孝忠遠江守に任ぜらる。(續日本紀・大日本史) 凡そ當時國守の交替ある時は、和銅五年の制に依り、驛傳に乗らず。赴任する時は、長官に馬七疋、判官已下に五匹、史生に二匹を給したるなり。又遷代には、長官に夫三十人馬二十四匹、六位已下官長並に次官に、夫二十人馬十二匹、判官に夫十五人馬九疋、主典に夫十二人馬七匹、史生に夫六人馬四匹、郡司公事にて京に向ふ者にも、並に夫馬を給し、海路は水手の數、陸道の夫に准じたり。然るに天平五年よりは、國司遷代歸京する者にも亦馬を給し、四位守は六匹、五位は五匹、六位已下は四匹、介・椽は各三匹、目・史生は並に一匹を減じ、若し數國を歴る者には、多きに依て給することなれり。是を交替料と稱す。因に當時の交通運輸の狀を概説せんに、大化改新以來、驛傳の制を設け、各驛に驛馬・傳馬を備へ、驛鈴傳符を給し、最も官廳通信の利便を重んじ、官信稽留の罰を定め、官掌の職制を置き、公信の書式を制し、其の文書の封題を監して、其使の名を記せるには、特使を立つるなど、其の書式に因て其の緩急を知り、急なるは驛馬に乘じ、緩なるは傳馬に乘せしめ、或は專使を差し、或は驛に附し以て遞送せしめぬ。又各驛に客舎を設けて、宿泊の用に供したりと雖ども、是又官人の使用に便したるに過ぎざれば、普通私人の旅客は、毫も其便に頼ること能はずして、尙ほ千里糧を裹まざるを得ず。故に此令に因りて改新となりしものといはば、ただ纔に是までは、普通旅人の糧を裹みて、飯を路頭に炊ぎ、或は飯を借る事あれば、祓除料を強請せられしを止め、又是までは國家の爲め遠く邊防に赴く防人の族すら、若し道路に於て病死することもあれば、其の同僚は、其の路傍の家より、同じく祓除料を強請せられ

し舊習なりしを、此制によりて僅に停止せられたるが如き類あるのみにて、其他には未だ何の設備もなければ、其便を得ることは固より望むべからざりしなり。官納の貢物を輸送するに、驛の傳馬を用ゐるを許さず、皆な其の國國の費に頼りたれば、如何に遠國なりとも、各みな脚夫を出して、之を京師に送致したるなり。其後道路險惡にして、日子を費すこと多く、道路の費、運搬の煩に堪へざるものありとて、國司より其狀を具奏したるを許され、年年の貢物を一所に定めて貯藏し、十年毎に京師に輸すこととなりしが、併も尙且つ役夫の糧食盡きて、道路に餓死する者あるを免れざりき。尋で和銅の頃に至りては、和銅錢の鑄造も行はれ、其の通用も漸く普及するに及びし故、行旅の勞費を省き、且つ其の往還を便せん爲にとて、沿道の富豪に命じて、路傍に米穀を賣買せしめ、或は死亡者あれば國司に命じ、救恤埋葬せしめらるる制を敷かれしのみならず、此後孝謙天皇の天平勝寶に至りては、京師通行の官道驛次に、糧食・醫藥を備へて給與せしめ、或は山陽南海などには、貢物の運輸を海運に頼るを許されたりと聞ゆれば、大に便を得たる如くなれども、それ尙ほ其の損害あるをば、國司運送主より徴せられしものにて、海運の業は未だ寔に微微たるものにて、依然險隘凹凸の陸路に頼らざるを得ざりければ、其不便亦知るべきなり。○五月三日、駿・遠・豆三州は、是まで諸道諸國と同じく健兒を京師に貢せしが、此月に至つて停止せらる。此の健兒停止令は、東海・東山・山陰・山陽・西海の諸道にも行はれたるなり。而して當時貢せし健兒の數詳かならざれども、延喜式に遠江國六十人、駿河國五十人、伊豆國三十人とあるにて、其の概數を知るべし。(續日本紀・大日本史) ○十月廿五日、巡察使京を發し東海に向ふ。此行、國宰の政迹、黎民の勞逸を採訪せらるべしといふ。(續日本紀) 時に遠江

健兒停止

巡察使

駿遠の國
司椽目

國は、國司從五位下百濟王孝忠、少椽高橋國足にして、濱名郡少目を我孫公嶋道といひ、(東大寺正倉院文書)
駿河國は國司下毛野帶足にして、止駄郡少領を拖前舍人といひ、有渡郡少領を有度氏といふ。其他少領壬生
信陀理、主帳金刺舍人祖父麻呂等ありて、駿河國の郡政に従事したれども、其の郡名缺けて詳かならず。我
孫又阿比古に作り又綱引にも作る。豊城入彦の子八綱田の裔なり。(姓氏錄・大日本史) ◆十一年夏四月十四
日、是まで海道往來の駄馬一匹の負ふ所、其重大二百斤を限りとせしが、改めて百五十斤を限りとなすと令
せらる。(續日本紀) ◆十二年九月十五日、畿内七道に詔して、國ごとに佛像を造り、佛經を寫さしめらる。
詔に曰く、

駄馬の負
荷量

造佛像寫
經の勅

比來緣^{フコリ}筑紫有^ニ不軌之臣、命^シ軍討伐^{セシム}願^ヒ憑^リ聖裕^ニ欲^ス安^セ百姓^ヲ、其^レ每^レ國造^リ觀世音像^ヲ寫^セ觀世音經^ヲ、
不軌の臣とは蓋藤原廣嗣ならん。(大日本史) ○此歲、此頃諸國より貢獻する租税の額は幾何なりしか、固よ
り詳に知り得べきにあらざれども、今年天平十二年の輸租帳を見れば、一二は知りたきにもあらず、記し
て以て古を知る料とせむ。

濱名郡輸
租帳

遠江國濱名郡津築郷

官戶參拾捌 貳拾貳鄉戶 壹拾陸房戶 口貳伯陸拾捌人 壹伯貳拾壹人男、壹伯肆拾漆人女、玖
戶損五分以下、壹拾肆戶損四分以下、壹拾五戶全得、見管田參拾捌町參段貳伯玖拾玖步 口分
濱名郡
合受田戶漆伯五拾戶

壹伯貳拾五戶神戶、壹伯壹拾戶封戶、伍伯壹拾伍戶官戶、

口伍仟參伯拾壹人、貳仟參伯捌拾伍人男、貳仟玖伯肆拾伍人女、壹拾漆人奴、貳拾肆人婢、(正倉院文書)

濱名郡新居郷

新居郷官戶壹伯壹拾、伍拾鄉戶、陸拾房戶、口陸伯漆拾漆人、參伯貳拾貳人男、參伯伍拾壹人女、貳人
奴、貳人婢、

參拾壹戶損伍分以上伍拾參戶損四分以下貳拾陸戶全得、

見管田玖拾漆町貳伯伍拾參步、口分、

○遠江國濱名郡輸租帳

遠江國濱名郡租帳交名帳天平十二年(歲次庚辰)

遠江國濱名郡租帳歷名 天平十二年

濱名郡 依式造天平十二年輸租帳事

合郡内管田惣壹仟捌拾陸町壹段壹伯肆拾伍步、(舊)

貳伯貳拾柒町肆段柒拾壹步、不堪佃、(荒廢)

壹伯貳拾柒町陸拾步、口分、

壹拾陸町陸段貳伯參拾陸步、墾田、

捌拾參町柒段壹伯參拾伍步、乘田、

捌伯伍拾捌町柒段柒拾肆步、堪田、

伍町陸段壹伯參拾參步、不輸租、

肆段、放生田、陸段、公解田、參町、驛起田、壹町陸段壹伯參拾參步、入田、

事蹟

淡伯伍拾玖町肆段貳伯壹拾陸步、應輸田、

陸町、郡司織田、淡伯伍拾參町肆段貳伯壹拾陸步、口分、

玖拾參町陸段捌拾伍步、應輸地子、

陸町、關郡司織田、壹町、射田、捌拾陸町陸段捌拾伍步、乘田、

合受田戶淡伯伍拾戶（壹伯貳拾伍戶、神戶、壹伯壹拾戶、封、伍伯壹拾伍戶、官）

口伍仟參伯淡拾壹人（貳仟參伯捌拾伍人、男、貳仟玖伯肆拾伍人、女）（壹拾柒人、奴、貳拾肆人、婢）

壹伯捌拾淡戶、損五分以上、

參伯陸拾淡戶、損四分以下、

壹伯玖拾陸戶、全得、

合應輸租壹萬壹仟參伯玖拾壹束玖把

貳伯參拾參町陸段貳伯肆拾步、損五分以上見不輸（肆拾淡町捌段、神戶、參拾捌町、封、壹伯肆拾淡町捌段貳伯肆拾步、官、）

壹伯貳拾淡町參段參伯參拾陸步、損、

壹伯陸町貳段貳伯陸拾肆步、得、

肆伯壹拾町捌段、損四分以下半輸、（淡拾參町貳段、神戶、捌拾町、封、貳伯伍拾淡町陸段、官、）

壹伯貳拾肆町淡段貳伯壹拾陸步、損、（貳拾貳町貳段壹伯肆拾肆步、神戶、貳拾伍町參段壹伯肆拾肆步、封、肆拾

淡町壹段貳伯捌拾捌步、官、）

貳伯捌拾陸町壹伯肆拾肆步、得、（伍拾町玖段貳伯壹拾陸步、神戶、伍拾肆町陸段貳伯壹拾陸步、封、壹伯捌拾町

肆段淡拾貳步、官、）

壹伯壹拾肆町玖段參伯參拾陸步、全得、（肆拾貳町肆段貳伯肆拾步、神戶、貳拾壹町捌段貳伯陸拾肆步、封、伍拾

町陸段壹伯玖拾貳步、官、）

合□□見輸租穀陸伯壹斛伍斗伍升

戶主敢石部佐理戶敢石部夜爾倍田壹町（陸段、遭風損六分）

戶主神人小星戶神人乎引佐田捌段貳伯肆拾步、（伍段淡拾貳步、遭風損六分）

戶主敢石部龍麻呂戶敢石部破田壹町（陸町、遭風損六分）

戶主淡部牧夫戶物部賀佐麻呂田壹町（伍段、遭風損五分）

戶主和爾神人麻多惠與戶敢石部鹽麻呂田壹町貳段貳伯肆拾步、（陸段貳拾步、遭風損五分）

戶主神人小星田壹町貳段（陸段、遭風損五分）

戶神人引佐田壹町肆段貳伯肆拾步（淡段貳伯貳拾步、遭風損五分）

戶主敢石部龍麻呂田壹町貳段步（陸段、遭風損五分）

戶敢石部竹目田壹町貳伯肆拾步（伍段壹伯貳拾步、遭風損五分）

戶主淡部牧夫戶淡部百足田壹町陸段貳伯肆拾步（陸段貳伯肆拾步、遭風損四分）

戶主敢石部佐理田壹町貳段（肆段貳伯捌拾步、遭風損四分）

戶語部足麻呂田陸段（貳段□□損二分）

戶主敢石部佐理戶建部得足田肆段貳伯肆拾步（壹段壹伯肆拾肆步、遭風損三分）

戶主敢石部麻呂田壹町陸段貳伯肆拾步（伍段、遭風損三分）

戶主敢石部古麻呂田壹町捌段貳伯肆拾步（參段貳伯陸拾肆步、遭風損二分）

戶主和爾神人麻多惠與田貳町貳伯肆拾步（肆段肆拾捌步、遭風損二分）

戶主和爾神人鹽麻呂田捌段貳伯肆拾步（壹段貳伯陸拾肆步、遭風損二分）

新居鄉官戶壹伯壹拾（伍拾、鄉戶、陸拾、房戶）

□陸伯添拾添人(參伯貳拾貳人、男、參伯伍拾壹人、女)(貳人、奴、貳人、婢)
 參拾壹戶、損五分以上、
 伍拾參戶、損四分以下、
 貳拾陸戶、全得、

見管田玖拾添町貳伯伍拾參步、口分、

參拾添町肆段貳伯肆拾步、損五分以上見不輸(貳拾町參段貳伯陸拾肆步、損、壹拾添町參伯參拾陸步、得、
 伍拾參町損四分以下半輸(壹拾陸町伍段、損、參拾陸町伍段、得、)

陸町陸段壹拾參步、全得、

戶主語部荒馬田玖段壹伯貳拾步(伍段貳伯壹拾陸步、遭風損六分)

戶主神人部安麻呂戶語部紀麻呂田陸段貳伯肆拾步(肆段、遭風損六分)

戶主神直老田肆町壹段壹伯貳拾步(貳町肆段貳伯捌拾捌步、遭風損六分)

戶主爪工部小人田捌段(肆段貳伯捌拾捌步、遭風損六分)

戶主敢石部麻呂敢石部荒山田壹町壹段貳拾步(陸段貳伯捌拾捌步、遭風損六分)

戶主敢石部首田貳町貳伯肆拾步(壹町貳段壹伯肆拾肆步、遭風損六分)

戶主神麻績部國麻呂田壹町壹段壹伯貳拾步(陸段貳伯捌拾捌步、遭風損六分)

戶主麻績部麻呂田壹町貳伯肆拾步(陸段壹伯肆拾肆步、遭風損六分)

戶主敢石部岐波彌田壹町貳段貳伯肆拾步(柒段貳伯壹拾陸步、遭風損六分)

戶主敢石部黑人田壹町肆段貳伯肆拾步(捌段貳伯捌拾捌步、遭風損六分)

戶主敢石部子虫田捌段貳伯肆拾步(伍段柒拾貳步、遭風損六分)

戶主敢石部真虫田捌段貳伯肆拾步(伍段柒拾貳步、遭風損六分)

戶主語部荒馬戶語部意志田壹町玖段壹伯貳拾步(玖段貳伯肆拾步、遭風損五分)

戶主神人部安麻呂田玖段壹伯貳拾步(肆段貳伯肆拾步、遭風損五分)

戶主神直黑金田壹町玖段壹伯貳拾步(玖段貳伯肆拾步、遭風損五分)

戶主神直許等比戶神直安麻呂田壹町貳伯肆拾步(伍段壹伯貳拾步、遭風損五分)

戶主語部首木戶語部衣麻呂田柒段壹伯貳拾步(參段貳伯肆拾步、遭風損五分)

戶主敢石部建麻呂田壹町肆段(柒段、遭風損五分)

戶主宗宜部赤男田陸段貳伯肆拾步(參段壹伯貳拾步、遭風損五分)

戶主宗宜部古麻呂田陸段貳伯肆拾步(參段壹伯貳拾步、遭風損五分)

戶主三使部首麻呂田壹町壹段壹伯貳拾步(伍段貳伯肆拾步、遭風損五分)

戶主敢石部調麻呂田陸段(參段、遭風損五分)

戶主爪工部子首田壹町柒段(肆段、遭風損五分)

戶主敢石部阿古麻呂田捌段(肆段、遭風損五分)

戶主神人部宮麻呂田壹町壹段壹伯貳拾步(伍段貳伯肆拾步、遭風損五分)

戶主神人部卒志麻呂田壹町參段壹伯貳拾步(陸段貳伯肆拾步、遭風損五分)

戶主麻績部酒麻呂田壹町貳段貳伯肆拾步(陸段壹伯貳拾步、遭風損五分)

戶主敢石部孔子田玖段壹伯貳拾步(肆段貳伯肆拾步、遭風損五分)

戶主敢石部岐波彌戶敢石部忍人田捌段(肆段、遭風損五分)

戶主和爾神人飯麻呂田玖段壹伯貳拾步(肆段貳伯肆拾步、遭風損五分)

戶主神人部老田壹町肆段(柒段、遭風損五分)

戶主神直黑金子敢石部形麻呂田捌段(參段柒拾貳步、遭風損四分)

戶主神直許等比田壹町肆段貳伯肆拾步（伍段參伯壹拾貳步、遭風損四分）
 戶主宗宜部爾倍佐田壹町肆段貳伯肆拾步（伍段參伯壹拾貳步、遭風損四分）
 戶主爪工部小人戶爪工部諸人田柒段壹伯貳拾步（貳段參伯參拾陸步、遭風損四分）
 戶主語部真時田壹町貳段（肆段貳伯捌拾捌步、遭風損四分）
 戶主宗宜部子首田壹町（肆段、遭風損四分）
 戶主三使部首麻呂戶三使部水麻呂田壹町（肆段、遭風損四分）
 戶主敢石部竹麻呂田玖段壹伯貳拾步（參段貳伯陸拾肆步、遭風損四分）
 戶主神人虫麻呂戶神人三馬田肆段貳伯肆拾步（壹段參伯壹拾貳步、遭風損四分）
 戶主麻績部飯相麻呂田壹町肆段（伍段貳伯壹拾陸步、遭風損四分）
 戶主敢石部大麻呂田壹町肆段貳伯肆拾步（伍段參伯壹拾貳步、遭風損四分）
 戶主敢石部岐波彌戶敢石部深麻呂田壹町貳伯肆拾步（肆段玖拾陸步、遭風損四分）
 戶主敢石部調麻呂田壹町（肆段、遭風損四分）
 戶主神人部辛男戶神人部多麻呂田陸段貳伯肆拾步（貳段貳伯肆拾步、遭風損四分）
 戶主宗宜部得背戶敢石部小竹田壹町壹段壹伯貳拾步（肆段壹伯玖拾貳步、遭風損四分）
 戶主伊福部阿麻呂田捌段（參段柒拾貳步、遭風損四分）
 戶主和爾神人大子田壹町肆段（伍段貳伯壹拾陸步、遭風損四分）
 戶主語部荒馬戶語部石麻呂壹町貳伯肆拾步（參段柒拾貳步、遭風損三分）
 戶主語部乎麻呂田捌段（貳段壹伯肆拾肆步、遭風損三分）
 戶語部石麻呂田柒段壹伯貳拾步（貳段柒拾貳步、遭風損三分）
 戶主語部三成田壹町捌段（伍段壹伯肆拾肆步、遭風損三分）

戶主神直老戶物部白麻呂田壹町貳伯肆拾步（參段柒拾貳步、遭風損三分）
 戶主神直黑金戶津守部足麻呂田捌段貳伯肆拾步（貳段貳伯壹拾陸步、遭風損三分）
 戶主宗宜部爾倍佐戶宗宜部乎爾倍田壹段貳伯肆拾步（肆段壹伯肆拾肆步、遭風損三分）
 戶主敢石部麻呂田壹町（參段、遭風損三分）
 戶主敢石部手子戶敢石部稻麻呂田壹町參段壹伯貳拾步（肆段、遭風損三分）
 戶主敢石部首田捌段貳伯肆拾步（貳段貳伯壹拾陸步、遭風損三分）
 戶主麻績部酒麻呂戶麻績部龍麻呂田肆段貳伯肆拾步（壹段壹伯肆拾肆步、遭風損三分）
 戶主敢石部乎夜比戶敢石部羊田壹町（參段、遭風損三分）
 戶主敢石部智麻呂田陸段貳伯肆拾步（貳段、遭風損三分）
 戶主敢石部三鳴戶敢石部音麻呂田肆段貳伯肆拾步（壹段壹伯肆拾肆步、遭風損三分）
 戶主敢石部黑人戶敢石部古麻呂田捌段（貳段壹伯肆拾肆步、遭風損三分）
 戶主敢石部調麻呂戶敢石部真麻呂田陸段貳伯肆拾步（貳段、遭風損三分）
 戶主敢石部小刀田壹町柒段壹伯貳拾步（伍段柒拾貳步、遭風損三分）
 戶主神人部辛男田壹町貳段貳伯肆拾步（參段貳伯捌拾捌步、遭風損三分）
 戶主和爾神人（部脫力）飯麻呂戶和爾神人部古麻呂田陸段（壹段貳伯捌拾捌步、遭風損三分）
 戶主敢石部白髮田壹町柒段壹伯貳拾步（伍段柒拾貳步、遭風損三分）
 戶主敢石部首木田玖段壹伯貳拾步（貳段貳伯捌拾捌步、遭風損三分）
 戶主宗宜部得背戶敢石部□□□□（參段、遭風損三分）
 津築郷（官）戶參拾捌（貳拾貳、郷戶、壹拾陸、房戶）
 □貳伯陸拾捌人（壹伯貳拾壹人、男、壹伯肆拾柒人、女、）

玖戸、損五分以上、
壹拾伍戸、損四分以下、
壹拾伍戸、全得、

見管田參捌町參段貳伯玖拾玖步、口分(舊)

壹拾町、損五分以上見不輸(伍町貳段壹伯肆拾肆步、損、肆町深段貳伯壹拾陸步、得)

壹拾伍町肆段、損四分以下半輸(肆町深段貳伯捌拾捌步、損、壹拾町陸段深拾貳步、得)

壹拾貳町玖段貳伯玖拾玖步、全得、

戸主山部乎伎戸山部首木田壹町(陸段、遭風損六分)

戸主山部羊田壹町肆段(捌段壹伯肆拾肆步、遭風損六分)

戸主山部忍人戸山部若賣田伍段壹伯貳拾步(貳段貳伯肆拾步、遭風損五分)

戸主山部得麻呂早部眞鳥田捌段(肆段、遭風損五分)

戸主敢石部百麻呂戸敢石部乎知田玖段壹伯貳拾步(肆段貳伯肆拾步、遭風損五分)

戸主早部眞人田壹町陸段貳伯肆拾步(捌段壹伯貳拾步、遭風損五分)

戸主伊福部乎麻呂田壹町伍段壹伯貳拾步(深段貳伯肆拾步、遭風損五分)

戸伊福部古都彌田壹町貳段(陸段、遭風損五分)

戸主早部布彌田壹町貳段(肆段貳伯捌拾捌步、遭風損四分)

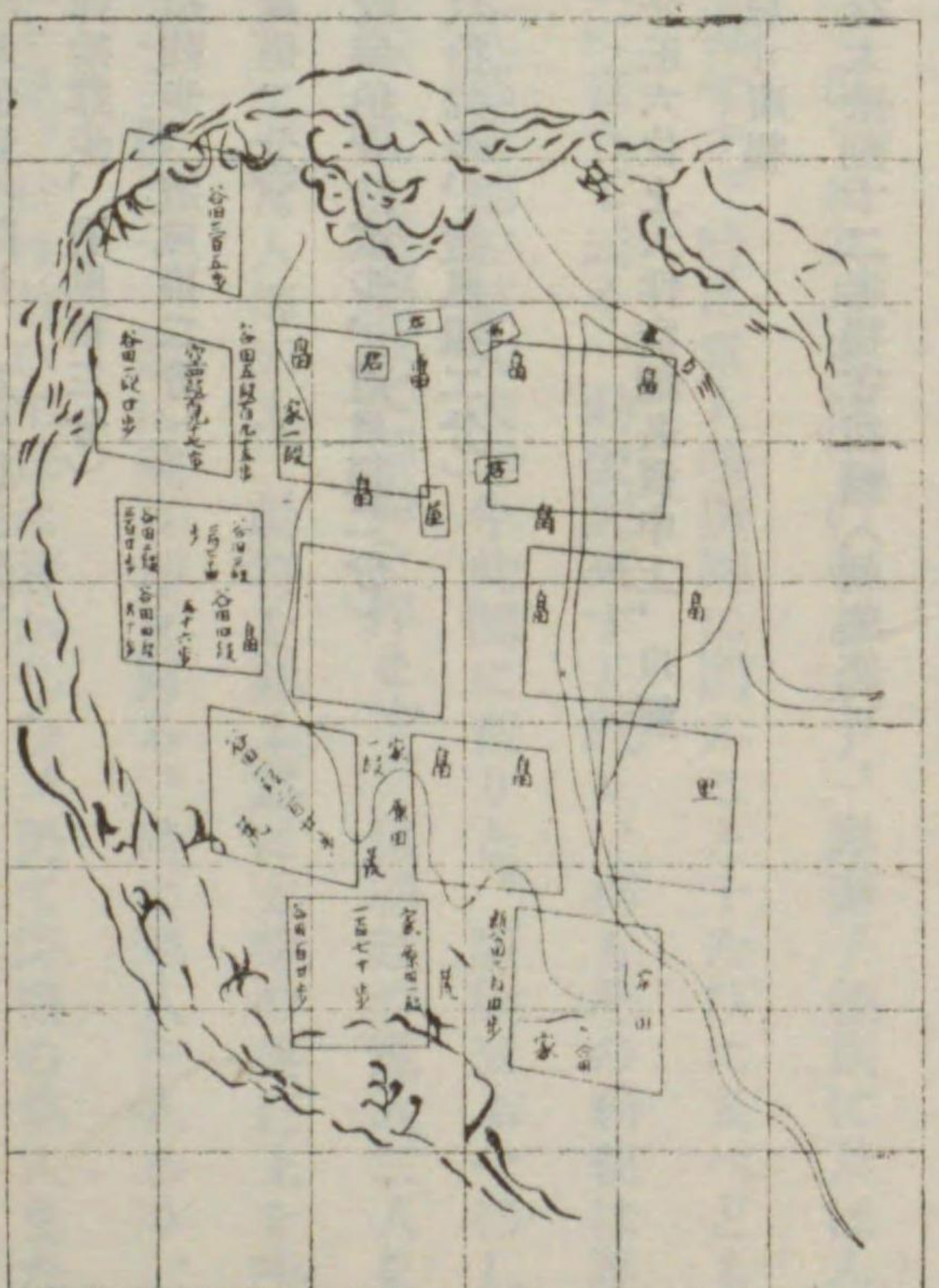
戸主山部羊戸三使部清麻呂田玖段壹伯貳拾步(參段貳伯陸拾肆步、遭風損四分)

戸主山部得麻呂田玖段壹伯貳拾步(參段貳伯陸拾肆步、遭風損四分)

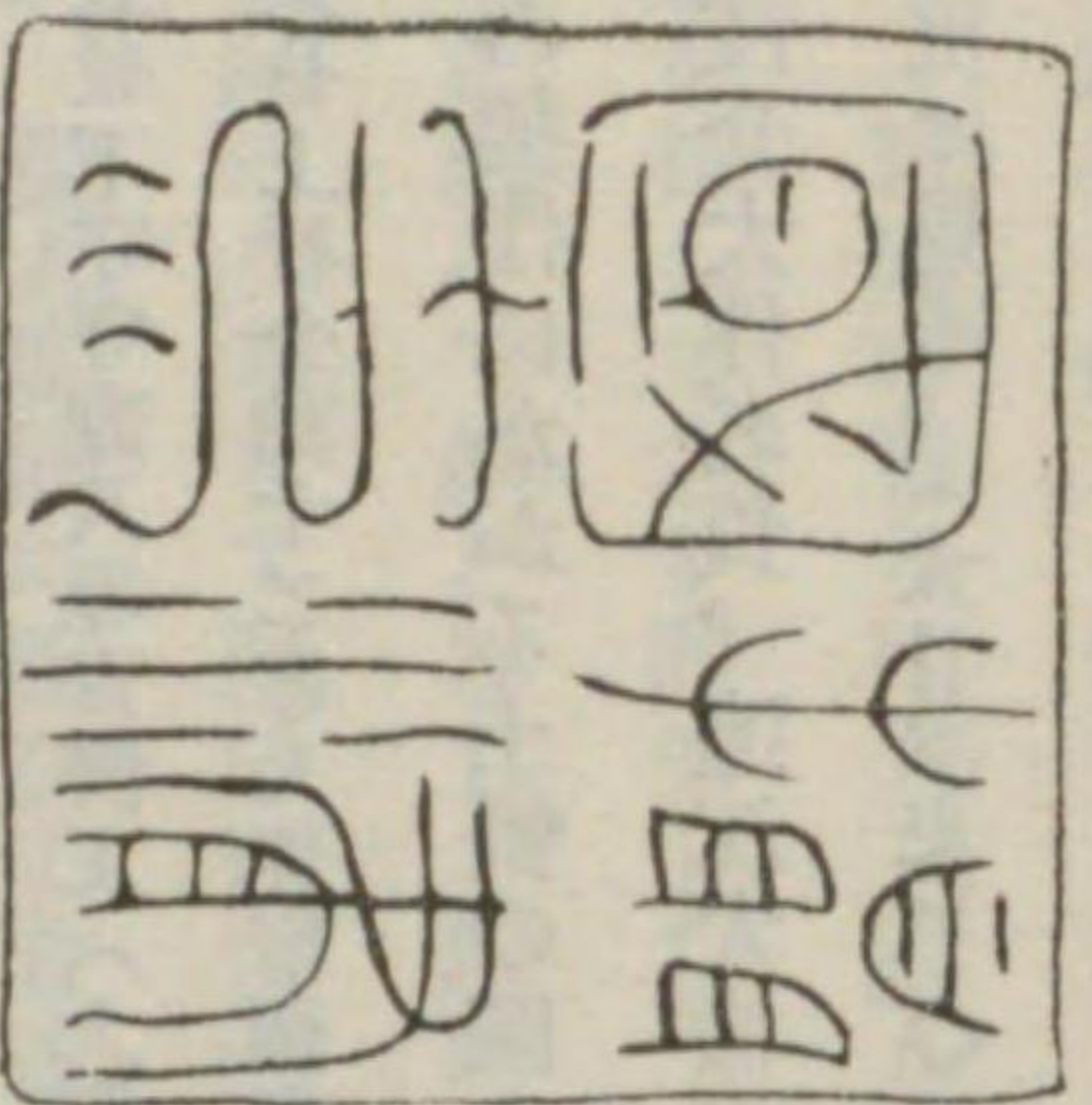
戸主敢石部百麻呂田壹町(肆段、遭風損四分)

戸主山部少根田壹町肆段(伍段貳伯壹拾陸步、遭風損四分)

鳥上郡土帳圖



後記行天表之
一、字致至成上
二、字致至成上
三、字致至成上
四、字致至成上
五、字致至成上
六、字致至成上
七、字致至成上
八、字致至成上
九、字致至成上
十、字致至成上



土帳圖

一、字致至成上
二、字致至成上
三、字致至成上
四、字致至成上
五、字致至成上
六、字致至成上
七、字致至成上
八、字致至成上
九、字致至成上
十、字致至成上

戸主山部伯勢田壹段壹伯貳拾步（肆段壹伯玖拾貳步、遭風損四分）
 戸主神人部稻村田貳段壹伯貳拾步（陸段壹伯肆拾肆步、遭風損三分）
 戸主神人部百鳥戸神人部木麻呂田壹町貳段（參段貳伯壹拾陸步、遭風損三分）
 戸主小長谷部奈爲田肆段貳伯肆拾步（壹段壹伯肆拾肆步、遭風損三分）
 戸主神人部色乎田壹町壹段壹伯貳拾步（貳段玖拾陸步、遭風損二分）
 戸主師部小真木田捌段（壹段貳伯壹拾陸步、遭風損二分）
 戸主早部布彌戸早部足島田玖段壹伯貳拾步（壹段參伯壹拾貳步、遭風損二分）
 戸主大湯坐部牧夫田壹町壹段壹伯貳拾步（貳段玖拾陸步、遭風損二分）
 戸主白髮部得麻呂田壹町（貳段、遭風損二分）

謹件天平十二年輪租交名、具注如件、仍附貢調使介正六位上大伴宿禰名貢申上、以解、

天平十二年十一月廿日正六位下行大目吳原忌寸廣根

從五位下守勳八等百濟王（大御贊使）正六位上行大椽勳十二等掃守宿禰（朝集使）

正六位上行介勳十二等大伴宿禰名貢 從七位下行小目我孫君島道（正倉院文書）

又當時の製作にかかる土帳の圖あり他國のものなれども資て以て参考とするに足るべし。

遠江少目
我孫公

伊豆流人
藤原良繼

○遠江介大伴名負、遠江大椽掃守氏、遠江大目吳原廣根、遠江少目我孫公嶋道等各其職に在り、各玆年十一月の史に見ゆ。（大日本史）
 ◇十三年正月廿二日、内大臣從二位藤原良繼、伊豆國に流さる。是れ兄廣嗣の事に坐せられたるなり。（續日本記・大日本史）
 此時に當て、僧支防宮闈に出入して醜聲あり。下道眞備朝に在りて之を匡す能はず。頗る物議を醸す。廣嗣太宰少貳となり、之を聞き表を上り、時政の得失を指し、天地

東海の兵
西上（廣
嗣反）

の災異を陳べ、因て以て僧正玄昉法師、右衛士督從五位下下道朝臣眞備を除かんと請うて聽されず。去年九月、遂に兵を起して反す。即ち勅して從四位上大野朝臣東人を大將軍と爲し、從五位上紀朝臣飯麿を副將軍と爲し、軍監軍曹各四人を附し、東海・東山・山陽・山陰・南海五道の軍一萬七千人を徵發し、東人等に委し、節を持して之を討ぜしむ。廣嗣即ち衆一萬許騎を率ゐて板櫃川に到り、親ら隼人の軍を率ゐて前鋒となり、木を編みて船となし、將に河を渡らんとす。時に佐伯宿禰常人、安倍朝臣蟲麻呂等、弩を發して之を射る。廣嗣の兵却きて河の西に到る。即ち常人等軍士六千餘人を率ゐて河東に陣し、隼人の兵をして呼ばしめて云ふ、逆人廣嗣に隨ひて官軍を拒捍する者は、直ちに其身を滅すのみならず、罪妻子親族に及ばんと。廣嗣に屬する隼人並に兵等、之を聞いて敢て矢を發せず。時に常人等廣嗣に問ふこと十たびに及べども、廣嗣尙ほ答ふる所あらず。良久くして馬に乗り陣頭に立ちて云く、勅使到來すと聞く、抑もその勅使は誰とかなす。常人等答へて曰く、勅使衛門督佐伯大夫・式部少輔安倍大夫等今此間に在りと。廣嗣云ふ今にして勅使を知ると。即ち馬より下り兩段再拜して申して云ふ。廣嗣敢て朝命を捍まず、但朝廷の亂人二人を請ふのみ、廣嗣敢て朝命を捍まば、天神地祇罰殺し給へと。常人等云ふ、勅符を賜ふ爲に太宰の典已上を喚す、何の故にか兵を發して捍來れる。廣嗣辨へ答ふること能はず。馬に乗り却き歸る。時に隼人三人あり、河中より泳來りて降服す。朝廷より遣す所の隼人等之を見、扶け救ひて岸に著かしむ。仍て降服の隼人また二十人あり。廣嗣が衆も亦十許騎官軍に歸す。廣嗣即ち退て軍を三道に分ち、鎮所に到るに他の軍未だ到らず。因て船に乗じて知駕嶋より發し、東風を得て往くこと四箇日、一嶋を海上に見る。衆何れの嶋なるを知らず。

船上の人或は之を就羅嶋といふ。時に東風猶ほ扇いて船海中に留り、肯て進み行かず。漂蕩すること己に一日夜、卒かに西風起つて更に船を吹き還しぬ。是に於て廣嗣自から驛鈴一口を捧げて云ふ、我は是れ大忠臣なり、神靈我を弃てんや、乞ふ神力に頼りて風波暫く静かならんことをと、鈴を以て海に投ず、然れども風波猶ほ止まず、勢いよいよ強く、遂に等保知駕嶋色都嶋に著く。時に十月二十三日なり。廣嗣は松浦郡值嘉嶋長野村に到り、无位安倍朝臣黑麻呂に捕獲られ、十一月一日終に斬らる。廣嗣の與黨、流罪せらるる者四十七人、良繼も其の一人なり。或は云ふ藤原田麻呂も廣嗣の弟たるを以て、同じく伊豆に流さると。廣嗣は式部卿馬養の嫡子にして、良繼はその第二子なり。○二月十四日、詔して諸國に七重塔一區を敬造し、寂勝王經等を寫さしめ給ふ。又國ごとに金光明四天王護國の寺、法華滅罪の寺を置かしめ給ふ。(大日本史) 勅立

國分寺建立詔

勅 朕以薄德、忝承重任、未弘政化、寤寐多慙、古之明主、皆能先業、國泰人樂、災除福至、修何政化、能臻此道、頃者年穀不豐、疫癘頻至、慙懼交集、唯勞罪己、是以廣爲蒼生、遍求景福、故前年馳驛、增飾天下神宮、去歲普令天下造釋迦牟尼佛像高一丈六尺者各一鋪、並寫大般若經各一部、自今春以來、至於秋稼、風雨順序、五穀豐穰、此乃微誠啓願、靈昭如答、載惶載懼、无以自寧、案經云、若有國土講宣讀誦、恭敬供養、流通此經王者、我等四王、常來擁護、一切災障、皆使消殄、憂愁疾疫、悉令除差、所願遂心、恒生歡喜者、宜令天下諸國各敬造七重塔一區、並寫金光明寂勝王經、妙法蓮華經各十部、朕又別擬寫金字金光明寂勝王經、每塔各令置

國分寺規定

一部、所冀聖法之盛、與天地而永流、擁護之恩、被幽冥而恒滿、其造塔之寺、兼爲國華、必擇好處、實可長久、近人則不欲薰爇所及、遠人則不欲勞衆歸集、國司等各宜存嚴節、兼盡潔清、近感諸天、庶幾臨護、布告遐邇、令朕意(續日本紀) 又有諸願等一條例如左

一 每國僧寺施封五十戶、水田一十町、尼寺水田一十町。

一 僧寺必令有廿僧、其寺各爲金光明四天王護國之寺、尼寺一十尼、其寺各爲法華滅罪之寺、兩寺相共宜受教戒、若有闕者、即須補滿、其僧尼、每月八日必應轉讀寂勝王經、每至月半、誦戒羯磨。

一 每月六齋日、公私不得魚獵殺生、國司等宜恒加檢校。(續日本紀)

一 願 天地地祇、共相和順、恒將福慶、永護國家。

一 願 開闢已降、先帝尊靈、長幸珠林、同遊寶刹。

一 願 太上天皇、太夫人、藤原氏、及皇后藤原氏、皇太子已下親王、及正二位右大臣橘宿禰諸兄等、同資此福、俱向彼岸。

一 願 藤原氏先後太政大臣、及皇后、先妣從一位橘氏大夫人靈識、恒奉先帝、而陪遊淨土、長願後代、而常衛聖朝、乃至自古已來、至於今日、身爲大臣、竭忠奉國者、見在子孫、俱因此福、各繼前範、堅守君臣之禮、長紹父祖之名、廣洽群生、通該庶品、同解憂惱、共出塵籠。

一 願 若惡君邪臣、犯此願者、彼人及子孫、必遇災禍、世世長生、無法處。

天平十三年二月十四日

此詔を奉じて創建したる國分寺を、今世の地理上より探求するに、或は廢寺となりて、其址のみ存するあり。或は小寺となりて、僅に存するものあれども、事實の明かならざるもの少なからず。其の概畧を記さば、凡そ左の如くなるべし。

伊豆國分寺址

伊豆國の國分寺は、三嶋大社の東に在りて、中古神宮寺とも稱せしが、後廢寺となれり。其址今に存して國分といふ。或は云ふ、今の塔ノ森と呼ぶ所は、即ち其址なりといふ説、寔に允當ならんと。又一説、國分寺は初め田方郡御門村に建立し、後塔森に移轉し、而して法華寺は、小久保に在りたりと。諸説何れも其據はあるべけれども、國分と塔森とは極めて近接し、國分橋といふ小橋も今に存すれば、其の位置も畧ぼ想像するに難からざるべし。(豆州志稿)

駿河國分寺址

駿河國の國分寺は、安倍郡安東村長谷に在りしが、後廢寺となれり。其址を龍池山東勸院と號す。或は龍池山國分寺と稱すと。何れが是なるを知らず。眞言宗にして、高野山無量光院の末なり。江戸幕府の時、朱印寺領八石を有し、境内七十間四方あり。開山は行基、本尊は藥師如來、日光月光二菩薩、十二神を安置せり。傳へ云ふ、武田信玄藥師の佛體を崩壞して、砲丸を鑄る料としたりと。

遠江國分寺址

遠江國の國分寺は、磐田郡見附町の南、國府八幡宮の西に在りて、今は廢寺となり、其址に小寺を營み、參慶山延命院と號し、東叡山の末たり。開山は行基菩薩なり。此地の畠中より古瓦の出づること、(遠江風土記傳・濰庵遺書)今尙ほ絶えず。或は大鏡山光明寺を、國分寺の址なりといふ者あれども、見附は古への國府

の附近といひ、掘出す古瓦の厚く大に布目の迹存するなど、かけても後世の物と見難き品といひ、且は其址といふ所に至り見れば、其の廣狭や其の高低や、其他一帶の地狀に就ても、臆氣ながら古の佛の偲ぶるものあれば、國分寺の址は此處なること疑なし。光明寺は、是より先金光明經を諸國の寺に納めしめられし事あれば、或は其の處にもあらんかと思ふは如何。

國分寺建立考

今此に國分寺のことを記すと雖とも、直ちに此年に建立したるものと思ふべからず。是より先、天平九年、已に國ごとに釋迦佛の像一軀、挾持菩薩の像二軀を造り、兼て大般若經一部を寫さしめ給ひたることあるのみならず、神龜二年には、諸寺に光明經を讀ましめ給ひしこともあり、又文武帝の朝には、諸國に國師を任命し、持統天皇は毎年正月必ず光明經を讀誦せしめ、天武天皇は家ごとに佛壇を作らしめ給ひしこともあれば、土地によりては和銅の頃、已に國分寺の建立ありたるもあるべく、又土地によりては、此後尙ほ容易く建立せず、督促に督促を加へて、漸く建立したるもあるべし。そは此後しばしば發せらるる詔に因りても知らるるなり。然れば國分寺の各國に漏れなく建立せられしは、何年なるか詳かならざれども、最も遅きは桓武天皇の朝なりといへば、其の遅遅たる狀も推知するを得ん。而して其の國分寺の完成せし時は、また已に衰頽の狀を現はしたる時なるを忘るべからず。又國分寺の位置につき、種種の説あれども、國分寺の位置は、國府附近に置くが古風なりといふは、寔に當時の狀に悉しく、且つ史をも能く讀みたる、穩當の説なるべく、

國分寺位置

又僧尼二寺の位置は、概ね國府を中間に挟みて、互に反對の方向にありたるものにて、其の距離は、凡そ今の道法一里ばかりもありきといふも、男女の關係より考へて、然かあるべく信ぜらるるなり。然らば國分尼

寺の如きも、亦國府附近に建立ありたるべけれども、遠・駿・豆ともに尼寺の址存せざるは惜むべし。或は尼寺の建立は、終に果さざりしか。そは暫く措き國分寺の位置は、國府附近なりしこと明かなれば、遠州の國分寺を、其の國府なる見附より、五六里も隔たりたる光明山なりといふ説は、殆んど信するに足らざるなり。(續日本紀・難波江・神皇正統記)

野乃舍隨筆云、國分寺は、今の世に稀に存するもあれど、大略金光明寺のみにて、法華滅罪寺といふはなし。彼の聖武天皇の御時建てられたるは、一ヶ國に二寺にて、一寺は金光明四天王護國寺といひ、一寺は法華滅罪寺といひて尼寺なり。此の尼寺は、大和の法華寺のほか、其の舊蹟を今に知る人なし云云。廢帝卷に天平寶字五年六月庚申、其天下諸國、各於國分尼寺奉造阿彌陀丈六像一軀、脇侍菩薩像二軀とあり。今稀に存する國分寺の本尊をみるに、多く藥師なり。阿彌陀佛はなし。

○三月八日、外從五位下左兵衛佐小野朝臣東人、伊豆國三嶋に配流せらる。初め東人は廣嗣の事に坐し、平城獄に下りしが、尋で又東西の兩市に於て、各五十の決杖を被りて後、伊豆に流されたるなり。(續日本紀) 東人伊豆に居ること數年、赦され還て治部少輔となり、勝寶中備前守となり、寶字元年從五位上に至りしが、奈良鷹の事に黨し、覺れて左衛士府に逮繫せられ、拷掠杖下に死せり。爰に伊豆三嶋といふは、伊豆國海嶋の總稱にして、特に一嶋を指すにあらず。其の一の地名となりしは後の事なり。即ち三嶋は御嶋の謂にして、事代主神の鎮座し給へるより起りしなるべし。事代主の神は即ち三島神にして、此の神社の今の三嶋に遷座せらるるに及び、地名までも遷されしものと知らる。後世西行法師の歌にも『我戀は三嶋の沖に漕出

三嶋流人
小野東人

でてなほぞ煩ふ海人の釣舟』とあるにて知るべし。或は三嶋を大嶋なりともいふ。(續日本紀和名抄)

或又曰く、今賀茂郡に小野村といふ村落のあるは、東人などの住みたる所にはあらざるか、此處に小町家といふ塚もありて、一の傳説を残せり。昔此處に公卿の流され人の住むことありしが、一年禁裡より、歌題を賜ふことありて、水底月といひけり。さていふやう此歌詠み得たらんには、召還さるることあらんと。此に於て、如何にもして詠出でんと、沈吟良久しうしたれど、遂に詠むこと能はざりき、時に流人に一人の婢あり、傍にありて其のさまを見、一首を詠み出でて主に示しけり。

浮草を搔分け見れば底の月爰にありとは誰か知らなむ

主見て、幾たびか冥想吟詠して大によるこび、急ぎしたためて、禁裡に奉りければ、流人は幾何もなく赦されて、都に還りぬ。婢も隨ひ歸りしが、是より東小町といふ稱號を賜はりたりとぞ。されば今も小町川・蘆屋里等の地名も存するなりと。然れども小町の歌は、此外に傳はるものなし。云云(傳説)

國分尼寺 ○此歲始めて國分尼寺を造り、法華滅罪寺と號し、十尼を置かしむ。即ち藤原太後の宮を寺と爲し給ひしなり。又四天王護國寺を造り、別に金光最勝法華經各一部之を安ぜしむ。帝又別に三部經を寫さしめて、各一部を給ふ。(濫觴抄・類聚三代格) ◆十四年夏四月十日、從五位下日下部直益人に、伊豆國造を賜ひ、伊豆直の姓を賜ふ。(續日本紀・豆州志稿) ○秋七月、官租を國分寺に納めしむ。(元享釋書) ○十月十七日、鹽燒王伊豆三嶋に流さる。初め王事に坐し、女孀四人と捕へられ、奈良獄に下り、此日遂に伊豆國に流さる。(續日本紀・日本紀略) ○此歲藤原良繼赦されて、伊豆より京に還り、少判事に補せらる。後又數年を経て、宮内

大輔兼上野守に改めらる。時に惠美仲麻呂政を擅にし、三子並に參議に任ぜられ、良繼位其下に在りければ、内に慚憤を懷き、佐伯今毛人、石上宅嗣、大伴家持等と、之を除かんと謀る。右大舍人弓削男廣その計を知り、之を仲麻呂に告ぐ。仲麻呂逮捕して吏に下し鞠問せしむ。良繼曰く、吾獨り謀あり、他人罪なしと、仲麻呂乃ち其の大不敬を劾し、姓を除き位を奪ひ、居ること二歳、仲麻呂謀反して近江に走る。良繼即日詔を奉じ、兵數百に將として之を追討す。因て從四位下勳四等を授けらる。亂平ぎ正四位上に叙せられ、太宰帥となる。寶龜二年超えて内臣に拜せらる。是より志を得て政を專にし、與奪已に由る。八年秋疾に寝し、尋て薨年六十二。從一位を贈らる。女乙牟漏、桓武天皇の皇后となり。平城・嵯峨二帝を生む。平城帝即位し給ふや、其の外祖たるを以て、太政大臣正一位を贈られ、妻安部氏も正一位となる。良繼の弟に藤原百川といふ者あり、また名臣なり。(續日本紀・大日本史) ◇十五年十月十七日、調庸等の物、皆な紫香樂宮に貢せよと令せらる。此令の下りたるは、東海・東山・北陸二十五國と聞ゆ。(續日本紀・日本紀略) ◇十六年七月廿三日、調庸貢獻

國分寺費 詔あり。國國の正稅四万束を制取て、國分僧尼兩寺に入れ、其息を以て造寺の用に充てしむ。詔に曰。四畿内七道諸國國別割ニ取正稅四萬束以入ニ國分僧尼兩寺各二萬束毎年出舉以其息利永支ニ造寺用ニ但志摩國分ニ充尾張國ニ壹岐嶋分ニ充肥前國ニ多嶽對馬不在此限。

天平十六年七月廿三日

(續日本紀)

巡察使權 限 ○九月十五日、正五位下石川朝臣年足、東海道巡察使を命ぜらる。判官主典各一人從ふ。此日、八道の巡察使みな命ぜられしといふ。(續日本紀・大日本史) ○廿六日、勅を八道の巡察使に下し給ふ。曰く、

是行使等 問 事條國郡官司依實報告者縱當死罪咸原勿論若有經問不臣被使勘獲者事雖細小依法不容使宜愍勸告示一事以上准勅施行(續日本紀)

巡察使規定三十二條

○廿七日、勅して三十二條を巡察使に頒ち給ふ。事は別勅に具せらる。勅に曰く、凡頃聞諸國郡官人等不行法令空置卷中無畏憲章擅求利潤公民歲弊私門日增朕之股肱豈合如此此自今以後宜依頒條每四考終必加訪察奏聞上即隨善惡黜陟其人遂令涇渭殊流賢愚得所若有巡察使詔曲爲心昇降失理當實法律以明勸沮無偏黨清風肅俗拔自常班處以榮秩宜告所司知朕意焉(續日本紀・大日本史)

又口づから三十條を勅せらる。事は具に別勅に在り。又勅せられて曰く、爲檢天下諸國政積治不令差巡察使分道發遣但比年以來所任使人訪察不精黜陟有濫吏民由是未肅風化所向擁故今具定事條仰令巡檢唯恐官人不練明科多犯罪德還陷法網仍垂非常之恩特開自新之路其國郡官司雖犯謀反大逆常赦所不免咸悉除免一切勿論但情懷姦僞不肯吐實使人存意再三喻示若是固執猶不首伏者依法科罪普天率土宜知朕懷焉(續日本紀) 此詔を奉讀せば、當時の國郡司等は、常に如何なる事を爲したるか、之を檢察する巡察使等、また賄賂に因て愛憎を擅にせざりしか、而して天皇の之を憂ひ給ふ大御心は、如何に深くましますかと、畏くも推量り奉らるるなり。列聖の憂ひ給ふところは、常に民の上にならせらるるに、其の御心を奉承する官人の少きは、古今を通じての憾みとやいはむ。◇十七年二月十四日、鹽燒王を徵して、伊豆國より京に入らしめ給ふ。王

鹽燒王召 伊豆に住給ふこと四歳、此に至て召還され、明年爵に復す。後奈良麻呂の謀覺るるや、王また罪せられんとす。天皇その父新田部親王の故を以て、之を罪し給ふに忍びず、罪を免して宣く、自今以後宜しく明直を以て、朝廷に奉ぜよと。寶字二年從三位に進み、姓水上真人を賜はり、八年文部卿を兼ね。惠美押勝反するに及び、王を立てて帝となす。押勝敗れて誅せらるるに及び、王も亦斬らる。(續日本紀) ○十一月二十七日、公解の制 制して諸國の公解を定めらる。制に曰、

諸國、公解大國四十萬上國三十萬東中國二十萬東就中大隅薩摩兩國各四萬東下國十萬東就中飛驒隱岐淡路三國各三萬東志摩國壹岐嶋各一萬東若有正稅數少及民不肯舉者上不必滿限其官物欠負未納之類以茲令填不許更申又令諸國停止仕丁之廩(續日本紀)

今延喜式を按ずるに、遠・駿・豆三州共に上國に列すれば、當時も亦上國に位せしならんか。然らば此時の公解は三十萬東なりしなり。

一説、公解の割方古來詳ならず、守は六分の積り、介を四分と云ひ、椽を三分と云ひ、目を二分といひ、史生を二分と云ふ。一説にたとへば、一萬束の稻ならば、

守五千束 介二千束 椽千五百束 目千束 史生五百束。

又一説に、たとへば一萬六千束の物を、守は六千束、介は四千束、椽は三千束、目は二千束、史生一千束、合せて一萬六千束なりとの算用にして、一萬束なりとも、如此に割事なりといへり。(卯花園漫錄)

東海道鎮撫使 〇十八年夏四月五日、中納言從三位藤原朝臣豐成、兼東海道鎮撫使となる。(續日本紀) ○十一日、正五位

遠江國守

下百濟王孝忠左中辨となる。(續日本紀) 孝忠は先に遠江國守たりし人なるに、今左中辨となるを見れば、大原櫻井の遠江守に任ぜられしも此頃なるべし。但し孝忠の遠江守に任ぜられしは、天平十年四月に在れば、或は數年前に更替したるにもあらんか。其の年月詳かならず、○此月、僧行基一寺を遠江國止牟麻久山に創建し、眞葭堂といふ。天皇の勅願所にして又定額寺たり。後神戸郷に移し摩訶耶寺といふ。神戸郷は引佐郡に在りて、岡本、大福寺、摩訶耶寺、只木、平山五村の總稱なり。(遠江風土記傳) ○九月、遠江守櫻井王、初鴈の歌を賦して 天皇に奉る。曰、

九月之其始鴈乃使 爾毛念 心者可聞來奴鴨(萬葉集)

天皇これを叙覽あらせられ報和を賜ふ。御製に云、

大乃浦之其長濱爾絲流浪 寬公乎念 比日(萬葉集)

大乃浦

此の贈答の歲月詳かならず、只櫻井王の歌詞に依りて此に記すのみ。大乃浦は於保郷の海濱にして、中泉の南に、上下大之郷と呼ぶ村あり、是なるべし。於保郷一に飢寶郷と稱するは、國音相同じきに因る。此浦後に潮去て田畑となり、村落となるもの少なからず。而して此の村落に嶋名及び潮水に因む名を帶べるもの甚だ多し。大嶋・小嶋・中嶋・南嶋・西之嶋・長江・大江・大和田・大原・西部に鮫嶋などもあり。必竟するに此浦は、今乃浦等と相連り、國府の南に接し、漕運交通の門となり、船舶の輻輳したる所なり。二の宮村の大池は、此等海水の今に存する遺物なり。(遠江風土記傳) ○十二月十日、七道の鎮撫使は悉く停めらる。(續日本紀) 〇十九年二月十一日、遠・駿・豆の三ヶ國の民戸を割きて大安寺の食封に加へらる、大安寺伽藍緣起並流記啓

財帳に云。

合食封壹仟戸（在土佐備後播磨丹波尾張遠江信濃相摸武藏下野常陸上總等國）

合論定出舉本稻參拾萬束

在遠江駿河伊豆甲斐相摸常陸等國（正倉院文書）

鯨ヶ池

○三月三日、駿河國鯨ヶ岡、俄かに大水を噴出して池沼となる。此池、賤機山北西の麓に當り、東西二町三十五間、南北三町十二間、面積五町一段餘、深一丈二尺、周圍十町四十四間あり。是れ固より後世計る所なれども、略ぼ當時の概狀を知るに足らんか。此地もと鯨鯢の形したる丘陵なりしを以て、其名を負ひたるに、池沼となるに及で尙ほ其名を改めず。今も鯨ヶ池と稱す。風景最も閑雅にして、常に鴈鴨の逍遙するを見る。○四月、從五位下檜原造東人、駿河守に任ぜらる。（續日本紀大日本史）○九月廿六日、朝廷令して金光明寺に食封一千戸を宛てられしが、内に遠江・駿河二國の民戸も加へられたりき。

駿河國司
檜原東人
金光明寺
食封

金光明寺宛ニ食封一千戸

遠江國磐田郡五十戸

駿河國百戸 益頭郡五十戸
富士郡五十戸

（他國略之）

奉今月廿一日、勅倂件封宛ニ金光明寺ニ其收停期更待ニ後 勅ニ者

天平十九年九月廿六日

（東大寺要錄）

國分寺建
立地の檢

○十一月七日、詔して石川年足・阿部小嶋・布勢宅主等を、諸道に分遣し、國分寺建立の地を檢し、其の建立を急かしむ。

朕以ニ去天平十三年二月十四日、至心發願、欲レ使ニ國家永固、聖法恒修、遍詔ニ天下諸國、國別令レ造ニ金光明寺法華寺、其金光明寺、各造ニ七重塔一區、並寫ニ金字金光明經一部、安置ニ塔裏、而諸國司等、怠緩不レ行、或處寺不レ便、或猶未レ開基、以爲天地災異、一二顯來、蓋由レ茲乎、朕之股肱、豈合レ如此、是以、差ニ從四位下石川朝臣年足、從五位下阿倍朝臣小嶋、布勢朝臣宅主等、分レ道發遣、檢ニ定寺地、并察ニ作狀、國司宜下與ニ使及國師、簡ニ定勝地、勤ニ加營繕、又任下郡司勇驍、堪ニ濟諸事、專令ニ主當、限ニ來三年前、造ニ塔金堂僧房、悉皆令レ了、若能契レ勅、如レ理修造之、子孫無レ絶、任ニ郡領司、其僧寺尼寺水田者、除ニ前入數、已外更加ニ田地、僧寺九十町、尼寺四十町、便仰ニ所司、懇開應レ施、普告ニ國郡、知ニ朕意ニ焉。（續日本紀・遠江風土記傳・傍廂前編）

素服舉哀

元明天皇
の供養

以て當時國分寺建立の概況を見るべし。而して我が嶽南は、如何なる狀況に在りしか、未だ事實の徴すべきものを見ず。◇二十年四月廿二日、勅を奉じて哀を擧ぐること三日、四畿七道悉く然りといふ。これは月廿一日、太上天皇崩じ給へばなり。太上天皇は寢殿に在して崩じ給ふ。春秋六十有九。後に元正天皇と諡す。（續日本紀・日本紀略・遠江風土記傳）○廿八日、天下悉く素服す。此日、太上天皇を佐保山陵に火葬あらせらるるに因る。（續日本紀）○五月八日、太上天皇の爲に、供養を營むべしと勅せらる。勅に曰、
令下天下諸國、奉ニ爲 太上天皇、每至ニ七日、國司自親潔齋、皆請ニ諸寺僧尼、聚ニ集於一寺、敬禮讀

事蹟

經上(續日本紀)

免租 ○冬十月廿八日、詔ありて田租を免ぜらる。京畿・七道悉く然り。(續日本紀・日本紀略) ◆廿二年二月二日、

行基寂す 大僧正行基和尚寂す。和尚は藥師寺の僧にして、直粹天挺徳範風に彰れたり。初め出家せし時、瑜伽唯識論を讀みて、即ち其意を了しぬ。既にして都鄙に周遊して衆生を教化せしに、道俗化を慕ひて追従する者、動もすれば千を以て數ふ。行く所和尚の來るを聞けば、争ひ來て禮拜し復た巷に居人なし。和尚之に接し器に従ひて誘導し、咸に善に赴かしむ。又弟子等を率し、諸の要害の處に於て、橋を造り跛を築かしむるに、聞見の及ぶ所咸に來て功を加ふれば、何れの所も不日にして工を竣ふ。故に百姓今に至り其利を蒙ること多し。天皇深く之を敬重し給ひ、詔して大僧正の位を授け、並に四百人の出家を施す。和尚靈異神驗類に觸れて多く、時人號して行基菩薩といふ。行基の留止する處には皆な道場を建てしが、其の畿内に在るもの凡そ四十九處、諸道にも亦往往ありといふ。而して弟子相繼いで皆な遺法を守り、今に至りて尚ほ住持し、敢て其法を失墜せず。寂する年八十。行基は俗姓高志氏、和泉國の人なり。行基を和泉の人とするは、續日本紀の説にして、我が遠州に於ては之を遠江國の人となす。其の遺跡の存するもの二三を擧ぐれば、實に左の如し。

四方淨村

遠州引佐郡井伊郷に、四方淨といふ村あり。是れ行基菩薩誕生の地にして、正しくは四方淨土と稱するなり。堂一宇あり、行基菩薩の靈を祭る。池一箇あり、傳へて云ふ。菩薩諸國を行化し、還て故郷に到れば、郷人戯れに魚を捕へて此の池邊に宴し、膾を以て菩薩に薦むるに、菩薩辭せずして之を喫し、池に臨みて吐出すれば、膾みな小魚となつて游泳し去ると。元亨釋書の説く所も之に同じ。而して池は乃ち此池なり。

久留米木村
伊平村佛坂

同じく井伊郷に久留米木といふ村あり。四方淨と相隣る。行基行化して古郷に還り、一老媪に言うて曰く、我久しく旅中に在りて衣服垢きたり。媪幸に洗ひ給はずやと。時たまたま五月半なりしかば、媪辭して曰く、御僧の命なれども、今は挿秧の時にて、寸時を争へば、衣服を洗ふ暇なきを如何せん。菩薩曰く、我が衣服を洗ひ給はば、我將に媪に代りて早苗を植うべしと、即ち藁を以て人形數多を造り、携へ往きて之を田ことに置けば、偶人ども忽ち起ちて東西に周旋し、手ごとに苗を持ちて植ふ廻り。尋で植ふ畢れば、各水口より流れ去り、流れのまにまに反轉して此地に到り止まる、故に此地を名づけて、クルメキと呼ぶとぞ。

伊平村といふは、また井伊郷にして、四方淨の南に隣せるが、其の四方淨との界に、佛坂といふ坂あり。行基菩薩四方を遊化して、還て此地に止まり、四佛中尊の木像を彫り、以て茲に安置す。故に佛坂と稱すといふ。佛堂今尚ほ存せり。(遠江風土記傳・傳説)

西樂寺
醫王寺
法多山尊永寺

他は暫く略す。行基嘗て遠州に西樂寺と醫王寺とを創む。二寺共に勅願所にして、醫王寺は山名郡鎌田に、西樂寺は周智郡市場に在り。(遠江風土記傳・寺記) ○此頃勅に因て堂宇を遠江國に創建し、法多山尊永寺と號し、觀音の像を安置して勅願所とし、毎年勅使を差遣せらる。寺は山名郡石野村法野に在り。堂塔盛大にして六十二ヶ坊ありきとぞ。法野は横一町餘、縦十町許の谷にして、勅使の參拜あるごとに、此處に不斷の茶屋を營み、勅使を厚く饗しければ、勅使悦びて、法の野に入る云云と歌ひしより、其言に因りて土地を名けしといふ。此處に勅使塚といふあり。之を口碑に聞くに、勅使の參拜には定まりたる時刻あり。然るに或年の事、勅使時を誤り、此處に到りて已に鷄鳴を聽けり。因て大に恐れて勅使自殺す。是れ其屍を葬る處と。

天平感寶 (遠江風土記傳) ○四月十四日、改元の勅下る。

無間鐘

天平廿年四月太上皇崩、御代年號、爾字加賜、改天平廿一年、爲天平感寶元年、(續日本紀、遠江風土記傳)

○當時遠江國菊河の東壑に黃道といふ仙人あり。一たび弘誓の大願を發するや、一箇の洪鐘を鑄て、之を淡ヶ嶽の絶頂に掛け、尋で跡を晦まし、去て行く處を知らず。此後如何なる人の言出しけるにか、人若し此鐘を撞くときは、世界の財寶立るに集り、富貴を得ること意のままなりと。愚民聞て以て信となし、洪鐘を衆寶盆に比し、撞木を搖錢樹に準へ、密に到て撞かんとする者多し。然れども未だ撞く能はず、却て深谷の底に墮ち、生ながら無間地獄に若む者ありしかば、世に之を無間鐘と稱せり。一日行脚僧あり。來て此鐘を見て以謂らく、永く此鐘を掛け置かば、幾何の人を損するやも計るべからず。若かず此山に穴を穿ち、此鐘を埋めんにはと。即ち山嶺を穿ちてこれを埋め、上に一字の草堂を建て、觀音の像を安置す。是れ今の觀音堂なり。此後また此山に鐘を掛くる者なし。此に因て説をなす者あり。曰く、黃道は救世觀音の權化、行脚の僧は、是れ黃道の後身にして、衆生濟度の方便なりと。又曰く、此鐘を撞く者は、必ず福德を得て富貴を得れども、末世は無間地獄に落つと傳へたり。今は土中に埋みて撞く能はず。然れども貪慾の人はせめても、鐘を埋めたる上に至て、足を以て踏鳴らすと謂へり。惣じて金銀を倦くまで貯ふるに耽るものは、神佛を蔑にして五常を離れ、大慾無道にして、他の憐みを知らず。利慾のために胸鐘といひて、我胸の鐘を朝夕撞て、諸行をつとめず。無常を辨へず。慾心を以て人を寂滅せしむ。是れ則ち無間の鐘なりと。佐野郡大鹿村に黃道仙人瀧といふあり。此瀧の上は即ち仙人の居址にして、瀧の名も亦仙人の名に基づく。瀧の水は今絶え絶えに、音も絶えて久しくなりぬれど、名こそは流れて尙ほ聞ゆるなり。而して大鹿村は佐野・榛原兩

黃道仙人瀧

萬福長者

郡の境なる菊川の西岸に在るなり。因に此村の東隣小武長村に、萬福長者の宅址と稱するものあり。何れの頃の人にや。

吸江山平田寺領寄

○天平感寶元年五月廿日、天皇勅して遠江國榛原郡相良郷吸江山平田寺に、絶綿布稻及び寺田を寄せ、天下泰平兆民安樂を祈禱せしむ。詔に曰く、

絶伍佰疋綿壹千屯布壹千端稻壹拾萬束墾田地壹佰町以前捧上件物以華嚴經爲本一切大乘小乘經律論抄疏章等必爲轉讀講說悉令盡竟遠限日月窮未來際敬納彼寺永爲學分依此發願 太上天皇沙彌勝滿諸佛擁護法藥薰質萬病消除壽命延長一切所願皆使滿足令法久任拔濟群生天下太平兆民快樂法界有情共成佛道

復誓其後代有無道之主邪賊之臣若犯若破障而不行者是人必得破辱十方三世諸佛菩薩一切賢聖之罪終當落大地獄無數劫中永無出離復十方一切諸天梵王帝釋四天王天龍八部金剛密跡護法護塔大善神及普天率土有大威力天神地祇七廟尊靈並佐命立功大臣將軍之靈等大禍永滅子孫若不犯觸敬懃行者世世累福詔隆子孫共出塵城早登覺岸

天平感寶元年五月二十日

勅

正一位左大臣兼太宰帥	橘	宿禰	諸兄
右大臣從二位	藤原	朝臣	豐成
大僧都法師	行	信	

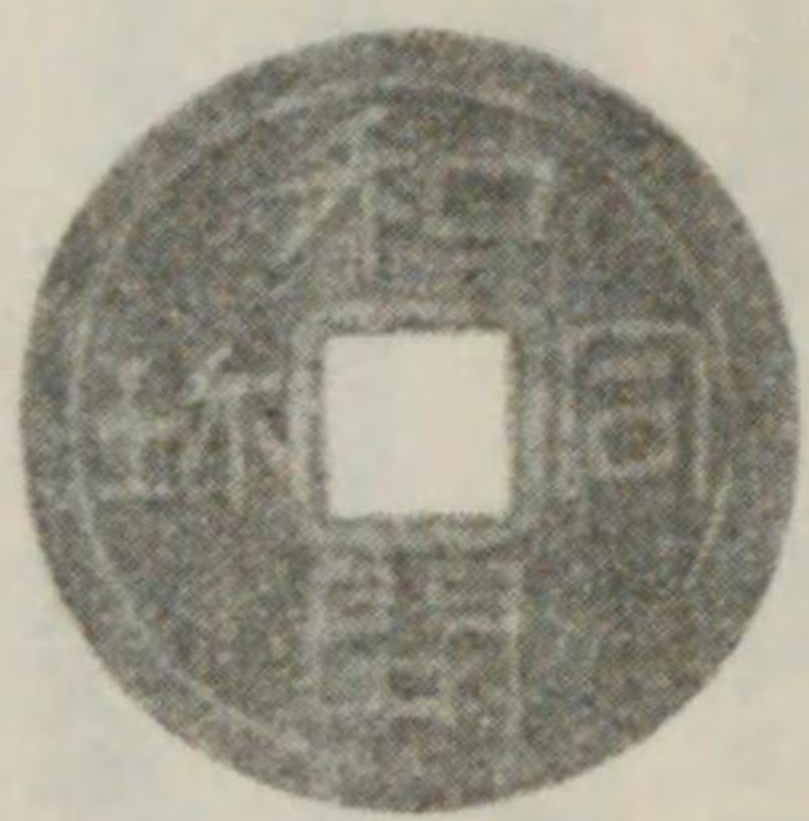
此の勅書、凡そ三百廿九字、神璽の朱印、大さ凡そ二寸なるを、凡そ三十ばかり押捺せりといふ。(平田寺

熱海温泉
噴出

所藏・遠江風土記傳

○六月、箱根金剛院の主僧に萬卷といふ者あり。久しき前より伊豆國に噴出する熱湯の、

和銅開珎



和同開珎

空しく海中に流散するを惜み、且つ魚介の爛死するもの多きを憐み、如何にもして此の熱湯を人の用に供し、又魚介の死を救はんと心を苦め居しが、會神あり小童に憑り託して曰く、此の温泉に浴せば能く疾を治せんといふ。萬卷之を聞き、大に悦びて郷人と議し、其の泉脈を尋ねて、之を山腹に導き、其傍に少

湯前權現

名彦命を祭り、藥師佛を本尊として湯前權現と稱す。(豆州志稿) 此泉は則ち今の熱海の大湯なりといふ。或は云ふ、太古天孫の未だ天降りまさぬ頃の事なり。大己貴尊深く我が秋津洲の蒼生の天折多きを憫び給ひ、少彦名命と計り、始めて藥湯泉の術を製り給へるが、伊津神湯も其一にして、箱根の元湯のことなり。是れ尋常の温泉にあらず。晝夜二たび山鳴り、岩窟の中より火焰噴起し、沸湯を噴出すること甚だ烈し、然

萬卷の塚

聖武天皇
讓位

新羅堂

れども其の鈍湯をば樋を以て導き、湯壺に盛り湛へ、身を浸し浴するに、諸病悉く治愈せずといふことなしといふは、此の温泉のことなりと。萬卷の塚は桑原村に在り。今樺の古木ありて標となる。此に神宮堂と呼ぶものあり、昔の守塚堂なりといふ。○七月二日、天皇位を皇太子に讓り、元を改め天平勝寶といふ。(續日本紀・遠江風土記傳) 天平感寶の號は常の年代記に見えざる年號なれども、其故は斯く其の期間の短きに因る。(愚管抄) ○世に傳ふ、先是、神龜元年、天皇御願あり、奥山村富卷山新羅堂(震良堂)御建立あり、本尊は行基作四尺四寸の正觀音、七堂伽藍の大寺なり。今は零落して堂計り残ると、(遠江古跡圖繪) 眞葭堂建立の同所同時代なるは何故か。○此朝遠江國の國郡司鄉民等相率ゐて、堂宇を磐田郡向阪郷に起

磐田山增
參寺

し、磐田山增參寺と號す。初め丹生直弟上といふ者あり。(大日本史) 磐田郡の人なり。弟上佛を信ずること篤く、塔を造て以て己の所願を達せんと欲すれども、力足らずして未だ果さず。然れども一念未だ忘るる能はず、毎に懷を輪す間に、歲月は人を待たず、弟上七十歳、妻六十二歳の春を迎へたり。然るに爰に奇なるは、茲年其妻身みて、女子を産みたることなり。女子生るる時、左手を捲きて放たず、父母怪みて之を開かんとすれば、彌卷きて彌舒びす。父母憂ふること甚しく、日夜佛に祈る。而して慈愛哺育すること亦世の常ならず。漸く長するに隨ひ、面容の端正なること、聖賢も及びがたく見えしが、年七歳に至り、自から手を開き母に示して曰く、これを見よと、母驚いて瞻れば、豈に計らんや、掌中二箇の舍利あらんとは、父母歡喜して且つ奇とし、壇を設けて之を祭る。此事忽ち遠近に流轉して、國郡郷里の參拜する者踵を絶たず。賢愚老少相率ゐ、集り至りて七重塔を建て、彼の舍利を安置し以て供養し畢ぬ。これ即ち磐田寺の塔なり。塔立ちて後、其子忽ちに死す。(遠江風土記傳・日本靈異記) ○伊豆國賀茂郡岩科村に大蛇あり。先に甲州の獵夫某を害せしことあり。其子二人來りて之を射殺し、以て父の讐を報ず。岩科村の南に大池あり。大蛇常に此に潛み居て、樵夫の害を爲すこと少なからず。たまたま甲州の獵夫最も射を能くし、岩科の山口に來り、野猪熊鹿を獵するに會し、邑人等至て其患を談す。獵夫曰く、我射て之を除くこと易易たるのみと。邑人等大に悦んで曰く、子若し能く之を除き給はば厚く謝せんと。即ち郷人十數人各弓鉞を手にし、導きて與に池邊に到り告げて曰く、此峰を隔てて、彼方に尙ほ一の槍ヶ原池といふあり。大蛇は常に兩池の間を往來し、以て猪鹿若くは樵夫を吞噬して食とすと。獵夫是より日に山に至て之を窺ふに、一日終に還來らず。郷人驚いて謂

伊豆の大
蛇退治
(甲州の
二女)

らく、是れ必ず蛇の爲に害せられしならんと。即ち村を擧つて山に登り、道を分けて之を索むるに、果して原草血に染み、弓矢の傍に放棄したるを見る。郷人之を憐むと雖ども詮なく、急に之を其家に報ず。獵夫の家に二女あり、亦射を善くす。之を聞いて大に悲歎し、措くこと能はず。遂に二人相議して、父の讐を報ぜんとす。依て二人相携へて岩科に到る。郷人之を哀み、力を協せて蛇を索め、遂に之を射殺し、以て父の讐を復し、喜びて共に歸去る。今蛇腐といふ所は、即ち蛇の斃れし地にして、小杉原の水涯に在り。其の大蛇と稱する草庵は、蛇の菩提を祈るが爲に營む所、姉ヶ窪・妹ヶ窪は、姉妹の蛇を待ちし所、而して其の回嶺は蛇の踰えし所といふ。又一條村の山中塔之平の大石上には獵夫の石碑あり。姉妹の名と共に朽ちず。○當時京人の族の、駿遠に住する者數多あり。其の神直、神人部の二族は、遠江國濱名郡に在りて、大神乃ち今中郷村に住し、刑部氏は、駿河國志太郡刑部乃ち今の青部村に住せり。又矢田部氏は、益頭郡八田乃ち今の藪田村に、半布臣は、安部郡埴生乃ち今の小瀬戸村に、而して宍戸部身麻呂は、駿河郡宍戸乃ち今の獅子濱村に住す、子孫悉くは詳かならざれども、其名永く地名となりて存せり。

【孝謙天皇】天平勝寶元年七月二日即位。

天平勝寶元年七月、諸寺の墾田地を定めらる。國分・金光明寺は寺別に一千町、法華寺は寺別に四百町、定額寺は寺別に一百町、國分寺の號始めて此に見ゆ。(續日本紀・遠江風土記傳) 二年三月十日、駿河守從五位下檜原造東人等、其の部内廬原郡多胡浦の濱に於て、黄金を得て之を献す。黄金の量、練金一分、沙金一分ありしといふ。(大日本史) 是れ庵原郡の人、三使連淨足か得し所なり。天皇深く之を嘉みし給ひて宣く、勤

むるかな臣やと。因て勤臣の義に取り、姓を伊蘇志臣と賜ふ。東人は右京の人、九經に該通し、號して名儒となす。(續日本紀・日本紀略) 黄金を獲たるところの處を、小金村と稱し、其名今尚ほ存す。(大日本史) 伊蘇志は勤なり。神皇產靈尊五世の孫天道根命に出づ。(姓氏錄)

蒲原庄小山の黄金
連ヶ磯
曰ふ
又駿河國鞠込黄金を貢す云云。又有渡郡久能の磯にて、多く砂金を拾ひしこと、古書に見ゆ(續日本紀) 因云、聖武天皇天平二十一年二月丁巳、陸奥國より始て黄金を貢る。(續紀) 此時陸奥國小田郡より、始て金を出し、國守百濟王敬福これを帝に捧げ奉るといふ。又天武天皇三年三月七日、對馬國司忍海造、當國に銀始めて出でたりとて貢る。(紀)

仁王經を講す
獲金者賞
○五月八日、四畿内七道諸國に詔して、仁王經を講説せしめらる。聞く宮中に於ても、中宮安殿に一百僧を請じ、此經を講せしめ給ふと。(續日本紀) ○十二月九日、駿河國守從五位下勤臣東人、獲金人无位三使連淨足等に、絶二十疋、綿四十屯、正税二千束を賜ひ、出金郡には今年の田租を免ぜられ、且つ東人に從五位上、淨足に從六位下を授けられ、其他郡司・主帳已上位を進められしこと差あり。(續日本紀・日本紀略) 後世左京大夫顯輔といふ人あり。淨足が居處といふなる、連ヶ磯を和歌に詠じて云、

連ヶ磯の和歌

海士の子が玉藻刈にや出ぬらんむらじか磯に田鶴さはぐなり

(續日本紀)

◇四年閏三月八日、諸國の國師を交替せしめらるる旨、太政官符を以て達せらる。

應畿内七道諸國師交替事

右得ニ從四位上守治部卿船王等解一符、今聞、國師赴任之日、受ニ得官符一、解任之時、國司無狀、於レ理商量、寔爲レ未レ然、素縞雖レ別ニ於政、仍同、自今以後、新舊交替、計ニ會資財、同知ニ損益、然後、與ニ國司共、造ニ帳三通、一通僧綱、一通三綱、一通國司望請、頒ニ下諸國、仍以申送者、奉レ勅告ニ國師一、務令ニ遵行

天平勝寶四年閏三月八日

遠江國守伊豆流人(巫覡)駿河國守射田東海道巡察使

○五月廿六日、從五位下多治比真人曠養、遠江守に任ぜらる。(續日本紀・大日本史) ○八月七日、京師の巫覡十七人を捉へ、伊豆及び隱岐・土佐等の遠國に配す。(類聚國史・續日本紀・日本紀略) ◇五年四月廿二日、從五位下阿倍朝臣小嶋、駿河守に任ぜらる。(續日本紀・大日本史・掛川志稿) ◇六年秋七月十三日、從五位下布勢朝臣人主、駿河守に任ぜらる。(續日本紀・大日本史) ○十月十八日、諸國に射田を置く。朝廷の命に因るなり。(續日本紀) ○十一月一日、東海道巡察使從五位下紀朝臣小揖、命を受く。(續日本紀・大日本史) 尋て京師を發して途に上る。

改年爲歲

◇七年正月四日、勅して年字を歲字に改めらる。爲レ有レ所思、宜レ改ニ天平勝寶七年、爲レ天平勝寶七歲、と。蓋し今年正月は、諒闇に因て廢朝せらる。聖慮若くは此に在らせ給ふか。○二月六日、防人部領使遠

大正七年九月廿五日脱稿

遠江防人の詠進歌

江國 史生坂本朝臣人上、防人等の詠進歌十八首を上つる。載録を得たるもの七首、其他は拙劣歌として捨てらる。

國造 丁、長 下郡 物部 秋持

可之古伎夜、美許等加我布理、阿須由利也、加曳我伊牟多禰乎、伊牟奈之爾志豆。

主帳 丁、鹿玉 郡 若俊 部身鷹

和我都麻波、伊多古比良之、乃牟美豆爾、加其佐倍美曳豆、余爾和須良禮受。

防人、山名郡、丈部 眞鷹

等伎騰吉乃、波奈波佐家登母、奈爾須禮會、波波登布波奈乃、佐吉低己受祢牟。

同郡、丈部 川相

等倍多保美、志留波乃伊宗等、爾閉乃宇良等、安比呂之阿良婆、己等母加由波牟。

佐野郡、丈部 黑當

知知波波母、波奈爾母我毛夜、久佐麻久良、多妣波由久等母、佐佐己豆由加牟。

同郡、生玉部 足國

父母我、等能志利弊乃、母母余具佐、母母與伊豆麻勢、和我伎多流麻豆。

長 下郡、物部 古鷹

和我都麻母、畫爾可伎等良無、伊豆麻母加、多比由久阿禮波、美都都志努波牟。(萬葉集)

駿河防人の詠進歌

○二月七日、駿河國防人部領使、守從五位下布勢朝臣人主、防人等の詠進歌二十首を上つる。登録を得たるもの十首、其他は拙劣として捨てらる。此の和歌實は九日に進めたるものといふ。

上丁、有度部牛麿

美豆等利乃、多知能已蘇伎爾、父母爾、毛能波須價爾豆、已麻叙久夜志伎。

助丁、生部道麿

多多美氣米、牟良自加已蘇乃、波奈利蘇乃、波波乎波奈例豆、由久我加奈之佐。

刑部 虫麿

久爾米具留、阿等利加麻氣利、由伎米具利、可比利久麻豆爾、已波比豆麻多禰。

川原 虫麿

知知波波江、已波比豆麻多禰、豆久志奈流、美豆久白玉、等里豆久麻豆爾。

丈部 足麿

多知波奈能、美衣利乃佐刀爾、父乎於伎豆、道乃長道波、由伎加豆努加毛。

坂田部 首麿

麻氣波之良、寶米豆久禮留、等乃能其等、已麻勢波波刀自、於米加波利勢受。

玉作 部廣目

和呂多比波、多比等於米保等、已比爾志豆、古米知夜須良牟、和可美可奈志母。

商長 首麿

和須良牟砥、努由伎夜麻由伎和例久禮等、和我知知波波波、和須例勢努加毛。

春日部 麿

和伎米故等、不多利和我見之、宇知江須流、須流河乃禰良波、苦不志久米阿流可。

丈部 稻麿

知知波波我、可之良加伎奈豆、佐久安禮天、伊比之古度婆會、和須禮加禰津流。(萬葉集)

駿遠の防人等、召されて京師に上り、此歌ども詠進して、筑紫の守備に赴きしが、時に兵部少輔大伴宿禰家持といふ者あり。防人等の別を悲む心を追痛み、長歌一首並に短歌を作り、其意を述べしといふ。是れ此月八日の事なりき。歌に云

防人を哀む歌
天皇乃、等保能朝廷等、之良奴日、筑紫國波、安多麻毛流、於佐倍乃城會等、聞食、四方國爾波、比等佐波爾、美知豆波安禮杼、登利我奈久、安豆麻乎能故波、伊田牟可比、加弊里見世受豆、伊佐美多流、多家吉軍卒等、禰疑多麻比、麻氣乃麻爾麻爾、多良知禰乃、波波我目可禮豆、若草能、都麻乎母麻可受、安良多麻能、月日餘美都都、安之我知流、難波能美津爾、大船爾、末加伊之自奴伎、安佐奈藝爾、可故等登能倍、由布思保爾、可知比伎乎里、安騰母比豆、許藝由久伎美波、奈美乃間乎、伊由伎佐具久美、麻佐吉久母、波夜久伊多里豆、大王乃、美許等能麻爾末、麻須良男乃、許已呂乎母知豆、安里米具里、事之乎波良波、都都麻波受、可徹理伎麻勢登、伊波比倍乎、等許敵爾須惠豆、之路多倍

能、蘇田遠利加敏之、奴婆多麻乃、久路加美之伎且、奈我伎氣遠、麻知可母戀牟、波之伎都麻良波。

反歌

麻須良男能、由伎等里於比且、伊田且伊氣婆、和可禮乎乎之美、奈氣伎家牟都麻。
等里我奈久、安豆麻乎等故能、都麻和可禮、可奈之久安里家牟、等之能乎奈我美。(萬葉集)

親しき父母妻子に別れ、遠く筑紫に出立つ心の悲みは、賢愚勇怯の共に同うする情なるべし。ただ偽り飾るに巧みなる後世人は、之を色と言とに出さざるのみ。故に古人の此の如く直情に歌ふと雖ども、これを見て直ちに勇無し、義乏しと謂ふべからず。皆な是れ大君の邊にこそ死なむ覺悟の武夫にして、小賢しく忠義を談ずる輩とは、自から逕庭あるべきなり。此外また國歌といふものあり。萬葉集に見ゆ。

遠江國歌 二首

遠江國歌

阿良多麻能、伎倍乃波也之爾、奈宇多氏天、由吉可都麻思目、移乎佐伎太多尼。
伎倍比等乃、萬太良夫須麻爾、和多佐波太、伊利奈麻之母乃、伊毛我乎杼許爾。

駿河國歌 五首

駿河國歌

安麻乃波良、不自能之婆夜麻、己能久禮能、等伎由都利奈波、阿波受可母安良牟。
不盡能禰乃、伊夜等保奈我伎、夜麻治乎毛、伊母我理登倍婆、氣爾餘婆受吉奴。
可須美爲流、布時能夜麻備爾、和我伎奈婆、伊豆知武吉氏加、伊毛我奈氣可牟。
佐奴良久波、多麻乃緒婆可里、古布良久波、布自能多加禰乃、奈流佐波能其登。

駿河能宇美、於思敏爾於布流、波麻都豆良、伊麻思乎多能美、波播爾多我比奴。

伊豆國歌 一首

伊豆乃宇美爾、多都思良奈美能、安里都追毛、都藝奈牟毛能乎、美太禮志米梅楊。

免租 此等の歌ども能く能く熟讀含味せば、自ら當時の人情風俗、さては其の思想も窺はると共に、其の天真の流露するところに、後人の自ら心を欺く歌と比して、天淵の差あるを認め得べきにこそ。◇八歳五月二日、詔ありて天下の諸國、今年の田租を免ぜらる。(續日本紀) ○六月三日、勅使京師を發す。是れ國分寺造る所の、丈六佛像を催檢するが爲なりとぞ。(續日本紀・日本紀略) ○秋七月廿一日、土左國道原寺の僧專住、伊豆

伊豆流人 國に流さる。專住常に僧綱を誹謗して、少しも拘忌する所なかりしを以てなり。(續日本紀) ○十一月、遠江國の古宿那麻呂といふ者、召されて京師に上る。時に歌一首をとどめて、其意を託す。

大君乃御言恐美大乃浦乎、曾加比爾見乍都邊登。

醫王山藥王院

古宿那麻呂は其の傳を詳にせず。國司或は以下の地方官にもあらんか。(萬葉集・掛川志稿) ○此頃遠江國久努鄉村松に佛寺を創建し、醫王山藥王院と號す。勅命に依り建立する所なり。行基菩薩を以て開山とし、其作の藥師佛像を以て本尊とし、天皇の勅願所となる。山中に瑠璃瀧あり加持水となる。天皇嘗て眼疾を憂ひ給ひ、勅使竹内大納言を遣はし、菩薩の加持水を獻ぜしめらる。又三藥の寶珠を秘藏し、病惱を救療せり。世に傳ふ、當時この山より油水を涌出す、故に油山と號すと。先是持統天皇七年、近江國益須郡體泉出で、元正天皇靈龜三年、美濃國多度山體泉出で、養老と改元し、文德天皇仁壽四年、石見國體泉出で、齊衡と改

遠江守多
治比國人
流竄(橋
奈良麻呂
亂)

元するが如き、奈良平安を通じて、天下祥瑞を奏するもの多し。油山の油また此類か。或は僧徒の所爲に出づるものもありとかや。藥王院に軍善坊權現と稱する神あり。火防の神なりといふ。(遠江風土記傳・日本書紀)
◇九年六月十六日、正五位上賀茂朝臣角足、遠江守に任ぜらる。(續日本紀・大日本史) ○秋七月四日、遠江守多治比國人伊豆國に配流せらる。初め正四位下橋奈良麻呂左大辨となるや、惠美仲麻呂の紫微内相を以て、嬖幸に因り權を擅にするを見、深く其の所爲を惡み、潛かに之を除かんと欲し、遂に廢太子道祖王に與みし、鹽燒王・安宿王・黃文王・小野東人・大伴古麻呂等を語らひ、廢立を行はんと謀り、或は奈良麻呂の家に會し、或は圖書藏の邊庭に會し、事を議すること屢なりしが、最後に太政官の院庭に會し、闇中に誓盟を重ね、天地四方を禮拜し、共に鹽汁を飲み、相約して曰く、將に七月二日の闇頭を以て兵を發し、内相の宅を圍みて殺し劫し、即ち大殿を圍みて皇太子を退けむ。次に皇太后の宮を傾けて鈴璽を取らしめ、右大臣を召して號令せしめ、然る後に帝を廢し、四王の中を簡ひ、立てて以て君とせんと。已に二日となりぬ。已に夜となりぬ。中衛舍人從八位上道臣斐太都、内相に就きて變を告ぐ。或は曰く、黃文王の弟山背王之を告ぐと。此夕、仲麻呂内に侍しければ、鹽燒王等を召し、天皇の詔を宣し、固く飭めて遣り還す。明日中納言藤原永手等を遣はし、黨與を逮へて究問せしむるに、皆な其實を首す。是に於て一に皆な獄に下し、拷掠窮問至らざるなく、黃文王・道祖王・大伴古麻呂・多治比贊養・小野東人・賀茂角足等並に杖下に死し、其他流竄に處せらるる者少なからず。時に多治比國人も亦其黨に與みす。故に賀茂角足に代て遠江國に下ると雖ども、追召して劫問せられ遂に流配を被りしなり。(續日本紀・大日本史) ○八月十三日、駿河國益頭郡の人金刺舍人麻呂、

蠶卵の瑞

金刺舍人

蠶の産みて字を成すを獻す。(日本紀略・續日本紀) 文に曰く、開下帝釋標知、天皇命百年と。金刺舍人麻呂は、神八井耳命の裔孫、建五百建命の後なり。命は崇神天皇の朝國造となりし人にて、其裔に金刺舍人といふ者ありしが、其族の駿河國に下り住せし者あり、舍人麻呂は其族なりといふ。(大日本史・續日本紀) 而して此瑞は、當時唐僧鑑真といふ者、駿河國菩提樹院に在り、修法せしに因りて得たるなりといふ。修法とは他にあらす、蠶の好む藥汁を以て、文字を記したる紙に、蠶蛾を放ちたるなり。○十八日、改元して天平寶字といふ。先に駿河國に蠶産文字の祥ありたればなり。時に詔あり、天下の調庸を免ぜらる。

改元の詔

朕以ニ寡薄、忝繼ニ洪基、君臨ニ八方、于茲ニ九載、曾無ニ善政、日夜憂思、危若臨淵、慎如履氷、於去三月二十日、皇天賜我以天下太平四字、表區宇之安寧、示歷數永固、爾乃賊臣廢皇子道祖及安宿、黃文、橋奈良麻呂、大伴古麻呂、大伴古慈斐、多治比國人、鴨角足、多治比贊養、佐伯全成、小野東人、大伴駿河麻呂、答本忠節等、稟性兇頑、昏心轉虐、不顧君臣之道、不畏幽顯之資、潛結逆徒、謀傾宗社、悉受天嘖、咸伏罪罟、是以、二叔流言、遂輟蕭牆、四凶群類、遠放邊裔、京師蕭肅、已無癡民、朝堂寥廓、更有賢輔、竊恐德非虞舜、運屬武拙、殷湯、任當撥亂、晝思夜想、廢寢與食、登民仁壽、致化興平、爰得駿河國益頭郡人金刺舍人麻呂自獻蠶兒成字、其文云、五月八日、開下帝釋標、知天皇命百年息、因國內、頂戴茲祥、踊躍歡喜、不知進退、悚息交懷、即下群臣、議便奏云、維天平勝寶九歲、歲次丁酉、夏五月八日者、是陛下奉爲太上天皇周忌、設齋悔過之終日也、於是帝釋感、皇帝皇后之至誠、開通天門、下鑿勝業、標陛下之御宇、授三百年遠

期、日月所臨、咸看聖胤繁息、乾坤所載、悉知寶祚延長、仁化滂流、寓內安息、慈風遠俗、國家全平之驗也、謹案、蠶之爲物、虎文而有時脫、馬吻而不相爭、生長室中、衣被天下、錦繡之麗、於是出焉、朝祭之服、於是生矣、故令神虫作字用表神異、而今蕃息之間、自呈靈字、止戈之日、已奏丹楨、實是自天祐之吉、無不利、五八雙、數應寶壽之不惑、日月共明、象紫宮之永配、朕祇承嘉符、還恐寡德、豈朕力之所致、是賢佐之成功、宜與王公共辱、斯朕、但景命爰集、隆慶伊始、思俾惠澤、被於天下、宜改天平勝寶九歲八月十八日、以爲天平寶字元年、其依先勅、天下諸國調庸、每一年免一郡者、宜令所遺諸郡今年俱免、其所掠取賊徒資財、宜與下士庶共遍均分、又准令、雜徭六十日者、頃年之間、國郡司等不存注意、必滿役使、平民之苦、略由於此、自今以後、皆可減半、其負公私物、未備償者、是由家道貧乏、實非姦欺所爲、古人有言、損有餘補不足、天之道也、宜自天平勝寶八年已前、舉物之利、悉應除免、又今年晚稻稍逢亢旱、宜免天下諸國田租之半、寺神之封不在此例、其獻瑞人白丁金刺舍人麻自、宜叙從六位上、賜絕二十疋、調綿卅屯、調布八十端、正稅二千束、執持參上、驛使中衛舍人少初位上賀茂君繼手、應叙從八位下、賜絕十疋、調綿二十屯、調布二十端、其不奏上國郡司等、不在恩限、但當郡百姓、賜復一年。(續日本紀)

賀茂君繼手賞せらるる博士醫師の亂選

賀茂君繼手は、益頭郡の人なり。
 ◇天平寶字元年十一月九日、此頃諸國の博士醫師等の選を誤り、概ね其才にあらずとて、其の矯正法を勅し、所司に命じて施行せしめらる。

如聞、頃年諸國博士醫師、多非其才、託請得選、非唯損政、亦尤益民、自今已後、不得更然、其瀆講經生者三經、傳生者三史、醫生者大素、甲乙、脉經、本草、針生者素問、針經、明堂、脉決、天文生者天官書、漢晉天文志、三色簿讚、韓楊要集、陰陽生者周易、新撰陰陽書、黃帝金匱、五行大義、曆生者漢晉律曆志、太衍曆議、九章、六章、周髀、定天論、並應任用、被任之後、所給公廩一年之分、必應令送本受業師、如、此則有尊師之道終行、教資之業永繼、國家良政莫要於茲、宜告所司、早令施行。

東海道使 鶴田堂

◇二年正月五日、正六位下藤原朝臣淨辨、東海道使を命ぜらる。判官一人、錄事二人從ふ。此時淨辨は、東山道の使をも兼ねたりといふ。(續日本紀) ○春三月、遠江國榛原郡鶴田村は、駿遠の界なる大井河の上流に沿ひし地なるが、其の河邊の地に、近頃何物の音とも知らず、怪しき聲すれば、東西往還の者、足を止めて之を聞くと雖ども、誰あつて判知するものもなし。其後聚り來る者のうちに聞きとがむる者ありて曰く、我を取れ我を取れと言ふなりと。然れども人怪み怖れて、尙ほ敢て之を探り求めんとせず、徒に之を恐怖するのみなりしに、會、一人の行脚僧あり。此處を通行して其聲を聽き、彼處に往き此處に止まり、其聲の起る所を探索し、漸くにして沙底に在るを察し、以謂らく是れ沙中に埋める人の甕りたるならんと。因て人を備ひて此處と想ふ所を掘らしむるに、豈に計らんや、藥師佛の木像の、高六尺五寸なるもの埋み居んとは。驚き近づき見れば、左右の耳は缺けたれども、其他は毫も傷くところなし。此に於て、僧は彼像を其處に立て、恭しく其前に跪き、禮を厚くし哭して曰く、我が大師や争でか過あらん。唯此河の洪水難に遭遇し給へ

る故ならん。然るに我が前世の宿縁拙からず、偶、此處を通行するに際し、畏くも薬師如來に値遇し奉るは、全く我が平生の信念の、佛心に通ぜる故なり。我争でか慎みて之を修理し奉らざらんと。即ち數多の智識を誘ひ、共に行いて佛師に囑し、その兩耳を繕はしむ。佛像の修繕終るを待ち、伽藍を鵜田に創建し、此像を安置して、厚く供養を營めり。後に鵜田堂と稱するは即ち是。此地後世大井河の流域變更に依りて、駿河國志太郡に屬し、野田に在り。(靈異記・元亨釋書・遠江風土記傳・掛川志稿) ○秋七月三日、詔して宣く、自今已後、六十を以て老丁と爲し、六十五を以て耆老とすと。初め問民苦使藤原淨辨の、東海道及び東山道を巡視するや、百姓頭を盡りて言て曰く、去る天平勝寶九歲四月四日の恩詔に依て、中男正丁は並に一歳を加ふれども、老丁耆老は俱に恩私に脱す。望請ふ一に中男正丁に准じて、非常の洪澤に霑はんと。淨辨京に歸るに及び、事情を具し奏して曰く、百姓等の請ふ所理に當ると。仍て此詔ありしなり。(續日本紀・日本紀略)

【淳仁天皇】 天平寶字二年八月朔日讓を受け、即日即位し給ふ。

三嶋神社の封
鑑眞大和尚
天平寶字二年、伊豆國の封十三戸を割き、三嶋神社の神戸に充てらる。(大日本史・新鈔格) ○駿河國菩提樹院の住僧鑑眞、大和尚位に叙せらる。(傳記) 去年八月益頭郡河那邊の田、奇蠶の自から字を成して、皇帝之命百年云と言ふも、又其の三月宮中承塵の上に、自から天下太平の四字あらはれ、因て以て號を天平寶字と改められしも、鑑眞連年曼戒授の法を修め、國中の病痾を治むること五千人の多きに至れる故の効なりとて、天皇深く其功を嘉みせられしなり。此時菩提樹院には、寺田三百戸を寄せ、駿河府の西、藁科郷の二百戸、河那邊郷の五十戸、大内郷の五十戸を以て充てらる。鑑眞は我國の佛教律宗の始祖にして、震旦揚州江

飢民賑恤の詔
縣の人なり。先に彼地龍興寺に住持たりしが、聖武天皇の御宇我國に渡來し、南都の東大寺、鎮西の觀世音寺、下野の藥師寺、及び此の菩提樹院の四寺に住し、共に戒壇を建立し、毘尼の正法を興隆し、如法の受戒を始めて行ひし僧なり。菩提樹院は北川那邊に在りて、鑑眞は其の第三世の住持たり。◇三年五月、飢民賑恤の詔下る。

頃、聞、至于三冬間、市邊多餓人、尋問其由、皆云、諸國調脚不得還郷、或因病憂苦、或無糧飢寒、朕竊念茲、情深矜愍、宜隨國大小、割出公廩、以爲常平倉、逐時貴賤、糶糶取利、普救還脚飢苦、非直霑外國民、兼調京中穀價、其東海、東山、北陸三道、左平準署掌之、山陰、山陽、南海、西海四道、右平準署掌之。

遠江守
國分二寺の圖
驛路に菓樹を植う
巡察使
遠江守
荒玉河堤
修築
天寶堤
當時國民の産甚た薄く、動すれば飢餓に陥るを免れず。貧窮の狀態に憐むべきものありしなり。○十一月五日、從五位上大伴宿禰御依、遠江守に任ぜらる。(續日本紀・大日本史) ○九日、國分二寺の圖を天下の諸國に頒布せらる。(續日本紀) ○此歲、驛路の兩傍に菓樹を植う。朝廷の命に因るなり。◇四年正月廿一日、文部少輔從五位下藤原朝臣楓麻呂、東海道巡察使を命ぜらる。錄事一人副ふ。民俗を観察し、田を校するなり。(續日本紀) ○二月、當麻廣名遠江國員外介に任ぜらる。(大日本史) ◇五年秋七月十九日、遠江國荒玉河の堤防決するこ
と三百餘丈、朝廷單功三十萬三千七百餘人を役し、糧を宛てて修築せしめ給ふ。當時築く所の堤防の遺跡今尚ほ存するものあり。北道本に起り、南有玉廣瀨村に盡く。世に之を稱して天寶堤といふ。(遠江風土記傳・續日本紀・大日本史・曳馬拾遺) 蓋し天平寶字の年號文字に取るなり。其他近傍に古塘の存するもの多し。當時荒

牛角を貢す

玉河の横流氾濫せるは甚だしきものにて、上流に於ては、長上郡横須賀・中條・沼村・道本・小松・小林等の諸村、何れも陸田に砂石の多きを見て、其の流域たるを知るべく、又其の下流に於ては、川輪庄三十三村の地質を按ずるに、同じく砂礫溝潰凸凸の處多く、古塘も亦少なからざるのみならず、其河の海に朝せし處と思はるる所には、泥土凝滞して丘もなく石もなく、唯沙土の聚積するのみなるを見れば、此の一帶總べて、荒玉河の流域たるを證すべく、而して此河此の如く暴溢甚だしきが爲に、遠江五郡の鄉村を損すること多く、從て郡郷の廢合も常ならず、古今の傳説も絶滅すること少なからざるが、此の堤防の修築あるに及び、鄉村の田地も漸く固定するを見るなり。(遠江風土記傳) ○十月十日、牛角を貢獻すべき命下る。初め高元度唐に使し、歸るに臨み唐帝之に語り曰く、我國安祿山の亂離に屬し、兵器多く亡びて、未だ悉く補ふ能はず。今弓を作らんと欲し、交も牛角を要むること多けれども、未だ全く充たす能はず。開道らく、子が本國最も多く牛角を出す。卿若し國に歸らば、爲に求めて使の次に相贈れと。是れ此命の下りし所以なり。此時朝廷諸道に命じ、貢せしめたる牛角七千八百雙なりき。(續日本紀) ○十一月十七日、從四位下藤原惠美朝臣朝狩、東海道節度使を命ぜられ、正五位下百濟朝臣足人、從五位上田中朝臣多太麻呂副となり、判官録事各四人從ふ。此の節度使は、遠駿豆の外、甲相房上下總常上下野武の九國を管せりといふ。而して船一百五十二艘、兵士一萬五千七百人、子弟七十八人、水手七千五百二十人を檢定せしが、數の内二千四百人は肥前國、二百人は對馬嶋なりといふ。依て三年の田租を免じ、悉く弓馬に赴き、兼て五行の陳を調習せしめらる。其の遣る所の兵士は、便ち役せられて兵器を造るなり。聞く、南海西海の二道も亦此例なりと。我が嶽南の地、伊

東海道節度使

遠駿役船を出す

渡津漕運の困難

豆は暫く措き、遠・駿二國の役船を出すは、茲年を以て始となす。(續日本紀・大日本史)
 當時有渡郡矢部渡に驛船あり。庵原郡岩淵には舟筏を繋がしめ、又有度郡持船の湊には、往返の諸帆を盡く入るを得しむ。故に府官度を奉じて決す。中にも駿遠の界なる大猪河は、激流にして舟行甚だ險を極め、海船を金峽の岸に着けんとする者、多くは其命を損じ其駄を沈むるを常とす。夫れ當時入津渡頭の船ある所なるにも拘はらず其の漕運の業往來の道の不便なること如此なれば、其他に於ける行通の困難なることは、推して察すべきなり。(駿河風土記)

東國の武勝る所以

又當時廷臣の男子をば、多く東國へ下して武を講ぜしめられしが、駿・豆・相の三國は殊に其族多くありしに、鎮守府、秋田城等の諸家來て、弓馬の術を指南せしかば此の地方の武は自ら強くなれり。或曰、凡そ内舍人の官は東國に下り、武事を講ずるを常とせり。されば後世に至るまで、關東の武威の、他に勝れたる所にも知るべく、又文字を習ふは、概ね西國に遣はし、太宰府・菊池城等の諸家に學び、異邦の人に交接せしむるを常とせり。故に内記の官は、多く西國より出でし人なり。又侍從の官は文武を兼ね、内舍人は專ら武備を業とし、内記は文筆を業とす。而して此の三官を四分し、カミ シヤウ スケ サクワンとなし、獨歩の官なり。共に皆な中務に屬すと。

東海道節度使の襖を制作

◇六年正月廿八日、朝廷命じて東海道、及び南海・西海・兩道の節度使の料、綿の襖、冑各二萬二百五十具を造らしめ給ふといふ。是れ太宰府の造り獻する所にして、其製一に唐國の新様の如し。仍て五行の色に象りて、皆な甲板の形を畫けり。碧地には朱を以てし、赤地には黄を以てし、黄地には朱を以てし、白地には

遠江早
遠江守
遠江飢疫

免租

黒を以てし、黒地には白を以てす。而して四千五十具ごとに一行の色を成すとぞ。(日本紀略)○三月廿九日、遠江國旱す。此時遠江より以西參尾等九ヶ國も、亦この災に罹れりといふ。(續日本紀)○夏四月朔日、從四位下粟田朝臣奈勢麻呂、遠江守に任ぜらる。(續日本紀大日本史)○遠江國飢ゆ。又旱、疫等行はれたれば、朝廷厚く之を賑恤し給ふ。(續日本紀大日本史)遠州は近年天災地妖並び至り住民の悲惨極まれりといふべし。

◇七年八月朔日、畿内七道諸國、今年の田租を免ぜらる。勅に曰く、
如^キ聞、去歲霖雨、今年亢旱、五穀不^レ熟、米價踊貴、由^テ是、百姓稍苦^ニ飢饉、加^フ以^テ疾疫、死亡數多、朕每^レ念^フ茲、情深傷惻、宜^レ免^ニ左右京、五畿内、七道諸國、今年田租。(續日本紀)

伊豆守

東海道節
度使罷
天皇廢位

◇八年正月廿一日、從五位下大伴宿禰伯麻呂、伊豆守に任ぜらる。(大日本史續日本紀・豆州志稿)伊豆國守の史に見ゆること此に始まる。伊豆國の駿河國より分かれしは、天武天皇の八年に在り。爾來ここに八十年の間、國守の見えざりしは何に因るか、若くは駿河國守の兼ねたるか、將た史の略したるか、漏れたるか。○七月十七日、東海道節度使罷む。(日本紀略續日本紀大日本史)○十月九日、天皇廢せられて、淡路國に徙され給ふ。惠美押勝反を謀り、誅に伏せしに因ると聞ゆ。

【稱徳天皇】 天平寶字八年十月九日重祚

遠江守
伊豆守
騎女を貢

天平寶字八年十月二十日、從五位上下毛野朝臣多具比、遠江守に任ぜられ、從五位下眞立王伊豆守に任ぜらる。(大日本史續日本紀・豆州志稿)○詔して騎女を貢せしむ。蓋し東海・東山二道に下されし詔なり。(續日本紀)○十一月十一日、此頃妄りに國分寺の財物を使用する者あり。甚だしきに至ては、國司にして妄

國分寺財
物の使用
禁止

りに之を消費する者あるを見る。依て太政官符を以て、之を嚴禁せらる。

應^ニ勤^ム造^ル國分寺、并禁^シ犯^ス用^ル寺物事

一諸國國分寺中所^ニ造^リ成^ス物費用財物、依^テ實^ニ勘^録、毎年附^シ朝集使、申上^ケ即令^ニ奏聞^セ。

一今聞、國分寺封田等物、或國會不^レ充^テ造^レ寺、亦無^レ供^ニ養^ス僧、而國郡司等、非理用^シ盡、或國雖^モ有^リ可^レ用、猶不^レ存^セ心、唯收^ニ藏^中、空令^ニ朽損^セ、自今已後、不^レ得^ニ更然^ル。

一國分寺封、并佃^ル稻地子等物、宜^ク收^メ納^ス寺家、臨^テ應^ニ充^テ用^ス、國司共知、聽^キ國師處分^ニ施行^ス。
一毎年奉^シ施^ス三寶^ニ物等、必依^テ內教^ニ充^テ用^ス、及封田并諸財物、若有^シ國郡司乖^レ理犯用^ル者、即解^ニ見^任官^ニ、依^テ法科^ニ罰^シ、永不^ニ任用^ス。

以前被大納言正三位藤原朝臣永手宣傳奉勅如件

天平寶字八年十一月十一日

此頃國分寺の外、所所に寺を營むもの多きを見れば、佛教の隆盛なること、大方ならざるが如くなれども、其の裏面を窺へば、又此詔に宣ふが如きことあり。而して是れ實に當時の飾らざる我が國民思想なり。徒に朝命の黙止がたきに因て建てたる寺、一二僧侶の創めたる寺、或は其の彫刻したる佛像の數の増加を見て、直ちに佛教信仰の念の勃發したるものと信すべからず。我が嶽南の如き幸か不幸か、佛教界の泰斗たる行基・鑑眞等前後跡を止めて、只管布教に心を碎きしより、作佛造寺の事は、他國に勝るとも劣ることはあるまじけれども、民心の歸依は未だ起らざるなり。彼の蠶蛾成字の時の如き、抑へて奏せざる者多く、僅に

敬滿大井神社

金刺舎人麻自一人ありしのみにて知らるるなり。嶽南の民心、豈に輕輕しく動くものならんや。○此月、遠州上川根村敬滿大井神社を改築せり。棟札に云ふ。

天平寶字八年霜月吉日奉造立大工長九郎

伊豆流人河邊、葛二王

此の棟札今尚ほ存すといふ。祭神は四柱にて、伊弉册尊・天兒屋根命・日本武尊・瀬織津姫命といふ。社傳に云ふ、昔人皇十二代景行天皇の御宇、日本武尊蝦夷征伐の爲め、東下あらせ給ふ時、此村なる里星山に登らせられ、伊弉册尊・天兒屋根命二柱の神を勸請して神社を營み、敬滿社と稱し奉れり。其後更に日本武尊・瀬織津姫命二柱の神を合祀して、敬滿大井大明神と稱し奉れり云々と。○此歳、從四位下河邊王・從四位下葛二王等、伊豆國に配流せらる。二王は林王の女にして、林王は三嶋王の子にして、先朝淳仁天皇の時、從四位下に叙せられ、木工頭となり、後寶龜二年、姓を山邊真人と賜はりし人なり。而して三嶋王は、崇道盡敬皇帝舎人親王の子なれば、淳仁天皇と御兄弟の御仲に在らせ給ふ。さてこそ二王も此の御禍を蒙り給へるなれ。(續日本紀・大日本史) ○九年正月七日、改元して天平神護といふ。

中津神社

○天平神護元年三月、安倍郡神部に住吉神を祭らしむ。中津神社是なり。(社記) ○四月廿二日、駿河國

駿河飢伊豆流人

飢ゆ。朝廷これを賑給したまふ。(日本紀略・續日本紀) ○八月初日、從三位和氣王伊豆國に流さる。(續日本紀) 王は一品舎人親王の孫、正三位御原王の子なり。勝寶七歳姓岡真人を賜ひ、因幡掾に任ぜらる。寶字二年舎人親王を追尊し、崇道盡敬皇帝といふ。是に至て復た籍に屬して從四位下を授けらる。八年にして參議從三位兵部卿に至る。時に皇統嗣なく、未だ其人あらず。而して紀朝臣益女、巫鬼を以て著はれ、和氣王に幸せ

遠江大掾

らるるを得て、心に窺竈を挟み、厚く幣物を賂ふ。參議從四位下近衛員外中將・兼和旨員外大輔・式部大輔因幡守粟田朝臣道麻呂、兵部大輔兼美作守從四位上天津宿禰大浦、式部員外少輔從五位下石川朝臣永年等、和氣王と善く、數、其宅に飲す。道麻呂時に和氣王と密に語ることあり、而して道麻呂の佩刀門扉に觸れて折る。和氣王即ち遣るに裝刀を以てす。是に於て人人心に疑ひ、頗る其事を泄らす。和氣王これを知て、其夜逃竄せしを、率河社中に索め獲て、伊豆國配流に決し、送らるる途、山背國相樂郡に到り、之を絞殺し狛野に埋めしといふ。故に終に伊豆には到らず。紀益女も亦綴喜郡松井村に絞殺せられしといふ。(日本紀略・大日本史)

采女塚

○二年三月、外從五位下高屋並木、遠江大掾となる。(大日本史) ○五月、始めて七道諸國に令し、采女養物は存亡を論ぜず、並に采女司に納めしむ。是より先、天平十四年五月の詔に曰く、采女者、自今己後、每郡一人貢進之と。此時已に我が嶽南地方も、采女を貢せしものならんか。駿河國豐炊禰岡は、有度采女數子を葬りし所と傳ふるなり。而して此岡は今の上嶋村田中の櫻塚とて、祈願すれば瘡を治する効ある所をいふとぞ。(類聚國史) ○三年三月十七日、大外記遠江守從四位下高丘連比良麻呂、兼亮となる。○秋七月十九日、正五位上右少辨造西大寺次官大伴宿禰伯麻呂、兼駿河守に任ぜらる。(大日本史・續日本紀) ○八月十六日、改元して神護景雲といふ。

曾許の御立神社

○神護景雲元年六月二十一日、遠江國濱名郷に曾許乃御立神社を建て、武甕槌命を齋奉る。神社は、濱名郡吳松に在りて、館山社鹿嶋大明神といふ。祭日は九月九日にして、此日、齋百姓十五村、御造酒・於多加禰を奉る。祭に先ち矢研石に就きて鏃を研ぎ、祭日、御船形を行在所に行る。又神樂歌あり。曰、

事蹟

當世乃千代乃、御神築奉留、御請己之米勢、玉乃御内爾。

鹿嶋船、伊止布那漕會、己賀受共、漕與利早志、神乃誓爾。(社記)

と、蓋し會許乃御立とは船をいふといふ。齋村のうちに西村といふ村あり。其處なる船着明神は、此大神の御船の着き給ひし所なりと、口碑云ふ。○此歲、駿河國鳥渡の郡瀬織村に、瀬織津比咩を祭らしむ。今の織戸神社是なり。瀬織戸村は今の折戸村なり。(巡村記) ○駿河國安倍郡宇知牧村に迎仙寺を創め、祕雄崇經の法を安す。即ち勅願所なり。此の宇知牧は、寮馬及び驛馬を貢し、毎歲八月信濃の駒使此に來り宿せり。此地また宇知之宮あり。天照大神・忍穗耳尊を祀る。(駿河風土記) ◆二年二月十八日、從五位下石上朝臣眞足、遠江介に任ぜらる。(大日本史・續日本紀) ○三月一日、寺社の封戸の百姓も、他の百姓と同じく、恩免を被るを得るに至る。是より先、東海道巡察使式部大輔從五位下紀朝臣廣名の巡察するや、寺社封戸の百姓等訴へて曰く、公戸の百姓は時に恩に霑ふことあり、寺社の封は未だ嘗て免を蒙らず。率土の黎庶苦樂同じからず、望請ふ、一に公民に准じ、俱に皇澤に沐せんと。此に於て巡察使等商量して道理ありとし、官議して奏聞し、聽許せられたるなり。(續日本紀) ○此月、駿河國崇徳寺に、別に別當職を置く。寺は安西井之宮に在り。道鏡禪師宿願の地にして、彌勒佛を安置せり。此村に井之宮神社あり。湍織津姫を祭る。(駿河風土記)

遠江員外
寺社封戸
民恩免

崇徳寺別當

遠江員外
駿河員外
遠江守卒

○六月廿六日、從五位下益田連繩手、遠江員外介に任ぜられ、外從五位下玉作金弓、駿河員外介に任ぜらる。(續日本紀・大日本史) ○廿八日、内藏頭兼大外記遠江守從四位下高丘宿禰比良麻呂卒す。(大日本史) 比良麻呂の祖沙門詠は、天智天皇の二年、百濟より歸化せし人なり。父樂浪河内は、正五位下大學頭となり、神龜元

年改めて高丘連とせらる。比良麻呂少くして大學に遊び、書紀を涉覽し、大外記に歴任し、外從五位下を授けらる。寶字八年仲滿の變を告ぐるを以て、從四位下を授けられ、景雲元年に姓宿禰を賜はる。(續日本紀)

遠江守

駿河守

飯田八幡宮

稻葉神社

神機織殿
神機織殿
神機織殿

○七月朔日、正五位上大伴宿禰伯麻呂、遠江守に任ぜらる。(大日本史) 右中辨造西大寺次官故の如し。從五位下巨勢朝臣苗麻呂、駿河守に任ぜらる。(續日本紀・大日本史) ○八月十五日、駿河國飯田郷に、譽田天皇及び荒木田襲津彦の二神を祭り、八幡宮と稱す。飯田郷は庵原郡に在り。其の明神森は、即ち此の神社なり。(駿河風土記) ◆三年正月、駿河國鳥渡郡玖乃に、稻葉神社を祭る。今玖乃山上の稻荷神社といふは是なり。

(駿河風土記・巡村記) ○二月十六日、神服を天下の諸社に奉る。此の神服は、諸國の神戸郷より織出す、天照太神の神服なり。遠江國の神機織殿は、濱名郡神戸郷岡本村に在り。此村に神服部あり、世世天照皇太神の御衣を織る。而して岡本村の神氏は、又世世服部なりといふが、其の神衣料なる赤引糸は、參河國麻生田村より六月出納し、十一月一日、神衣の出納をなすを例とす。又機殿は毎年新造するものにして、其の機功は神妙にして成る。而して其の織日は、四月十四日なりといふ。今諸國に服織村、又は服織神社といふあるは、皆な此の遺蹟なり。(遠江風土記傳・續日本紀) ○六月九日、外從五位下葛井連河守、遠江介に任ぜらる。(大日本史)

遠江介
龍淵寺領

八幡の八幡宮
伊豆守

○秋七月三日、遠江國の民戸二十烟、龍淵寺に捨入せらる。(續日本紀) ○九月、駿河國有度郡八幡に、八幡神社を勸請し、應神天皇・比賣御神・神功皇后の三神を祭る。是より先、太宰主神阿曾麻呂の奏請により、諸國に譽田先君の宮舎を置かせらるることとなり、七道の諸國に八幡神社の建立を命ぜらる。此の神社は即ち此命を奉じて創立したるなり。(社記) ◆四年五月九日、從五位下笠朝臣乙麻呂、伊豆守に任ぜらる。(豆州

大湯坐部 志稿・大日本史) ○此頃遠江國城飼郡朝夷郷に、大湯坐部子根麻呂といふ者あり。土地の豪族にして、近郷の畏敬する所となる。(東大寺文書・正倉院文書・大日本史) ○十月朔日、改元して寶龜といふ。肥後國白龜を獻ぜしに因るとぞ。

【光仁天皇】 神護景雲四年八月四日、稱徳天皇崩す。因て立て皇太子となり、十月朔日即位せらる。

磐田郡の主帳等賑恤 寶龜二年三月四日、遠江國磐田郡主帳無位若湯坐部龍麻呂、秦原郡主帳無位赤染造長濱、城飼郡主帳無位玉作部廣公、檜前舍人部諸國等四人、各爵二級を賜はる。是れ嘗て私物を以て、窮民二十人已上を養ひたる功を賞せられたるなり。(續日本紀・遠江風土記傳・大日本史) ○閏三月二十二日、外從五位下伊豆國造伊豆直乎美奈、從五位下に叙せらる。(續日本紀) 伊豆國造の史に見えしは唯是のみ。(豆州志稿) 但し伊豆直の姓、及び國造を賜ひしことは、先に已に出でたり。○秋七月十一日、伊豆の流人、從四位下三嶋王の女河邊王・葛

伊豆流人 命 地方官任 從五位下安倍朝臣淨目、遠江介に任ぜらる。(大日本史) ○八月三日、遠江介從五位下安倍朝臣淨目、武藏員外介に改め任ぜられ、武藏員外介從五位下多治比真人乙兄、遠江介に任ぜらる。(大日本史) ○九月十五日、

御穂神社 陸奥の眞駿河に漂 漸く駿河國廬原郡御穂浦に浮ぶ。時に御穂の神官神部等、潮害を救うて功あり。依て此命あり。(類聚國史) ○三年四月二十日、從五位上石川朝臣眞守、遠江守に任ぜらる。(續日本紀・大日本史) ○九月廿三日、從五位上

國守交替 大原真人今城、駿河守に任ぜられ、伊豆守從五位下笠朝臣乙麻呂、上總介に轉じ、從五位下藤原朝臣犬養、之

巡檢使 藤原朝臣鷹取、東海道を巡檢して、分頭覆檢す。判官一人、主典一人。(續日本紀) ○十一月十一日、詔ありて、明年より正月一七日の間、國分寺に於て吉祥改過を行はしめ、以て毎年の例とせしめらる。詔に曰、

頃者、風雨不調、頻年飢荒、欲レ救ニ此禍、唯憑ニ冥助、宜於天下諸國國分寺、毎年正月一七日之間、行ニ吉祥改過、以爲恒例。(續日本紀)

免租 ○十二日、今年の田租を免ぜらる。蓋し畿道一般なり。去る八月大風ありしに因るとぞ。(續日本紀) ○是年天下悉く疫病す。時に駿河國獨り其惱なかりしに、又更に嚴しき告ありて、大歲御祖神社に正一位を授けさせ給ふ。因て安倍郡横田郷・廬原郡西奈郷を神田となし給ふ。(駿河志) ○五年三月五日、中衛員外中將從四位上伊勢朝臣老人、兼遠江守に任ぜられ、内膳正從五位下山邊王、兼駿河守に任ぜられ、外從五位下村國連

子老、伊豆守に任ぜらる。(續日本紀・大日本史) ○六月廿三日、從五位下紀朝臣犬養、伊豆守に任ぜられ、伊豆守外從五位下村國連子老、出雲介に轉ず。(豆州志稿・續日本紀) ○六年三月二日、始めて遠江國に少目二員、駿河國に大少目の員を置く。(續日本紀) ○七年四月十二日、太政官符を下して、神社の掃修を命ず。

遠駿二國神社掃修令 掃ニ修神社、潔齋祭事、國司一人、專當檢校、其掃修之狀、毎年申上、若有違犯、必科違勅之罪。云云

伊豆守 漸く敬神の俗衰へしが、其因佛法隆に赴くに在るか。國造神官神部の輩、只私利私慾に馳するに在るか。將又二者共に其因なるか。○八年正月廿五日、從五位上石川朝臣人麻呂、伊豆守に任ぜられ、伊豆守從五位

神社掃修 下紀朝臣犬養、大藏少輔に轉ず。(續日本紀・豆州志稿・大日本史) ○三月十日、太政官符を以て、再び神社掃修の件を嚴達せらる。

右檢案内、太政官去年四月十二日、下諸國符傳、掃修神社、潔齋祭事、國司一人、專當檢校、其掃修之狀、毎年申上、若有違犯、必科違勅之罪者、今改建例、更重咎責、若諸社祝等、不勤掃修、神社損穢、宜下收其位記、差替還本、即錄山狀、附便令申上、自今以後、立爲恒例。

寶龜八年三月十日

神社の掃修を法令に依て命ずる既に未なり。法令あつて尙ほ行はれず、再び改めて之を嚴にせざるを得ざるに至ては、之を何とか謂はん。古は決して然らざりしに、人情の變化驚くべきものありと謂ふべし。此の變化は、終に累を皇室に及ぼさずには止むべからず。藤原氏の專横、平氏の跋扈、みな此の人情變化に基ずるものと謂ふべきか。○夏四月十四日、遠江國秦原郡の人、外從八位下赤染長濱に、姓常世連を賜はる。當時赤染氏の諸國に散在する者多し。右京に從六位上赤染國持等四人、河内國大縣郡に正六位上赤染人足等十

三人、因幡國八上郡に外從六位下赤染帶繩等十九人あり。皆な同時に同姓を賜はる。常世氏は、燕王公孫淵の後なり。(續日本紀・姓氏錄) ○十月十三日、外從五位下大荒木臣押國、遠江介に任ぜらる。(續日本紀・大日本史)

遠江介 駿河守 遠江守 ○九年二月四日、從五位上美和真人土生、駿河守に任ぜらる。(續日本紀・大日本史) ○三月十日、遠江守從四位上伊勢朝臣老人、中衛中將修理長官に任ぜらる。遠江守故の如し。(續日本紀) ○五月二十六日、從五位下

足洗神社 昆解宿禰佐美麻呂、駿河介に任ぜらる。(續日本紀・大日本史) ○此歲、駿河國阿兵郡桓生に大酒解神・小酒解神

遠江守 を祭らしむ。今の足洗神社是なり。(巡村記) ○十年二月二十三日、從五位上當麻王、遠江守に任ぜらる。

葦原賤易 配流 (續日本紀・大日本史) ○六月廿三日、外從五位上周防凡直葦原之賤易公、伊豆國に配流せらる。賤易は周防國周防郡の人にして、自から他戸皇子と稱し、百姓を誑惑せしを以て、此罪を得たり。(續日本紀) 他戸皇子

は天皇第四の皇子にして、寶龜二年正月、立ちて皇太子となりしが、母井上内親王淫縱にして、天皇を弑し太子を立てんと謀りしこと發はれ、終に廢せられて庶人となり、母と共に大和國宇知郡沒官の宅に幽せられ、寶龜六年四月薨ぜし人なり。(續日本紀) ○秋七月十四日、駿河國大雨あり。河水汎濫して、二郡の堤防を潰決し、百姓の廬舍、及び口田を流亡し、其數最も多きに居る。(大日本史) ○廿三日、駿河國飢ゆ。因

て朝廷これを賑恤し給ふ。(大日本史・續日本紀) 是れ去る十四日、河水暴溢の害ありしに因るなり。○十一月十五日、駿河國上言して曰く、去る七月十四日を以て大に雨ふり、汎溢して二郡の堤防を決し、百姓の廬舍を壊ち、又口田を流亡して、其數居多なり。應に單功六萬三千二百餘人を役すべしと。此に於て朝廷糧を給ひて修築せしむ。(續日本紀・大日本史) 當時築く所の堤防の中、嶋田の堤、志津機の要障は今猶ほ存す。○此歲、

島田堤 駿河國有渡郡澁川村に、始めて三嶋社を祭る。○十年秋、世に傳ふ、三島大明神を伊豫國より勸請して、伊豆國賀茂郡に鎮座せしめ奉る。伊豫國は越智郡にして、仁德天皇の御宇渡坐しし所といふ、尙ほ攝津國嶋下郡にも三島大明神を祀れるが、此の三所は共に一體にして、大山祇神を祀り、神德新に靈驗人を驚かすものありといふ云云。(前前太平記) ○十一年三月十七日、外從五位下葛井連根道、伊豆守に任ぜらる。(續日本紀・

伊豆守 駿河飢 豆州志稿・大日本史) ○二十日、駿河國飢疫す。朝廷使を遣はして之を賑給す。(大日本史) ○五月十二日、伊豆

襖を陸奥に送る

百姓の遁走

國疫飢行はる。朝廷之を賑恤し給ふ。(續日本紀・豆州志稿) ○七月十七日、朝命あり曰く、東海道諸國は、東山道諸國と共に、襖四千領を造りて、之を陸奥國に送るべしと。蓋し當時は朝廷陸奥の蝦夷を征討中なれば、征東使より朝廷に請ひたる襖の數なり。(續日本紀) ○十月廿六日、當時諸國の民、遁走して戶籍を除き、或は詐て死を稱し、名を棄てて以て徭役を免れんと謀るもの多し。因て太政官符を下して、國郡司に命じ、部内浮宕の百姓を檢括せしむ。

應_三京職畿内七道諸國括_二部内浮宕百姓_一支

右伊勢國司解_レ僱、當土之民、浮宕部内、差科之日、徭夫數少、仍_レ仰、諸郡精加_ニ檢括_一、或固_レ逃、除_レ帳、或詐死、棄_レ名、被_レ駢_ニ王臣之莊_一、徒免_ニ課役之務_一、今加_ニ訪捉_一、多獲_ニ隱首_一、除帳之人、以爲_ニ立還_一、詐死之民、以爲_ニ括出_一、並編_ニ附本籍_一、已訖、但諂_レ之徒、詐_ニ冒貫屬_一、尋_ニ勘_一、籍帳、既_ニ不_レ合_一、雖_レ加_ニ推詰_一、稱_ニ土民_一、仍_レ勒_ニ歷名_一、具載_ニ別卷_一者、内大臣宣奉_レ勅、今據_ニ解_レ狀_一、益_ニ口將_レ千_一、所_レ輸_ニ調庸_一有_レ倍_ニ常_一、載_ニ國宰之委_一、理_レ合_ニ如_レ此_一、諸國吏豈_ニ不_レ効_一哉、宜_レ特_ニ存_ニ心_一檢括、一准_ニ伊勢國司_一支、是_レ綸旨、勿_レ有_ニ疎漏_一。

寶龜十一年十月廿六日

人民困弊の狀

此に内大臣とあるは藤原魚名なり。遁走して戶籍を除き、以て其の徭役を免れんとすること既に甚だし。詐て死して其名を棄つるをも厭はず、以て其の調庸を免れんとするに至ては、豈に亦論議の外にあらずや。遁走詐死の人民果して罪あるか。遁走詐死を甘するに至らしめし、朝廷の政に其弊なかりしか。國守郡領の誅

三嶋曆

求終に此に至らしめしにあらざるか。近ごろ戰役あれば、徭役の數も常に増したるべけれども、遁走詐死固より容易の事にあらざれば、之に勝る苦なければ行ふ能はず。只一時戰役の役に堪へずとて遁走するにあらず。虎より甚だしき苛政行はれしにあらざるか。然れども當時の人民には、頗る狡獪の徒多ければ、苦は此に至らざるも、私を營みて之を取てする者もあるべく、國司郡領と結託して役を免れ、其の幾分を國司郡領に贈るもあれば、強ち朝政の苛刻に基くのみとは云ひがたし。但し浮雲掩うて天日の光り下に達せざるは、當時一般の狀態なり。浮雲とは何ぞ國郡司是なり。○當時伊豆國に三嶋曆といふあり。三嶋驛の河合氏製する所なり。河合氏の家は、三嶋神宮の領内、曆門埋橋といふ所に、六百坪の宅地を構へ、宣明曆まで曆算して、之を朝廷に獻じ、世世變ることなければ、關東は長く此曆を用ゐたるが如し。河合氏宅地内に曆宮といふあり。社・宮司は之を明神といふ。蓋し曆を祭り置き、毎月朔を告ぐる祭をなし、曆を請ひ取りて用ゐしものなり。(豆州志稿)但し曆宮の祭神は岩永姫なりと口碑云ふ。

宅地制

河合氏の宅地六百坪とあるに因て考ふるに、凡そ當時は、爵位の高下に依て、宅地の廣狭にも、確たる制度ありしかど、此頃より漸く緩み、國司・郡領等地方の吏員は、京官よりも其の入る所多ければ、其身の高下をも顧みず、恣に一町四方の家を造築して、憚からざる者あるに至り、年を経るに従て底止する所を知らず。されば後世後一條天皇の長元三年に至り、制を下して諸國吏の居所は、四分一の宅に過ぎざらしめ給ふに至りぬるも、其起りは此頃に在るなり。但し四分一とは一町四方の四分一なり。

◇十二年正月一日、天應と改元す。

駿河守 天應元年二月十六日、從五位下阿部朝臣祖足、駿河守に任ぜらる。(續日本紀・大日本史) ○四月三日、天皇位を皇太子に譲り給ふ。○此朝、伊豆國造伊豆直乎美奈、從五位下を授けらる。

伊豆國造 【桓武天皇】 天應元年四月三日受禪、同十五日即位し給ふ。

遠江介 天應元年五月二十五日、外從五位下土師宿禰古人、遠江介に任ぜらる。(續日本紀・大日本史) ○六月二十五日、遠江介從五位下土師宿禰古人、散位外從五位下土師宿禰道長等十五人と、上言して曰く、土師の先は天穗日命に出で、其の十四世の孫は、名を野見宿禰と曰ふ。昔纏向珠城宮に御宇し、垂仁天皇の世、古風尚ほ存して葬禮節なく、凶事あるごとに例として殉埋多し。時に皇后日葉酸薨命日葉酸薨じ梓宮庭に在り。帝顧みて群臣に問ひたまひて曰く、後宮の葬禮これをなすこと奈何と。群臣對へて曰く、一に倭彦王子の故事に遵はんと。時に臣等が遠祖、野見宿禰進み奏して曰く、臣愚の如きは意ふ。殉埋の禮は殊に仁政に乖き、國を益し人を利する道にあらずと。仍て土師三百餘人を率ゐ、自から領じて墳を取り、諸物象を造りて之を進む。帝覽て甚だ之を悦び給ひ、以て殉人に代へ、號して墳輪といふ。謂ゆる立物これなり。此れ即ち往帝の仁徳、先臣の遺愛にして、裕を後昆に垂れ生民頼む。式て祖業を觀るに、吉凶相半して、其の諱辰の若きは凶を掌り、祭日は吉に預る。此の如く供奉允に通途に合へり。今は則ち然らず、専ら凶儀に預れり。祖業を念ふに、意茲にあらず。望み請ふらくは、居地の名に因りて、土師を改め以て、菅原姓と爲さんと。天皇勅して、請に依り之を許し給ふ。(續日本紀) 菅原氏には朝臣姓あり。宿禰姓あり。而して朝臣の姓は、右京に貫し、系は飯入根七世孫大保度に出づ。(姓氏錄) 大保度五世の祖を野見宿禰といひ、大保度九世の孫は、此の土師宿禰古

人なり。野見宿禰は、垂仁天皇の朝、大喪の事を掌れる人にして、子孫世世陵側の菅原伏見邑に居たりき。(菅家傳記) ○秋七月六日、駿河國の富士山灰を雨らす。時に灰を被れる草木は、其葉悉く凋萎せり。(續日本紀) 國人見て以て大に驚き、遂に之を朝廷に奏す。(日本紀略・大日本史) ◇二年春正月十四日、從五位下因幡守氷上川繼、伊豆國三嶋に配せらる。其黨三十五人も同じく貶せらる。初め川繼の資人に大和乙人といふ者あり、去る五日の日、私に兵仗を帯びて、宮中に闖入したるを、所司捕へて之を推問せしに、曰く、臣か主氷上川繼、今月十日の夜を期し、北門より宮中に入て、亂を作さんと欲し、臣に命じて其黨宇治王に至り、招きて以て期に會せしむ。故に今王の所に至らんとするなりと。川繼の謀反ここに全く發覺せり。天皇聽きて大に驚かせ給ひ、直ちに勅して川繼を召さしむ。川繼、勅使の至るを聞き、事の已に發るるを覺り、潛かに後門より出で、走りて其跡を晦ましぬ。朝廷即ち三關を鎖し、大に索むること數日、遂に之を大和國葛城郡に獲たり。因て詔して曰く、氷上川繼潛かに亂を謀り、事既に發覺せり。法に據るに極刑に當る。其母不破内親王の反逆は、近親なるも亦重罪に當れり。但し諒闇の始め、山陵未だ乾かざるを以て、哀感の情未だ刑を論ずるに忍びず。其れ川繼は宜しく其死を免し、之を遠流に處すべし。不破内親王並に川繼姉妹は、之を淡路國に配せよと。此に於て川繼伊豆に流さる。川繼は鹽燒王の子にして、鹽燒王は惠美押勝に與し、奉ぜられ

て帝と稱し、押勝敗るるに及び、共に誅せられし人なれば、此間自から祕密の伏在するを見る。然れども此の地方史の強ち知るを要せざる所なれば、暫く之を措かん。川繼の配せらるるや、其妻藤原法壹も、同じく伊豆國に徙され、法壹の父藤原濱成も、亦坐せられて二宮を奪はる。其他これに連坐せられし者、凡そ三十

事 蹟

駿河介 五人ありしといふ。(日本紀略・續日本紀・大日本史) ○外從五位下佐伯部三國、駿河介に任ぜらる。(續日本紀・大日本史) ○二月七日、正五位下遠江守當麻王、中務大輔に叙せらる。遠江守故の如し。(續日本紀) 此に依て之を見れば、當時已に國守の任に赴かざる者あるが如し。○八月十日、外從五位下田邊史淨足、伊豆守に任ぜらる。(大日本史・續日本紀・豆州志稿) ○十九日、改元して延暦といふ。

國分寺齋

◇延暦元年十二月、勅して諸國の國分寺に命じ、太上天皇の爲に、御齋の誦經をなさしめ給ふ。勅に曰く、太上天皇周忌御齋、當今月廿三日、宣令天下諸國國分一寺見僧尼、奉爲誦經焉。(續日本紀)

遠江守

◇二年二月二十六日、從五位下巨勢朝臣總成、遠江守に任ぜらる。(續日本紀・大日本史) ◇三年二月、從五位上藤原朝臣墨麻呂、遠江守に任ぜらる。(續日本紀)

遠江守

是れ續日本紀に據て記すなり。大日本史には、三月藤原是公遠江守に任ぜらると見ゆ。此下九年にも、二月三月相並びて二人の任叙見ゆ。月を並べて國司の交替あること甚だ怪むべし。或は異名同なか、將た全くの誤記なるか。暫く疑を存して、續紀に據りて記す。

伊豆守

○八月外從五位下吉田連季元、伊豆守に任ぜらる。(豆州志稿・大日本史) ○九月、駿河國阿兵郡川乃邊に神社を創め、豐受太神を祭る。國司藤原易興の受奏に依り、伊勢國山田より御姫大神を遷座し奉るなり。今河邊明神と稱す。(社記・巡村記) ○十一月三日、太政官符を下して、國司等の多く田園を營むを禁ぜらる。是れ百姓の農業を妨ぐることも多く、兆民凋弊の源、職として斯に是れ由るといふに在るなり。官符に曰く、民惟邦本、本固國寧、民之所貴、農桑是切、此者、諸國司等、厥政多僻、不慚撫道之乖方、唯

河邊明神
國司の田園を營むを禁す

恐ニ侵漁ノ未巧、或廣占ニ林野、奪ニ蒼生ノ便要、或多營ニ田園、妨ニ黔黎ノ産業、百姓凋弊、職トシテニレル、宜下加ニ禁制、徹ニ革食濁、自今以後、國司等、不得ニ公廩田外、更營ニ水田、又不得下私食ニ墾闢、侵ニ百姓農桑地、如有ニ違犯者、收穫ノ之實、墾闢ノ之田、並皆沒レ官、即解ニ見任、科ニ違勅之罪、夫同僚並郡司等、相知容隱、亦與同罪、若有ニ人糾告者、以ニ其苗字、與ニ糾告人。

國司の專横貪婪

此の官符を讀まば、多く説をなすを待たずして、當時國司の專横・貪婪厭くことなきのみならず、上を恐れず下を恤まず、唯一己の利を占むるに營營たりしを知るべし。而して此輩の上に戴く農民の困苦は如何に在りけん。寔に想像も及ばざる所ありしなり。◇四年五月戊午、遠江國の調庸粗惡にして官用に堪へずとて勅を下して痛く國司を譴責せらる。勅に曰く、

調庸粗惡

貢ニ進、調庸、具著ニ法式、而遠江國所進調庸、濫穢、不堪ニ官用、凡頃年之間、諸國貢物、龜惡、多不中ニ用度、准ニ量其狀、依レ法可レ坐、自今以後、有如此類、專當國司、解ニ却見任、永不ニ任用、自餘官司、節級科罪、其郡司者、加ニ決罰、以解ニ見任、兼斷ニ譜第。(續紀)

と、此勅の趣によれば、諸國一般に貢物龜惡に流れたる中に、遠江は最も甚だしと見えたり歎すべきかな。○六月廿四日、此頃諸國の戸口日に減少し、浮浪の徒横行して、良民を苦むること少なからず。依て太政官符を下し、戸口を括責し、浮浪を勘せしむ。

戸口括責
浮浪勘編

一應、畿内七道諸國括責戸口、夏

右頃年之間、不課增益、課丁損減、郡司等撫養乖方、課口損減、姦詐多端、不課增益、授田之日、虛注ニ

不課、多請膏腴之土地、差科之時、規避課役、常稱死逃之欺妄、庸調減損、國用闕乏、職此之由、今宜令檢括所部百姓浮宕、國中嚴加捉搦、勸注妄死、逃走、除帳之輩、又依寶龜十一年格、下符括責、具注事由、並載附大帳內目錄、申上、不得逗留疎漏。

一應勸他國浮浪事

右無賴之徒、規避課役、容止他鄉、巧作方便、彼此共檢括、同科課役、戶口不減、調庸增益、而國郡司顔面阿縱、並私隱沒、爲己利、又依去寶龜十一年格、編附當處、目茲、國司觸途欺妄、今年編附給口田、來年逃亡、不還地、遂致人田共隱沒、自今以後、停編附之格、依天平八年二月廿五日格、但先給田、逃亡人分還公。

以前右大臣宣奉勅國以百姓爲本、國非一人、獨理、委之牧宰、輯寧兆庶、若考論政績、在戶口存亡、不有甄明、何憑賞罰、自今以後、依前件施行、有減少及增加、隨夏褒貶、以旌善惡。

延曆四年六月廿四日

(紀)

人民巧恠

國司貪婪厭くなければ、人民また巧恠を謀りて恥づるなし。上下相欺きて政整はざれば、之を憂ひ給ふは獨上御一人のみ。奈良朝廷の治、已に腐敗の極に達すれば、數行の官符の能く釐正し得べき所にあらず。須らく英主の英斷に待たざるべからざるなり。○七月、遠江國大風あり。此月より八月に涉りて、暴風屢吹き荒み、稼を害すること甚だし。聞く下總・常陸・能登も亦甚しかりと。(大日本史) ○秋九月、學士林稻麻呂伊豆國に流さる。此頃、中納言正三位兼式部卿藤原種繼といふ者あり。參議式部卿兼太宰帥正三位宇合の孫に

遠江大風

伊豆流人
林稻麻呂

して、最も天皇の委任を蒙り、中外の事皆な決を取る。先に議を建て都を長岡に遷すと雖ども、宮室草創に

して、百官未だ匠手に就かず。夫を役して日夜兼作し、天皇再び平城に行幸し、種繼は皇太子及び右大臣藤原是公と留守し、炬を照らして催檢せしに、賊あり種繼を燭下に射て之を傷け、明日終に薨す。因て朝廷大に賊を索め、大伴繼人・大伴竹良等黨與數十人を捕獲し、之を推鞠するに、皆な承伏して實を告ぐ。即ち法を案じて推斷し、悉く斬或は流に處せられしが、稻麻呂蓋し之に坐せられしなり。(日本記略配流年表) ○十月十日、朝廷使を遠江國に遣はし、普く百姓を賑恤し給ふ。是れ去る七八兩月の交、大風ありて五穀損傷し、

遠江賑恤

遠江守

遠江介菅
原古人の
四子學に
就く

百姓飢饉に苦めるを以てなり。(續日本紀・大日本史) ○此月、遠江守春階王、新に任ぜられて國に就く。(大日本史) ○十二月二十三日、詔して故遠江介菅原古人の男四人に衣糧を給し、以て學業を勤めしめ給ふ。是れ其父古人、儒行世に高く苟くも世と合はず、卒後家に餘財なく、諸兒皆な寒飢に泣くを見給ひ、其の侍讀の勞に報い給はん叙慮より出でさせ給へるものにして、學料を給せらるること此に始まる。(日本紀略) 當時の鴻儒菅原清君は、古人の四男にして、後承和九年十月十七日薨す。◇五年春正月、紀廣足駿河守に任ぜら

東海道の
軍七簡閑

遠江國守

伊豆國守

蝦夷征伐
の備鹽を
徴す

る。(大日本史) ○八月八日、從五位下佐伯宿禰葛城、京師を發して東海道に向ふ。判官一人、主典二人從ふ。軍士を簡閑し、兼ねて戎具を檢し、以て蝦夷を征する準備をなさんためなりとぞ。(續日本紀) ○十一月二十日、從五位下巨勢朝臣總成、遠江守に任ぜらる。重任なるか。(續日本紀・大日本史) ◇七年二月六日、正四位下伊勢朝臣老人は遠江國の、從五位下縣犬養宿禰繼麻呂は伊豆國の、並に國守に任ぜらる。(續日本紀・豆州志稿・大日本史) ○三月二日、詔あり曰く、東海道諸國は、來七月を限り、東山道北陸道と共に、糶二萬三千

餘斛と並に鹽若干とを、陸奥國に運送すべしと。明年蝦夷を征伐せしめ給はんが爲なりと聞ゆ。(日本紀略)
○三日、勅ありて東海東山坂東諸國は、來年三月を限り、步騎五萬二千八百餘人を調發し、陸奥國多賀城に會せよと命ぜらる。勅に曰、

調發東海、東山、坂東諸國、步騎五萬二千八百餘人、限來年三月、會於陸奥國多賀城、其點兵者、先盡前般入軍經戰叙勳者、及常陸國神賊、然後、簡點餘人、堪弓馬者仍勅、比年國司等、無心奉公、每事闕怠、屢沮成謀、苟曰司存、豈應如^{ベシ}此、若有^ニ更然、必以^レ乏、軍興^ニ從事矣。(續日本紀、日本紀略、大日本史)

國司の荒怠

國司は地方民の儀範となる者なり。而して比年奉公に心なく、事ごとに闕怠すと。聖天子をして宣はしむるに至るとは何事ぞや。加之、しばしば成謀を沮みとの勅責を蒙るに至ては、不忠不義はより大なるはなし。幸に天誅を免るるは怪むべきなり。而して天皇の御咎めあらせ給ふこと、甚だしく重からざるは、國風民俗の自から今と異なるものもあるべけれども、大御心の廣大なるを推量り奉らるるなり。○六月、橋入居遠江守に任ぜらる。(大日本史) ○秋七月二十五日、從五位下三嶋真人大湯坐、駿河守に任ぜらる。(續日本紀、大日本史) ○九年二月廿九日、鼓吹正外從五位下奈良忌寸長野は兼遠江守に、從五位下藤原朝臣黑麻呂は駿河守に、木工助外從五位下高篠連廣浪は兼駿河介に任ぜらる。(續日本紀、大日本史) 藤原黑麻呂一に藤原是公に作る。○閏三月四日、勅命下る。曰く、駿河・伊豆二國は、二國以東の東海道諸國、及び東山道信濃以東の諸國と共に、三箇年を限り、革甲二千領を造り奉るべしと。(續日本紀) 是れ蝦夷征討軍團兵の着用に供するも

遠江守 駿河守

遠駿國守 介 革甲を造る

のなり。但し國に因り其數を異にせりといふ。○十一日、勅に曰く、京畿七道、今月十八日より始めて、素服哀を擧げ、晦日を以て限とせよと。(續日本紀) 蓋し去年十二月二十八日皇太后崩ぜられしに因て、京畿七道に勅し給へるものなり。○四月二十九日、遠江國飢ゆ。朝廷使を遣はし之を賑給せらる。(續日本紀、大日本史) 此時飢餓に陥りしもの、十四國に及ぶといふ。○十二月、中宮の國忌に當り、大安寺に齋を設け經を誦す。(續日本紀) ○十年正月十八日、正五位上百濟王俊哲、從五位下坂上田村麻呂等、東海道を巡りて軍士を簡閱し、兼ねて戎具を検すべき命を蒙り、京師を發して途に上る。時に東山道へは藤原眞鸞遣はさるといふ。二道より蝦夷を征せんが爲の策なり。(日本紀略、大日本史) ○三月二十六日、我が嶽南の國郡司等のおの甲を造る。是れ五畿七道の國郡司と共に、勅を奉ずる所にして、其數には自から差ありといふ。(日本紀略、續日本紀、大日本史) ○夏四月十八日、駿河國駿河郡の大領、正六位上金刺舍人廣名、駿河國造を命ぜらる。(大日本史、續日本紀、掛川志稿) 駿河郡は今の駿東郡にして、柏原・矢集・子松・古家・玉造・横走・駿河・山崎・穴戸・永倉・宇良等の諸郷を包容せり。○十月廿五日、東海・東山二道の諸國と共に征箭を作る。征箭の數凡そ三萬四千五百餘具、但し是は二道共に作る總數なり。(續日本紀、日本紀略、大日本史) ○十一年六月十四日、遠・駿・豆三州共に、太政官符の命に因て、健兒を貢す。此時同じく官符を奉じて健兒を貢するもの、其數は同じからずと雖ども、他に尙ほ四十九箇國あり。官符に曰く、

遠江國六十人 駿河國五十人 伊豆國三十人

以前被^ニ右大臣宣^ハ倂奉^レ勅、今諸國兵士、除^ニ邊要地^一之外、皆從^ニ停廢^一、其兵庫鈴藏、及國府等類、宜^レ下^ニ差^一健

兒、以宛守衛、簡老郡司子弟、作番令守。

延曆十一年六月十四日

普照寺觀
音海に浮

磯崎八郎
吉富佛を
作る

一角佛を
竊む

粟長者

十二年正月、世に傳ふ、伊豆國伊濱の漁夫某、海に浮びて魚を漁せしに、偶、網に入る者あり、取て之を觀れば、一佛像の網に入りたるなり。漁夫以て不祥事と爲し、輒ち之を海中に投棄し、鱸を轉じて再び網するに、又入るものあり。何物ならんと引上げ觀れば、豈に計らんや、先の佛像の復た入來らんとは、此に於て、漁夫心に畏怖して又棄つる能はず。携へ還て家に祭り、尋て一字を草創して之を安置せり。是れ今の普照寺の域内なる觀音堂なりと。是より先、聖武天皇の朝、遠江の人磯崎八郎吉富といふ者あり。伊濱を領じ移り住す。一日海濱に出づれば、材木の漂寄るものあり。拾得して之を見れば、長六尺方尺八の良材なれば、以謂らく佛作らんには最も善しと。會、僧行基行脚して此に到るを見て大に喜び、即ち請うて觀音像を刻せしむ。然るに吉富の僕に一角といふ者あり。一夜靈夢に感ずる所あり。竊に其像を奪ひ、海に投じて逃去りぬ。然るに此頃に至り、一角偶、歸來れば、觀音堂の所に造られたるものあり。何とはなく行て拜するに、已が前に海に投ぜし佛像なれば、一角忽ち崇敬の念を起し、享祭すること日夜怠るなし。一夜一角夢に觀音を見しに、觀音粟七莖を携へ來り、一角に與へて曰く、之を蛇野に播種せよと。一角覺めて奇しく思ひ、教の如く之を蛇野に播種せしに、彼の粟連歲豐熟して、一角年年に富を重ねければ、遂に蛇野に卜居して、世に粟長者と稱せらる。普照寺は伊濱村に在り。固と觀音堂境内の小庵なりしが、後寺としたるなり。(豆州志稿)○二月朔日、簡閑使坂上田村麻呂行く東海道の兵を閲し、遠江國に到る。世に傳ふ、遠江國磐田

田村麻呂
磐田海の
赤蛇を除

海は、廣袤數里に亘り、海水茫茫として、其の際涯を知らず。昔者日本武尊の、富士の麓より投じ給へる火石の落下してより、潮水大に乾涸せりと雖ども、其水尙ほ渺茫浩湯として大江をなししが、中に赤蛇の住むありて、出沒常ならず。年年歳歳人を害すること勝て數ふべからず。凡そ郵船一日一回の渡航は恙なしと雖ども、若それ急あつて二回に及べば、忽ち暴風怒濤を起し、船舶を覆し、人物を奪ふにあらざれば止まず、國人之を憂ふること年久しく、遂に奏聞して其の難を除かんと請ふ。然れど朝廷以て大事とせず。頓に其請を許し給ふべしとも見えざりしが、屢、之を請ふに及びて、天皇其害の小ならざるを察し給ひ、如何にせば之を救ふを得んかと、深く宸衷を惱まし給ひけり。此時に當り天皇東夷を征し給はん御志深く、坂上田村麻呂に命じ、東海道の兵を閲せしめらるるに、天皇固より田村の勇武を知食せば、善き機なりと思召し、其の發するに臨み特に命じて、磐田海の底を清めて、永く國民の憂苦を除かしめんとし給へるこそ畏けれ。田村命を蒙りて、已に上國の閱兵を終へ、遠江に到れば、其の海邊なる船岡山に登り、何れ赤蛇の住所ぞと見渡すに、水天髣髴として二千里外に連り、沖に漂ふ激浪は奔馬の如く、岸を嘔む飛沫は急霰の如く、殆んど江灣とも見えざれば、智勇を兼ねたる田村も施すに所なく、唯茫然として時を待つもの如く、彼の船岡山に空しく時日を過しけるが、一日憤然として以謂らく、江灣廣しと雖ども、海底深しと雖ども、將た蛟龍怪を爲すと雖ども、一旦蒙りたる帝の命は默止すべくもあらず。田村の骨は碎くとも、田村の命は縮むとも、斃れずして止むは、平常の志にあらすと。起つて江上を眺むるに、依然たる激浪は、天を衝きて妻まじく、赤蛇の片影だに見えざれば、田村力なく復た座に還り、噫止みなむ止みなむ、終に田村の力の及ぶ處にあらず

潮海寺の
観音

と、獨語して歎息措かざりしが、須臾にして又以謂らく、我愚なりと雖ども、帝命を帯びて此に来るを、やはか手を空しく王城に歸るべき、自力及ばずば神佛の力を假るとも、此功を奏せずんば止まじと、爰に城飼郡潮海寺村に安置せる薬師佛は、靈驗新たなりと聞えければ、田村微行して潮海寺に至り、佛に請うて曰く、我今、帝の命を蒙り、來りて磐田海に到り、毒蛇を狩り民害を除かんと欲す。然れども海水澎湃して風浪常に暴く、蛟龍曾て形を顯さず。我之を奈何ともする能はず。佛若し靈あらば、我を助けて我功を成さしめよ、是豈に獨り我が功を助くとのみ云はんや、乃ち佛も亦帝命を奉ずるなり。今佛も王土に在れば、強ち王命を輕んずべきにもあらざるかと。祈願すること七日夜、結願の日、夜深けて後、僧あり田村の枕頭に立ち、告げて曰く、汝勅命を蒙りて此土に到り、磐田海の惡蛇を征せんと欲すとも、彼は千歲彼海に潛める古蛇なれば、固より人力の能く征する所にあらず。然れども敢て之を望まば、天照大神・八幡大菩薩の光助を仰ぐに若かず。二神幸ひに汝の祈願を納れ給はば、古蛇も身を容るるに所なく、終には其形を現すにも至らんか。事もし此に至らば、諸神諸佛力を併せ、汝の祈願を成就せしむべし。汝それ之を努めよと。言未だ終らざるに、既に去て其處に見ず。是れ即ち七日夜の祈願疲勞の極、知らず知らず座睡霎時の夢なりけり。田村は一睡の媒に依て、靈夢を得、感喜措く能はず。踴躍して船岡山に歸り、新に壇を築きて奠を設け、齋戒沐浴して祈願に晝夜を別たざりき。時に東北の蝦夷ますます猖獗を極め、侵畧を擅にするの報、京師に達しければ、天皇深く宸襟を惱まし給ひ、勅して大伴弟麻呂を大將軍に、坂上田村麻呂を副將軍に拜し、以て速に蝦夷を討せしめ給ふ。田村麻呂途に在りて、俄に征夷副使に任ぜられ、蝦夷征討の命を蒙りたれば、今は須臾も此土に

止まるべからず。思ひを遣して征夷の途に上りたれば、暫くは又磐田海を赤蛇の心に委せざるを得ずなりぬ。船岡山は、長田の西北二里許の反田に在り、東岸鷺坂山への通路にて、當時の往來は此の一路のみ。

坂上田村麻呂は、左京大夫弟田麻呂の子にして、身の長五尺八寸、胸の厚一尺二寸、身の重二百一斤あり。而して自から之を軽くすれば、僅に六十四斤に至るといふ。眼は蒼隼の如く、鬚髯は金線の如く、臂力ありて勇武倫を絶つ。(大日本史) 此に於て、進みて蝦夷を討し、大に之を敗り、首を斬ること四百五十七、虜を擒にすること一百五十八、馬を獲ること八十五疋、明年九月振旅して歸り、再び遠江國に到り、山名郡に著せしが、磐田海風強く浪暴く、奔潮ただ急にして、容易く渡るべからざれば、暫く其の東岸に宿したるに、薬師佛再び出現し告げて曰く、明日は必ず順風なるべし。我も亦助けて滞りなからしむべければ、汝須らく其の準備して待つべしと。田村喜びて其言に従ひ、黎明起出でて海上を眺むれば、夢中聞く所に異ならず。因て直ちに船を出して船岡山に到る。

田村麻呂已に船岡山に到り、心に以謂らく、此次素志を貫かずんば、また何れの時を待たんと。即ち蝦夷征服の復命書を草して、之を朝廷に上つり、併せて暫く滞留して赤蛇を除かんと請ひ、屋を築きて此に住し、常に蛇の現るるを待てり、一日妙齡の一女あり。容姿嬋娟、蓮歩して船岡山の陣門に至り、侍臣に就きて請うて曰く、妾は是れ鎮西の者なるが、故あつて吾妻に下らんと欲し、父に隨ひて此地まで來るに、計らざる不幸の運り來て、父に別れたれば、進退これ谷まりて、身を處するに術なく、死せんとすれども未だ死する能はず、東西に浪浪すること二年に垂んたり。然に今日此地に至りて、將軍の御徳を聞き、心に景慕を懷き

て止めがたく、遂に卑賤の身を顧みず、妄に門下に至て庇蔭を請ふ者なり。若し聞くが如き將軍に坐さば、一片の憐を垂れ、收めて箕箒の役をだに命ぜられよといふ。田村之を聞き召見るに、鄙に稀なる婦女なれば。田村忽ち心に謂へらく、こは是れ人間にはあるまじ、言を巧みに我に近づき、隙を窺つて我を害せん狐狸の所爲に外ならず。好し然らば一刀に切て棄つるに若かじと。已に刀を按ぜしが、又以謂らく、物の數ならぬ一少女、若し狐狸たりとも何の怖か是あらん。事起るとき之を殺すも未だ晚からず。暫く聽して其の狀を試みに如かずと。遂に留めて賤役を課しけるが、後には深く寵するに至りぬ。

斯くて田村は年を経て思を凝すと雖ども、未だ一たびも赤蛇の影をだに見る能はず。日夜の苦辛も全く水泡に歸せんとすれば、田村心も心ならず、甚だいらちてありしが、一夜彼女田村に對ひて曰く、妾將軍の恩を被ること淺からず。已に懷胎して十月に滿たんとす、願くは産舎を造りて之に備へ給へと。田村即ち命じて産舎を營ましむ。其廣さ縦横四尋なりしが、是亦彼女の言に従へるなり。女將に産舎に入らんとするや、誠むらく、請ふ廿日を期りて來見る勿れと。又曰く、産婦は風を厭ふ。戸壁に穴を穿つ勿れと。終に産舎に入て戸を閉ぢぬ。其後田村心に怪むらく、彼の言甚だ密に過ぐ、必ず故あらんと。特に期を違へ、七日を過ぐる頃、窺に近づき窺ひ見れば、計らざりき巨蛇の長さ廿間もあらんが、繩を縮ねし如く八重に纏ひて、中に産兒を据ゑたらんとは。眞紅の舌を吐きて産兒を舐り、已に頭より舐りて臍下に至る時なりければ、驚きつつも少時息を屏け見て居しが、斯くてあらんには、他日の禍計り難しとて、急に端戸を蹴放ちて躍り入ける。大蛇は之を見て忽然少女と化し、前を繕ひ容を整へ、其傍に來り侍し、徐に顔色を和けて曰く、など

しも斯くはし給ふぞ。抑も君の御心誠ならず、はしくも妾を驚かしむ。怨ましくも亦恥かしき極みなり。妾は今より暇を乞うて故郷へ還るべし。將軍請ふ克く此兒を愛養せよ。妾亦此兒の保護神たらざらんや。申すも甲斐なき事ながら、將軍もし妾が誓を守り賜はば、妾は此兒の五體を鐵石にし、弓箭も搔かぬ膚となし、永く坂上家の譽とせんものを、あはれ憾めしきかも。されど上半身は、多少の効も現はれて、聊か恩に報ゆるを得てむと思へば、妾が心も少しく慰むるを得るなり。將軍知り給はずや、妾は此の滄海に住むこと三千年、將軍の長く心を勞し給ふ、磐田の海の赤蛇ならんとはと、言ひ畢つて一個の干珠を赤子に與へ、海に向つて躍入る。田村は後に起る白波を見、赤子を抱いて唯茫然たり。是より田村は嬰兒を携へ京師に歸りしが、兒を俊光と名づけ、傍離さず寵しけりとぞ。田村麻呂の船岡山に在るや、大鏡山光明寺に至り、虚空藏菩薩を拜し、速に赤蛇を討て功を奏せんと祈り、還て等身の菩薩像を彫刻せしが、京師に歸るに及び、之を光明寺に納めしむ。今尙ほ存して山門に安置するもの是なりといふ。(遠江風土記傳・袖師浦記) ○當時大和國東大寺の封戸二十一箇國に跨り、總べて二千七百戸を有せしといふが、内駿河國に在りしものは左の如し。

上政所

駿河國 百烟

調 絹 五十八疋五丈二尺五寸

代錢四十七貫百八十文 正別一石

庸 布 百廿端二丈一尺

代錢七貫二百卅文 段別六十文

中男作物紙二千二百張

代米十一石 張別五合

事 蹟

封丁四人 代廿石
 租穀六百石 代百八十石 石別三百文
 已上合都二百九十三石九斗
 前分石別一斗
 廳料石別一升
 下政所
 駿河國 五十戸
 調 絹 廿四疋七尺五寸 代米廿四石一斗二升五合 正別一石
 庸 布 四十六端七尺 代米九石二斗四升 端別二斗
 中男作物紙 七百六十張 代米三石五斗三升 張別五合
 封丁二人 代米六石 端別二斗
 養布六十端
 功錢四貫二百四十八文 代
 租穀二百石 代米六十石 石別三斗
 已上都合百六十九斗
 前分石別一斗

廳料石別一升

(東大寺要錄)

佛寺の封戸増加して朝廷衰ふ

佛教の盛なるに従て、朝廷の民戸を佛寺に寄附するもの少なからず。此には唯東大寺の封戸の駿河に在るもの、一を擧ぐるのみなれども、何れの國にも此類少なからず。此類増加するに従て、朝廷の收むる租調庸は減するなり。而して封戸を有する寺は、東大寺のみにあらざれば、其額の多きも亦大なるものあるなり。

平安奠都

◆十三年十月、都を山背國葛野郡宇田邑に遷し給ふ。○十一月、詔して山背國を改めて山城國とし、都を平安京と稱し給ふ。是より奈良は舊都と呼ぶる。舊都と呼ぶる奈良朝廷の命を奉じ、七十餘年間に發達進歩したる、我が地方の状は如何にと願みるに、既に總説にも論じたる如く、奈良の朝の血液の循環を受けたるもののみ多きなり。即ち奈良に最も盛なるは佛教なれば、我が地方にも佛教の跡は頻りに印せられしなり。

平安京

朝廷の命と僧侶の苦辛とに因て、國分寺の外に、其の隆替は別として、佛寺の建立せらるるもの少なからず。人民の佛に對する心情にも、多少の變化ありしが如くなるが、此には又多少の因なくんばあらず。即ち佛教の主旨に於て、欽明天皇の朝以後、乃ち奈良以前と、元明天皇以後乃ち奈良朝とは大に異なる所を生じたる是なり。奈良以前の佛教は、渡來其儘の佛教なるに反し、奈良の佛教は大に我が國風に化し、我が國民の思想と調和を計り、天下泰平・國土安全をも祈願し、天皇の尊き所以をも覺りたれば、萬民の感情に反することも少く、殊に唐僧鑑眞の如きは、渡來してより戒律を傳へ、我國の佛教制度を具備したりといへば、益、我が國民に適するものとしたりけるに、此僧また我が駿河の菩提樹院に久しく住したれば、我が嶽南に佛教の行はれしは、他國の比にあらざるが如し。史家或は奈良朝の佛教は、都市の佛教なりと云へれども、我が地方

佛教主旨の變遷

日本化せる佛法

嶽南の佛教

嶽南の風物九重に達す

山邊赤人不盡山の

富士山詩

には、已に秋葉山の如き、光明山の如き、深山にも佛刹を營み、佛像を安置すること少なからざれば、我が地方眼を以て論すれば、然か信する能はざることもあるなり。京師に佛教隆なれば、我が地方に佛教興ると此の如し。佛教已に然り、他物豈に又これに類せざらんや。奈良朝に最も隆盛なりしは佛教にして、佛教に比して劣らざるものに、美術もあれども和歌も亦其一なり。されば和歌といふ優美なる文學も、亦已に我が地方に行はれて、防人の詠進歌となり、櫻井王の献詠となり、從て都を距ること遠き僻陬の風物も、此の優美文學の材に供せらるるを得、大乃浦も白羽磯も、萬乘の君の御耳に達するに至りしなり。此の大乃浦、白羽磯だに此の如し。扶桑國の扶桑山と呼ばれる富士山にして、争でか歌人に知られざらん。當時歌聖と稱せられし山邊赤人は、我が富士山に依て、金玉の聲を漏らし、其響を萬世に傳へたり。

望三不盡山一歌一首并短歌

天地之、分時從、神左備而、高貴寸、駿河有、布士能高嶺乎、天原、振放見者、度日之、陰毛隱比、照月乃、光毛不見、白雲母、伊去波伐加利、時自久曾、雪者落家留、語告、言繼將往、不盡能高嶺者

反歌

田兒之浦從、打出而見者、眞白衣、不盡能高嶺爾、雪者零家留

高橋蟲麿の不士山

又高橋連蟲麿といふ者あり。不盡山を詠みて曰く、
布士能嶺乎、高見恐見、天雲毛、伊去羽計、田菜引物緒
富士山の秀拔優雅なるは、内外古今の共に推稱する所なり。而して其の秀拔優雅は、正に萬國無比の我が

富士山は日本の鎮

富士山詩

田ふる乃浦より池
出て尺礼を白妙
の布しをるるよ
ゆきこそあつ

國體を象徴して、世界に矜夸する所以なり。故に一たびも之を見ざる者は終生の憾とし、見たる者は無上の榮とす。而して榮とする者は榮とするに止めず、亦之を筆し、筆する者は、亦延いて思を國體の上に馳するなり。あはれ此山、我等が縣の奥區に立てれば、朝夕眺めて仰止て、彼の詩歌を吟じ、以て我志を養はむかな。

望三不盡山一歌一首并短歌

奈麻余美乃、甲斐乃國、打縁流、駿河能國與、已知其智乃、國之三中從、出立有、不盡能高嶺者、天雲毛、伊去波伐加利、飛鳥母、翔毛不上、燎火乎、雪以滅、落雪乎、火用消通都、言不得、名舟不

事蹟

知、靈母、座神香聞、石花海跡、名付而有毛、彼山之、堤有海會、不盡河跡、人乃渡毛、其山之、水乃當知鳥、日本之、山跡國之、鎮十方、座神可聞、寶十方、成有山可聞、駿河有、不盡能高峰者、雖見不飽香聞

反歌

不盡嶺爾、零置雪者、六月、十五日消者、其夜布里家利

富士山詩歌

萬代の國のしづめの富士の嶺をあふげば空にうつしみの神
天の原照る日の近き富士の嶺にいつも神代の雪は残れり
たくひなき山は富士の嶺神代よりかたりつぐ名と何れ高けん
晴雲玲瓏白玉顔暮嵐縹縹碧雲鬢何來端正含温潤竟是東洋第一山。
芙蓉天半雪旭日從下照紅光與白勢雲表相晃曜洒然霄壤間此外一物無
我心正縹緲恍遊太古初。

天地未全分結成元氣始秀出太虛中八方無表裏其容温如玉獨立鐘衆美。
天風一掃宿雲消仰見芙蓉秀碧霄雄峻中含温雅氣泰然坐受衆山朝。
積雪寒光萬古間誰鍾神秀表東關天工地設果盡矣五大洲中無此山。
芙蓉何温良實爲山之聖雖無意外奇觀者自生敬卓爾立中天不與衆山競峯
雪千古凝海日半夜映泰山誇巖巖氣衆來免孟。

(大正七年十月十日脱稿)

廣瀬林外

長三洲

岡本黄石

小野湖山

釋觀水

菅茶山

直枝

秋成

富士谷成章

一、平安朝時代

1. 總說

奈良七代七十餘年間は、國勢の進歩大に見るべきものありしと同時に、其弊も亦大なるものありき。或は藤原氏の其祖鎌足の功に依り、漸く勢を張りて朝政に參與し、遂に皇族を排し、他族を斥けんと謀るあり。或は國家的佛教の隆昌その極に達して、政治を紊り皇威を危くし、國用の不足を生じて、救ひがたきに至れる

平安遷都の主意

あるなど、其弊の堪ふべからざるもの少なからざりしが、桓武天皇に至りては、其弊を匡救すると共に、國運の進歩も亦大なるものありたりき。此朝に至ては、奈良時代の不便と弊とを感ずるの念、いよいよ益々痛切となりたれば、諸臣中深謀遠慮ある者、これを見て先づ憂ひ、この英主を助け奉り、一には其の弊套を蟬脱して其害を免れ、二には此の不便を除去して其利を益し、以て一新氣運を開き、以て國家の富強を畫せんと欲し、遂に獻策して以て遷都の議を決し、爰に四神相應の地を撰擇し、皇居を遷して以て萬世の帝都と定め給ひしもの、是れ即ち平安城なり。抑も一新氣運を開くとは何ぞ。

一新氣運

高祖神武天皇迹を西州に發し、都を大和の橿原に定め給ひしより、皇化西に厚く東に薄く、西は海を越えて三韓に及ぶと雖も、東は箱根以東に及べること幾何もあらず。故に或時は勿來と祈る蠻風も、箱根を西に

越えて、其害を我が嶽南地方に被らしめしこと無しとせず。而も當時は其の狂威寧ろ昔に勝る觀あるを免れざりしが、是も歴代の洪圖常に西に在らせられて、兵を用ゐるとしもいへば、必ず西に在りて、未だ兵威を東に示し給ひしことあらざるのみかは、内には輔弼の臣等、代代私權を張るにのみ努めて、未だ外を顧みるに違あらず。而して天子は又方に佛法興隆に心を奪はれて、萬機を外にし給ひしに因るものなるが、此朝に至りては全く其圖を改めさせられ、西を棄てて東を重んじ、海の外を措いて海の内を慮り、内治を先にし、外交を後にする策を立てさせ給ひしをいふなり。

平安城も亦地方開化の源泉

抑も我國古代の開化は、獨逸の山林より起りたる文明とは、自から其の經路を異にし、朝廷常に其の先覺者となり、國民を率ゐて前進し、誘導し、鞭撻し、鼓舞し給ひて、得たる開化なれば、古を去る稍、遠き當時と雖も、文化進歩の狀は、亦古の法を變ずることなく、朝廷常に先導して國民を率ゐたるものなり。されば皇威赫赫として八紘を輝かし、政宸衷より出づる間は、固より言を待たず、時に稜威に消長ありて、或は藤原氏の專權となり、或は平家の跋扈となりしと雖も、政治の權と世の先覺者とは、常に平安城裡に在りたれば、平安城裡に行はるる所は、善にもあれ惡にもあれ、將又華奢質朴の風にもあれ、悉く國民の歸向し模倣する所となりしなり。即ち平安城裡の舉措は、大小に論なく、皆な源流となりて四方に流下し、以て四方を濕潤感化したれば、我が嶽南三州の如く、東海道の中樞に位し、其の交通も他に比して最も便なる所に於ては、四百餘年間、その注瀉を受けしことも亦他の比にあらざりしなるべし。而して其の此地を濕潤し、感化したる度は、果して如何なる所まで達したるべきか。

嶽南の尙武氣象勃發

前代已に軍師を派して、我が嶽南の壯丁を教養せしめ給ひしことあれば、所謂我が國民の先天的なる尙武氣象も、我が此の嶽南地方に在ては、雷先天的といふのみに在らずして、已に戰略戰術をも應用すべき素養乏しからず、其の發達進歩の途に在りしものなるに、此に至て時勢一轉し、朝廷の全く三韓の關係を斷ち、専ら心を征蝦夷に鋭くせらるるに遇ひたれば、其の氣象の頓に鼓舞せられ、其の戰術の急に發達したることは、恰も久しく寒風に支へられたる梅花の、一陽來復の時を迎へて、俄に色めき立てることにて、壯丁は徴されて多賀城に集り、國府は命ぜられて革甲を造り、健兒は各國數十人を貢し、軍士は各地に簡閱を蒙り、或は征夷の補糧を遠く陸奥に送る等、何れか心を大にし、意を豪にする助たらざる。何れか血を涌かし、肉を躍らしむる媒たらざる。縦ひ少しの素養なきものと雖も、我が國民の性として、此の時運に遭遇せば、憤勵努力せざるを得ず、況や我が地方民人は已に學ぶ所あるをや。路の難易遠近は固より問ふ所にあらず。身の死生禍福も亦慮る所にあらず。只大君の爲に勇猛直進せんと欲するのみ。思へば今や舞臺一轉して、昔は海を越えたる三韓西陸の外藩なりしに、今は山を隔つる蝦夷東偏の内地となりたれば、出演の俳優も自ら其選を異にして、開明文化の四國中國の武夫に引替へ、木強頑固の關東東海の武者となりたれば、其の踊方にも自ら異彩を放つところ無くばあらず。されば前代西役に養成せられたる京以西の士人の、陸行かば苔むす屍、海行かば水づく屍、大君の邊にこそ死なめ、のどには死なじと歌ひたる、彼の忠憤義烈の思想も、今我が關東人に移り來つては、自ら其振を更めて、父死すとも子顧みず、子傷くとも父助けず、父は子の屍を踏み、子は父の屍を越え、進むを知つて退くを知らず。額に矢は立つとも、背には立てじとぞいふなる。此の勇武

の氣象は、後世鎌倉時代に至つて、大に發達したるものなれど、其の生氣は、此時已に發して鬱勃たるものあるを見るなり。然るに此後征蝦夷の師も、稍、望を達し、北進の勢も暫く東北の多賀城に止まり、皇威赫赫として六合に輝き、世は益、靜謐に屬するに及び、上下漸く泰平に慣れ、朝廷も亦姑息に流るるや、此の潑潑たる氣象も一時山間僻地の間に潜伏せざるを得ざるに至るは、また自然の勢にあらずや。

因循姑息

諺に云ふ、「上流清からざれば、下流濁る」と、而して當時の平安城は上流にして、嶽南地方は下流なり。上流に於ける平安城の原泉、混混たらざること如斯なれば、下流に於ける嶽南地方のせせらぎ、獨り澱まであるべき理あらんや、故に此時京都の風俗偷安に流ると共に、我が地方の風俗も亦偷安に流れ、京都の人心恬熙を食れば、我が地方の人心も亦恬熙を食り、風俗人心共に萎靡壞敗するに至れるは亦止むを得ざる所なるべし。即ち我が嶽南地方は、南に七十五里の遠州灘を控へ、日夜に洪波大濤と接し、日夜に此海に浮びて漁獵を營みしは、古より已に然りしにも拘はらず、此頃に至て海坊主の説を聞き、舟幽靈の談を聞くに、尙且つ悚然たるものあるは、是れ正に海なき山城國、平安城裡の女流風に犯されたる故にあらずんばあらず。

海に居て海を怖る

而して此隙に乗じて起りたるものは佛法なり。併し佛教徒の盛に起りて、地方に因果の説を鼓吹せしも、惟へば亦京師の餘風の地方に流傳したるに外ならざるべし。時に空海といふ僧あり。世人尊びて弘法大師と稱し名いはす。此僧嘗て遣唐使に従て入唐し、京城青龍寺慧果に學び、眞言・密教兩部の祕奥を相承し、歸て大に此法を弘め、高野山を開きて本據とし、東寺を賜はりて護國の道場とし、盛に本地垂迹説を唱へて、天下を巡錫せしが、此僧我が嶽南地方にも至り、或は鬼岩寺に鬼神を封じ、或は修禪寺の空に文字を書するな

空海巡錫

ど、到る處に祕密の法を演じ、大に諸民の歸依を博し、伽藍を創むるも亦少なからず。遂に人跡至らざる山巔にまで、寺院を建立するに至りぬ。今其言を聞くに、曰く、山奥に居を占めて世間の腐敗を避け、戒律を固く守りて濫れしめず、修行を助けて益、その深奥を素めんとすと。此に於て諸民の信仰を得ること彌、厚く、彌、厚きに從て多く山寺を營みしかば、其他の僧徒も之を見て之に倣ひ、先を争て山寺を創建しけるがゆゑに、深山幽谷の奥と雖も、地として寺ならざるなく、終に寺院を何何山と號し、始祖を開山と稱するに至りぬ。故に若し奈良時代の佛法を、都會の佛法と稱し得べくんば、此の時代の佛法を、山嶽の佛法といふも可なるべし。又奈良時代の佛法は、交通稍、便なる平地の人心を開拓したれども、この時代の佛法は、鳥獸も

山嶽の佛法

佛法の功罪

至り難き山谷を開き、其の才智を進歩せしめられたれば、其功の大小優劣は、何れを何れと斷じがたけれども、二時代の佛教こそ、實に我が地方の海隅山僻を通じ、文明開化の恩に浴せしめたるものと謂ふべきなれ。是れ而しながら此の時代の人心をして、漸く沈滯萎縮して再び振ふ能はざるに至らしめたる責も、亦此の佛法興隆に歸せざるべからざるものあるなり。斯て上下共に、怪異を怖れ、珍奇を喜ぶの情盛なるに従ひ、漸く迷信の心深くなりて、草木の異も禽獸の怪も、疾疫の流行も水旱の災害も、悉く魔神の爲す所となし、之を畏れ之を憚り、吉凶禍福みな神佛の擅にする所と信じ、之に阿り之に諂うて疑はざりき。故に苟くも世に事あれば、喜憂何れを問はず、上朝廷は、寺に命じて大般若を轉讀せしめ、社に命じて神事を擧げしめ、寺格を土せ寺領を増し、神階を進め神領を寄せ、下人民も亦分に應じ、喜捨して曰く、是れ喜に因て神佛の恩を謝せんがためなり、是れ憂に因て神佛の怒を慰めんがためなりと。喜にも地を寄せ、悲にも地を寄せ、地を得

佛に諂ふ風

山田春城

輕薄の風

るものは神官僧侶のみ、富を累ぬる者は僧侶神官のみ、後世、神官僧侶の漸く富強なるに反し、朝廷は漸く式微に赴き、人民は漸く衰廢に傾き、上下紐を解き國勢萎微の隙に乗じ、錫を棄てて鉞を杖き、笏を投じて刀を取り、敢て朝威を畏れず、傲強制し難きに至るも、此勢の馴致に外ならず。而して此事はみな嚴なる太政官符を以て令ぜられしなり、併も此時毅然として惑はざりし者は、獨り駿河守山田春城のみと聞ゆ、人を得るの難きまた如此ものあるか。慈悲忍辱を以て本領とせる佛法の興隆、此の如く其れ大なれば、其の社會の人情風俗に影響する處、如何なるものありしかといふに、毫も醇化改善の迹なく、風俗は日に益々輕佻浮薄に陥り、人心はいよいよ邪僻姦佞に赴き、狡獪無恥にして利を是れ貪り、只詐術を巧にするを以て能事とするに至れるこそ轉なれ。或は官用を帯びて上洛する一國の守介を宿泊せしめ、毆打若しくは毒殺して、其の財物を奪ふ者あり。或は旅客の馬を預かり、多く其の飼料を食りつつ、馬をば轉賣又は餓死せしめて平然たるものあり。僧侶にして事を祈禱に託し、諸民の財を集むる者あり。神領官地を押領する者あり。神官にして祠宇を修めず、神垣を繕はず、社草を除かず、只神領を私して、其貢を食るのみかは、甚だしきは民地を侵す者あり。即ち知る當時の神佛を崇敬する者は、此道に依て自から修養せんとするにあらず、街て以て世に誇らんと欲するにあらざれば、社寺の裡に隠れて、私腹を肥さんとするのみ。僧侶の妄りに牽強附會の説を流布して、事を神怪に託し、姪祠を祭りて愚民を蠱惑し、財物を食る者は尙ほ恕すべし。士民の神佛領の免租を羨み、神官僧侶に結托して、自己の所有地を社寺に寄附し、以て其の貢租を免れんと謀る者も、亦尙ほ恕すべしといはば恕すべしとするも、若し苟くも一國の守介にして、朝廷の爵位を拜し、二千石の重任

を帯び、範を國內に示すべき身をも顧みず、遠く特使を京師に派し、妄りに連理木の生じたるを奏し、甘露の降るを奏し、以て朝意を迎合し、以て不次の恩賞を庶幾する者あるに至ては、之を將た何とか評せん。人心の腐敗、風俗の紊亂また想ふべきなり。

尙武の氣
象尙ほ存

社會の風潮、此の如き時に當ても、尙且つ我が本來の姓を失はず、縦ひ一面は其風に感染すとも、一面には古道の尙ぶべきを知る族の少なからざりしは、私に國家の爲に悦ばざるべからず。併も本來の姓とは、所謂武勇を尙び、然諾を重んじ、利慾に淡く廉恥に厚く、君國の爲には一身をも顧みざる精神の謂にして、此の精神たるや、世の治亂盛衰、或は儒佛異教の影響に因て、時に或は消長なきにしもあらずと雖も、隱隱の裡に發達し來り、時に及びて發動せんとしつあるは、蔽ふべからざる當時の事實なるが、此の氣象は我が嶽南地方にも、亦常に存在して、其の勢力の漸漸に發達しつあるを見るなり。然れば征蝦夷の役終つて後と雖も、苟くも東北に事ありて出兵の擧に遭へば、命は直に我が地方に下りしなり。故に遠駿二國には、又常に兵庫の備ありて、時に及びて戎具を改作し以て不虞に備へたり。元慶の頃にや出羽に事ありて、我兵命を奉じて遠征せしかば、此時は必ず其の兵器をも使用したるなるべし。又檢非違使平直方の忠常を征したる頃も、伊豆は直方の根據なりければ、多く豆州人の武を用ゐたるや明かなり。而して此氣の我が嶽南に鬱勃たる所以を尋ぬるに、其の由て來るや甚遠く、實に神武天皇の朝、素賀國造を遣されし時より、漸く養成せられたる地方民の本性なれば、其基づく所亦甚だ深しと謂ふべし。而して此の氣象を受けし此族の、此の地方に發展せる迹は如何にと窺ひ見るに、古代は暫く措き、當時に近き昔に在て、朝廷の募に應じ、東國軍團

に練習を積みし者、若くは其の子孫に屬する壯丁の、他に比して多きに居るは其の一例なれども、亦國守郡司の子孫の土着して、其の地方に勢力を得たる者多きも其證とするに足らん、時代に前後はあれども、遠江には藤原共資の子共保に出でし伊氏及び其の支族、源義家の庶子に出でし横地氏及び其支族、駿河には堤中納言に出でし岡部・朝比奈・舟越・吉香諸族、及び藤原爲憲に出でし工藤氏、伊豆には又爲憲に出でし工藤・伊東・狩野氏、及び平直方の裔なる北條氏等の諸族あるのみならず、此等諸族も亦世を経るに従て數家に分れ、各地に割據して各地を領有し、各地に勢を有しつつ、一朝事あるに及では、朝命を奉じて宗族を率ゐ、東西に奔走して忠勤を拔でける。其後朝威漸く軽く、武人力を得て後は、此輩源平二氏に分屬し、互に其の勢力を扶植し、漸く其族を強大にし、益其の本性を發揮し得たるは大に誇るに足るべし、唯、先に朝廷に奉ぜし忠勇を以て、後は其の屬する所の源平二家に盡して怪まざるに至れるは甚だ遺憾の極みなれども、是は又時勢の轉移、人情の變遷に因るものにして、僅に一地方人民の力の能く左右する所にあらざれば、已むを得ざることにして、せめて此の義勇の心をだに失はざれば、天命維新なるに際して、再び之を皇室の御爲に用ゐることを得る時もあらんかと、自ら慰むる外あるべからず、而して源氏に屬せし者の先づ起り、平氏に屬せし者の後に起りし所以は、源平二家の興起に前後ありたればなり。

藤原專權

藤原氏の朝政を擅にするや、務めて私門を營み、朝には己の女を以て后妃に冊立せんを謀り、夕には其の寵を得て早く皇子を得んを庶幾ひ、華美を競ひ豪奢を誇り、唯歌舞宴飲を事として、國家休戚の係る所を究めず。政を爲すこと總べて因循苟且にして、施措する所百年の大計に至らず。朝政已に此の如くなれば、安

地方政亂

んぞ地方の政治を顧みる違あらん。寒夜に御衣を脱して、凍餒の民を憐み給ふ聖主ありと雖も、其の仁慈の恩澤は、畿外數里をだに霑ほす能はず。一老吏の直答を聽かせられて、煩とし給はざる聖聽にも、天下億兆の疾苦をば訴ふる能はず。都門の外は全く暗黒世界にして、盜賊横行、百鬼夜行の状なりき。而して藤原氏は之を見れども制せんともせず。内に在ては天威をも憚らざる勢あれども、外に在ては一國守をだに制御する力無ければ、幾たび官符を下だすとも威な空文となり、曾て神社修理の事も行はれず、曾て海賊追捕の效も現はれず、群盜の出沒日に益、甚しきに至て、始めて大に狼狽して、急に檢非違使を派遣すと雖も、もとは是れ羊を以て狼を征せしむるものなれば、固より其效あるべきにあらず。終には恃むべからざるを恃み、一向祈禱修法の力に依て、其害を除かんとしたれども、是又其效なく、策の施すべきものなきに至り、終に手を拱して止みぬ。紀綱の廢頽此の如きに至ては、京官の國守に任せらるる者も、多くは任國に下らず、遙に京師に在て之を治め、地方に代人を置いて、其の貢物を收めしむること、恰も庄園の主の庄司を置いて、其の租を收めしめたるに異ならず。而して庄司も代人も、地方の閥族を用ゐたれば、是より漸く地方に豪族割據の勢を成し、遂に土地を兼併し、郷曲に武斷する弊に馴致せしものなるが、我が嶽南に於ける豪族も其迹は咸な同一なり。加之南都北嶺の僧兵の勢の、漸く強盛を加ふるや、其勢地方にも波及し、地方諸社寺の兼併となり、神人僧侶の暴行となり、地方は全く四分五裂の狀と變じたれば、藤原氏も今は自力の制し難きを覺り、此に一策を按じ、地方豪族の頭領を引きて己の爪牙となし、虎狼を以て虎狼を制せんと欲す、此時先づ用ゐられたる者を多田滿仲とす、滿仲は早くも其機を察し、深く藤原氏に結び、自から其の使役に甘んじ、專

源氏藤原氏に依て起る

地方の豪族崛起

ばら自家の勢を養はんとせり。滿仲の謀畧よく功を奏し、源氏は漸く勢力を得、其子頼光に至ては、大臣大饗に馬三十疋を引き、以て滿朝の諸卿を驚かし、八幡太郎義家に至ては、益々其の勢力を加へ、自力を以て後三年役を平ぐるを得たり。斯くて前九後三の役起るに及びては、我が嶽南の士等、關東八州の將士と共に頼義義家に従ひ、其の戦功大なるものありて、其の家門は益々繁榮し、其の武術は彌々上達し、遂に他と同一に、武門武士と呼ぶるに至りけり。惟ふに地方豪族の勢力を、隱密のうちに養ひ來たりしは已に久しけれども、特に積威の約する所となり、未だ奮然として躍起するに至らざりしを、一たび天慶の亂起り、武人奮起の噴火口となるや、久しく鬱結して、多く年所を経たる武人の火氣は、一時に噴出して、焰炎天に漲り、砂礫四に飛び、復た止むべからざる形勢とはなりしなり。凡そ一たび羈絆を脱せし悍馬は、尋常御者の能く制する所にあらず、況んや日に遊樂に耽けり、粉黛を施し鐵漿を染め、長く女性化したる藤原氏の族をや、如何ぞ能く數世銳を養ひ來たる地方武士の悍馬の、一朝軛を脱して奔騰するを制止するを得ん。惟ふに我が嶽南の農商工等、是より皇家至仁の御政に離れて、武人の暴政に苦むこと、幾百年に互らんとすらん。

平氏院政に依て起る

藤原氏の勢力に阿附して起りし者は、藤原氏の勢力衰ふれば復た衰へざるべからず。後三條天皇即位し給うて、春日の神威地に墜ちては、源氏亦安然たる能はず。院政の次ぎて起るや、平氏これに頼りて頭を擡げ、年と共に勢力を増し、得長壽院建立の功德は流れて、厚く其の子孫に注ぎ、木刀の銀紙も其光強ければ、妖魔も之を犯す能はず、源氏も之に抗する能はず、保元平治の二亂を経て、源氏は全く衰弱し、平氏獨り勢を得て、其の赫赫たる勢力の日に益々盛なるは、恰も旭日の天に麗くが如く、之に屬する地方の豪族も亦同じ

源氏天下を一統す
土豪大義を辨ぜず

く勢を得しが、我が嶽南地方に在ては、伊豆の伊東・北條、駿河の岡部・朝比奈、遠江の淺羽諸族は其尤なる者なりき。而して平家廿年の榮華も夢と醒め、一族郎従共に西海の浪に漂ひ、祇園精舎の鐘の音の、諸行は無常と響くは壇浦。蛭嶋の潛勢力は反て之が爲に振起せられ、源氏の宗子一たび奮起すれば、地方の豪族雲の如く起つて之を援け、遂に天下の大權を握り、國勢を一轉せしめたり。惟ふに此輩尙武の氣象は昔に劣らねども、大義名分てふ觀念は朝威と共に衰へて、源平藤橘何れを問はず、勢に附くを是れ務め、一には時の花を翳さして人に傲り、一には己が武を試みて、其能に誇らんとせしのみにて、曾て源平何れにも偏黨すること無きものなれば、若し四方に事なく無聊に苦む時は、敢て非行をも憚らず、或は綱紀の緩める隙に乗じ、隊伍を組み、旗幟を翻し、兵器を携へて天下を横行し、民財を掠め、良民を傷け、以て快を一時に稱する者も少なからず。遠州の蒲與一、駿州の息津十郎の如き、他國にも其類多かりつらんが、此固より純然たる盜賊にあらざれば、帥あるに其人を得、以て一方の任を命ぜば、國家の干城たるを失はざる者なり。豈に蜂須賀小六のみ、封侯の器ありと謂はんや。唯、惜むらくは、上に其人無かりしのみ。

翻て庶民の貧富・産業の状態を按ずるに、當時我が嶽南地方は、東海道中央に位し、京師を距ること近からずと雖も、王化に浴すること年已に久しく、京師に往來するの易きことも、函嶺以東の比にあらざれば、其の開明の度に至ても、東北地方に超ゆること、數等の上に在りしは明かなれども、交通は未だ便ならず、民業は未だ盛ならず、人民貧困にして、動もすれば飢寒を免れず。故に苟くも天變地異の災あれば、直ちに朝廷の救助を仰がざるを得ず。何れの御代にも、風水旱蝗疫等の災あるごとに、必ず賑恤の詔を下させ給

地方の貧弱
列聖の仁政

豪族の保護は民の爲ならず
天慶亂後産業衰ふ

ひしは、一には列聖の仁慈に在ますより發せさせ給ふ御政なるべけれども、亦人民に貯蓄の財なきを證するに足るべし。然れども朝威尙ほ盛なる間は、歴代聖主の御恵み天の如く、我民の財を阜にせん。聖慮は、山間海隅の僻陬にまで溢れて、大同には桑漆樹を植ゑしめ、弘仁には大小麥を種うるを勧め、又官道の樹木を保護せらるる令も下り、承和には蕎麥栽培の勸諭あり、併せて陸田を營み、黍稷稗麥より大小豆、胡麻の如き雜穀類に至るまで、悉く其名を指示して、務めて栽培すべき由を懇諭せられ、貞觀には牧馬を獎勵せらるるなど、苟くも民産を起すに足るものは、獎勵鞭撻して措き給はざりしが、其の發達の迹は、延喜式載する所の貢物を見て、概ね推知せらるるなり。其後地方制度の廢弛するに及びて、再び此の如き符令は下らざりけれども、各地豪族の占むる所は、其の領主の獎勵に因りて、幾分の發達はありたるべし、されどもと彼等の獎勵保護は、自己の收入を増加せんが爲の獎勵保護なれば、其の收入の増加に因りて、其の誅求の度も益すゆゑに、下民の富力を豊にするには至らざりしを、一たび天慶の亂起て後は、戰亂相續ぎ、天下靜謐ならず。民業悉く衰退したるのみならず、奈良時代より漸次發達したる絹帛の如きは、其の機織の業全く絶えて、國産の中より削除せざるを得ざるに至れるなど、其の衰廢の狀は、實に名狀すべからざるものありしなり。加ふるに錢貨の通用未だ普からず。従て物價の標準も未だ確立せず。國法定むる所の物價ありと雖も、これを以て其の貴賤を問ふ者なければ、國に因りて高低一ならず。時に物價の標準をいふものなきにあらざれども、是又概畧にして、絹一匹の價は稻五十束、綿一屯の價は稻百束に當るといふの類に過ぎず。延喜の頃、伊豆の絹一匹は直稻六十束、駿河の商布は、稻十束といふに據れば、當時の生業の狀も、自から窺知るを得るが

如し。而して又當時交通の狀は如何にといふに、是又甚だ不便なるものなりき。

東海道は、已に奈良朝時代よりの官道にして、水陸に驛を置き、川には舟を備へ、陸には馬を養ひ、以て大に其の設備を整へたれば、交通も自から便を得たること多かれども、もと新に開鑿築造したるにあらで、自然に踏み平らしたる蹊路に因りたるものなれば、地勢に従て山間海邊を迂廻するを免れず。若し古驛の名を追うて踏査せば、當時の行路難に想到し得べきか。殊に我が嶽南地方の如き、長流大河に富めるにも拘はらず、其の渡津には、舟楫の備少なく、橋梁の架完からざれば、人馬の行通、貨物の運搬甚だ速かならず。

其の兩岸に滯滞するを常とすれば、擔夫・行人河の兩岸に到着して後、數日若くは十數日を経過すとも、尙ほ渡過すること能はざるもの往往ありて、終には彼是前後を争ひ、紛争鬪亂を醸し、身命を傷害し、官物を流失すること、枚擧に遑あらず。東海の官道にして尙且つ此の如し。其他の里道は若しありとも其の不便推して知るべし。加ふに當時未だ旅舎の設備完からざれば、三日の旅行にも、先づ糧食寢具を携へざるべからず。而して又民家を借るか、假屋を營むか、然らざれば岩洞・樹蔭に露宿せざるを得ず。孝標の女の路に病

旅舎全が
らす

列聖の地
方政治

みて、天龍河畔に滯留せしが如き、假屋か借家か將た岩洞か、併も今何れの邊に當るか詳ならざれば、悉くは述べ難けれども、其の困苦は相像するに餘あるべし。然り而して此の道路交通の事も、政宸衷より出でさせ給ふ間は、聖慮を勞し給ふこと深く、承和には富士川の浮橋を設け、安部・大井兩川の渡船増加の官符を下され、貞觀には濱名橋を架設せしめられ、延喜には新に作路使を命ぜられしなど、地方政治を忽にし給はざるは、列聖相受け繼がせ給ふ聖慮なれば、其効も亦少からざりしが、藤原氏の專權より、地方の制度大に

亂れ、大寶令も全く用ゐられずなりて、舊觀を存せず。濱名橋の壞るるに任せて修理せざるに見ても、亦その一斑を知るべきが如く、地方制度は、藤原氏專權以來、大に衰廢したる迹歴然たるなり。

熟、思ふに、扶桑の影は、古も今も變ることなく、長へに赫奕たれども、貞觀の頃浮雲現はれて、一たび九重の天を掩ひしより、此雲常に晴ることなければ、其後は自から古の如くなる能はざりき。然るに寛和の頃に至り、此雲漸く密に、漸く濃となりたれば、扶桑の影は、又漸く薄く漸く淡くなれるに、長和寛仁の頃に至ては、雲の色ますます濃く、正に黒雲と成りて之を蔽ひ、此世をば我世ぞと思ふとて、假初の光をも漏れざらしめんとしたれば、邊鄙の叢蘭香しからざるにあらざれども、仁風慈雨の恩澤に霑はざれば、如何ぞ芬香獨り馥郁たるを得ん。尋て黒雲の吹送る秋風の爲に破られ、塗炭に陥りて泥土に化せるは、藤氏擅權時代の、我が嶽南地方の情態なり。延久に至て、靈光四方に輝くと雖も、唯それ時の間にして、再び鎖す黒雲は、濃密前に倍し、世は益々闇黒となり、王法破れ帝道壞れ、六龍銜を駘き、駟馬横に馳すれども、王良造父の出でて之を御するなければ、國民害を怖れて堵に安ぜず、漂漂浪浪として適歸する所を知らず。我が嶽南地方の民族の如き、三國に冠たる富士山の秀靈なる雄姿に接し、日夕感化修養を受くる者と雖も、尙且つ免るる能はず。或は忠孝の大義を講ずるにも、これを狭く解して、源平藤橘何れを問はず。唯己の仕ふる所に盡せば足れりとし、天照神の神裔に盡し奉るの、最も大義名分に適へるを知らずなりしが、下て壽永文治の頃に至り、都鄙の形勢ますます凄しく、黒風白雨天地を震動して止まざりしは、正に是れ我が蛭嶋の潜龍昇天の爲ならんかし。抑も此の潜龍昇天の後の雲霧は、何れの時拂攘し得べきか。惟ふに六百年の歳月を重ね、明治大帝の稜威に依るにあらずんば、晴天白日の世とはならざるべきなり。

2. 事

蹟

【桓武天皇】

延暦十三年十月、宮城を山城國に營み、都を遷して平安京と號し、永く帝京と奠めたまふ。

定額寺の
資財管理
方

延暦十五年三月廿五日、諸國定額寺の資財を管理せしめんがため、太政官符を以て、其の方法を達せらる。嶽南の定額諸寺も、亦この法に據らざるべからず。

可下勘ニ定額寺資財ニ并任ニ三綱ニ交

右被ニ右大臣宣ニ傳ニ奉レ勅、諸國定額寺資財者、國司與ニ三綱檀越ニ、共檢校處分、其任ニ三綱ニ者、依リ檀越衆僧諸國司、覆勘充レ任、若寺家破壊、及有ニ餘犯失ニ者、推ニ問所レ舉、衆僧檀越等、依レ法科罪、自今以後、永爲ニ恒例。

延暦十五年三月廿五日

駿河守

茲に右大臣とあるは、藤原繼繩なり。◇十六年正月十三日、從五位上高橋朝臣祖麻呂、駿河守に任ぜらる。

駿遠二國
新都の役
に就く

(日本後紀・大日本史) ○三月十七日、遠江・駿河二國は、信濃出雲等の國と共に、勅を奉じ、雇夫二萬四千人を進め、以て造宮の役を奉ぜしむ。(日本後紀) 是れより先、天皇は先帝の遺績を續ぎ、奈良に坐して萬機を聽き大に舊來の陋習を改め、大政一新の思召あらせ給ひしが、奈良は七代七十餘年の帝都にして、さすがに種種纏綿せる情實の伏在するあれば、容易く改新の績を擧ぐることはせず。且つ藤原氏も、鎌足以來の勳功に

平安遷都

誇り、其の子孫四家の者、并に朝に列して政を専らにし、務めて他族を排して預からしめざるは尙ほ可なり、歴代の典を蔑如し、敢て己の女を立てて皇后とし、甚だしきは皇子皇孫を配流、若しくは自滅せしめて憚るなきに至りぬ。佛教興隆するに及びて、其勢暫く滅殺せらるると雖ども、未だ根絶したるにはあらず。未だ全く根絶せず、未だ全く衰へざるに、佛教は已に昇天の勢となり、遂に國家の政治に干預して、伽藍を建つるにも國費を以てし、佛像を刻むにも國費を以てすてふ様なれば、國力は疲弊し、國用は不足し、弊害百出して、拾收すべからざるを鬻はせ給へば、かたがた以て、天皇は都を遷すを以て此等の弊套を脱せん第一義と思召し給ひつらん。且つ奈良の地は七代の帝都たりと雖ども、徒に規模の大なるのみにて、未だ整然たる秩序ある都にあらざれば、兼ての鴻圖を成就し給はんには、なかなか適せずとも思食しけん、遂に藤原種繼が議を用ゐ、先づ長岡に奠都して、河川を利用し、難波の交通を便せんと計り給ひしが、十年を経るも功成らず、尋で種繼横死の事ありて、不吉の地となりしのみならず、其地狹隘にして、萬乗の帝都たるに適せざれば、再び和氣清麻呂の議を用ひ給ひ、大納言藤原小黒麻呂・左大辨紀古佐美・沙門賢璟等を遣はして、山城國葛野郡宇多村の地を相せしめ、更に議を決して新都を創めしめ給ひしが、去る延暦十三年に至り、略ぼ其功を告げたれば、其年十月二十二日、長岡より鹵簿を整へ新都に遷幸あらせられつるなり。されども未だ全く竣工したるにあらざれば、其の後も年年工を續けられければ、駿遠二國も茲年其役を奉ずるに至りしなり。斯くて後も此都の造營は尙ほ止まず、延暦廿五年正月造宮職を廢せらるるに至り、始めて完成を告げたるなりといふ。此地實は葛野郡綿代郷宇多村と、愛宕郡折田郷とに亘りたる地なりとか。◇十七年正月廿四

神宮司神主の在職年限

日、前には寺の建立ありと雖ども、境内の除草掃塵だに行はれざりしに反し、神社の潔齋は嚴かに行はれ、神殿拜殿は論なく、廣き境内にも塵をだにおくをゆるさず、且且の清掃缺くることなかりしに、今や人心漸く變じたるにや、寺院の境内は却て清潔なるに、神社は塵芥の散亂するを見る。朝廷は是を以て、一には神宮司神主の世襲なると、一には其人を得ざるに因るとし、神宮司神主の在職を六年に限り、且つ更に潔清廉貞にして、神主に堪ふる者を擇ばしむべき旨、太政官符を以て令せしめらる。

應任諸國神宮司神主事

右被^レ大納言從三位神王宣^ニ倭奉^ニ勅掃社敬神、銷禍致福、今聞^ク神宮司等一任終^レ身、侮黷不敬、崇答屢、^ニ臻^ル、宣^下自今以後、簡^ニ擇^シ彼氏之中、潔清廉貞、堪^ル神主者、補^シ任、限^ル以^テ三六年、相替^上。

延暦十七年正月廿四日

大祓祭

◇十八年秋七月廿八日、勅使到り、遠・駿・豆三國皆な大祓の祭をなす。是れ來る九月三日齋宮野宮を發し、伊勢に赴かせ給ふが爲の御齋なりといふ。然らば則ち天下一般のことなるべし。(日本後紀) ◇十九年二月三日、農を以て國の本と爲す國風なれば、奈良朝時代以前より已に、勅を下し、池溝を開き灌漑に便するやう勸められしに、近頃池溝を決して水を涸らし、以て魚鼈を漁すること盛に行はれ、爲に早せずして水田の荒蕪に歸するもの少なからず。朝廷これを憂ひ給ひ、太政官符を發して嚴禁せらる。

池溝を決するを禁ず

禁斷畿内七道諸國漁竭池水事

右被^レ右大臣宣^ニ倭奉^ニ勅益^ス國之道、務^メ在^リ勸^ム農、築^ク池之說、本備^レ溉^ル田、如^キ聞^ク猾民好^シ漁、決^シ竭

事蹟

池水、愚吏寛縦、不加捉搦、遂乃秋冬池涸、春夏水絶、田疇荒損、莫不由斯、自今以後、宜嚴禁斷、如有違犯、隨事科決、位蔭共若高、散禁進上、國郡不亂、特置事科。

延曆十九年二月三日

錢の通用沿革

右大臣は帥王なり。○二月四日、昔元明天皇の朝、和銅開珎といふ銅錢を鑄しめられしが、我國の古代は、盛に物品交換の法行はれ、物價の標準としては、初は稻を用ひ、次は布帛を用ひしなど、其の物品交換の法も頗る整頓せる所ありしのみならず、商業交通の行はれし區域も、唯一部分に止まりて廣からざれば、未だ其の不便を感じるには至らざりけん、却て其の錢貨の使用を厭ひければ、天皇は其の使用を獎勵せんが爲に、錢を蓄ふる者を位に敘する制を設け、無位の者は七貫、白丁も十貫を蓄ふれば、初位を授け給ふに至りぬ、されども奈良時代の末より、此の時代の初にかけては、人民も漸く錢貨の使法に慣れ、朝廷も益、錢貨を多く鑄、商業行通も漸く發展するに従て、錢貨も盛に行はれ、已に私鑄の錢さへ行はれたるなり、斯かれば之に關係深き鑛業も、大に進歩したらんと想はるれども、其實我國の鑛業は當時未だ發達せず、資料乏しきがゆゑに、多く錢貨を鑄るに堪へず、太宰府に命じ、播州に命じ、連りに錢を鑄しむと雖も、尙ほ未だ需用を充たすには、足らざる形勢なりき。京畿且つ然り、況や我が嶽南をや。されば漸く物品交換の不便を感じるること深きに至れる人民は、それと共に錢の不足を憂ふること益、甚だしきに至りたるに、此頃錢を獻じて五品に敘せらるる者あるに因て、各地の富豪多く錢を貯へて、或は藏緡萬計に至る者さへありければ、錢の不足は益、甚だしくなりぬ。此に於て太政官も其弊を察してか、遂に符を發して之を禁止せり。

納錢求爵を禁ず

禁斷民蓄錢貨以求爵位

右大納言正三位壹濃王宣奉、勅、頃年納錢敘五品、今聞、殷富之民、多貯錢貨、藏緡萬計、或至腐爛、是以、官符信力、無輟於錢作、京畿之錢、未布於民間、其百姓納錢、以求爵位、自今以後、嚴加禁止、更莫令然。

延曆十九年二月四日

富士山燒

○三月十四日、駿河國富士山嶺自から燒け、晝は則ち烟氣充滿して、暗暝なること夜のごとく、夜は則ち火光天を焦して、明かなること晝の如く、震動の聲は雷かと疑はれ、降灰また雨に異ならず。而して山下の川流は、皆な紅色を帯びたれば、奇觀言ふべからず。(日本紀略・鹽尻) ○五月十九日、富士山の震動始て休む。此時の噴火は、山上第一峰に發したれば、噴火口は大なる谷となり、(鹽尻)噴出せる碎石は、山下に充塞して、足柄街道の通行止まる。此に於て新に筥荷道を開き以て人を通ず。是れ筥荷街道の始にして、又駿河國横走驛を通ぜる往來自から絶え、從て驛も廢し、關梁の岡の廢れたるも、此時よりなるべし。(日本紀略・日本後記・豆州志稿) ○六月六日、駿河國富士山噴火して、灰を雨らし、響雷の如く、春より夏にかけて、その災害甚だ大なりければ、國司、狀を具して之を奏聞す。(日本紀略・大日本史) ○十二月、駿河守高橋祖麻呂免ぜらる。○茲年制を設けて、諸國の驛家は、悉く國司に命じて修繕せしむることせらる。制に曰く、諸國驛家、國司加意修理、若有損壞、交替之日、使前司修了、然後放還。(延曆交替・大日本史) と。蓋し當時の國司は、任期滿つる日近づけば、萬事を放擲して、私利を増し私腹を肥す事のみ謀り、而し

國司國造
貪婪

蝦夷清見
關に至る

田村麻呂
不蝦夷

岩城山

て一旦任期満つれば、携へ還る私物の少きを是れ恐れ、曾て責任義務の何たるを辨する者なかりしに因て、此制は布かれたるなり、而して此より驛戸は、庸を免して調を徴さることとなりぬ。凡そ當時の國守の貪婪殘暴は、概ね此の如きものなりしかども、國造の風も亦多く之に類せるものありて、當時の制、國造は郡任を帯びて其任最も重く、其威輕からざるに乘じ、動もすれば神事に託して、淫風を扇したる者さへありたるなり。然れども此に因りて國造の權勢は日に衰へ、幾もなく廢絶に歸せしが、是又止むを得ざる、自然の勢と謂ふべきなり。◇二十年二月、陸奥の賊主高麻呂・惡路王赤頭等、數千の夷賊を率ゐて達谷窟より發し、奥羽二州を征伏し、阪東八州を攻掠して其勢を併せ、進みて伊豆に至り、七里山を越えて駿河に入り、勢に乗じて清見關に到る。此に於て駿河國司傳を馳せて、之を朝廷に奏す。朝廷即ち坂上田村麻呂利仁を拜し、征夷大將軍となし、往いて之を征せしむ。田村麻呂已に命を奉じて京を發し、軍を進めて遠江を經、駿河に到り江尻に陣す。時に從兵五百餘人を分ち、郷民を募り、合して三千となし、間道より進みて、賊の背後を包圍せしめ、又岩城山・立田峠・由井・蒲原・吉原等の山上には、旌旗數千を建てしめ、以て偽兵を設け、自から陣を進めて奥津に至り、相持すること三日三夜、而して未だ急に戦はんとせず。其狀恰も機を計り、前後より之を夾撃せんとするが如し。高麻呂等これを見て度を失し、頗る進退に困み、心沮み氣臆し、勇氣頓に挫けて爲す所を知らず。遂に兵を引き、奥州に逃歸る。田村麻呂預め之を窺知り、兵を進めて仙道寺山・嶋野原に陣し、逆へ戦ふこと久しく、終に大に敗つて再び立つ能はざらしむ。(駿河國志・日本中興治亂記)

岩城山といふ山は、今駿河國になし。即ち薩埵山の謂にして、中古漁人あり海に入て漁せしに、地藏薩埵の像の網にかか

りて上るあり、携へ歸て此山に安置し、小庵を營造せしが、是れ今の薩埵村地藏堂東照院にして、是より山の名をも改めて、薩埵山と稱せしといふ。古歌に曰、

許奴美乃濱

磐城山、直越來益、磯崎乃、許奴美乃濱爾、吾立將待、(万葉集)

と、許奴美乃濱と併せ考へて、磐城山は薩埵山なるを知るべきなり。更に又思ふに、此に云ふ許奴美乃濱は、磐城山の磯にして、此の古歌につきては、傳説あるなり。

庵原郡不來見の濱に妻を置きて通ふ神あり。其神つねに岩木の山より越えて來るに、かの山に荒ぶる神の道さまたぐる神ありて、さえぎりて通さず。件の神の在らざる間をうかがひて通ふ。かるが故に來ることかたし。女神は男神を待つとて、岩木の山の此方に至りて、夜夜待つに、待得ることなければ、男神の名を呼びてさげぶ、岩木山しかじかの歌は、此時詠みしものなりとぞ、されば不來見といふも、男神の呼べども來ぬより、いひなしたる名なりと云云。(續歌林良材)

凡そ此邊の山紫水明は、雅俗共に稱する所にして、悉く詩材たらざるなし。

磐城山鏡亭

中井竹山

海開鑑影列群嶠、把酒危欄俯壯潮、奇絶如茲吾已足、翹頭蓮岳插青霄。

躰薩埵嶺

伊藤錦里

九折盤林杪、回頭遠近晴、河流歸海白、嶽雪接天明、斷壁潮爭濺、

懸崖樹倒生、登臨思不已、况復幾年情。

磐田海澗

○世に傳ふ、田村麻呂この行遠江國に至り、船岡山の舊址に陣し、將に磐田海を渡らんとするや、逆風俄

今洲渡
椎河脇大明神
伊豆稔らす

に起て波濤山の如くなれば、田村は只望洋の歎に堪へざるのみなりしが、忽ち思出づ干珠のあるを。干珠は彼の赤蛇の遺したるものなり。因て之を試みると、取出して滄海に投ずるに、激浪急に静りて常の如くなりければ、田村は故なく渡るを得たりける。磐田海は是より水漸く減じて陸地となり、彼の巨蛇も漸くに其居を失し、彼の今も水沫渦をなすといふなる、今洲渡の深淵に身を潜め、永住の所と定めけるを、國人恐れて淵上に一社を創め、閻羅神と崇め祭りければ。蛇もまた再び害を爲すことなしと。椎河脇大明神是なり。

富士山噴火の災を禳ふ

二十一年春正月八日、駿河國 勅を奉じて神社に祭を設け、佛寺に經を誦し、以て災異を祓ふ。是れ先に富士山の噴火を奏聞したるに因るなり。勅に曰、

駿河相摸兩國言、駿河國富士山、晝夜烜燎、雨ニ砂礫ニ如シ、霰、求ニ之ト兆、應ニ旱疫ニ宜テ令ニ二國ニ加ニ鎮謝ニ及讀レ經、以禳災殃。(日本紀略・大日本史)

愛鷹山
駿河の浮浪陸奥に配せらる

と。十九年三月の災を禳ふに今日を以てす。少しく時の過ぎたるを覺ゆれども、當時の世態は此の如きものか。彼の富嶽噴火の時、麓に一山の湧出するものあり。里俗呼びて新山といふ。後の所謂愛鷹山是なり。愛鷹山また足高山に作る。(本朝文粹・新風土記・遊方名所略) 一説として此に記す。○十一日、駿河國浮浪の徒輩數多、陸奥國膽澤城に配せらる。是より先、陸奥國を征せしめ給ふこと屢に於て、地を拓くこと曠遠なるを以て、田村麻呂に勅して膽澤城を築かしめ、以て鎮所と爲し給ふ。今發せらるる浮浪の徒は、即ち彼城の守備兵とせらるるなり。聞く此時發せられし浮浪の徒は、甲・相・上下總・野・常・信等諸國の者を合して四千人

箱根路新開
強盜の配

ありきと。(大日本史・日本紀略) ○五月十九日、官符を下し、新に宮荷路を開かしむ。是れ先に富士山焚け、石足柄路を壅くを以てなり。(大日本史・日本後紀) ○九月二日、讚岐國鵜足郡の人吉師都麻呂、分嶋の人伊都

免租
足柄舊路を復す
宮荷路自ら通ず
横走驛衰

甲麻呂等、伊豆國に配流せらる。並に強盜を犯せしを以てなり。(日本後紀纂・類聚國史・日本逸史) ○三日、遠江・駿河・伊豆等田畑を損すること多し、因て百姓の其害を被ること甚しき者を檢し、今年の租税を免し調を徵さる。此時此典に預かりし國、總べて三十一國なりといふ。(日本逸史) ○二十二年五月八日、宮荷路を廢して、足柄舊路に復す。(大日本史・日本後紀) 然れども宮荷路は、足柄舊路に比し較徑直なれば、尙ほ自由に往來する者少なからず。(豆州志稿) 是を以て、足柄路は自から廢せられ、其の街道なる横走驛も亦自から衰廢するに至るなり。横走は富士・芦高二山の間の驛にして、駿東郡に屬す。天皇の朝、道路を修め河流を通し、舟楫橋梁を設け、驛家を修理して行旅に便し、驛政を改革せらるること少なからず。會、富士山燒けて、道路梗塞しければ、新に箱根路を開かれしにても、其の驛政に心を用ひられしことを見るべし。(日本後紀) 此頃の東海道は、鈴鹿關より戸津を渡し、熱田より三河に出で、足柄箱根を越え、鎌倉を経て三浦の走水より、房總に渡れりとぞ。萬葉集に云、

足柄乃、宮根飛越、行鶴乃、乏見者、日本之所念。

駿河守
遠江介

然れば宮根は足柄山の一部にて、別の山にはあらず。從て其の通路も甚だしき相違あるにはあらで、纔に其筋を異にせるのみなりといふ。○二十三年正月二十四日、從五位上高倉朝臣殿繼、駿河守に任ぜらる。(日本後紀・大日本史) ○四月、從五位下大荒城臣忍國、遠江介に任ぜらる。(大日本史) 一に正月二十四日任ぜ

寺塔修理 たるるに作る。(日本後紀) 二十四年正月七日、諸寺塔修理の命下る。(日本後紀) 〇二月十九日、國分寺に於て藥師悔過の法事を修む。先に聖躬不豫にあらせられしが、未だ平癒し給はざるに因るといふ。(日本後紀) 〇三月五日、遠・駿・豆各州共に、崇道天皇の爲に、小倉を建て正税を納め、并に國忌及び奉幣の例に預る。是れ朝命により、天下の諸國と共に、其の怨靈に謝するなりとぞ。(日本後紀) 〇此月、水上川繼伊豆の配所より召還さる。(日本後紀) 〇十月、佐渡國の人、道、公全成を伊豆國に配す。先に朝廷飼養せし所の鶉を盗みしを以てなり。(日本後紀纂・三代實錄) 〇十一月七日、伊豆國の椽正六位上山田宿禰豐濱、使を奉じて京師に上り、伊勢國榎撫朝明二驛の間に至る時、附近の民家に就きて湯を求めしに、民人拒まず之を與へたれば、更に復た酒を煖め相飲み、辭して民家を去つて後、急に嘔吐を催して止まず。伊賀國堺に至りて、豐濱の從者は遂に死せり。豐濱心に其の毒酒たるを知り、務めて療治を加へたれども愈へず、京師に至り遂に死す。

水上川繼
召還
伊豆の流
人道公全
成
伊豆椽上
京途中毒
殺せらる

朝廷即ち左兵衛少志從六位下紀朝臣濱公をして之を勘せしむ。然れども終に得る所なくして止むといふ。(日本後紀) 豐濱一に豐成に作る。一國の椽にして正六位の位ある者、公務を帯びて京師に上る途、民家に就いて湯を求め、酒を求むとは何事ぞや。而して民人これを毒せしは、或は其の官人の貪慾卑劣を憎めるにもあるか。さるにても主従を殺すに至ては、其の殘忍酷薄の狀も想はれて、悚然たるものなくんばあらず。朝廷使を派して之を勘するは善しと雖ども、終に其罪を擧ぐる能はざりしは、其の緩慢の狀も推知せらるるなり。而して此の一事は以て、當時の上下の人情・風俗を窺ひ知るに、餘りありといふべし。〇十二月廿五日、此頃國分寺その他寺院の僧侶等、戒禁大に弘み、圓頂黒衣にして、奸婁を擅にする者少なからず。朝廷屢、

延暦時代
の人情風
俗

僧侶戒弛

これを戒飭すれども改まらず。此日太政官符を發し以て、諸國の講讀師を簡任し、併せて交替六年を限とする旨を達せらる。講讀師等其の任を盡さず、且つ其弊に堪へざるものあるに因りてなり。官符に曰く

講師交替
六年

應下簡任諸國講讀師、及相替六年爲限事

右得僧綱解符案ニ太政官去延暦十四年八月十二日、右大臣宣、奉勅、如聞、諸國國師任限六年、兼預他事、煩以解由、自今以後、宜改國師、曰講師、每國置一人、舉才堪講說、爲衆推讓者、申官奏聞、然後聽補、一任之後、不得輒替、但讀師者、國分寺僧、依次請之者、今檢諸國講師、或身期老死、或情無知足、則自倦講席、何堪誨導、遂使汚法墮罪、背師棄資、加以當國司等、檢掌伽藍、諸事、綱維、趨走府廳、此非道俗異形、魚鳥殊性之意、伏望簡大智、而任講師、舉少識、而補讀師、限以六年、爲秩滿期、其部內寺寄附件師、然則用人之榮永存、媚俗之辱自息、謹請處分者、右大臣宣、奉勅、所以下撰用講師、特居中外任者、本欲下人、能弘道教、以利民也、而今名應簡擇、實乖委寄、然則味進之可責、豈非採擢之乖方、宜準所請、折中處分、其講師年限、一依來請、但淺學之輩、未練戒律、年少之人、時間違犯、宜簡年卅五以上、心行已定、始終不易者、補之、簡才用讓、申官經奏等、一同前符、若有下自事、衛買、妄求俗學者、永從損出、以懲後輩、如僧綱受囑、然揆情論之、其讀師者、依舊用之、又部內諸寺者、講師國師、相檢校、不得獨恣。

延暦廿四年十二月廿五日

事 續

博士醫師
の亂選

と。先に奈良朝の頃、博士醫師の選精しからず。朝廷命じて之を匡正せしめしことあり。此に又講讀師の濫選ありて、官符これを戒めらる。博士といひ講讀師といひ、何れも地方國民の上に位し、上朝廷の委寄を全うし、下國民の啓發に務むべき任ある者なれば、其責の重きこと、雷官省吏員の比のみにあらざるに、其職に堪ふる者乏しくして、代代の朝廷を煩はすこと此の如きは何ぞや。是れ之を選任する上官の私意を挾みて、其選を忽にしたるに因ることは固よりなれども、亦博士講師等の、其の學ぶ所に篤からず、其の仕ふる所に忠ならず、地方民の木訥に乗じて、私利を營み、私威を張らんとするより起れるなり。當時地方國民の開明は、其度未だ甚だ深からず。而して講師たる者、己れは外國文學にさへ沐浴する身なれば、天の其人に附與するは、唯一身の爲ならざるを想ひ、一向國家の爲に計るべきに、思ここに至らず、却て無智の民を驅て、虚偽奸譎の域に入れ、遂に官吏を毒殺して顧みざる徒を出すに至るは、歎すべからざらんや。漢土の儒、天竺の佛も、終に我が神の道には若かさるか。○世に傳ふ、此頃亡靈あり京人に依り語て曰く、吾は是れ遠江國針原郡の人にして、物部古といふ者なり。我先に在世の時、細民を虐げ、其の白米を掠奪したるに、其罪免れがたく、燒熱の苦に陥りて堪へがたし。あはれ讀經供養して救ひ給へと。大中大夫菅野眞道これを聽き、其言のままに記して奏しければ、遠州に勅して其の舊宅を問はしめ給ふに、果して其言の如くなりきとぞ。○駿河國江尻の側に、金谷長者といふ豪農あり。家富み榮えて、金穀・財寶に事缺かざれども、缺くる所は一人の子女なきに在りたれば、誠を盡して神佛に祈り、遂に一男子を得たり。長者喜ぶこと限りなく、之を掌中の玉として愛せしに、一歳疝咳の流行ありて、此の小兒も感染して重患に陥りたれば、父母の驚

針原郡の
亡靈天聽
を驚かす

金谷長者

姥ヶ池

佐野郡峰
村の薬師
堂

遠江守
駿河介

富部の宗
源寺建立

き斜ならず。日夜寢食を廢するに至る。乳母これを見て又哀みに堪へず、以謂らく己この兒を助けずんばあらずと。近傍なる地藏佛の效驗あるを聞き、往いて之に祈誓し、身を以て之に代らんと請ひ、自から側の池に投じて死す。是より此池を姥ヶ池と稱す。而して小兒の病忽ちに愈えければ、後世疝咳に罹る者、亦この池に至り祈るに、其驗あらずといふことなし。池は今有渡郡元追分村、海道北松蔭に在り。或は曰ふ、那家某の乳母某、嬰兒を抱いて此所を過ぎしに、兒の咳嗽甚だ急なれば、乳母その苦を見るに忍びず。小兒を地上に坐せしめ、池水を掬ひ來て與へんと、池邊に至れる時、兒の咳嗽激しく起り、身搖ぎして池中に轉落せり。乳母見て大に驚歎し、遂に己も自から投じて死すと。(駿國雜志) ○遠州佐野郡峰村に薬師堂を建立す。初め天台の僧に慈覺大師といふ僧あり。參河國鳳來山薬師堂の餘木を以て、一刀三禮して佛體を刻み、隨身供養すること此に年あり。大師示寂の後、延曆寺碩學の僧宗源といふ者、諸慈尊の像を拜し、深く之を信奉し、香花精進怠らず、一朝感應する所あり。如來の像を負ひて諸國を巡り、遂に駿州に至り嶋田に宿せしに、看經作禮未だ半ならずして、疲倦甚だしく睡を催すこと數多たび、終に我を忘れて眠れる夢に、是より西に大井・天龍といふ大河あり。此の二大河の間に、富部といふ村落あり。其北に幽景清絶の小嶺あり。我この嶺上に安坐して、以て一切衆生の病苦を濟はんと欲す。故に參禮する者は、皆な利樂を得んと。教語分明なりき。宗源頗る感涙に咽び、明曉を待て出立ち、山谷を經河邊をたどり、東西に廻り南北に求め、漸くにして此嶺に到る。即ち堂宇を建てて宗源寺と號し、里名を改めて嶺村と稱す。(掛川志稿) ◇二十五年正月二十六日、從五位下大枝朝臣菅麻呂、遠江守に任ぜられ、從五位下大宅真人繼成、駿河介に任ぜらる。(日本後紀・大

伊豆守
調田庭繼
伊豆に流
さる

日本史)〇二月十日、外從五位下豐山忌寸眞足駿河介に、從五位下御長真人仲繼伊豆守に任ぜらる。(日本後紀・豆州志稿・大日本史)〇十六日、從五位下大伴宿禰人益、伊豆守に任ぜらる。(日本後紀・豆州志稿・大日本史)仲繼は任に到らず止められしものか。〇二十八日、左京人調田造庭繼その父を毆ち、伊豆國に配せらる。父を毆つ罪、之を法律に稽ふるに、斬刑に當る。然れども時諒闇に屬すれば、之を誅に行ふに忍びずとて。特に宥して遠流に處すと令せられしなりといふ。(日本後紀纂・類聚國史・日本逸史・大日本史)天皇の崩御は三月十七日に在り。然るに爰に諒闇といふは、崩御は已に二月廿八日前にありしを。三月十七日御發表あらせられしものと、推し奉るなり。

遠江、貫布
天皇の素
服となる

【平城天皇】延曆廿五年三月十七日桓武天皇崩じ、天皇踐祚し給ふ。

山香郡の
貫布

三ヶ日村
神服を織
る
御園村

延曆廿五年三月十九日、天皇服を着し給ふ、服は遠江の貫布を用ゐらる。(日本後紀)又清涼殿に於ては素服を着給ふ。是れ尙厚絹の御頭巾に、遠江の貫布を着させ給ふなり。(類聚國史)按ずるに當時遠江國より奉る調庸は、椽帛二十疋、貫布十二端にして、自餘は絹を輸ししもの如し。而して此の絹及び貫布は、山香郡の名産たりしなり。(遠江風土記傳)又當時遠江國に在る太神宮の神戶は、伊賀・尾張・參河等の神戶と同じく、荷前物及び神衣料を、供進するを例とせしが、其の是を製するには、先づ孟夏に神衣祭を設け、これに關係する神服部等は、悉皆な齋若くは潔清し、參河國の赤引神調糸を以て織作すなり。赤引糸は、參河國八名郡大野麻生田に生ずるを、年の六月に出納し、神衣は遠江國濱名郡三箇日村に生ずるを、年の十一月一日に出納するを例となす。凡そ神戶とは、太神宮の神領にして、當時はこれを御園村と號せり。而して此村よ

高部の藤
原茂氏

高部甘菜
嶽南地方
除服

り奉れる調物は、朝廷より太神宮に供進する例なりき。御園の村名は、今尙ほ所所に存せり。〇此月越後國村松に住せられし、三位中將藤原茂氏卿、越後を立ちて遠江國に到り、高部郷に住せらる。此卿始めて春日大明神を、宇刈郷に齋き奉れるが、春日のはれといふことは、此時より言傳へ始めしといふ。又高部村に春日の根芹といふ甘菜あり。是も卿の越後より携來れるものなりと傳ふ。子孫今に存し、世世絶ゆるなし。(遠江風土記傳)〇五月七日、除服の勅下る。

大同と改
元

近頃、省公卿等之奏請、以ニ宗社之事重ニ哀慟之情不能ニ弭忘ニ而再三敦逼、因ニ依來請ニ其左右京、并天下諸國、待ニ大被使之至、被清、然後釋服、因レ此不レ得ニ飲宴作樂、并着ニ美服。(日本後紀)〇十八日、改元して大同といふ。此日即位の式を行はせらる。

檀越の寺
田を佃る
を禁ず

◇大同元年八月廿七日、太政官符を以て、諸寺の檀越等、寺の田地を佃り、并に雜物を費用するを禁ぜらる。應レ禁斷七道諸國諸寺檀越等、佃ニ寺田地、并費用雜物上支。右被ニ右大臣宣ニ併奉レ勅、如レ聞、檀越等種ニ佃寺田、不レ納ニ租米、或費灯分レ稻、不レ燃ニ夜灯、或貸ニ用錢物、經レ年不レ還、或馭ニ使牛馬、兼役ニ家人、如レ此之流、觸レ類繁多、加ニ以ニ寺山樹木、任ニ意斫燃、愛憎自由、改ニ補三綱、有レ一ニ於此、豈謂ニ檀越、從レ今而後、始若有ニ犯者、科ニ違勅、罪ニ國司、三綱、衆僧知而容隱、亦與同罪。

大同元年八月廿七日

豪族兼併
の端

地方豪族の社寺領を犯す者、及び土地併吞の勢、漸く現はれ來るを見るべし。〇此歲、坂上田村麻呂・富

大宮の富士淺間

大宮淺間の十二景

士郡山宮村の富士淺間神社を、同郡大宮村に遷坐し奉る。(社記)是より先、田村麻呂東夷征伐の時、深く此の大神に祈誓する所ありしが、遂に大に功を奏するを得たれば、此に至て 勅を請ひ、神社を創め其功を賽せしなり。此時田村麻呂力を盡して造營したれば、終に駿州第一惣大社となり。年に三回の勅使ありて官幣絶えず、代代の天子造營を缺かせ給ふことなし。社内に十二勝地あり、枝垂櫻・明鏡池・玉泉洞・神立山・高年杉・彫華表・紅萼梅・讓田森・神田市・辨天洲・御幸橋といふ。今悉くは記しかたし。富士山につき説をなす者あり。曰、

米穀山

淺間社の正體は米

抑、富士山の御事は、天地開闢已前の一氣にして、萬國の根元なり。然りと雖ども、神代雲霧にかこまれ、諸人これを拜することを得ず。富士と唱へざる以前は、米穀山と申奉り、人皇六代孝安天皇の御宇庚申に當り、御出現ましまし、日の本の人は是を拜す。茲に同國の南面賀嶋の郷に鎮坐し給ふは、別て御神徳たかく、米の山仙元木花開耶姫命にてまします、そのかみ美かとの御歌にも、「しらけまきふるや此山いひかたみあめさしけりなわくやこの山」社頭の神秘なりといへども、御神徳のいと尊き事をしらしめむが爲に、書記して諸人に見せしむ。此御製によりて、當社を米の宮と崇め奉る由來現然たり。依て萬民に衣食の福田を興へ恵み給ふ御神なり。仰くべし尊むべし。今に此土地に申傳て稗など作るを、神いみと云ならはしけるとなん。其後、大化白鳳の頃の帝よりも詔ありて、勅使として大江長元朝臣下向あり。神光を恐み尊むの餘り、勅詔を蒙り、三月末の未の日より四月始の未の日、同十月末の未の日より十一月始の未の日、兩度の勅使ありき。今神事を行ふ處七十五度、並五月會、流鏑馬の神事行はる。四月十一日は、神法の御神事と申奉る。是れ往昔勅使下向の古例に依て、第一の祭禮とするが故なり云云。或は云ふ、當社の御正體はいと大きな米にて、めぐり一寸八分ありといへり。こは摩羯提國の大人米などを傳へ來りしにやあらん云云。但し甚秘にして、神職たりとも見るを許さずとぞ。米穀山を音讀するは、皇國の古風に叶はず。此の米宮は富士郡市場村に在り。祭る處木花開耶姫命

米宮淺間

也。神領百六石、神主は錦氏、別當は米穀山藥米寺、世に米の宮淺間と稱するは是なり。

龍禪寺

桑漆樹を植う

○遠江國敷智郡に寺塔を創建し、龍龜山と號す。本尊は海中より出現せる佛像なり。此寺齋會には必ず龍燈を掲ぐるも、亦その故事に基くとぞ、寺中に七堂伽藍を備へ、十坊を設けてこれを守護す。今の龍禪寺村の龍禪寺是なり。但し今の地は移轉したる所なり。(遠江風土記傳) ◆二年正月二十日、太政官符を發して、桑漆等の樹を植ゑしむ。此事已に令條に規定あれども行はれざりき。

應三七道諸國催殖桑漆事

右東海道觀察使從三位行式部卿藤原朝臣葛野麻呂奏狀稱、桑漆之課、具載令條、易殖易生養、乃成林、至于採用、公私由之、然國郡官司、不務催殖、既致闕乏、謹案天平二年五月六日格、併諸國所進、桑漆等帳、或因循舊案、但改年紀、或虛作增減、與實不同、自今以後、嚴加捉搦、依令殖滿、每年巡檢、實錄申之、如遣使勘會、與實不同者、國司必加貶責、郡司解却見任、自今以後、永爲恒例、者然猶積習生常、狎無法無悛、望請、下知當道、交替分附、若不填數者、拘留解由、以懲不填、其貶責解任、一依先格者、右大臣宣、奉勅、依奏、自餘諸道、亦同准此。

大同二年正月廿日

井尻觀音堂

○二月十七日、當時、遠州佐野郡原ノ谷郷長福寺に、智顯上人といふ高僧あり。嘗て深く同郡井尻村なる觀音を信仰せしが、此夜靈夢に感ずることあり。同村大悲山の絶頂に、一字の觀音堂を建立し、其像を安置せり。智顯上人示寂の後、土人これを山神に祭り、大悲山の守護神となす。觀音の境内、今四町四方あり。井

富士山上の浅間社

尻は佐野郡の北部、山間の僻村なり。(掛川志稿) ○此歳、駿河國富士山上に一社を創め、浅間大神を祭る。古へ大綱里に老翁あり、嬢と共に住む。翁一女あり、天子その美を聞き迎へて后とせんとす。女聽かず、富士山に入る。天子戀うて尋ね至り、翁と共に山に登れば、女出て迎へ、天子を導きて巖窟に入り復た出でず。詳なるは前に記せり、然るに去る延暦廿四年神託して曰く、我を浅間大神と稱せよと。依て此社を建てしなり。古へ翁は大綱里より乗馬郷に移り、久しく乗馬に住せしが、是時より乗馬里を改め一齋京と名けしといふ。所謂翁は愛鷹明神、嬢は犬飼明神にして、二神共に新山宮に住すれば、後世富士浅間神事の流鏝馬は、必ずこの乗馬郷より出だす。而して今泉村の安田・加藤・原田村の高林・石川、原驛の長谷川等五家、各十一石づつの社地を領し、常に流鏝馬の事を司る。乗馬郷は、富士郡下方庄にて、今泉村・依田橋村・原田村等此に屬す。又一説には吉永郷なりともいふ。愛鷹不二の兩神、常に馬を好み畜はせ給ひて、乗廻り給ひたれば此名もあるにて、愛鷹山麓の原に、後世野馬の繁殖するも故なきにあらざるなり。

愛鷹犬飼二神の神事

乗馬郷

浅間神一説

浅間神社は、富士山の周圍所にあれども、富士本宮と稱するは、大宮の浅間神社にして、即ち駿河の一之宮なり。一説に浅間の社は、又櫻の御前とも稱す。伊勢國朝熊と同躰なれば、浅間もアサクマの略なり。祭る所は木花開耶姫、山の宮は大山祇の神なり。抑、鹿葦津姫は、又の名は神吾田津姫、又の名は木花開耶姫、日向國吾田の長屋の笠狭の碯に住坐す大山祇神の子なり。天津彦火瓊瓊杵尊の妃となり、火闌降命・彦火火出見命・火明命の三子を産み給ふ。人麻呂歌に曰、
ちはやぶる神も思ひのあればこそとし經てふじの山ももゆらめ
と云云。

又坂上田村麻呂の大宮に遷坐し奉りし、富士郡山宮村の浅間社は、古へ日本武尊東征の御時、山宮に齋り給ひし時よりの宮なりと云云。

空海修禪寺を創む

○僧空海巡錫して伊豆國に至り、桂谷山寺を創造して此に居り、(日本後紀纂) 自から手を下して、丈六の

いそはにほつと
ちりぬるをわか
よたれつらねな
らむうわのねを
やまけふこひて
あすまきめみし
まにせす

(歌はろい跡眞海空)

空海
右大師真跡 漢西奉之
依墨消山ウノ字 不記

金剛力士を彫刻し、以て之を安置せり。像は楠を以て作り、其の靈威恰も生けるが如しといふ。是れ今の修禪寺にして、其の寺運の盛なるに及びては、遂に村名まで更むるに至れるが、是亦今よりは久しき古へにて、鎌倉の時已に桂谷の名は見えざるなり。空海の此地に在るや、指を以て空に向ひ、大般若經を寫ししに、魔事品に至り、字畫忽ち空中に現れ、空海の筆翰益工となり、能く五筆を以て一時に書し、又水上に書するに、墨痕亂れざりしといふ。空海曾て應天門の額を書せしが、已に之を掛けて後仰ぎ見れば、應字の上點を缺きたりけり。海即ち筆を擲ちて之を補ひ、毫も差邪することなかりしかば、見る者皆な其妙に服せざるは無かりき。空海の弟子に果隣といふ者あり。海の名海内に鳴るに及んで、特に往て隨從せし者にして。海桂谷を去て後、師の迹を慕ひ尋ね來て桂谷に住せしに、國人の信仰漸く厚く、桂谷山寺の昌盛も此時より始まるといふ。空海の遺蹟の地名と成て、伊豆に存する者少なからず。其の弘法入は、其の始めて駐錫せし所、其の沈香谷は、其の沈香杖を

伊豆國の空海遺蹟

寶藏院

止駄の鬼退治

水上池の悪龍

植ゑし所、而して其の驅籠窟は、佛敵の惡魔を驅籠め、鎮するに大磐石を以てせし所といふが如き是なり。空海また富貴野山上に一寺を創造せしが、是れ今の富貴山寶藏院にして、其の遺物として傳ふる物に笈あり。高二尺四寸、幅一尺九寸あり。而して庭中なる一株の岩桂は、空海の手植なりと傳ふ。(豆州志稿・元享釋書・背記) ○世に傳ふ、空海伊豆に巡る途、駿河國に到る時、止駄郡水上村に魔魅の災ありと聞き、往て其地に到り、五大尊を抜き、密法を修むること一七日、終に其の魔魅を鎮し、大石を投じて之を封じ、以て其禍を救ふ。後世この處を稱して鬼岩といふ。初め此の水上村に池あり、水上池といふ。惡龍あり池中に潛みて、害を爲すこと甚しく、其の池邊を往來する者、悉く其腹に葬られざる者なし。村民これを患ふること久しく、多く有驗の僧を招き、以て其害を除かんと欲すれども、未だ其效あらず。三論の俊、唯識の慧、華嚴の英、佛神の傑も、以て之を伏する能はず。皆な手を拱して去る。爰に空海は金剛頂經・毘盧遮那經の蘊に通じ、且つ祕密の印信を傳へしが、先づ三摩提に入て之を見、此の惡龍の阿耨達池龍王の族にあらざるを知る。此に於て、壇を池上に築き、不動尊像を安置し、又水想觀に入て、水の淵源を詳かにし、大根器を抽でて、神變の法を修むれば、明王忽ち火焰を發して、池水を涸かしむ。後に其壇を護摩壇と呼び、其像を水干不動と號し、今に及びて其跡を存し、人これを尊崇す。而して水上池已に乾涸したれば、龍は此に住し難く、化して惡鬼と成り。水上池を距る廿町許の、鬼岩の山に飛去りぬ。空海亡ぐるを追うて此に到り、念珠を以て鬼の頭を撃てば、鬼即ち般若の眼を開き、初めて菩提心を發す。空海之に授くるに、阿字の一字を以てしたれば、鬼高聲に呼びて道を得と稱し、禮を作して去る。此に於て、空海また那羅延力を以て磐石を投じ、初め

鬼岩

大洋の跡
瀬戸の染飯

鈴石

駿府臺所
町飲水乏
敷地村牛
鼻の牛歌

龍の鬼と化せし所を封じ、號して鬼岩といふ。時に雲霧蒸蒸として四方に塞り、雷霆霹靂として天地を震かししが、修方終るや雲霧散じ雷鳴止り、忽ちにして快き晴天とはなりぬ。凡そ此の水上村といふは、古へ一帯の大洋地にして、南新屋・西烏帽子山・南瀬戸・新屋・六地藏を限り、周回一里餘もありしなり。故に今も地中より菱・芦の實、或は根の類の、黒色を帯びたる物多く出づとか。又後世瀬戸町の名産として、染飯といふ物を販ぐが、これも此の龍鱗を形どれるものと土人云ふ。而して鬼岩の大きさは、八間四方にして、半腹所に小穴あり。これに小石を投ずれば、轉轉聲ありて、其音また奇なり。(駿國雜志)

安倍郡麻服東村に鈴石といふあり。高三間横二間許にして、表に小穴二、横に一尺許の穴あり。今祭て天神の神跡とす。周圍は凡そ九抱もあらんか。其色唐銅の如く、其形鷄卵の如く、其根金輪際に至る。石を穴に投ずれば鈴の音あり。石を敲けば鉦の音して鳴動す。また鬼岩の類か、鈴石の側に牛石といふあり。大き一丈餘、形臥牛に似たり。

○此時の事なるべし、傳へ云ふ。空海駿河の有渡郡に到り、民家を訪うて水を請ふに、農夫その弊衣にして貌の穢れたるを見、嗤笑して曰く、汝等乞食僧に與ふる水なし、速に去れと。海曰く、汝必ず思知ることあらんも悔ゆる勿れと。此より此地井水乏しく、幾所に鑿つとも水の出づることなく、僅に田水を引いて日用に供すといふ。是れ駿府臺所町のことなり。此類所所に在り、口碑として傳ふるのみ。又遠州豊田郡敷地村に、牛ヶ鼻岩といふ所あり。之に一首の和歌を刻して、

世をうしの花見くるまにのりの道 ひかれてここにめぐりきにけり

といふを、世に傳へて弘法大師の筆と稱するなり。傳説の信偽は今更決すべからざれども、位置より考ふる

に、麓より二百歩ばかりの、山の端の古岩石にて、猪鹿は素より、鳥さへ翔りがたく見ゆれば、人の至りがたき處なるはいふ迄もなきことなり。即ち人にして至らんには、眞言を得たる、弘法大師流の人ならざるべからずと思ふは非か。(傳説・一話一言) ◆三年七月四日、是までは定額寺の灯明分稻を、國司に預け來りしが、國司の庶務多ければとて、太政官符を以て之を停止せらる。

定額寺灯

諸國定額寺灯分稻、可レ使レ預ニ講師三綱ニ支

右被ニ右大臣宣ニ併奉レ勅、國內庶務、觸事繁多、宜下其灯分新稻、停レ預ニ國司ニ、便令ニ講師三綱、依レ件出舉、省察依レ例勘之、僧綱亦加ニ檢校ニ、立爲ニ恒例ニ、不レ得ニ漏失ニ

大同三年七月四日

駿河守

四年三月、駿河守磯野王武藏守に轉じ、和建男駿河守に任ぜらる。(大日本史) ○此頃、僧問語といふ者

寶光院

あり。伊豆國下田の觀音堂を改めて寺とす。寶光院是なり。本尊は聖德太子刻する所の觀音の像にして、和銅七年海中より得たるものなりとぞ。(豆州志稿)

【嵯峨天皇】 大同四年四月十三日、讓を受け即位し給ふ。

遠江飢

大同五年六月二十日、遠江國飢ゆ。朝廷使を遣はし、之を賑給したまふ。(日本紀略・日本逸史・大日本史) ○

駿河守
伊豆權守

九月七日、從五位下藤原朝臣山人、駿河守に任ぜられ、正四位下藤原朝臣眞夏、伊豆權守に任ぜらる。(日本後紀・豆州志稿・大日本史) ○十五日、伊豆權守藤原眞夏、備中權守に轉じ、從五位上磯野王、伊豆權守に任ぜらる。(日本後紀・豆州志稿・大日本史) ○十九日、弘仁と改元せり。○此歲、富士淺間神社に正一位を授けらる。

淺間社叙

笠井郷及
五十の市

鹿玉河底
の木像

○世に傳ふ、當時遠江國鹿玉河暴漲して、氾濫横溢を極めしが、其の水涯に於て、毎夜光輝を放つものあり。人見て怪めども、近づきて其實を正さんとする者もなかりしを、一人あり、竊に窺ひ寄りて標を印し、明くるを待て搜索し、木佛の三尺なるを得たり。因て傍なる井水を汲み、其の泥土を洗去り、これを道傍の樹根に据う。されども未だ雨露を防ぐ設を施すには及ばざりき。然るに歳月を経るに従ひ、近郷の童男童女等漸くに集來り、或は香華を手向くる者あり。或は鬘伽を供ふる者あり。遂に小笠を持來て其頭を覆ふ者さへ出來て、參詣祈願する者、踵を接するのみならず、屋を構へ廬を營むもの、年と共に多く、遂に一部落を成すに至る。是れ今の笠井郷にして、五十の市の開くる所なり。此地今尙ほ淵沼ありて、砂礫最も多きは、鹿玉河の流域たりしに因る。(遠江風土記傳・古老談) ○平城天皇の第三皇子に、高岳親王といふ皇子あり。帝の位を讓り給ふや、親王を立てて皇太子とし給ふ。然るに藥子仲成の亂あり。上皇藥子と共に東國に走らんとし給ひて能はず。仲成殺され、藥子藥を仰いで死し、上皇剃髮し給ふに及び、皇太子も亦廢せらる。太子性聰敏にして志氣宏遠にましまし、學内外を兼ねて、密教を空海に稟け、出塵の志深くあらせられしかば、廢せらるるに及びて直ちに僧となり給ひしが、後唐に入て密乘の奥祕を修め、法名を眞如と申奉る。而して伊豆國南條村眞如院は、此の皇子の創始なりと世世傳ふるなり。其の事跡の詳かなるは知り難しと雖ども、此寺傍近の地を眞如と呼び、其の傍なる丘上に祭る荒神祠は、親王の靈を祭る所なりと傳ふるなど、直に抹殺すべからざるものあつて存す。○遠江國濱名郡龍池院境内に、正一位利仁大將軍の碑を建て、神社を創め、椎河脇明神と相並ばしむ。此年、田村麻呂薨じたればなり。田村麻呂の子を將軍俊光といふ。天性至孝にして、父

田村麻呂
の碑

の死後父を思うて止まず。終に父の事業の迹を尋ね、併せては己が産地の遠江國、又磐田海の状をも見んと欲し、京師を出でて彼の船岡山に到りけり。俊光船岡山に到るや、先づ昔干珠の落ちたる所を尋ぬるに、今も毎夜光明の見えければ、いよいよ追憶の念止めがたく、一社を建てて其跡の標とす。是即ち今の有玉八幡宮にして、毎年九月十日、嚴肅なる神事を行ひ、神馬を駈せて流鏑馬の式を擧げ、神馬を以て彼の赤蛇に擬すといふ。

俊光また父の功勳を長く後世に傳へんと欲し、碑を龍池院に建て、社を椎河脇明神に並べ創め、正一位利仁大將軍社と稱す。此の神社の前に一の神井あり、今尙ほ存す。社頭は磐田海に臨み、社西は曳馬野に連り、

社南は宇多布坂に通じ、社北は千人塚に接し、船岡山に屬す。而して其碑を建てたる龍池院は、先に田村麻呂東夷を征する時、今の岩水寺村に在りし瑠璃堂を改め寺としたるものにて、龍宮山の額を掲げて龍池院と稱し、寺田二百町を寄附し、谷を十二谷に分ち、寺を三百六十坊と定め、門前の道を四十九町墾き、大門を

其の南端に建てしが、其の門址は、今羽鳥村に在りといふ。而して其の寄附の寺領は、今の所謂國領の地に

て、當時の學頭を地安坊覺仁僧都と稱せしとか。(遠江風土記傳・古老談)

俊光は母を思ふこと父を思ふに劣らず。一たびも母を見ざるを以て常の憾としければ、一夜闇於加美神の前に跪き請うて曰く、兒この齡に至りて、未だ母の容姿を知らざるは、寔に終生の遺憾なり。伏して請ふ、一

たび尊貌を示し、親しく母子の契をなさせ給へ、若し此請を聽し給はずば、幾年月を経とも此地を退かじと、赤心辭色に見はれて哀なりしが、久しうして宮殿鳴動し、其音刻刻に甚しく、天柱掛け地維缺くるかと

岩水寺子
安地藏

怪まるる時、開扉の音奥深く聞えて、衣香芳しく靜に出来るものあり。首を上げて見れば、嬋妍たる美人の近づき来るなりけり。齡も二十歳は超ゆまじ、十二重の衣裳を纏ひ、近づき來て俊光を擁くこと、慈母の赤子に於けるが如し。俊光を膝に据ゑて、頭撫でつつ語るらく。遠く山河を越えて尋ね來しこと、我が深く悦ぶ所なり。然れども我不幸にして汚濁の血液を受けたれば、清く尊き人と成らんことは、誠に苦辛の極にして、今此に出づるにも、久しく時を費したる所以なり。然れば此後屢、相見んことは、望むとも得べからざる事なれば、能く記憶して忘るる勿れと。涙と共に語りつつ、時の移るも知らざる様なりしが、其夜丑三刻の頃、また本の内陣に入りけり。俊光は一たび母を見てより復た忘れがたく、其の衣服容貌より、身の長に至るまで、自から見たる如く其像を作りしが、其の顔色生けるが如く、將に口を開いて語らんとするが如し。即ちこれを龍池院に安置し、子安地藏尊と稱し、數多の土地をも寄附しける。これ今も彼寺の本尊と崇むる所なり。初め蛇の居し所は、そこひも知らぬ深淵なりしが、水漸く涸れて陸田となりたれば、此處にも佛閣を創建して、赤蛇山光福寺と號し、彼の潮海寺の薬師佛を移し本尊とす。今の上嶋村赤池は蓋し其地。俊光はまた父に劣らざる智勇の將なりしかば、薨後國人その徳を慕ひ、一社を大義山に創め、俊光社と稱し、長く其の威靈を祭る。今も此社存して、境内凡そ一町八反六畝二十歩あり。早天雨を祈るに多く其驗ありとぞ。(袖ヶ浦日記)

赤池村
光福寺
俊光社

遠江守
伊豆守
志豆波多
山の奇瑞

◇弘仁三年春正月十二日、少納言從五位下宇治王、兼遠江守に任ぜられ、從五位下氷上真人河繼、伊豆守に任ぜらる。(日本後紀・豆州志稿・大日本史) ○十五日、葬河國安辨郡志豆波多山、椎根山相連綿して鳴動する

無封神社の修理
こと二時ばかり、忽ち一流の清光あり。其色彩をなして恰も虹霓の如く、惣社の神殿より發して大虚に連り、暫くにして光輝再び神殿に歸りぬ。(類聚國史) ○五月三日、太政官符を以て、封なき神社は、禰宜祝等をして修理せしむべき旨を達せらる。

應_ニ無封神社、令_ニ禰宜祝等、修理_ニ事

右有封之社、應_ニ令_ニ神戶百姓、修理_ニ之狀、下知已訖、至_ニ于件社、未_レ有_ニ處分、今被_ニ大納言正三位藤原朝臣園人宣、傳、奉、勅、宣、仰_ニ諸國、自今以後、令_ニ三件等人、永、加_ニ修造、每_レ有_ニ小破、隨_ニ即修_レ之、不_レ得_ニ延怠、令_ニ致_ニ大破、國司每年、屢加_ニ巡檢、若_シ禰宜祝等、不_レ勤_ニ修造、令_ニ致_ニ破損者、並從解却、其有位者、追_ニ位記、白丁、決杖一百、國司、不_レ存_ニ檢校、有_レ致_ニ破壞者、遷替之日、拘_ニ其解由、但遭_ニ風火非常等損難、輒修造者、言上聽_レ裁。

弘仁三年五月三日

(日本後紀)

志豆波多神社増封
○六月十五日、駿河國安辨郡志豆波多山神社を正一位に叙し、安辨郡益頭郡の二郡を寄附せられ、神官神戶等、祿を賜はること差あり。是より先、正月十五日、志豆波多山に奇瑞ありて後、四月五日、渤海の朝使入貢することありしが、是れ未だ嘗て有らざる貢なれば、天皇深く之を異とし、從四位下直三善執兼に命じて、トせしめ給ひしに、惣社の瑞、光符を合するが如くなりき。因て此に至りて此命ありたりといふ。惣社は栲幡千姫・瓊杵尊の二神を祭る。○九月廿六日、當時狡猾の徒、神託と稱し、狂言を以て民を惑はす者多し。朝廷これを憂ひ、太政官符を下して、嚴に之を止めらる。

狂言を禁す

應_ニ檢_ニ察神託宣_ニ事

右被_ニ大納言正三位藤原朝臣園人宣、傳、奉、勅、恠異之事、聖人不_レ語、妖言之罪、法制非_レ輕、而諸國信_ニ民狂言、申上、寔繁、或言及_ニ國家、或妄陳_ニ禍福、敗_レ法亂_レ紀、莫_レ甚_ニ於斯、宜_ニ仰_ニ諸國、令_ニ加_ニ檢察、自今以後、若_シ有_ニ百姓、稱_ニ託宣者、不_レ論_ニ男女、隨_ニ事科決、但有_ニ神宣灼然、其驗尤著者、國司檢察、定_ニ實言上。

弘仁三年九月廿六日

遠江守駿河守
朝廷祥瑞を喜べばこそ下之を獻するなれ。若し其弊を覺らば、之を却くるに若かず。即ち今日之を却くれば明日停らん。然らずば百の法令を下すとも寸效なからん。國司檢察すとも、國司又是れ利を見て義を知らざるの徒、何ぞ信賴するに足らん。人の上となつて苟くも好む所あれば、下即ちこれに乗ず、政をなす亦難いかな。◇四年正月十日、從五位上和朝臣建男、遠江守に任ぜられ、從五位下安倍朝臣弟雄、駿河守に任ぜらる。(大日本史・日本後紀) 是より先、安倍男笠駿河守に任ぜらる。蓋し弟雄の前任ならん。○三月廿六日、明法生の國博士試験法を改正せらる。是までは明法生の國博士に任ぜらるるを得る者、皆な八以上に通する者に限り、七以下は皆な不第と爲りしを以て、學者彌倦みて、其業を習ふこと罕なれば、自今以後は六七條に通せば、國博士に任ぜらるるを得と、太政官符を以て達せらる。地方史に關すること深からずと雖ども、文學の趨向を知るに足るものあれば、此にこれを記すといふ。◇六年六月朔日、從五位下藤原朝臣承之、駿河守に任ぜらる。(大日本史) ◇七年五月三日、太政官符を以て、國分寺に入る僧の路次は、供養并に傳馬を

國博士の試験法改正

國分寺補
入僧傳馬
るな給せら

充つべき旨を達せらる。

應_ニ自_リ京所_レ入_ニ諸國_ニ國分寺僧路次充_ニ供養并傳馬_ニ支

右太政官、今月三日、下_ニ七道諸國_ニ符_ニ符、依_テ太政官、去延曆二年四月廿八日、下_ニ七道諸國_ニ符、擇_ニ攝
京寺之僧_ニ補_ニ入_ニ國分之闕_ニ、而頃年間、緇徒去日、唯授_ニ公驗_ニ、不_レ充_ニ食馬_ニ、今被_ニ右大臣宣_ニ符、郵傳之設、
本備_ニ遞送_ニ、宜_ニ自今以後、僧身、及童子一人、令_ニ充_ニ供養公乘_ニ者、諸國承知、依_テ宣行_ニ之、其給法者、僧
日米二升、鹽二夕、徒日米一升五合、鹽五撮、立_ニ爲_ニ恒例_ニ。

弘仁七年五月三日

伊豆流人
長野女王

右大臣は藤原國人なり。○八年五月二十七日、長野女王、及び出雲家刀自の女等、伊豆國に流さる。此等
は孰れも皆な内教坊の女にして、共に一房に住せし女孀なるが、此頃長野の相知る女にして、名を船延福女
といふ者あり。俄に尋來りて、長野の室に寄住せしに、長野その女の少許の衣物を貯ふるを見、心竊かに之
を得んと欲し、家刀自の女と謀り、夜深けて其の睡れるを伺ひ、之を縊殺し以て其の面皮を剥ぎ、之を宮外
に棄てて、其迹を隠蔽せしに、遂に其事露見して、この流竄に遇へるなり。(日本逸史・日本後紀纂・類聚國史)

桑原山新
光寺

○此歲、伊豆國田方郡桑原村に一伽藍を建立し、桑原山新光寺といふ。初め箱根山の僧に萬卷といふ者あり。
大徳の高僧なり。萬卷聖代祈願の聲、速に天聽に達しけむ、去年秋參朝の勅に應じ、山を出でて道に上りし
に、半途參州楊名郡に到りて病起り、冬十月廿四日暮、齡七十七にして終に示寂せり。徒弟遺骨を拾ひ、還
て箱根に瘞む。因て遺祐の侶、上足の僧等相議して曰く、經卷三十有餘あり。誰に憑て跡を本山に留むべき

萬卷死

遠江守
駿河守
國分寺災
新羅人暴
行

と、即ち諸經并に丈六の藥師佛を擔うて、各地を行脚せしに、豆州田方郡新居郷に到る時、佛像經卷俄に重
くして扛ぐる能はず。因て此に一堂を建て、桑原山新光寺と名づけ、其地を稱して小菅根といふ。時に菅根
山中愠風頻に起り、將に全山の草木を伏せんとす。忽ち占あり曰く、當坎大伽藍所崇也と。即ち佛像を函根
に返せば、宿霧漸くにして晴れ、頗る平安の天地となれり。此寺頗る大伽藍にして、當時僧七百有餘住せり
といふ。桑原村の名、亦この山號に因りて起るか。(豆州志稿・箱根山緣起・新光寺緣起) ○十年正月、清原長谷
は遠江國の、藤原吉野は駿河國の國司に任ぜらる。(大日本史) ○七月二十九日、遠江國の國分寺災あり。
(大日本史) 此時相模・飛驒二國の國分寺も、亦災ありしといふ。(類聚國史・日本逸史) ○十一年二月十四日、遠
江・駿河二國に配置したる新羅人七百人反し、人民を殺し、屋舎を焼き、狼藉を極む。此に於て、二國共に
兵を發して之を撃つ。然れども賊勢強くして捷つ能はず。賊遂に伊豆國に入て穀を奪ひ、船に乗じ逃れて海
に入る。即ち武藏・相模等七國の兵を發し、力を戮せて之を追討せしむ。賊終に力屈して咸く其辜に伏した
り。(日本紀略・日本後紀纂・大日本史) 或は曰く、遠州龜玉河の流域は、人家少く荒田多し。蓋し新羅人を置き
しは此處かと。

弘仁十一年二月、往年より、新羅歸降の者共を配流の如くにして、遠江・駿河兩國に指置かるる輩、不慮
に謀叛を企て、七百人徒黨して、甲冑を著し兵杖を帶し、部を分ち黨を結び、是彼に亂れ散て、村邑を
放火し人民を殺害し、家財衣服を奪ひ取り。國中に跋扈して、上下大に擾亂す。兩國の守護これを制すれ
ども、更に官命を用ひず、日に廣大になりしかば、國守終に兵を發して、これを誅伐せられしに、新羅

事蹟

人中中に駈引正しく、手痛く戦ひて屈伏せず。却つて國守の軍士を散散に撃捲り、遠境に追込みける。これに依て、京師へ敷波を打て注進ありけれども、朝廷には、流人共の所爲何ほどの事か仕出さんと、未だ節度使の御沙汰もなかりし内に、國中を思ふままに掠取り、夫より伊豆國へ打入て、官倉の米穀を盗み出し、兼て用意やしたりけん、大船三十餘艘にこれを積み、謀叛人共残らず打乗り、東國指して押行きける。此事、相模・武藏の諸國へ夥しく聞えければ、國守・郡代段段に觸送り、坂東七箇國の軍士、力を勦せて、津津浦浦、泊泊に番船を續して待掛け、一人も残さず討留めける。然れども味方にも、死傷の者其の數を知らず。即ち謀叛人の長某甲が首を斬て京都に送り、平均の旨をぞ訴へける。謀叛の起、何が故ぞと尋ぬるに、新羅人の内に、極めて剛強にして、然も謀慮に心賢き者ありしが、常に其徒を聚め、密密に叛逆の謀を示し合せ、兼て陸奥の蝦夷に内通し、遠州・駿州の間に於て、一揆の旗起さん時、必ず奥州に於ても、夷賊蜂起して討て上るべし。若し仕損じなば、奥の要害の地へ、一所に楯籠り、北高麗へ檄を飛し、援兵を乞請け、國中を覆さんと慥し合せける。夷賊も其密謀に同心して、相圖の時節を待つ處に、新羅人共、近年國國五穀不熟にして、百姓痛める色あるを能き幸と思立ち、奥州へ密使を通じ、手筈を定めけるに、其比、陸奥の賊將大病に罹て、起居安からず、蜂起約束の日數等悉く相違し、攻上る沙汰もなかりしかば、新羅人が密謀此彼に喰違ひし故、船に乗て奥に至り、蝦夷と一所にならんと謀りけれども、海上心に任せず、大義の手立忽ち破れて、皆皆白刃の下に命を隕しけり。事悖て出る者は、又悖て入る、凡そ事なきに合戦を企るは、皆是れ財を食るの非道なり。新羅人の所行、實に不覺の事共なり。(前前太平記)

介以上夷
俘を司る
大小麥を
種うるを
勸む

○四月七日、介以上の者、専はら夷俘の事に當ることとなる。是れ七道諸國共に奉する制なり。(日本逸史・大日本史) 蓋し是までは専はら下吏をして之を司らしめしが、處置その宜しきを失ひ、遂に二月の事あるを致せり。故に此制あり。○七月九日、太政官符を發して、大小麥を種うるを勸めらる。

應種大小麥事

右檢スルニ太政官去天平神護二年九月十五日格、僞大納言正三位吉備直眞備宣、奉勅、麥者、繼キ絶ツ救ク之、穀之最良、宜ク令ム天下諸國、勸ム課百姓、種ユ大小麥ヲ、即チ勸ム國郡恪勤者各一人、專ラ當ル其ノ支ニ、其專當人名、附シ朝集使ニ申上ル者、今被ニ大納言正三位藤原冬嗣宣、僞奉勅、今聞、黎民之愚、棄テ不レ顧ミ、至ル有ニ絶ツ徒ム苦ム、飢饉ニ、或ハ雖モ耕種シ、既ニ失ヒ其ノ時ヲ、空ク費シ其ノ功力ヲ、還テ不レ得レ實ヲ、是則國郡官司、不レ慎ニ格旨ヲ、授時乖ク方ニ、此ク而從レ政ヲ、誰謂ニ善吏ト、月令云、仲秋之月、乃勸ム種麥ヲ、毋ニ或ハ失ヒ其ノ時ヲ、其有レ失ヒ其ノ時ヲ、行レ罪無レ疑ヲ、宜ク自今以後、始リ自リ八月、勤ム令ム播種セ、不レ得レ失ヒ其ノ時ヲ、自餘支條、一依ニ前格ニ、若シ有ニ乖犯ニ、科シ違勅ニ罪ヲ。

弘仁十一年七月九日

◆十二年、勅を下して官道兩側の樹木を斫ることを嚴禁せらる。初め寶字中、東大寺の僧普照の請を許して、五畿七道諸國の驛路の兩側に、偏く果樹を殖えしめられしが、是れもと東西の行旅をして、夏は則ち樹陰に就きて暑熱を避けしめ、秋は則ち果實を噉うて飢饉を免れしめんと、厚き御主旨に出でさせられしものなるを、此頃に至て愚民多くは其意を解せず、漸く其の樹木を斫損する者多きに至りければ、遂にこの勅を下し給ふに至りしなり。後延喜の朝に至り、此制を立てて永制となし、且つ其の水に乏しき處には、便を

官道兩側
の樹木保
護

講師國分寺を檢校す

量りて井を掘り、以て灌漑に便せしめ給へり。(大日本史・延喜式) ◆十三年三月廿日、此時より講師をして、國分二寺を檢校せしめらる。但し國司と共にするなり。

應令諸國講師檢校國分二寺事

右檢案内太政官去天平十六年十月十七日勅、傳、國師親臨檢校、務令早成用糧造物、子細勘録、以申綱所、一切諸寺、亦復如之者、自茲以降、遵行既久、至于延曆十四年、改國師稱講師、專任講說、不預他事、堂宇頽壞、不存修葺、尊像損汗、無情改飾、熟論其理、事不吝容、然今被大納言正三位藤原朝臣園人宣、傳、奉勅、自今以後、宜與國司共、令依件檢校、其申送用度、并勘解由、一依舊例。

弘仁十三年三月廿日

遠州流人興福元興二寺の僧

◆十四年二月二十五日、興福寺の僧中源・度信・元興寺の僧永繼等、遠江國に配流せらる。並に姪を犯したるに因るといふ。遠江國に配せらるる者、之を始となす。(大日本史・日本逸史) ○當時駿河介に藤原長岡とい

駿河介藤原長岡

ふ者あり。右大臣内膳の第六子にして、最も武藝に長じ、後歩騎に供せらる。性清幹にして常に人に稱せらる。後宇治に隱居す。(大日本史)

【淳和天皇】 弘仁十四年四月二十七日、讓を受け即位し給ふ。

伊豆流人甲斐の賊遠江守藤原衛

弘仁十四年五月五日、甲斐國の賊首吉彌候部井出麻呂等、大小男女十三人、悉く伊豆國に配流せらる。(日本後紀纂・類聚國史・大日本史) ○此月、藤原衛遠江守に任ぜらる。衛は二歳にして母を喪ひ、五歳に及ぶ比ひ

問うて之を知り、哀慕して人を感じしむるに至る。内麻呂見て之を奇とし、立てて嗣となす。七歳より學に

遊び、文章生の試に應じ、及第したるは十八歳の時なり。時人これを漢の賈誼に方ぶ。遠江守となるに及び、政總べて寛靜を貴べるを以て、百姓欣び戴けり。後朝廷その治を善みして從五位を授く。然れども不法の者あれば、必ず之を論斥して貴戚を避けず。天皇甚だ之を器とす。累遷勘解由長官に遷り卒す。年五十九。

遠江早疫

(大日本史) ○秋七月、遠江國旱し且つ疫行はる。朝廷命じて今年の庸を免ぜしむ。(大日本史) ◆十五年正月五日、天長と改元す。

安倍男笠

◆天長三年五月朔日、散位從四位上安倍朝臣男笠卒す。弘仁の初め從五位下に叙し、駿河守に任ぜられし人なり。(日本逸史) ◆四年二月十五日、伊豆國賀茂郡三嶋神社の池水枯渴し、數月を経れども復せず。夏に

三嶋神池

至て終に天下大旱し、每國この池中に入て雩祭を設くるに至る。朝廷も亦この異變に依りて、雩をなし給ふといふ。(豆州志稿) ○六月十一日、伊豆國三嶋神社の近傍數里の間、大雨滂沛として至り、十五日に至て始

三嶋神叙位

めて止む。諸國みな其澤を被るといふ。朝廷因て三嶋神を正一位に叙し、三嶋一郷を其の圭田に寄せ、神官には祿金財帛等を賞賜せられたり。◆五年閏三月二十七日、大中臣春繼伊豆國に流さる。萩原王を射殺する

伊豆流人大中臣春繼遠江介

に坐せられしなり。(日本紀略・大日本史・日本後紀纂・類聚國史) ◆六年正月、藤原助從五位下に叙し、遠江介に任ぜらる。(大日本史) 此人後に參議正四位下左兵衛督に至り、仁壽三年五月廿九日卒す。◆七年六月、遠江國

小長谷直

の人、女孺小長谷直縵采女に補せらる。(日本逸史・大日本史) 小長谷氏は、神武天皇の皇子神八井耳命の後、武烈帝の時、小泊瀬舍人を置かれしが之より出づ。(大日本史) 小長谷は、小長谷の里か。然らば後の長師村

伊豆國の國博士醫師
駿河附貫
吉彌候部
三氣麻呂
大野牧

これに當るといふ。(遠江風土記傳・續日本後紀・類聚國史) ○十一月、太政官符を以て、伊豆國の國博士・醫師を補せらる。(日本後紀纂・三代格) ◇八年二月、甲斐國の俘囚吉彌候部三氣麻呂、同姓草手子二烟を、駿河國に附貫し、以て魚鹽に便ならしむ。(類聚國史) ○九月、駿河國の荒廢田四十町を墾開し、大野牧田となす。

三嶋神の靈異

(日本逸史・大日本史・類聚國史) 朝廷の命に依るなり。大野は止駄・駿東二郡に在り。何れの大野か詳かならず。但し止駄郡の大野郷は、古へ公穀二百七十二束三毛田、假粟百三十九畝二毛田、芹菜・梅・竹・松・櫻・薇蕨・葛根を貢せりといふ。(駿河風土記) ◇九年夏五月、伊豆國三嶋神・伊古奈比咩神の二坐、深谷を塞げ高巖を摧き、平かに造りなせる地二十町許り、其他神宮二院、池三所を作る等、神異の事計るに勝ふべからざるものあれば、國人遂に之を朝に上言し、此の二神を名神に列せられんことを請へり。是より先、朝廷に於ても、去年稼稔らず、諸國飢を告げ、今年疫旱相仍り、人物夭折し、加ふるに往往大災を以てし、民みな其所を失ふに至るを怪み、内裡に於て卜筮せしめ給ひけるに、伊豆國の神の祟を爲すなりとありければ、遂に其請を許し給ふ。(日本逸史・日本後紀・大日本史) 蓋し二神の從五位に叙せられしは、此時なるべし。或は云ふ、此にいふ二坐の神は、今の白濱村の三嶋神社・伊古奈比咩二社のことなるべし。即ち二神社はともに、後世寛保の頃まで存せしを、延享の頃改造に際し、併合して一社とせしものにして、池は三所ともに今尙ほ存せり。一は社前廳舎の裏、一は字柿本、一は字御手洗に在るもの是なりと。(大日本史・豆州志稿・日本後紀纂・釋日本紀)

白濱村の三嶋社

三嶋社育鶏

三國傳記云、伊豆三嶋の社に、鶏多く有ける中に、目のつぶれたるあり。いつも暗ければ、ときならず時を作り、朝

夕をも辨へず。風霜に苦しみ、食にとほしくて遊ぶしが、或修行者此を見て、やせをとろへ、飢渴するをあはれみ、短冊を書いて、鳥の頸に付けければ、鳥の眼忽にあきけり。皆人あやしみてこれを見れば、一首の歌にぞありける。

鶏の鳴音を神の聞ながら心つよくも日を見せぬかな

觀音寺勅願所とな

岩水寺燒

僅に三十一字をもて、神慮に達すること新なりといふべきや。○天皇の朝、遠江國周智郡の觀音寺を以て勅願所となし、官符を以て寺田を下賜せらる。其廣さ今を以て計れば千石に准すべし。此寺もと行基菩薩の開基にして、この朝及び仁明天皇の二朝間、勅願所なりしが、後武家の爲に蹂躪せられ、廢れて草庵となる。(遠江風土記傳・寺記) ○遠江國赤佐郷岩水寺燒く、雷火に因るなり。三百六十坊、諸伽藍悉く灰燼となれるは惜むべし。(遠江風土記傳)

【仁明天皇】 天長十年二月二十八日讓を受け、三月六日即位あらせ給ふ。

遠江飢疫
猪鼻驛を復す

曆本頒分

遠江介良棟曆を作

天長十年三月二十七日、遠江國飢を且つ疫行はる。朝廷即ち賑恤し給ふ。(大日本史・日本紀略) ○十月十五日、遠江國猪鼻驛を復す。先是の驛廢せられて年已に久しく、官私の行人その不便を感ずること少なからず。是を以て國司奏して之を興復せんことを請ふ。因て朝廷使を遣はして、其の利害を検せしめらるることありしが、此に至て其請を以て理ありとなし、更にこれを復せしむ。(續日本後紀・遠江風土記傳・振袖考記) ○十二月、明年の曆を頒布せらる。蓋し此月陰陽寮より進むる所を、直ちに頒布せられたるなり。是より先、曆博士外從五位下刀伎直淨濱卒して、其後を繼ぐべき人なく、直ちに曆本の製作に故障を來たしけるが、遠江介正六位上大春日朝臣良棟、曆術に明かなるを聞き、召して之を造らしめられしが、是に至りて始めて成

を告げしものなり。凡そ頒曆は、十一月朔を以て恒例とせるに、今に延引したるは是が爲なりとぞ。(日本紀略・大日本史) ◆十一年正月三日、承和と改元す。

駿河守介
伊豆守

◆承和元年正月十二日、駿河介從五位下賀茂朝臣伊勢麻呂、介を改めて守に任ぜられ、清岑門繼駿河介に任ぜらる。又外從五位下上毛野公清湍、伊豆守に任ぜらる。(大日本史・豆州志稿・續日本後紀) ○二月十三日、

阿保親王
の領地
廣瀬川溢

遠江國敷智郡の古荒田三十三町を、阿保親王に賜はる。(續日本後紀) 按ずるに當時廣瀬川の横溢すること屢にて、その洪水ごとに人家を流没し、田畑を破壊すること少なからざれば、此にいふ古荒田も、此の河邊の

白羽神社
勸請

荒廢田なるべし。○三月、遠江國榛原郡白羽の地に、日子穗穗手見命、豐志毘賣命、玉依毘賣命を祀り、白羽神社といふ。○九月、遠江國、物あり灰の如く、天より雨り、日を累ねて止まず。人みな恠異となし、如何なる災害あるにやと、安き心も無かりしが、何等の損害もなく、異變もなきのみならず。反て茲年は、畿

米華降る

内七道俱に豊稔にして、五穀の價賤しかりければ、老農は此ものを名けて、米華といひき。而して此ことは、獨遠州のみに止まらず、諸國にも同じくありしと見え、朝廷に奏聞したる所によれば、十六ヶ國ありしと云

遠江介昇
叙

ふ。(續後紀) 遠江介大春日朝臣良棟、從五位下に叙せらる。前に曆本を作りて奉りたれば、此に至て其功を賞せられたるなり。(大日本史) ◆二年五月十六日、蘇河國安倍郡止豆鰭大已貴神社に從二位を授けらる。○

志豆鰭大
已貴神社
叙位
富士川浮
橋

廿九日、駿河國富士河は激流なれば浮橋を作るべく、其他大井河に渡船四艘、阿倍河に渡船三艘を備ふべき旨、太政官符を以て達せらる。但し他國の河川にも此類少なからず。悉しきは官符に就いて見るべし。官符に曰く、

應下造、浮橋布施屋、并置渡船上事

一浮橋二處

駿河國富士河 相模國鮎河

右二河流水甚速、渡船多艱、往還人馬損没、不_レ少仍造_二件橋_一

一加増渡船十六艘

尾張美濃兩國堺墨俣河四艘元二艘今加二艘 尾張草津渡三艘元一艘今加二艘 參河國飽海矢作兩河各四艘元各二艘今加各二艘 遠江

駿河兩國堺大井河四艘元二艘今加二艘 駿河國阿倍河三艘元一艘今加二艘 下總國太日河四艘元二艘今加二艘 武藏國石瀨河三艘元一艘今加二艘 武藏下總兩國等堺住田河四艘元二艘今加二艘

一布施屋二處

右造立美濃尾張兩國堺墨俣河左右邊

右前被_二從_二位_一行大納言兼皇太子傳藤原朝臣三守宣_二倂_二奉_一 勅如_レ聞、件等河、東海・東山兩道之要路也、

或渡船_レ少、或橋梁_レ不_レ備、因_レ茲、貢調擔夫等、來_二集_二河邊、累_レ日經旬、不_レ得_二渡_一、彼此相爭、常

事_二鬪亂_一、身命破害、官物流失、宜_レ下_二知_二諸國_一、預_二大安寺僧、傳燈住位僧、忠_レ依_二件_一令_二修造_一、講讀師・

國司相共檢校、但渡船者、以_二正稅_一買_二備_一之、浮橋並布施屋料、以_二救急稻_一充_レ之、一_レ作_レ之後、講讀師國

承和二年六月廿九日 (類聚三代格・大日本史)

走湯
富士山珠玉を雨らす
富士山頂の状

賢安
走湯山東明寺
國司神事を行ふ

疫行

當時交通の不便なることは、此令を讀みて知るべし。○此年、伊豆國に温泉湧出す。稱して走湯といふ。
(行囊抄・豆州志稿) 一説に云ふ、此の温泉已に養老の頃湧出せりと、何れが是なるを知らず。○三年三月、この頃一日、駿河の富士山頂珠簾を垂れ、須臾にして又珠玉を四方に雨らす。而して玉に皆な小孔あり。説者曰く、蓋し是れ蒼仙の珠簾に貫ける珠玉なればなりと。當時世人の富士山頂を談ずる者の言に曰く、富士山頂には、平地ありて廣さ一里許、中央窪下して形炊飯の如く、飯底に神池あり、池中に大石あり、石形怪奇にして、恰も蹲踞せる虎の如し、而して飯中常に蒸氣を噴出して、其色純青なり。是れ其底に水あり、滾沸して熱湯を成すに因ると。又云ふ、山頂は白砂堆をなし、攀登する者みな中腹に止まり、決して頂上に達するを得ず。白沙流下すればなりと。(本朝文粹) ○四月、賢安といふ僧あり、伊豆山權現の神託を蒙り、甲斐國史麻績某を檀越とし、祠堂を伊豆國伊豆山村に創め、日金峰より神靈を遷坐し、新に本跡の像を刻して之を安置し、走湯山東明寺と稱す。後世鎌倉時代に至て、上下の二宮、及び三千の支坊を領し、關東總鎮守と號するは是なり。賢安は甲州八代郡の人にして、俗姓を竹生といふ。長じて後、相州星谷の安然和尚に隨從して、僧となれる人なり。(豆州志稿) ○七月十五日、國司に勅し、僚屬を率ゐて神事を行はしむ。勅に曰く、方今屬西成、五穀垂穂、如有風雨愆序、恐損秋稼、宜令五畿内、七道諸國、奉幣名神、須禳災未萌、其幣帛料、用正稅、長官率僚屬、自親齋戒、祭如神在、必致徵應。と、是より國司等のおの、其の管内の名神に、神事を營みぬ。(大日本史) ○十六日、國司等、勅を奉じ、大般若經を轉讀し、幣を國內の名神に奉ず。(大日本史) 諸國疫癘行はるるを以てなり。○此年、伊豆國國分

法華寺燒
幣を名神に奉ず
疫癘祈願

法華寺火を失して燒亡す。○四年六月十六日、嶽南三州は五畿七道諸國と共に、勅を奉じ、幣を名神に奉ず。風雨を豫防せんとてなり。(大日本史) ○七月八日、此日より三日を限り、晝は金剛般若經を讀誦し、夜は藥師悔過を修む。是れ去る六月廿一日の勅を奉じ、疫癘間、發し、疾苦する者衆ければ、之を救はんが爲なり。其後漸く疫癘の流行を見るや、竟に殺生を禁ぜらるるに至る。廿一日の勅に曰く、疫癘間、發、疾苦者衆、宜令五畿七道、於國分寺、始自七月八日、限三日、晝讀金剛般若、夜修藥師悔過。(大日本史)

池田春野卒

遣唐使出龍王經を講す

遣唐使の大般若經を轉讀す

上津嶋燒
灰雨

五年三月八日、散位從四位下池田朝臣春野卒す。春野は嘗て弘仁三年の頃、遠江守を兼ねたる人なり。(續日本後紀) ○四月五日、勅命下る、曰く、遣唐使進發より歸朝に至るまで、海龍王經を讀誦せよと。是れ天下の諸國と共に、勅を奉じたるなり。(大日本史) ○五月、此月中旬より遣唐使歸朝に至るまでを期し、堅固に海龍王經を講じ、相並に大般若經を轉讀す。是より先遣唐使上奏して言ふ。使等漂廻巖綸未だ允さず。風信の恣に因ると雖ども、乃ち是れ天時にして、重行之累類必ず其妨あらん。況や巨海の程、艱虞測るなし、靈祐に資らずんば、何ぞ利往を以てせん。請ふ諸國をして、大般若經を轉讀せしめよと。因て即日その旨を勅せらる。然らば是も勅を奉じたるなり。○七月五日、伊豆國上津嶋燒く、烟焰天に屬し、砂石の降ること雨の如し。(豆州志稿・續日本後紀・大日本史) ○秋九月、駿河・遠江灰を雨らすこと久しく、七月より始め、今に至て止まず。駿河國朝廷に上言して曰く、物あり灰の如く、天より降りて累日止まず。但し恠異に似たりと雖ども、損害あることなしと。(豆州志稿・續日本後紀・大日本史) 時に遠江・伊豆及び參河・河内・甲斐・武藏・上總・

美濃・飛驒・信濃・越前・加賀・越中・紀伊・播磨十六ヶ國、相續ぎて上言する處皆な相同じ。外記これを記して云ふ、今茲畿内七道俱に是れ豊稔にして、五穀價賤し。老農この物を名けて米花といふ云云と。(續日本後紀) 蓋し上津嶋の灰烟、この十有餘國に及ぼせるなり。以て其の噴火の激甚なるを知るべし。而して其害を爲さざりしは、距離遙遠にして、熱灰にあらざるが故なるべし。◇六年正月十一日、從五位下在原朝臣仲平駿河守に、從五位下藤原朝臣友永駿河介に任ぜらる。(續日本後紀・大日本史) ○夏四月二十日、國司 勅を奉じて、幣を名神に奠し以て雩す。五畿七道みな同じ。(大日本史) ○七月廿一日、太政官天下に符して、蕎麥を播種せしむ。

應勸課播種蕎麥之支

右蕎麥之爲物也、不擇土沃瘠土、生熟有繁茂、孟秋始播、季秋乃收、稻粱之外、能足療飢、右大臣宣、奉勅、宜仰諸國、爭時勸種、令國司・介以上一人、專當其事、勤加巡檢。

承和六年七月廿一日

親王以下
寺家領を
開かしむ

右大臣は藤原三守なり。○八月、五畿七道諸國に勅して、親王以下、寺家の所領地を墾開せしむ。勅、五畿七道諸國勅旨並親王以下、寺家所領墾田地、未墾間、公私共利、若不隨憲法、令民愁苦者、國宰郡司、解却見任、專當庄長、科違勅罪。

我國はもと水田を以て國本とせられけれども、此の時代に及び、連りに麥小麥を種うるを勸課せられしが、此に至て又蕎麥を種うるを勸課し、併せて墾田を開くを嚴命せらるるは、水田のみにては未だ凶饉を救

陸田開拓

遠江守伊
豆守

ふに足らざれば、陸田をも併せ耕さしめ、以て凶荒を救はんと、聖旨に出でしものならん。政府は頻りに殖産振興を策せらるれども、地方の官司、未だ此に留意するに至らざるは歎すべし。◇七年春正月三十日、從五位下文室朝臣助雄は遠江守に、外從五位下飯高公常比麻呂は、伊豆守に任ぜらる。(大日本史・豆州志稿・續日本後紀) 常比麻呂は伊勢の人にして、孝昭天皇の皇子天足彦國押人命の後なるを、この朝同姓二十四人みな朝臣を賜ひ、左京に貫附せらる。(大日本史・續日本紀) ○三月五日、從五位下高原王、伊豆守に任ぜらる。(豆州志稿・大日本史) ○五月二日、太政官符を以て、陸田を營むべきを令せらる。

應營陸田事

右檢案内去養老七年八月廿八日格、麥之爲用、在人尤切、救乏之要、莫過於此、是以、藤原宮御宇、太上天皇之世、割取官物、播殖天下、比年以來、多虧耕種、至於飢饉、艱辛良深、非獨百姓懈緩、實然國郡罪過、自今以後、催勸百姓、勿令失時、其耕種町段、收穫多少、每年具錄、附計帳使、申送者、今被右大臣宣、頻年旱災、水田不稔、黎民窮飢、無所取活、往年詔格、已設條章、近代牧宰、曾無遵行、宜掾以上一人、專當其事、使民因天之時、就地之利、播殖黍稷、大小豆及胡麻等之類、是則所下以富國、賑民、支給凶年者、若解怠無勤、隨狀科責、唯不得因斯、不務水田、變爲陸田。

承和七年五月二日

畑作物を列擧して、之が播殖を勸誘せらるるに至ては、其の切なること想ふべし。併も近代牧宰曾無遵行

遠江貨布
御喪服と
なる

といふを見れば、上意下通せざるを知るべし。○五月八日、後上天皇淳和院に崩じ給ふ。春秋五十五、天皇清涼殿に於て素服を着け、遠江の貨布を以て、御冠に着け奉り、哀泣殊に甚しく、悲愁を極め給ふ。國郡の官司も亦素服を着け、廳前に於て哀を擧ぐる事三日、毎日三度を制とす。(日本紀略) ○六月十日、外從

遠江守

矢奈比賣
神社

小國神社

五位下飯高公常比麻呂、遠江守に任ぜらる。(續日本後紀・大日本史) ○此月、遠江國磐田郡の元位矢奈比賣天神、周智郡の無位小國天神の各社に、從五位下を授け奉り給ふ。(大日本史・續日本紀・遠江風土記傳) 矢奈比賣天神は、見附驛天神山に在り。蓋し素盞鳴尊の子八野若日女命を祭り、小國天神は宮代村に在り。一宮小國明神と稱し、大己貴命を祭る所なり。

神社の位
階と位田

凡そ國國の大神・小社の神へ、位階を授け給へるは、神の御位を定め給ふのみにはあらず。神社へ寄附し給ふ位田、則ち神領を定めらるるなり。即ち一位は現米二千石、二位は一千五百石、三位は一千二百五十石、四位は六百五十石、五位は三百石なり。時に或は神社の位階進み給ふことあるは、即ち位田を増加し給はんが爲なり。位田の例をいば、正五位は十二町、正四位は廿四町、正一位は八十町なるが如し。然れども後世封建の代となりて、神領總べて朱印を以て定めらるるに及びては、位田の加増なき故に、位階の昇進も亦無し。故に大社舊社も、三位若くは四位にて止まり給ふなり。然るに近世に及ては、名もなき小社又は私に祭祀する神をも、濫りに正一位と稱すること多きは、僭上なりと、一説に云ふ。(世事百談)

上津嶋噴
火後の狀

○秋七月十日、五畿七道の諸國に令し、釋奠を停めらる。是れ淳和上皇の諒闇中なるを以てなり。(大日本史) ○此月伊豆國上津嶋の噴火始めて止む。噴火すること凡そ二箇年、嶋上の巖石、自から結びて樓閣の狀を成し、門階屏障皆な具る。(大日本史) ○九月廿三日、伊豆國上言して、上津嶋噴火後の狀を奏す。曰く、

賀茂郡に造作せる嶋あり、本上津嶋と名く。此嶋に坐す阿波神は、是れ三嶋大社の本后なり。又物忌奈乃命坐ます。即ち前社の御子神なり。新に神宮四院、石室二間、屋二間、閣室十三基を作る。上津嶋は本體草木繁茂し、東南北方は、巖峻峭崿にして、人船到らず。纔に西面に泊宿の濱ありしが、今咸な燒崩れ、海と共に陸地と成り、並に沙濱二千許町を生じたり。其嶋東北角に、新造の神院現出せるが、其中に壘あり。高さ五百許丈、基周八百許丈、其の形狀伏せたる鉢の如し。東方の片岸に階四重あり。青・黃・赤・白色の沙、次第に之を敷き、其上に一閣室あり。高さ四許丈、次で南の海邊に二石室あり。各長さ十許丈、廣さ四許丈、高さ三許丈、其裏は五色の稜石を以て、屏風の如く之を立てたり。巖壁波を伐ち、山川雲を飛ばせ、其形微妙にして名け難し。其前に夾纈の軟障を懸く。即ち美麗の濱にして、五色の沙を以て成修せり。次で南傍に一磯あり。形屏風を立つるが如く、其色三分の二は、悉く金色にして、眩曜の狀敢て記すべからず。(續日本後紀・日本紀略・豆州志稿・仁明天皇記)

長濱明神

是れ府社阿波命神社、即ち長濱明神にして、噴火に依り、現れたる祥異を云ふなり。

亦東南角に一院の新造あり。周垣二重壁を以て築圍み、各高さ二許丈、廣さ一許丈なり。南面に二門ありて、其の中央に一壘あり。周り六百許丈、高さ五百許丈なり。其の南の片岸に、十二閣、室八基ありて、室は南面に四基、西面に四基とす。周り各二十許丈にして、高さ十二許丈なり。其の上階の東に屋一基あり。瓷玉の瓦形を以て、之を葺造し、長さ十許丈、廣さ四許丈、高さ六許丈にして、其壁は白石を以て、之を立固めたり。則ち南面に一戸あり。其の西方に一屋あり。黒瓦を以て之を葺造し、其壁は赤土を塗

日向明神
新作院

る。東面に一戸あり。院裏の礫砂は、皆悉く金色なり。(續日本後紀・仁明天皇記)
是れ日向神社即ち日神明神にして、神異の尋常ならざるを云ふなるべけれども、當時の社域は、今墜落して海となりたりといふ。

上津嶋噴火

又西北角に新作院あり。周垣未だ究作らず。其中に二龕あり。基の周り各八百許丈、高さ六百許丈にして、其體は瓮の伏したるが如し。南の片岸に階二重あり。白沙を以て之を敷き、其頂は平麗なり。北角より未申の角に至るまで、長さ十二許里、廣さ五許里、皆悉く沙濱を成せり。又戌亥の角より、丑寅の角に至るまで、長さ八許里、廣さ五許里、同じく沙濱を成す。而して此の二院は、もと是れ大海なり。又山の岑に一院・一門ありて、其頂に人の坐せるが如き形の石あり。高さ十許丈、右手に劍を把り、左手に梓を持ち、其後に侍者あり。跪きて貴主を瞻る。其邊嵯峨として通行すべからず。自餘の雜物は、燎燄未だ止まず、具に注する能はず。去る承和五年七月五日夜火を出ししときは、上津嶋左右の海中、燒炎の盛なること、さながら野火の如くなりき。十二童子相接して炬を取り、海に下りて火を附けしが、諸童子潮を履むこと地の如く、地に入ること水の如く、而して大石を震上げ、火を以て之を燒摧けば、炎燭天に達し、其狀朦朧として、所所に燄飛ぶ。其の間句を経て、灰を雨らし部に滿つ。仍て諸の祝刀禰等を召集め、其崇を下し求むるに、云く、阿波神は三嶋大社の本后にして、五子相生る。而して後后には冠位を授賜ひしに、我は本后なれども、未だ其色に預からず。茲に因て我殊に惟異を示し、將に冠位に預らんとす。若し禰宜祝等、この崇を申さざれば、龜火を出して、將に禰宜等を亡さんとす。國郡司勞せざれば、將に國郡司を亡

阿波神物
忌奈乃神
叙位

駿河守
永藏驛廢

伊豆嶋田
驛を置く

般若轉讀
豐轉を祈

定額寺修
理

さんとす。若し我が欲する所を成さば、天下の國郡平安にして、産業を豊登せしめんとすと。今年七月十二日、彼の雲嶋を眺望するに、烟四面を覆ひ、都て狀を見ず。漸く戻近づく比ひ、雲霧晴朗となり、神作院岳等の類、みな其貌を露見せり、斯乃ち神明の感する所なり。云云(續日本後紀・日本紀略・仁明天皇記・大日本史)
と、當時苟くも奇異なることあれば、直ちに取て以て神佛の威力に歸すること概ね此類なり。以て其の民情風俗を察すべきなり。○冬十月十四日、無位阿波神、無位物忌奈乃神に、並に従五位下を授け給ふ。是れ先に伊豆國に、二神造嶋の靈驗ありしを以てなり。(大日本史・續日本後紀・仁明天皇記) ○此月、従五位下文屋朝臣氏雄、兼駿河守に任ぜらる。(大日本史) ○十二月朔日、駿河國駿河郡永藏驛家を、伊豆國田方郡に遷置く。駿河郡特に三驛を帶び、百姓殊に重役に苦むを以てなり。(三代實錄・大日本史・續日本後記) 永藏驛は今の駿東郡長窪村にして、上下二部落に分れ、郡の東南に在り、此時置きたる新驛は、即ち嶋田驛にして、足柄街道の驛なり。後世古驛と稱し佐野村に屬す。又川を隔てて嶋田村あり。初め伊豆國嶋田驛の部内なりしが、何れの頃よりか駿河に屬したり。然れども今仍ほ伊豆嶋田と呼ぶなり。(豆州志稿) (大正七年十月廿五日脱稿)
◇八年夏四月二日、勅して、諸寺に金剛般若經を轉讀し、以て年穀の豐、萬民の壽を祈らしむ。勅に曰、神明之感、非レ信不レ通、帝王之功、非レ道何達、宜レ仰ニ五畿内七道諸國ニ、令レ國司講師、相共齋戒、於ニ部内諸寺ニ、轉レ讀ニ金剛般若經、庶使レ紫宸増ニ寶算之長、赤縣絶ニ天折之患、兼復風雨調適、年穀豐登。
と、是より所所に般若經の供養始まる。(大日本史) ○五月二十日、勅して、定額寺の堂舎、並に佛經を修理せしむ。(大日本史) 若し因襲に従ひて革めずんば、重科に處せんとなり。勅に曰、

般若轉讀
祈豐稔

修福滅罪、佛道是先、傳法興教、人倫爲本、如聞、諸國定額寺、堂舍破壞、佛經曝露、三綱檀越、無心修理、頃年、水旱不調、疫癘間發、靜言其由、恐緣彼咎、宜重下知五畿內七道諸國、修理莊嚴、定額寺堂舍、并佛像經論、今須立每寺可修理之程、付朝集使言上、習常不革、並處重科。と、堂舎經論の破壊して顧みられざるは、萬民の信仰心足らざるか、萬民の資力足らざるか、若し二者共に足らざれば、勅下ると雖ども果して實行せらるべきか、然れども違勅の罪を敢て犯さざるは、吾が國風の常なれば、完備は期せられずとも工を起すは必せり。然らば是より堂舎の修繕、佛經の修理相續ぎて起るべし。○六月朔、天下に勅して、經を誦し、豐年を祈らしめ給ふ。

頃者、甘雨屢降、苗稼滋茂、此則修善之功、時致感應、準去年四月二日格旨、宜令内外諸道、迄于秋收、國司講師、率國分僧、轉讀金剛般若經、以祈豐年。○(大日本史)

伊豆國賑恤

○秋七月五日、是より先、伊豆國地震し、(大日本史) 里落を陥没し、人畜を害すること多かりしが、事遂に上聞に達しけん、此日詔を下して賑恤を行はせ給ふ。詔に曰、

上玄無私、運三神功而下濟、至人忘己、推聖德而敷仁、是以、四毗未以、舜貽沉首之憂、一物有違、禹發跖危之軫、朕膺不命、祇守宗祧、詢萬機、而停食膳、人瘼而失、寐而惠、化罔孚至、道猶鬱咎、微之戒、不而言而臻、如聞、伊豆國、地震爲變、里落不完、人物損傷、或厭沒、冥譴不虛、必應稅政、瞻言往躅、內愧于懷、傳不云乎、人惟邦本、本固邦寧、朕之中襟、諒切于育、故今殊發中使、加慰撫、其人居散逸、生業陷失者、使等與在所國吏勘量、除當年租調、并開倉賑

嘉穀を祈
慧星現は
れ殺生を
禁す

救、助修屋宇、淪亡之徒、務從葬埋、夫化之所被、無隔華夷、惠之所覃、必該中外、宜不諭民夷、普施優恤、詳暢寬弘之愛、副朕推溝之懷。○(豆州志稿・大日本史)

嘉穀を祈

○廿一日、勅して曰く、
令五畿七道諸國、奠幣名神、務祈嘉穀。

是より祭祀の典行はる。○十二月五日、去る十一月以來、慧星見れて止まず。因て殺生を禁ぜらる。詔に曰、請僧百口於八省院、限三ケ日、讀大般若經、殊令内記、作咒願文、同令五畿内七道諸國、讀之、迄于事畢、禁斷殺生、爲慧星屢見也。○(大日本史)

豊稔を祈

と。○九年三月十五日、勅を下し、疫神を防祭し、豊稔を禱らんが爲に、國分寺に於て、晝夜祈禱せしむ。勅に曰く、

若非攘未然、恐班時失時、宜仰五畿内七道諸國、前修行不退者二十人、於國分寺、三ケ日間、晝讀金剛般若經、夜修藥師悔過、修善之比、禁止殺生、佛僧布施、以正稅宛之、若有失行之處、國司到境、下令防祭疫神、精進齋戒、共禱豊稔。○(大日本史)

疫神を祭
る
遠江介飯
高常比磨
伊豆國地
震

と。○五月二十七日、疫神を祭る。是れ勅命を奉體せるなり。○(大日本史) ○六月三日、遠江介外從五位下飯高常比磨、弟五百繼等男二十七人、姓飯高朝臣を授けられ、左京の三條に編せらる。飯高常比磨は伊勢の人なり。○(續日本後紀) ○七月五日、伊豆國地震す。詔して之を賑恤し給ふ。○(豆州志稿) ○二十六日、大進從五位下藤原朝臣高直、駿河權介に任ぜらる。○(大日本史) 是れ橘逸勢の事に連坐して、左遷せられたる

藤原高直
駿河介に
左遷
橋逸勢伊
豆に流さ
る

なり。(續日本後紀) 〇二十八日、罪人橋逸勢の本姓を除き、非人の姓を賜ひ、伊豆國に流竄し給ふ。(續日本後紀・日本紀略・日本後記) 初め淳和天皇の皇子恒貞親王の、立ちて皇太子とならせらるるや、嵯峨上皇の旨に出でさせられしこと多きを以て、上皇の御不豫を聞きし時、疑懼を懷きし者は、獨、一二人のみにはあらざりしが如し。時に東宮坊の帶刀伴健岑以爲らく、上皇の登遐は遠きにあらじ、之に次ぎて先づ禍を被るべきは、皇太子の御身の上にあらん。是れ人事に察して明かなり。今我職を東宮に奉ずれば、徒に手を懷にして過ぐすべき時にあらずと。乃ち橋逸勢と謀り、皇太子を奉じて東國に奔り、以て爲す所あらんと欲す。而して健岑偶、之を彈正尹三品阿保親王に語る。此月十五日、嵯峨上皇崩ぜらるるに及び、親王急に書を緘して、嵯峨太皇太后に上つり之を報ず。太后即ち中納言正三位藤原朝臣良房を御前に召し、密に緘書を賜ひ、以て之を傳奏せしめ給ふ。其詞に曰ふ、今月十日、伴健岑來りて語り云ふ、嵯峨太上皇今將に登遐し給はんとす。國家の亂待つべきに在り。請ふ皇太子を奉じて、東國に入らん云云と。書中詞多くして、具に載すべからず。斯くて十七日に至り、其謀悉く發覺しければ、天皇即日六衛府に命じ、固く宮門并に内裏を守らしめ、右近衛少將從五位上藤原朝臣富士麻呂、右馬助從四位下佐伯宿禰宮成を遣はし、各、勇敢の近衛等を率ひ、健岑逸勢の私廬を圍み、其身を捕獲せしめらる。而して十八日には、參議從四位上左大辨正躬王、參議從四位上右大辨和氣朝臣眞綱等、命を蒙りて左衛門府に至り、逸勢健岑等の謀反の由を推勘せしかども、日暮に至るまで問窮するを得ず。殊に逸勢の如きは、痛く拷掠せられたれども、固く執て其罪に服せざりき。然れども天皇これを免し給はず。二十四日には皇太子を廢し、二十六日には二人の親族・黨與六十餘人を、皆な

橋逸勢板
築驛に死
す

防禦を附して諸國に發遣せられ、今日に及んで逸勢健岑二人の處置も定まりしなり。健岑は此時隱岐に流さる。抑も東宮を奉じて東國に奔るは大事なり。東宮の帶刀は小官なり。此の小官を以て、彼の大事を謀るといふ。人、事に適せざるが如き感なき能はず。而して逸勢敢て罪に服せざるを見れば、此間自ら事狀の伏するものあるべし。(文德實錄・大日本史) 〇八月十三日、伊豆の流人橋逸勢、遠江國板築驛の逆旅に在りて死す。(文德實錄) 逸勢は右中辨從四位下入居の子なり、其の人となり放誕にして細節に拘らず。學を好み書を能くし、最も隸書を巧にし、嵯峨上皇・僧空海等と名を齊うせり。當時宮門の榜題、多くは其手に成るといふ。延暦の末、唐に往き學を修むること三年、唐人呼で橋秀才といふ。還りて從五位下に叙せられ、老母の故を以て家居して仕へざりしが、承知七年但馬權守に任ぜらる。其の罪を得るに及び、緣故の人の之を歎惜する者頗る多かりしが、就中逸勢の女の之を悲みしことは最も深かりき。女の名は珍令といふ。天性至孝なりしかば、逸勢も己が罪は罪として、珍令に別るるを以て、最も悲哀の事とせりとか。逸勢の都を出づるに及んで、珍令悲泣して自から堪へざるもの如く、遂に徒歩して隨ひ出づ、監護の使者これを知り、覺えず暗涙に咽べども、配流の人の子女を隨へ行く例なく、且つ外聞も穩かならざれば、固く諫め且つ叱して還去らしむ。珍令尙ほ父を慕うて止むこと能はず、晝止まりて夜行き、監使の眼を避け、以て父の後を追行くに、櫛風沐雨の苦に堪へず、肉瘡せ骨立ち殆んど人の形にあらず。しかも尙ほ追隨して離れず。遠江國に到り、逸勢重病に臥しければ、珍令悲哀すること益甚しく、獨り止まりて側に侍し、終日終夜行ひ勤めて、寢食を忘るる様、更に身命をも惜まざる者の如くなれば、之を見聞く人、涙を流し袖を濡し、憐み悲まざるはなく、

逸勢の歌

後には傳へ傳へて、國中舉りて其の孝心を感じ尊みあへりしかども、孝子の至誠も、父の運命を如何ともし難く、逸勢遂に板築に死したれば、屍を収めて之を葬り、廬を其側に營み、墓を守りて尙ほ去らず。自から落飾して尼となり、名を妙沖と改め、誓念苦ろに至り、曉昏懈らず、行旅の見る者、これが爲に涕を流し、或は特に訪問して、縁を結ぶ類も多かりき。(發心集・文德實錄)今引佐郡只木村に公卿塚と稱し、五輪の塔を立つるあるは、蓋し逸勢の墓なり。(遠江風土記傳・文德實錄・大日本史)或云、逸勢の墳は本坂村に在り。妙沖歸る時、卿の鏡一面を埋めしが、今も存すと。逸勢の歌として、上山梨村正福寺に藏するものあり。曰、

古里も今は遙に遠江月はくまなく山なしの里

珍令召還

と、板築驛は今の本坂にして、道の傍にホウヅキ山と稱する山あるも、板築山の訛りなるべく、而して上山梨村は、板築驛より東に凡そ十里を隔てたれば、逸勢ここに到るべしと思へず。暫く疑を存して記し置く。○九月三日、勅して橘逸勢の女球令を、遠江國板築驛より召還さしめ給ふ。勅に曰く、

配流伊豆國罪人、非人逸勢孫球令、年在幼少、未習活計、而逸勢以去月十三日身死、孰恃孰憑、雖罪人之用胤、猶悲一物失所、宜更追還、令就舊閭。(續日本後紀)

と、是より先、遠江の國人等、珍令の無告の孤となりて邊土に在り、辛酸を嘗め盡すの状を哀み、細に其由を國司に告げければ、國司も深く之を憫み、奏して父の罪を赦し、其女をして父の屍を負ひて京に還り、孝養の終を爲さしめ給へと請ひければ、天皇聞食して大に驚き、速に之を聽許して、この勅を下し給へるなり。然れども未だ逸勢の罪を赦されざれば、珍令は其側を去るに忍びず、貧苦のうちに香華を供へて怠らず。見

駿河介

者益これを哀む。◇十年春正月十二日、從五位下丹墀真人石雄、駿河介に任ぜらる。(續日本後紀・大日本史)

猪鼻驛を復す

○冬十月十八日、遠江國濱名郡猪鼻驛家を復す。是より先猪鼻驛を廢して、既に久しく年所を經しが、其後國司その不便を奏し、その復舊を請ふこと屢にして、且つ切なりしかば、朝廷使を遣はして其の利害を檢せしめしに、其の請ふ處理ありと成し、遂に更に之を興復せしめたるなり。(續日本後紀・大日本史)本郡この頃板築驛あるに、延喜式に板築驛なく、獨本驛のみ載せられしは、或は此時板築を停めて、此驛を置かれしものか。(大日本史)○十二月二十九日、散位從五位上文屋朝臣宮田麻呂、謀反發覺し、罪斬刑に當るを、宥して一等を降し、伊豆國に配流せらる。(續日本後紀・大日本史)時に男二人、從者二人、及び連坐の僧一人、

伊豆流人
文屋宮田
麻呂

各所に流竄せらる。初め宮田麻呂の從者陽侯氏雄といふ者、宮田麻呂の將に謀反せんとするを知り、走て其狀を告ぐ。因て朝廷直ちに内豎を遣はし、宮田麻呂を喚び、左衛府に禁じ、勅使左中辨正五位下良峰朝臣木連等四人を、宮田麻呂の京および難波の宅に遣はし、反具を搜索せしめしに、京宅に於ては、兵具、弓十三枝、胡籥三具、箭百六十隻、劍六口、難波の宅に於ては、兵器、冑二枚、零落甲二領、劍八口、弓十二張、胡籥十具、梓三柄を得たり。依て參議滋野朝臣貞主、左衛門佐藤原朝臣岳雄等命を蒙り、之を推問して流に決せしなり。告者陽侯氏雄は此功に依り、特に大初位下を授けらる。(續日本後紀)◇十一年二月、從五位下安倍朝臣氏主、遠江守に任ぜらる。(大日本史)○五月十七日、參議從四位下正躬王、兼遠江守に任ぜらる。左大辨故の如し。(續日本後紀)正躬王は萬多親王の子、幼にして聰穎、大學に入て史漢を讀み、善く文を屬す。年十八にして、文章生に試みられて及第し、累進して參議に任ぜらる。(大日本史)◇十二年正月十一日、

遠江守
正躬王

伊豆守 外從五位下神服連清繼、伊豆守に任ぜらる。(豆州志稿) ○三月十八日、葦河國伊穂原郡西奈郷調布神社に、
調布神社 從五位を授け給ふ。西奈は即ち西奈村にして、仙南また瀬名など書すれども、地は相同じ。(類聚國史) ○三

月二十七日、駿河國上言して曰く、官牧の牛百頭は放飼ふこと煩多し。望請ふ數に依て賣却し、其直は正税
に混合し、永く出舉と爲し、其の息利を以て、年料の御牛を民間に買備へんと。因て例に依て貢上せし者に
は之を許さんと、之を許し給ふ。(類聚國史・續日本後紀・大日本史) 凡そ駿河國には七牧ありたれども、何れの
牧に牛を放ちたるか、今詳からず。岡野・蘇禰奈の兩牧は馬牧なりと、延喜式に見えれば、其餘は皆な牛
牧なりしやも知るべからず。今左に其の七牧を擧ぐべし。

岡野・蘇禰奈、此の二牧は今詳かならず。

此の二牧は、牧馬五六歳、牛四五歳、毎年左右馬廐に進め、各梳刷剉を備ふ。(延喜式・兵部省式)

宇知、郷人云ふ、今服織庄内牧村に、馬牧の形自から存すと。又宇知の宮をも、産土神として祭り、今稻
荷と稱すと。(駿河風土記)

安辨郡宇知牧、公穀百六十束、假粟七十二丸、寮馬並に驛馬を貢す。例歲八月、信濃駒使此に宿す。
(駿河風土記)

假宿、今富士郡上野郷井出庄に、狩宿村ある是なり。

富士郡假宿牧、公穀二百二十三束二字田、假粟百七十二丸三畝三字二毛田、外に牧馬の料田あり。
之を牧養す。(駿河風土記)

大岡 駿東郡大岡庄に、牧の郷ある是なり。(駿河風土記)


大野 止駄・駿東の兩郡に大野郷あり。何れなるか詳かならず。(駿河風土記)

芸野牧山、今の井河郷の地なり。(里人談)

牧のこと 凡そ牧名の我が國史に見えたるは、天智天皇の七年秋七月、近江國に多く牧を置き、馬を放たしめしを
始とす。但し安閑天皇の二年に、牛を攝津大隅等に、馬を科野國に放て、後世乏しきことなからしめしとも

馬の價 傳ふれば、之を諸國に牧を置きたる始ともすべきか。文武天皇の御宇、慶雲四年三月甲子、鐵印を攝津・伊
勢等二十三國に給ひて、牧の駒犢に印せしめられしは、是れ牧の牛馬に焼印する始なるべし。此後延喜の頃

牛馬の印 定められし、諸國牧馬の皮の直、五尺以上は稻五束、四尺以上は三束、三尺以上は一束なりき。また弘仁の
頃、規定せられし牛馬の印は、縦二寸廣一寸五分以下にて、其印は官字を用ゐるなり。而して馬は左髀に、
牛は右髀に印するを常とし、其の兩方に當るを多印といひ、其印を焼といひ、火印といひ又金印ともいふ。

遠江牧牛 當時遠江國の牧牛の右腰に印したるものは、の字を印せしが、是れ乃ち官の字なるべし。(日本紀・續日
本紀) 而して官牧は、獨駿河國にありしのみならず、又遠州にもありしものにて、遠州に三ヶ所の白羽ある
は、皆な官牧の跡なりといふ説さへ唱へらるるなり。天龍川の下流に白羽ありて、其の隣接地に駒場村ある
は、牧場の址なるべきか。又榛原郡の白羽牧は、主税式にも見えしが、之は後世相良と混同して、相良牧と
稱せしこともありといふ。或云、

遠江牛、相良牧白羽立牛稱、相良牛、此庄蓮華王院領、都て牛鈔うして駿牛あり。人多く誤りて筑紫牛といふ、即いほりの中に物あり、又洲濱をもさすにや、故今出川太政大臣家より、筑紫の牛の父母を、此牧にうつされてより、此姿なるよし。云云、

佛名懺悔法

然らば白羽牧の牛は、優良種なるを知るべし。○十三年十月廿七日、太政官符を以て、諸國の國廳に於て、佛名懺悔の法を行ふべき由を達せらる。是れ往を改め來を修め、惡を滅し善を興すの御主旨に基くものなりとぞ聞えし。

應レ行ニ諸國佛名懺悔事

右内典、有ニ禮懺之法、所以改レ往脩レ來、滅レ惡興レ善者也、人之在レ世、恒與レ罪俱己、因ニ三業ニ而成レ過、爰從ニ六根ニ而致レ咎、罪相所レ緣、若干無數、唯應ニ慚愧ニ而陶ニ出、我心ニ豈合ニ覆藏ニ而滋ニ湧他魔ニ、夫万三千之寶字、二十五之尊名、聽レ之者、塵勞自脱、仰レ之者、煩鄴永除、枯ニ暴河之龜水、研ニ鞞鑠之金剛、大矣淨業、不レ可ニ得而稱、自承和初、有レ勅、毎到ニ年終、大内常修ニ此法、護ニ持寶字、饒益ニ黎毗雖ニ恩情慳切、已無ニ厚薄、而功德霑濡、恐、殊ニ内外、大納言正三位兼行左近衛大將民部卿藤原朝臣良房宣奉勅、宜レ令ニ天下、一種修行、四方合力、万民共ニ心者、諸國渾、毎年自ニ二月十五日、迄ニ十七日、三箇日、夜別於廳、事ニ灑掃粧嚴、屈ニ部内名徳七僧、禮懺佛名大乘、凡慈悲爲ニ佛性、敬信是道場、宜レ齋會之間、禁ニ斷飲生、長官率ニ僚下、盡レ誠致レ信、如法祀奉、其布施者、三寶穀七斛、衆僧各六斛、供養准レ例、並用ニ正税。

承和十三年十月廿七日

(續日本後記)

佛名日
流人藤原高直

此の佛名は、後仁壽三年十一月十三日に至り、太政官符を以て、十二月十九日より、廿一日まで三ケ日と改定せらる。○十四年二月十日、勅を以て、前の配流人駿河權介從五位下藤原高直を、京師に召還し給ふ。前に同じく連坐せられし者六十餘人も、同時に召還せられしといふ。(續日本後記) ○八月十七日、遠江國榛原郡の人秦黒成の女、一産に二男・一女を生む、因て正税三百束、及び乳母一人を賜ふ。(大日本史・續日本後記・遠江風土記傳) ○十五年春正月四日、此日身長六尺以上の者を買すべき旨の命下る。蓋し七道諸國共に命を蒙りしなり。(大日本史) ○十三日、從五位下藤原朝臣高直駿河守に、外從五位下水宿禰麻呂駿河介に任ぜらる。(續日本後記・大日本史) ○三月十三日、伊豆國飢ゆ。朝廷使を遣はし、之を賑給したまふ。(豆州志稿・續日本後記・日本紀略・大日本史) ○五月二十八日、從五位上藤原朝臣氏範、遠江守に任ぜらる。(續日本後記・大日本史) ○六月十三日、嘉祥と改元す。

三子を産す
六尺以上の男を貢せしむ
駿河守介

伊豆流人
和氣齊世

伊豆守
灌頂法

嘉祥元年十二月四日、刑部少輔和氣朝臣齊世、伊豆國に流竄せらる。齊世大不敬を犯し絞罪に當るを、勅命に依り、一等を減じ配流せられしなり。(三代實錄・續日本後記・類聚國史・大日本史) ○二年二月二十七日、外從五位下高村宿禰武主、伊豆守に任ぜらる。(續日本後記・豆州志稿・大日本史) ○三年正月二十七日、嶽南の諸國、國分寺に於て灌頂法を修む。七道諸國と共に勅を奉ぜしなり。(大日本史) ○三月十八日、流人和氣齊世、伊豆國に在ること一年有餘、此日京師に入るを聽さる。(續日本後記・大日本史)

【文德天皇】 嘉祥三年三月廿一日仁明天皇崩じ、天皇踐祚し、四月十七日即位し給ふ。

遠江守 嘉祥三年四月、從五位上藤原朝臣助雄、遠江守に任ぜらる。(續日本紀) ○五月十五日、詔命遠江國に下り、流人橋朝臣逸勢に正五位下を追贈し、歸て本郷に葬るを許さる。(日本紀略・文德實錄) 此に於て逸勢の女京に還る

駿河守

實錄・大日本史(橋逸勢朝臣事蹟考) ○此月、從五位下丹墀真人貞岑、駿河守に任ぜらる。(文德實錄・大日本史) ○

伊豆諸島の神叙位御笏神社

六月四日、伊豆國阿米都和氣命・伊太豆和氣命・阿豆佐和氣命・佐岐多麻比咩命等、各從五位下を授けらる。佐岐多麻比咩命、は三宅嶋なる御笏明神なるべく、其の上古の遺址も、今佐岐多麻觀音のある所なるべけれど

阿豆氣明神

も、此邊古來數、噴火せるを以て、祠宇衰替を極め、殆んど堙滅に属せんとするものあり。又阿豆佐和氣命は、利嶋に鎮座せる阿豆氣明神にして、伊太豆和氣命は、御藏嶋なる稻根神社、祭神伊太底和氣命なるべく。社

稻根明神

地は稻根山上に在りて、社傍の宇多豆川と呼ぶ溪流は、この伊太底の轉訛なるべく、而して本嶋の形勢は、

御藏嶋の古風

四面懸崖壁立して、恰も楯を立てたるが如くなれば、伊太底の稱も、岩楯の意を以て負せしなるべしといふ者あり。祭事には、眞折葛を用ひ、獻供は三角柏に盛るなど、古態掬すべきものありといふ。阿米都和氣命

富賀神社

は、三宅嶋なる阿古村の富賀神社なるべく、而して此社に鎮坐の祭神三座のうち、一座は阿米都和氣命ならんといふを聞くに、即ち古來神事の時、神名を唱ふるに、一社大社あめつち今宮今后といふが、其あめつち今

宮は、阿米都和氣命なりといへばなりと、社地は往古三嶋大神鎮座の本城にして、富賀神社は、もと社北百町許りなる富賀山頂富賀平に鎮座せしが、數、噴火の災に罹りたるを以て、此に遷し合祀したるなり。三嶋神

伊古奈比咩命二神の國地に遷座してより、其の舊地なること、世に知る者なきに至れりと雖ども、今尙ほ一嶋の總鎮守と稱し、其の境域の廣闊なる、其の樹木の鬱蒼たるなど、古代の壯大を證するに足るものあり。祭式は、都て三嶋大社に同じく、神寶には神劍ありて、往古大蛇を斬りし劍なりと稱す。長二尺七寸にして細身なり。其外、僧空海自書の心經、蛇鱗三枚あり。神職は壬生氏にして、社人八人ありて属す。壬生氏の宅は、御藏嶋稻根神社の前にあり。(豆州志稿・文德記) ○七月十一日、遠江國の任事・鹿苑の兩神社に從五位下を授けらる。(文德實錄・遠江風土記傳・大日本史) 任事神社は、已等乃麻知神社とも稱し、今の日坂八幡宮と稱する神社是なり。宮村の鯨山に在りて、驛路に沿ふ。或は曰ふ、結縁寺村結縁寺に、事任神を齋くと。何れか是なるを知らず。又鹿苑神社は、蓋し山香郡與利郷正國六音社ならん。鹿苑は園官にして、乾きたる鹿肉をいふ。而して與利厓と稱し、與利郷より厓を献じたるより起りたる社名ならんかと。(文德實錄・遠江風土記傳) 或人曰ふ。○八月三日、詔して遠江國角避比古神を、官社に列し給ふ。是より先、遠江國奏言ふ。此神の叢社は、大湖に瞰臨し、湖水の漑く所は、土を擧げて利に頼る。湖に一口あり、開塞常なし。湖口塞れば則ち民水害を被り、湖口開けば則ち民豊穰に到る。或は開き或は塞る。神實に之を爲す。請ふ崇典を加へ、民の爲に利を祈らんと。今之に従ひ給へるなり。(文德實錄・遠江風土記傳・大日本史・振裾考記) 此の神社の所在今詳かならず。敷知郡橋本村の西、下諏訪山に神社の址あり、此の山下に角避下の地名ありて存す。或は是か。○十月八日、伊豆國伊古奈比咩命、阿波神、物忌奈乃神、三嶋神に、並に從五位上を授けたまふ。(大日本史・文德實錄) ○十一月朔日、伊豆國伊古奈比女・安房・物忌奈の三神、各官社に列せらる。(文德實錄) ◆四年正月十一日、從五位下橋朝臣數雄遠江守に、正五位下楠野王駿河守に任ぜらる。(文德實錄・大日本史) ○二十七

任事神社

鹿苑神

角避比古神社

伊古奈比咩等三社 遠江守 駿河守

諸神正六位上に叙せらる

日、諸國の諸神 有位無位を論ぜず、悉く正六位上に叙せらるる旨、太政官符を以て達せらる。

應下國內諸神不論有位無位、叙中正六位上事

○右太政官去年十二月廿八日、下ニ五畿内七道諸國符符、右大臣宣奉 勅、特有レ所レ思、天下大小諸神、或本預ニ官社、或未レ載ニ公簿、有位更増ニ一階、無位新叙ニ六位、唯大社并名社、雖云レ無レ位、奉レ授ニ從五位下者、而今推ニ量ニ六位之中、其階有レ四、至ニ于奉行、必應レ有レ疑、宜除レ奉レ授ニ從五位之外、不論有無位、共叙ニ正六位上。

嘉祥四年正月廿七日

右大臣は藤原良房なり。○四月廿八日、仁壽と改元す。

美髯神社

○仁壽元年五月四日、葦河國伊穂原郡美髯神社に、從五位を授け給ふ。(類聚國史) ○秋七月八日、從五位

遠江守

下藤原朝臣冬緒、遠江守に任ぜらる。東宮亮故の如し。(文德實錄大日本史) ○八月二十四日、駿河國瑞草

駿河瑞草

生ず。紫葉朱莖なり。或はこれを芝といふ。使を遣はして之を朝廷に獻す。(日本紀略大日本史文德實錄) ○

城飼郡の

十二月二十五日、遠江國城飼郡の百姓某、復一年を賜はる。(日本紀略文德實錄大日本史) ◇二年春正月十五

百姓給復

日、外從五位下山田連春城、遙に駿河介に任ぜらる。(大日本史文德實錄鹽尻) ○秋七月十三日、遠江國城飼

駿河介遙

郡、今年の貢賦を免ぜらる。(文德實錄大日本史) ○閏八月五日、遠江國息神に從五位下を授けらる。(文德實

城飼郡貢

錄) 息神は敷知郡宇布見村にあり。○十三日、遠江國息神を官社に列せらる。(文德實錄) 蓋し此時大風起り、

賦を免ぜ

家屋を廢ち林木を抜き、災害甚だしかりしかば、朝廷廩院の米を發して、京師の風災を被れる者を賑恤した

息神叙位

伊豆守

まひて以謂らく太神の御息は則ち神風なりと。因て此命ありしなり。息神社は濱名郡宇布見村に在りて、級

三嶋大神

長津彦命を祭るといふ。(遠江風土記傳) ○十一月七日、從五位上高原王伊豆守に任ぜらる。(文德實錄豆州志稿)

伊豆諸神

王嘗て承和七年三月伊豆守に任ぜられ、是に至て再任せられしなり。○十二月十五日、伊豆國三嶋大神は從

般若經轉

四位下を、(文德實錄) 阿波咩命神・物忌寸奈命神・伊古奈比咩命神三神は、並に正五位下を、阿米都和氣命

海長寺

神・伊太豆和氣命神・伊阿豆佐和氣命神・波布比咩命神四神は、並に從五位下を加へらる。(文德實錄大日本史)

山田春城

○二十六日、勅下る、曰く、金剛般若經を讀み以て疫氣を禳へと。是れ五畿七道の諸國と、共に奉する所の

姪祠を禁

勅なり。(大日本史) ○此歲、慈覺大師、龍水山海長寺を開基す。海長寺は駿河國有渡郡村松村に在り。◇三年

阿氣大神

三月、遙任駿河介山田連春城、自から請うて任地に到る。傍吏百姓等その清察を嫌ふ。時に阿氣太神と稱す

阿氣大神

る神あり。新に伊豆國より移り來て、春城の部下、駿河郡に留まると傳へ、國司中官等相謀り、新に神社を

建て、以て之を祭祀し、崇拜至らざるなき時なりき。此に於て、禰宜祝等ますます勢を得、濫りに奇異の事

を創め、神怪に附會し、以て人の耳目を欺くに、國司を始め庶民等これを悟らず、誑誤せらるる者日に多く、

將に一國を風靡せんとす。然るに春城任に到るや、登時宇諄して、其の訛偽を糺彈し、其の姦詐を痛禁して、

毫も寛假することなかりしかば、奇怪の禰宜等悉く屏息し、妖言頓に止み、永く其迹を絶てり。因て以後は

唯僅に歲時享を致すに過ぎざらしむ。先に春城を嫌ひし傍吏庶人等も、此に至て皆な其の聰察に服せしとい

ふ。春城固より文學を以て名あり。又その清聰正直なるも、人の能く知る所なり。嘗て諸儒改判對策の時、

春城對策して曰く、尺木寸玉、非無瑕節、況於大才、古人猶泥云云と、仍て其の一第に置けりと聞く。以て

其器の寛仁なるも知らるるなり。阿氣太神社は、今駿東郡阿野莊赤野山に觀音堂あり。蓋し其址ならんといふ。又有渡郡敷知村に阿氣社あり。今明大明神と稱するものはかともいふ。(文德實錄・鹽尻・大日本史) ○四月八日、駿河國甘露降る。因て之を朝に奏す。(日本紀略) ○六月八日、駿河國の目一人を加増すべき旨、太政官の奏に依て定めらる。同時に増加せられし國二あり、安藝紀伊これなり。

太政官謹奏

加増駿河安藝紀伊三箇國目各一員事

元一員今加二員

右案ニ令條、大國大少目各一人、上國目一人、而檢案內、尾張參河豐前豐後等、惣廿七箇國、並居上國、有三大少目、是則時時議奏、所ニ加置也、而今件三箇國、猶依舊無加、國掌執申散用不足、曰茲計ニ校、田疇編戶、與ニ彼諸國無別、伏望、依件加置、以令齊同、雖設官分職、實有前規、而隨レ時制宜、豈關當代、臣等商量、所レ定如件、伏聽、天裁、謹以申聞、謹奏聞。(類聚三代格)

仁壽三年六月八日

○秋七月五日、駿河國淺間神、名神に預る。(文德實錄・大日本史) ○十三日、駿河國淺間大神、從三位に階せらる。(文德實錄・大日本史) ○十月二十二日、遠江國奏請して曰く、廣瀬河舊郵船二艘ありしが、今や水闊く流急にして利しく、渉るに由あらず、公私の行人岸上に擁滞せり。請ふ更に二艘を加置き、以て羈旅の難を濟はんと。朝廷これを許し給ふ。(文德實錄・大日本史) 當時廣瀬河は、船越に於て郵船あり。以て東西の

淺間神名神に預る
廣瀬川郵船増加

川越嶋舟越

敬満神社名神に預る

旅客を通ず。而して是より以南は全く大海なり。今川越嶋、舟越等の村落あるは、當時渡船場の名の、地名となつて存するものなり。(遠江風土記傳・文德實錄) ○十一月二十七日、遠江國敬満神靈、名神に預かる。(文德實錄・大日本史) 神社は秦原郡初倉村に在り。後世鏡満大菩薩社と稱するもの是なりといふ。(遠江風土記傳) 或曰、此神は蓋し蕃神なり。按するに、續日本後紀に、承和十四年、秦原郡の人に秦黒成といふ者あり。姓氏錄に據れば、秦氏の祖を、功満王といふ、豈其の裔、世世本郡に居り、功満を祀て神號となし、敬満神靈と曰ふか。云云(大日本史) ◆四年正月十六日、從五位下高橋朝臣淨野、駿河守に任ぜらる。(文德實錄) 庵原郡高橋村の西原に、御屋敷と呼ぶ地あり。高橋權守が屋敷跡と言傳ふれば、此人の居址なるべし。子孫連綿として永く絶えず。高橋村の高徳山高源寺は、此の權守の開基にして、碑あり、高橋院殿石翁大居士と記せり。淨野一に高野に作る。(大日本史) ○六月廿六日、伊豆國三嶋神は從四位上に、阿波咩命神・物忌奈命神・伊古奈比咩神は、並に正五位上に、阿米都和氣命神・伊太豆和氣命神・阿豆佐和氣命神・波布比咩命神は、並に從五位上に加階せらる。(文德實錄) ○七月二十六日、遠江國に詔下り、剩田七町を尼妙長に施與し給ふ。妙長は蓋し逸勢の女妙沖なり。妙沖といふは却て誤なるか。(文德實錄・橋逸勢朝臣事蹟考) ○十月二十三日、前伊豆守遠流伊豆守齊衡と改元す。

駿遠國守

事蹟

◆齊衡二年春正月十五日、紀朝臣弘峰は遠江守に、伴宿禰安道は其の權介に、清原真人清海は駿河權守に、

大興寺 何れも同時に任命せらる。(文德實錄・大日本史) ○九月二十九日、伊豆國大興寺、定額に預り、海印寺の別院
 孝子丈部 となる。大興寺は、孝子丈部富賀滿、國土安全を祈りて建つる所なり。(類聚國史・文德實錄・大日本史) ○世に
 安然和尚 傳ふ、茲年安然和尚といふ僧あり。伊豆國松岳の西谷を卜し、房舎を構へて念佛結壇せしに、會、明星井中
 明星井 に入る。因て此井を明星井と稱すと。今伊豆山村西谷に在り。(豆州志稿) ◆三年正月七日、駿河介山田連春
 駿豆守介 城に從五位下を授け、勘解由次官に拜し給ふ。(文德實錄) ○十二日、磯江王駿河守に任ぜられ、外從五位下
 廣階宿禰宮雄その介に任ぜらる。また津宿禰良友伊豆守に任ぜらる。(文德實錄・豆州志稿・大日本史) ○夏四月
 地震 二日、地震、諸國三位己上名神の神主、及び禰宜祝等に詔し、並に預め笏を把らしむ。蓋し我が嶽南地方に
 甘露 も、此詔に應ずる神社ありしならん。○八日、駿河國甘露降る。國司之を上言す。(文德實錄・大日本史) ○此
 大瀨明神 年、伊豆國大瀨崎に大瀨明神を鎮座す。(豆州志稿) ◆四年二月廿一日、天安と改元す。

伊豆守 ◆天安元年九月二十七日、從五位下善世宿禰豐永、伊豆守に任ぜらる。(文德實錄・豆州志稿・大日本史) ○冬
 連理木 十月十五日、遠江國連理の木生ず。國司之を上言す。(文德實錄・日本紀略・大日本史) 依て朝廷使を内外諸名神
 賢安死 の社に遣はし、連理木・白鹿等の瑞を賀せしむ。◆二年春二月、竹生賢安法師豆州伊豆山村に寂す。賢安は
 伊豆權現 甲州の人、伊豆權現を日金峰より伊豆山村に移し、新に廟所を創めし人にして、墓は伊豆山村に在り。(豆州
 藤原助雄 志稿) ○三月十四日、從五位下藤原助雄卒す。助雄は先に遠江守に任ぜられし人なり。(文德實錄) 中納言從三
 駿河守介 位直世王の第二子にして字は王明、少うして大學に遊び、略ぼ經史に涉れり。○夏五月十一日、清原真人清
 海駿河守に任ぜらる。(文德實錄) 前に權官なりしが今正となりしなり。(大日本史) ○二十一日、從五位下坂

上大宿禰瀧守、駿河介に任ぜらる。(文德實錄・大日本史) ○六月二十日、從五位下山田連春城卒す。春城嘗て
 駿河介となり治績あり。春城字は連城右京の人なり。年十五にして學に入りしが、未だ成人ならざるに依り、
 堂後に於て晋書を講ずるを聽く。後嵯峨太上天皇、皇子源朝臣明をして大業を成さしめんと欲し、大學生の
 學に志す者を求め、將に同學と爲さんとし給ふ。時に春城微に應じ、明と同房に在りて、諸子百家を閱覽
 す。遙に丹波權守とし、以て勉學の資と爲さしめ給ひしに。俄にして太上天皇崩ぜられしかば、春城塗を失ひ
 悲歎せり。仁明天皇春城に本業を遂げしめんと欲し、校書殿に侍し、御書を閱するを許し、内藏寮に命じて
 食を給せしむ。即ち遙に備後權少目を授け給ひしが、是より種種の官職を奉じ、此に至て大學の助を拜して
 死す。年卅九、春城寒門より長ずと雖ども、性甚だ寛裕、言詞正直、阿枉ぐる所なく、小藝を好むなく、忌
 崇に拘はらず、頗る儒骨ありし人なり。(文德實錄)

【清和天皇】 天安二年八月廿七日文德天皇崩じ、天皇即日踐祚し、十一月七日即位し給ふ。
 遠駿國守 天安三年正月十三日、從五位下藤原朝臣眞冬は遠江守に、從五位下行式部大丞巨勢朝臣夏井は駿河守に、
 草薙社 各この日任命せらる。(三代實錄・大日本史) ○廿六日、藤原國有渡郡草薙神社に從二位を授けらる。即ち位田
 五十四町を寄せ賜ひしなり。(類聚國史) ○二十七日、駿河國從三位淺間神は正三位を、(文德實錄) 伊豆國楊原
 神は從五位上を授けらる。(三代實錄) 楊原神は既に從五位下なりしなり。此の楊原神は即ち也幾和良乃明神
 にして、駿河國駿東郡下香貫村にあり。大宮又は松彦明神と稱するもの是なり。傍に八重原といふ地あるも、
 楊原の訛なるべしといふ説あり。又淺間神の神託なりとて、世に傳ふるものあるを聞くに、曰く、

我人よ心なかれ、心なければ能く神明の位にのぼるなり。わづかに念慮にわたれば人心をさるなり。人心さればちくるいとなるぞ。人をしてかくあらんぞ。我たへがたくいたみ、我つねになげくのみ。
(諸社一覽)

と。○四月十五日、貞觀と改元す。

遠江守

氣多明神

◇貞觀元年十二月、遠江守藤原朝臣眞冬、常陸介に任ぜらる。(大日本史) ○此歲、伊豆國名家郡三津濱に氣多明神を鎮座し、七浦總鎮守とす。氣多明神は、もと八幡宮譽田天皇の御親氣多羅司姫尊にして、山城國御香宮廼御神なりといふ。(豆州志稿・舊記) 伊豆國三嶋神社從四位上を授けらる。(大日本史) ◇二年正月十六日、從五位下行駿河介坂上大宿禰瀧守、山城介に任ぜられ、外從五位下行侍醫興道宿禰名繼これに替る。從

遠江守

遠江諸神

五位下行大納言高階眞人菅根、遠江守に任ぜらる。(三代實錄・大日本史) ○二十七日、遠江國從五位上矢奈比賣神は正五位上を、(遠江風土記傳・大日本史) 從五位上已等乃眞知神は正五位上を、(三代實錄) 正五位下苅原河内神、正五位下小國神は並に從四位下を、(續日本後紀・大日本史) 從五位下鹿苑神は從四位下を授けらる。(大日本史) 已等乃眞知神社後に本國一宮と稱す。(一宮記・大日本史) 又茲に苅原河内神といふは、即ち茅原河

茅原河内神

駿河介
遠江權介

内神にして、今の奥山郷地頭方村山住社なり。此朝この神社に勅使の來ること再びに及ぶ。故に勅使殿の設ありて、後世永く存せり。(遠江風土記傳・社記) 古老曰く、舊社は勝坂に在り。後門桁村に移り、又茅原に移ると。此時五畿七道諸神の進階若くは叙位せられしもの、凡そ貳百陸拾七社ありしとぞ。○二月十四日、外從五位下行侍醫兼駿河介興道宿禰名繼、醫博士となり、餘官故の如し。散位從五位下和氣朝臣春生、遠江權

富士山の
五雲

敬滿神社

三嶋神の
神託

介に任ぜらる。(三代實錄・大日本史) ○五月五日、駿河國富士山頂、五彩の雲ありて靉靆たり。國司特に使者駛せて之を上言す。(日本紀略・三代實錄・大日本史) ○此歲、遠江國榛原郡敬滿神社、伊豆國三嶋神社に正四位下を授けらる。(三代實錄・遠江風土記傳・大日本史) 三嶋神社の神託といふものあり世に傳ふ。曰、

益人よ、天にならひ地にうけし心をうしなはで、天照神の教を教として、人の國に操をよせて、わか人をして、人の人たらんは、我つねにこのます氣は、あしかるに移り安く、能に移りにくき事を辨へをりて、其操をくたくた敷する事なかれ。

伊豆守

◇三年正月十三日、外從五位善道朝臣繼根、伊豆守に任ぜらる。(三代實錄・豆州志稿・大日本史) ○二月二十

駿河權守
國分寺齋會

五日、從五位下行侍醫兼醫博士駿河介興道宿禰名繼内藥正となる。侍醫駿河介故の如し。從五位下行越中介大枝朝臣眞臣、駿河權守に任ぜらる。(三代實錄・大日本史) ○三月十四日、國分二寺各齋會を開き、僧尼を集め供養をなす。又去る十一日より殺生を禁じ、此月二十日に至る。是より先正月廿一日詔あり。曰、

近來奉_ル修理_シ、東大寺_ヲ大毗盧遮那佛_ノ工夫_ヲ既成_ニ、仍來_テ三月十四日_ニ、當_ニ設_ケ无遮之大會_ニ、極_ニ莊嚴_ノ之妙態_ヲ、宜_ク殺生_ヲ禁_ズ、自_リ三十一日_ニ至_ニ廿日_ニ、禁_ニ斷殺生_ヲ、至_ニ會日_ニ、於_テ國分二寺_ニ、各開_ニ齋會_ヲ、請_ヒ集_メ部内僧尼_ヲ、並_ニ爲_シ供養_ヲ、其料物_ハ使_テ用_フ正稅_ヲ云云(大日本史)

と、蓋し此詔を奉じたるなり。

駿河權介
曾許乃御
立神
賀久留神

◇四年正月十三日、散位外從五位下肩野連道主、駿河權介に任ぜらる。(三代實錄・大日本史) ○五月朔日、遠江國正六位上曾許乃御立神・賀久留神の二神に、從五位下を授けらる。賀久留神は濱名郡神谷村に在り、

(三代實錄・遠江風土記傳)後の八幡社と稱するもの是なり。此社の神寶に龍王面あり。文治二年造とあり。旱天雨を祈るに、神驗新なりといふ。按ずるに此村の地名に舞臺谷・御七五三田・太鼓田・鳩田・箒ヶ谷、及び賀久禮の池・加久禮谷・加久禮川など呼ぶ處あるは、此の神名及び社内の設の、地名に遺れるものならん、因て古代の規模を想像するときは、實に高大壯麗の大社にして、當時は神領千石を有したりといふ口碑も、強ちに打消し難き心地せらるるなり。又曾許乃御立の社名を按ずるに、倭姫世記に云ふ、倭姫大神を奉じて、尾張中嶋宮に幸す、美濃縣主御船を献じ、號して天會已立といふとあれば、此の曾許乃御立も、船を謂ふなるべし。(遠江風土記傳)或云、本社は九月九日を以て祭を修め、奉ずるに船形を以てし、神樂歌を唱ふるに、歌詞に鹿嶋船の語あり。鹿嶋社例傳記に、七月鹿嶋祭、舟を作て之を献ず、本社と祭儀同じ、即ち同神たること明なりと。(大日本史)○茲年、始めて遠江國濱名橋を造る。長さ五拾六丈、廣さ一丈三尺、高さ一丈六尺、或は曰く廣さ二丈三尺と。(大日本史・柳菴隨筆波字篇)當時我が日本國に長橋四あり。(河社)而して此の濱名橋は其の第二に位する長橋なりといふ。(橋本記)四大橋とは山崎大渡、近江勢田、山城宇治及び遠江濱名の四橋をいふ。此橋は、濱名郡吳松と大崎との中間、今見る所およそ一里許なる湖上、即ち濱名湖の極北、山脚の突出したる所に架したるものにして、後の橋本驛よりは三里餘の北に位し、東海道の要衝たりしなり。

濱名橋は、水海より北の山の際なり。橋本より三里あまり北なり。三河と遠江との北の山つづきなり。

古は濱名を海道とせられたり。本坂とて、高師山の北に今もあり。橋本は今の海道なり。(方角抄)

三代實錄に曰、勅、給彼國正稅稻一萬二千六百三十束、改作焉と、海道は本坂越と云、今も有也。

濱名橋を造

汐みてるときに行かふ旅人や濱名のはしと名付そめけん

(笈埃隨筆)

當時濱名を以て、東海道の通路としたることは、後世本坂越と稱して、高師山の北を通ずる道路の、江戸時代にも、將軍の通過せられしことさへある遺跡を見て知らるべきのみならず、大崎と吳松との中間には、奈良朝の頃已に濔標ありて、其水の深淺を量りたるも、其の官道に當りたる故と知らるるなり。即ち萬葉集の遠江國歌には、

等保都安布美、伊奈佐保曾江乃、水乎都久志、安禮乎多能米底、安佐麻之物能乎。

といひ、千歳集の清輔の歌には、

あふことはいなさほそえのみをつくしふかきしるしもなきよなりけり

又、後柏原天皇御製にも、

うしやなと引佐細江のいなとのみいひはなたるる身をつくしせん

といふなど、古く濔標のありしことは動かすべからず。而して濔標を特に此處に設けられしは、また其の官道に當れる證とするに足り、且つ今も宇志村の湖底に、橋杭の残りありて、千古の俤を偲ぶものあるは、益々疑ふべからざるものあるを見るなり。而して此の驛路は、引佐山より、前山に至る道程、凡そ二里八町、又この橋より曳馬驛に至る里程は、凡そ五里ありといふ。

本坂越、參州御油より左の方へ別海道あり。荒井今切の海上を渡らずして、陸路を行き、遠州濱松の東へ出づる道筋を、本坂越といふ。

東海道筋本坂越

嵩山、御油より嵩山へ四里、船わたしあり。

三ケ日、嵩山より二里半、山路なり。

氣賀、三ケ日より三里あり。こゝに關隘看街樓あり。

茅場、氣賀より四里あり。

此所本海道にて、濱松より茅場まで一里、江戸の方なり。天龍川まで一里、都べて御油より、此處まで十三里半なり。三ケ日より氣賀まで山路にして、遙に濱名の湖水を見わたし、風景真妙の勝地なり。(古道中記)而して此後、貞觀十一年に作路司を置き、諸道を修理し、延喜八年の格式に、驛政の形式備ると雖ども、時恰も藤原氏の家門を營み、家政を擴張するに汲汲たるに際し、地方の政務は總て擧らず、承平天慶より保元平治に馴致し、源平互に争ふに及びて、地方の制度は益弛び、鎌倉幕府建設せられて、國勢一變するや、驛傳の制も全く廢止となり、朝貢を納むる途も杜絶し、勅使も傳に乗る能はざるに至りたれば、此頃よりや南方驛路は自から開けたるならん。源頼朝上洛の時は、既に南方の橋本驛に宿せられしかば、南方の驛路も、此の以前に開けたるは明かなれども、橋本の東福寺門前、女屋の下なる瀧名橋址は、當時の物にあらずして、最も後なる物といふことも亦明かなり。

按ずるに、橋は何れの頃より始まりしか詳かならざれども、太古時代已にありしもの如し。而して其の種類に二種ありて、高橋といひ浮橋といふ。柱を立て梁を渡し、板を架したるは高橋にして、唯、板を水上に浮べたるは浮橋なり。又極めたる小川に至ては、一枚の板を川の兩岸に架するもありしが、これを宇智波志といふとか。景行天皇の朝、日本武尊の常陸國相鹿に在らせられて、船を編み橋とせられしは、船橋の始なるべきか。仁徳天皇十四年、橋を難波の猪

南方の驛路

橋の種類

大橋

漢土風の橋

甘津に架し、其地を平波志と呼ばせられしが、是れ本邦大橋の始なるべし。而して此後諸國の大河に架する橋は、皆な此の大橋の類にて、即ち彼の高橋の製なり。推古天皇の廿年、百濟の歸化人に芝書麻呂といふ者あり、顔面四肢胴ともに斑白なりしより、時人の名けたる名とか。此人須彌山の形、及び吳橋を、大内の南庭に造れるが、是れ漢土風の橋を造る始なり。吳橋は橋上に高欄を設けたる橋なり。而して今年作れる濱名橋は、勿論高橋の制に依りしものなり。

和漢三才圖繪云、凡橋長者、長柄橋、濃州長橋幅二丈六尺、長九丈、今乃亡矣、三州岡崎橋幅二丈七尺、長九丈、山城淀大橋幅二丈七尺、長九丈、攝津難波橋

然らば四大橋の數へ方に相違あるなり。

駿河守 五年二月十日、散位頭從五位下縣犬養大宿禰貞守、駿河守に任ぜらる。(三代實錄・大日本史) ○夏四月二十一日、從五位下行内藥正兼侍醫興道宿禰名繼、駿河介に任ぜらる。餘官故の如し。此人已に駿河介となり、未だ免ぜられしこと史に見えず。(三代實錄) ○五月廿六日、從五位下守主稅頭家原宿禰繩雄、遠江權介に任ぜらる。主稅頭故の如し。(三代實錄・大日本史) ○六月二日、駿河國富士郡の法照寺、定額の列に預かる。(三代實錄・日本紀略・大日本史) ○七月二日、遠江國の頭陀寺定額に預かる。(日本紀略) 此額今は傳らず。今存するものは文武天皇の勅額のみ。頭陀寺は、濱名郡富塚郷中馬艘村に在り。(三代實錄・遠江風土記傳・大日本史) ○六年正月十六日、民部少輔從五位下笠朝臣弘興は遠江守に、散位從五位下菅野朝臣宗範は駿河介に任ぜらる。(三代實錄・大日本史) ○三月四日、詔して内藏寮領する所の、遠江國長上郡の田地一百六十四町を以て、貞觀寺に施入せらる。(大日本史・日本紀略・三代實錄) ○八日、散位從五位下長岡朝臣秀雄、遠江守に任ぜらる。(三代實錄・大日本史) ○廿三日、遠江國正六位上筑紫對馬神に、從五位下を授ける。(文德實錄) ○夏五月二十

富士山燒

五日、駿河國富士山燒く。因て國司上言して曰く、富士郡の正三位淺間太神大山、其勢甚だ熾にして、山を燒くこと方一二里許り、光炎の高さ二十丈許り、雷鳴地震あること三たび、十餘日を歴て火猶ほ滅せず。焦巖嶺を崩し、沙石雨ふるが如く、煙雲鬱蒸して、人近くことを得ず。大山の西北に本柄の水海あり。燒く所の巖石、流れて海中を埋め、遠きこと三十里許り、廣きこと三四里許り、高きこと二三丈許り、火焰遂に甲斐の國界に屬れり云云と。後六月十七日、甲斐國の上言する所を見るに曰く、駿河國の富士大山、忽に暴火ありて、崗巒を燒碎き、草木焦熱して石を鑠かし、流れて八代郡本柄、並に剗の兩水海を埋め、或は宅あつて人なく、人あつて宅なきもの、其數記しがたし。兩海以東に亦水海あり、名けて河口湖といへるが、火焰赴いて此の河口湖に向ひぬ。本柄・剗の海等、未だ燒埋せざる前、地大に震動し、雷電暴雨、雲霧晦冥、山野辨じ難くして、然る後に此の災異ありたり云云と。(三代實錄・日本紀略・鹽尻・大日本史) 以て其の慘憺の狀想ふべきなり。○六月十七日、班幣を境内大小の諸神に頒下さる。穀を祈るか爲とぞ。これ五畿七道の諸神共に受くる所なり。○二十七日、勅あり。遠江國に降る。曰く、

班幣

神社修造

去年七月廿五日、頒下五畿並伊賀伊勢志摩遠江相模上總等國云、鎮護國家、消伏災害、尤是敬神祇、欽祭禮之所致也、是以、格制頻下、警告、慇懃、今諸國牧宰、不愼、制旨、專任、神主禰宜祝等、令神社破損、祭禮疎懈、神明由是發崇、國家以此招災、今欲令諸社一時、新加華飭、而經月踰年、未レ有修造、宜早加修飭、勿致重怠。(三代實錄)

此勅は五畿及び遠江等六國に降りたるものにて、御趣旨は諸社の修飾に在りしなり。(大日本史) 格制頻下

地方官意

警告慇懃なるも、諸國牧宰不愼と宣ふに至ては、牧宰たる者何を以て答へ奉らんとするか。當時牧宰の怠慢は、獨り此の神事に止まらず。諸政みな此の如し。而して此頃攝政關白として、幼主を助け奉り、天下の大政に任じたる、染殿大臣良房は、此の形勢を如何に見つらんか、大鏡に云、

此のおとどは、和歌もあそばしけるが、多かる中にも、いかに御心ゆき、めでたくおぼえてあそばしけんとおしはからる。御女の染殿の後の御前に、櫻の花がめにさされたるを御覽じて、かくよませ給へるにこそ。年ふればよはひは老いぬしかはあれど花をしみれば物思ひもなし。后を花にたとへて、申させ給へるにこそ。

富士山を祭る

夫れ牧宰已に此の如く、廟堂の高官亦此の如く、國家を外に、己が女の美を見て、物思もなしといふ。良房は己が職を何と思へるか。○八月五日、甲斐國司に下知し、幣を富士山に奉じ以て、解謝せしめらる。云、駿河國富士山火、彼國言上、決之著龜云、淺間名神禰宜祝等、不勤齋敬之所致也、仍應鎮謝之狀、告知國訖、宜亦奉幣解謝焉。(三代實錄・日本紀略)

著龜よりも問ふべきは人心ならずや。○十二月十日、駿河國上言す。駿河郡三驛二傳を帶ぶ。横走・永倉・柏原の驛家はなり。惣て丁・驛子四百人、傳子六十人を差點すれども、年來疫早荐りに臻り、課丁欠けて少し。因て驛傳子等、數に滿つる能はず。郡民の凋殘これより甚だしきはなし。望み請ふ、柏原驛を廢し、富士郡蒲原驛を、富士河の東野に遷し立てん。然るときは則ち蒲原驛と、永倉驛との行程自から均しく、民困て以て肩を息むることを得んと。朝廷これを聽し給ふ。(三代實錄・大日本史) 此の上言に依て見れば、先に承和

中、伊豆國に遷されたる永倉驛は、其後再び駿河國に復したる如しと雖ども、其の時代未だ詳かならず。

横走驛は、富士と芦高と二山の間に在る、東海道の驛路にして、後には之を十里木越といひ、東は相模國坂本驛に通じ、北は甲斐國水市驛に通ず。即ち相・甲・豆三州に通ずる岐路なれば、古は此に關をも設けられしにて、古書に横走關とあるもの是なり。其址今詳かならざれども、土人の言ふ所に據れば、駿東郡印野村の谷川は、謂ゆる土岐の小川にして、横走は即ち此地をいひ、公穀七百八十二束三字二毛田、假粟百九十二九三畝六步田なりきと。(名勝志・三代實錄・朝野群載)

横走郷

いかにせんすぐにはゆかて足柄や横走する人の心を

源 仲 正

栢原驛は富士郡に屬すれども、當時は駿河郡に在りしものにて、須津庄西栢原・東栢原・中栢原新田と稱し、其名永く存せるが、公穀五百七十二束三字田、假粟二百六十七九三毛田なりき。

御廬神

○廿一日、駿河國從五位下御廬神社に、從五位上を授け給ふ。(三代實錄) ○此歲、遠江國淡海石田神社に正六位上を、筑紫對馬神社に從五位下を授けらる。(大日本史) 淡海石田神は、磐田郡見附驛に在りて、今惣社と稱す。初め向坂中村に鎮在ましまししが、何れの頃にか見附に移り、淡海國玉神社と稱し奉れり。此神はじめ磐田海に瞰臨し給ひたれば、淡海石田神と申し奉れるなりといふ。對馬社は、其の所在未だ詳かならず。○七年正月二十七日、遠江守從五位下長野朝臣秀雄は參河守に、大監物從五位下田口朝臣統範は遠江守に、散位從五位下布勢朝臣冬雄は駿河介に任ぜらる。(三代實錄・大日本史) ○三月九日、從五位下守主稅頭兼行遠江權介家原宿禰繩雄、備後介に任ぜられ、主稅頭故の如し。(大日本史) ○五月八日、遠江國正六位上淡

遠江介任

遠江守駿河介

淡海石田神昇位
私の騎射を禁す
遠江地を貞觀寺に施入

殺生を禁す
甲州八代の淺間社
富士山神託言

海石田神、從五位下を授けらる。(三代實錄・遠江風土記傳・大日本史) ○六月十四日、事を御靈會に託し、私に徒衆を聚め、馬を走らし騎射するを禁ぜらる。(大日本史) 是れ全國に達せられたる法令なり。○九月十四日、勅して遠江國長下郡の水田十二町を、貞觀寺に施入し給ふ。(三代實錄) ○十月十七日、五畿七道に令し、來月二日より七日に至るまで、殺生を禁ぜらる。(大日本史) ○此月、勅して、遠江國長上郡の空閑地百六十町を、貞觀寺に施入し給ふ。爰に空閑地といふは、天龍川の下流、磐田海等漸く乾涸し、從て水流も順に歸し、剩餘の荒蕪地多く生じたる、其所なるべし。○十一月二日、此日より七日に至るまで、殺生を禁ぜらる。是れ去月十七日の令に基くなり。○十二月九日、甲斐國八代郡に勅して、淺間明神の祠を立てしめ、官社に列し、祝禰宜等を置き、時に隨て祭を致さしめ給ふ。是より先彼の國司言す。往年八代郡、暴風・大雨・雷電・地震・雲霧等並び起り、杳冥として山野を辨じ難く、駿河國富士大山の西峰に、忽ち熾火ありて岩石を燒碎けるが、今年八代郡大領無位伴直眞貞に擬し託宣して云ふ。我は淺間明神なり。此國にて齋祭を得んと欲し、頃年國吏の爲に凶咎を成し、百姓の病死を爲せり。然れども未だ曾て覺悟せず。仍て此恠を成す。須く早く神社を定め、兼ねて祝禰宜を任じ、潔く祭を奉ずべしと。眞貞の身、或は伸びて八尺ばかり、或は屈して二尺ばかり、躰を變ずること長く短く、此等の詞を吐けり。之を卜筮に求むるに、告ぐる所託宣に同じと。是に於て明神の願に依り、眞貞を以て祝と爲し、同郡の人伴秋吉を禰宜となす、郡家以南に神宮を作建て、且つ鎮謝せしむ。然りと雖ども異火の變今に止まず。依て朝廷使者を遣はし檢察せしめしに、剗海を埋むること千許町、仰いで之を見れば、正中の最頂に社宮を飾造し、垣四隅に在り、丹青石を以て立つ、其の四面の

御廬神社
大井神社

石、高さ一丈八尺許り、廣さ三尺、厚さ一尺餘、石を立つる門相去ること一尺、中に一重の高閣あり。石を以て構造し、彩色美麗勝けて言ふべからず。望請ふ、齋祭し兼ねて官社に預からしめ賜へといふ。朝廷又これに従ひ給ふ。(三代實錄) ○二十日、駿河國從五位下御廬神に從五位上を、正六位上大井神に從五位下を授けさせ給へり。(大日本史・三代實錄) 御廬神社は三保岬に在りて、御穂津彥命・御穂津姫命を祭る。(駿河國志) 三保岬は沙洲にして、灣内に斗出すること凡そ一里、幅二十町餘、岬角東北に向ひ、遠くは富嶽千秋の雪を望み、近くは逆まに映つる富士峰の巔に、白帆の駛する田子浦を見るべく、風景の美なること多く其比を見ず。其の羽衣碑は、文字磨滅して、明かに辨じがたしと雖ども、亦以て往時を追想するに足る。此地を三保と呼ぶに數説あり。

羽衣碑

三保崎

曰く、美髯洲は、其の美髯廟あるを以て名づく。

三蠶松

曰く、三穗洲は、洲に三蠶松多きを以て名づく。

曰く、三尾洲は、洲尾岐れて三となる。故に名づく。

羽衣松

と、洲内に一村あり宮方村といふ。村の盡くる所に廟あり、これを美髯廟となす。廟の東數町にして、老松一株あり、これを羽衣松となす。(東海道名勝圖繪) 即ち謡曲に載する所の、彼の天女の羽衣を松枝に曬せるを、漁夫伯梁の得たりといふは是なり。併も其の伯梁屋敷と稱する址は、本村の北方に在りて、今は耕地となれり。伯梁井と稱するも亦此處に在り。(名勝志) 又此の三保松原には、昔相生の松一本ありき、此松枯れば、又一本生じ、其の一本枯れたれば、又近比一本生じて、其後を繼ぎたる由、昔より名木の絶えざるは、

伯梁屋敷
並に井
三保相生
松

不思議なりと云。(甲子夜話)

三蠶松圖



(甲子雜話)

羽車神社

此處に一神社あり、羽車磯田神社といひ、大己貴命を祭る。天孫降臨の時、大己貴命その時に顯れんが爲に、天上に登り、順ふべき條條を奏し、忽ち天日鷲大羽車に乗御し、御穂御崎に休ひたまひしが、後その鷲の爲に作れる宮は即ち此の神社なり。故に天女の脱げる羽衣ありといふは、此の羽車を謬れるなり。而して羽車は、鳥の羽翼ありて翔けるが如しといふ義にして、大己貴命の駕したまへる神輿をいふと、一説なり。

伊豆守

般若轉讀

駿河權守

橋村

大井神社は志太郡に在り、今嶋田驛大井河邊に在り。◇八年正月十三日、外從五位下行左大史長岑宿禰恒範、伊豆守に任ぜらる。(三代實錄・豆州志稿・大日本史) ○二十三日、勅下る、曰く、金剛般若を轉讀し以て七日に經れ、以て災疫を豫防するなりと。(大日本史) ○二月十三日、中務少輔從五位下橋朝臣主雄、駿河權守に任ぜらる。(三代實錄・大日本史)

奉幣
仁王經轉
讀

此地を領せしより起りし名ならんと、里人いふ。(駿河風土記)

○四月十四日、境内の諸神に奉幣す。是れ去る三月十日、應天門の火、樓鳳・翔鸞の二樓を延焼したる時、發せしめ給へる詔に因るなり。(大日本史) ○二十六日、仁王般若經を轉讀す。是れ應天門の火ありしが爲な

般若轉讀り。(大日本史) ○六月九日、國司勅を奉じ、境内の諸神に奉幣し、金剛般若經を轉讀す。早の故なり。(大日本史) ○秋七月三日、境内の諸神に班幣せらる。五畿七道皆な同じ。前月天下大旱に因るなり。(大日本史) 勅使奉幣 ○十六日、勅使到り、幣を國內の諸神に頒ち、金剛般若經を轉讀せしめらる。先に陰陽寮表して、天下將に

伴善男伊豆に流さる

水疫あらんとすと上言せしを以て、之を祓ひ給はんが爲なるべし。(大日本史) ○九月二十二日、大納言伴宿禰善男、右衛門佐伴宿禰中廣、及び同謀の者紀豐城、伴秋實・伴清繩等五人、應天門を燒くに坐して斬に當るを、詔あつて死一等を降し、外八人の連坐せられし者と、並に遠流に處し給ふ。時に善男は伊豆國に配せらる。(大日本史・續日本後紀・愚管抄・江談抄・日本今昔物語) この日公卿太政官曹司廳に就き、文武官を會し宣制せしめ給ふ。其詞に曰く、

天皇我大命良萬宣久去閏三月十日之夕爾應天門并左右樓等不慮之外爾忽然燒盡利因茲日夜無間久憂禮念保御座須然間爾備中權史生大宅鷹取告言世良大納言伴宿禰乃所爲利爰或諸人等又並口天無疑留倍告言已在然止件事波世爾不在止思保食毛那月日乎延引都早爾罪那不賜御座留而今勅使等鞠問之奏須良初問伴宿禰爾每事固爭天不承伏從者生江恒山伴清繩等乎拷問留爾伴宿禰身自波不爲志天息子右衛門佐中庸等加爲奈利雖然清繩恒山等加所申口狀乎以天中庸加申辭爾參驗須留爾伴宿禰乃初所爭言乃殺人留事既知巧詐即中庸波父之教命乎受天所爲止云事無疑仍與明法博士等勘定爾大逆之罪共難可避須同久斬刑爾當處止奏聞利然毛禮止別爾依有所思奈斬刑乎一等減天遠流罪爾治賜布又同謀從者豐城等三人并其兄弟子孫等從遠流倍賜波久宣天皇我大命乎衆聞食止宣(三代實錄)

と、是に依りて其の罪惡露現の終始を知るべし。善男は左京の人、參議國道の子なり。生れて俊楚、天資鬼脈にして、深目長鬚、體矮小にして意氣畔岸なり。故に見る者以て黠兒となす。性忍酷にして口辯あり。官に當て幹理するに、察斷機敏なり。朝廷の制度詳究する所多けれども、政務の變通、問ふことなければ對へず。而かも暗に微倖逢迎して、人主のために愛せられ、自から内記となる。八年の間に、顯要を累歴し、終に公卿に至り、位望漸くに貴し。人となり褊狹にして、好みて人の短を指斥せしかば、衆多く之を憎めり。是より先、善男佐大臣源信と隙あり。屢、信を陥れて、之に代らんと謀りしが、茲年春子中庸等と應天門を燒き、信の爲す所と矯言せり。右大臣藤原良相これを信じ、信を罪せんとしたるを、攝政良房聞きて大に驚き、衣冠を整ふるに及ばず、疾驅して入朝し、爲に其の誣を辨じ、事なきを得たりといふ。而して善男の火を行ふに方りてや、左京の人大宅鷹取といふ者、夜應天門を過ぎしに、たまたま門柱に縋して下る者あり。善男・中庸及び其の家奴紀豐城なりけり。其後間もなく應天門に火起りたれば、鷹取見て、心に善男等の所爲なるを知りけれども、已の關する所にあらざれば、敢て人に告ぐることもせざりき。然るに此頃鷹取の子、善男が奴の子と忿争し、奴の爲に毆打せられて負傷し、幾んど死に濱し、事つひに官に聞えて、官これを訊問せしに、鷹取終に見る所を白せり。是に於て朝廷は參議南淵年名、藤原良繩を遣はして之を鞠問し、中庸を左衛門府に拘禁し、善男等同謀の者五人を論讞し、悉く斬に當つ。然るに俄に此の宣制下り、死一等を減じ、各流竄に處せらる。而して善男は伊豆に配せられしなり。後二十五日に至り、勅して庶人伴善男等の資財田宅を勘録せしめられ、十二月廿八日に至り、善男の宅地資財は内藏寮に付し、佛像・經論・書籍は、

警固勵行 圖書寮に付せられしといふ。(大日本史・三代實錄・宇治拾遺物語) ○十月朔日、七道諸國に向て、特に警固を慎むべしと勅せらる。○十二月二十六日、遠江國正六位上蟾涓神・鳥飼神、並に從五位下を授けらる。蟾涓神は、引佐郡井伊庄に坐す。(遠江風土記傳・三代實錄・大日本史) 神社の南田中に井あり冷泉涌出す。仍て別に井大神を齋き祀る。是れ此の郷名の因て生ぜし所以にして、今の井伊郷神宮寺村正八幡宮は、乃ち此の神社なりと。鳥飼神は、今詳かならざれども、引佐郡祝田村に坐し、羽鳥大明神と稱する蜂前神社のことならんといふ。祝田は舊名神田と稱し、又八都射幾とも八田とも呼べり。その方田と呼ぶは、承久以後のことなりとぞ。(遠江風土記傳) ○この頃上臈一人あり、從者數人と共に駿河國に至り、宇津山の山路嶮くして狭きに、樹木森森として晝なほ暗ければ、頗る行き煩ふ様なり。會旅僧一人東より來るに遇ひ、嘗て知る人なるべし。相見て互に驚き、尻を石に据ゑて語らふこと良久し。別に臨み、上臈は懷紙を取出し、國歌をしるして僧に與ふ。其詞に曰く、

駿河なる宇津の山邊のうつつにも夢にも人にあはぬなりけり

(伊勢物語)

と、この上臈は在原業平といひて、阿保親王の第五子なり。業平始めて姓在原を賜ひて臣籍に列す。其の中に將に上られしより、在五中將とも稱す。初め天皇の太子に立たせ給ふや、業平は妻の父紀有常と謀り、有常が妹の出なる惟喬親王を立てんと欲して事成らず。藤原氏と甚だ善からずなりぬ。然るに近ごろ良房及び其子基經等相謀り、高子といふ女を後宮に入れんとするを見、ますます快からず思ひ、敢て之を妨げんと欲し、密に高子に通じ、其の五條宮に在るを誘ひ出し、何處ともなく迹を晦ませり。基經等これを知りて、大に驚

富士山の歌

き且つ怒り、求め出して業平の髪を切り、之を東國に逐ふ。業平逐はれて東下し、今此に到りて此吟ありしなり。業平は是より尙ほ東して、富士山を望みし時、又詠じて曰く、
時しらぬ山は富士の根いつとてかかのこまだらに雪の降るらんと、なほ角田川に至りては、都鳥の歌あり。

名にし負はばいざこととはん都鳥わが思ふ人はありやなしやと

(伊勢物語)

角田川の歌

此の角田川を以て武藏國の川とするは、一般の通説なれども、當時駿河にも角田川と稱する川あれば、武藏國の川と限るべからず。寧ろ駿河國の川に至る時の歌とするを適當とする説あり。故に暫く其歌をも併せ記すなり。角田川のこととは、其川の處に記すべし。◇九年春正月十二日、從五位下清原真人道雄、駿河守に任ぜらる。(三代實錄・大日本史) ○二十六日、勅命を奉じて、仁王般若經を轉讀し、及び鬼氣祭を修む。是れ神祇官・陰陽寮並び奏し、天下應に疫あるべしと云へるに因るなり。(大日本史) ○三月二十七日、海賊を搜捕し、姦盜を督察すべき下知を下さる。

捕盜の下

頃年、搜捕海賊、督察姦盜之狀、頌下數度、警告稠疊、而今如聞、凶徒不絶、侵盜尙繁、水浮陸行、皆憂賊害、實是牧宰、不勤肅行之所致也、夫五家相保、一人爲長、以相檢察、在法條、又、容隱盜賊、科罪非輕、然則事須隣伍之内、必置保長、察以行來、詳以去就、亦其市津、及要路人衆、猥雜之處、勤施方略、多設偵邏、募以捕獲之賞、示以容舍之事、使中姦濫之徒、無所留跡、若不加慎行、重致解躰者、必處重責、不寬宥。(大日本史)

事蹟

貯錢を禁ず

と、當時地方の政紐を解き、國司郡領その職を曠らし、盜賊横行すれども禁ずる能はざる狀、此の下知を以て知るべきなり。○五月十日、頃年諸國の百姓、多く錢貨を貯積し、徒に富強の名に誇らんとする風あり。依て太政官符を下し、之を禁制せらる。

應禁制貯錢支

右延曆十七年九月廿三日、格、右大臣宣奉勅、用錢之道、取於輕便、有無均利、彼此得宜者也、如聞、外國吏民、多有貯蓄、京畿士庶、還乏資用、既乖均利之義、亦失得宜之方、宜下嚴制、不得更然、所有之錢、盡皆納官、仍用正稅、准價給之、送京之功、亦用正稅、如有藏而不進、爲他被、告、不、論、藤、藤、科、違、勅、罪、五、分、其、物、一、分、給、告、者、四、分、沒、官、但、伊、賀、近、江、若、狹、丹、波、紀、伊、等、國、不、在、禁、限、者、而、今、畿、外、諸、國、富、豪、之、輩、不、慎、格、旨、猶、更、貯、積、聞、其、由、緒、非、充、資、用、徒、奢、富、強、之、名、各、爭、聚、集、之、夥、邊、郡、既、無、通、用、之、理、朝、家、永、增、鑄、作、之、勞、靜、論、其、費、誠、湏、懲、革、右、大、臣、宣、奉、勅、宜、下、更、下、嚴、制、一、切、禁、斷、其、所、有、之、錢、依、先、格、行、之、若、隱、藏、不、進、科、罪、亦、如、先、格、唯、告、言、者、三、分、給、一、國、司、仍、須、符、到、之、後、冊、箇、日、內、勘、錄、細、數、專、脚、言、上、夫、搜、勘、無、私、言、上、合、期、不、論、多、少、一、特、加、褒、擢、若、乖、違、符、旨、延、引、無、申、及、許、容、不、勘、爲、他、被、告、同、處、違、勅、罪、不、會、寬、宥、又、伊、賀、近、江、等、五、箇、國、先、格、已、稱、不、在、禁、限、宜、下、聽、其、資、用、禁、其、貯、蓄、上

貞觀九年五月十日

鴨神社

○十月五日、遠江國正六位上鴨神、從五位下に進めらる。神社は豊田郡岡田莊賀茂東村に在りて、賀茂明

稔を賽す

三嶋神

伴善男死す

神と稱するものなり。蓋し賀茂御祖神、賀茂建津身之命を祭れるなり。○三代實錄・大日本史○十一月十三日、諸社に奉幣あり。蓋し年ありしを賽するなり。○大日本史○十年七月廿七日、伊豆國正四位下三嶋神、從三位に進む。○三代實錄・文德實錄・大日本史○此歲、伊豆の流人伴善男配所に死す。年六十。世に傳ふ、善男微なりし時、郡司に仕へて佐渡國に在り。夢に西大東大兩寺に跨る。既に寤めて妻に語れば、妻戯れて曰く、恐くは脛開裂せんと。善男悦ばず。尋で郡司の家に至る。郡司素より善く相す。善男の至るを見、延接甚だ恭し。善男これを怪み問へば、郡司曰く、子異夢を得たれば、後當に大に貴かるべし。然れども之を告ぐるに其の人を得ず。大官に至ると雖ども、必ず終を令せずと。此に至り果して其言の如し。○當時諸國の神社その數巨多にして、國司また偏に其の靈驗を稱し、濫に請うて爵位を進めしかば、僅に二三年にして、三位以上に叙せらるるもの少しとせず。此に因て、諸國の雜色人等みな禰宜、祝に補せられ、把笏の人にあらざるはなく、遂に差使の人に乏しきを見るに至る。而して諸社また多くは祝ありて、専ら祭事を主り、禰宜は職あれども務なしといふ奇觀を呈するに至ては、地方政治の解弛も想はるるにあらずや。然れば朝廷も之を放任すべきにあらずと思ひけん。去る六月廿八日、太政官符を以て、神主に關する三條を掟てられしことあり。曰く、

神事に關する掟

一應任用神主事

是れ神主の年限滿つる時には、更に點定言上し、國司は延曆十七年の符旨に依り、選點言上せよとな

一應^キ停^ム官人任^ニ諸社神主^ニ事、

是れ官ある輩の兼任は、自から神事に勞せず、神社の傾覆するを免れざれば、自今以後無官を擇抽んで、一ら神事に任じ、祈禱を事とし、神社を修理せしめんとなり。

一應^キ令^ム國司^ヲ定^メ神主考^ト事、

是れ國司の狀に隨て褒貶し、以て神主の善惡を旌さんとなり。

と、且つ是と同時に、先置の社は除外とし、新に三位以上に叙せられたる神社の禰宜は把笏を停め、女を以て補任すべき旨を達せられしが、是れ公に在ては益あるも、社に在ては損なしといふにあるが如し。惟ふに法令の掟てらるる處は、綴密至らざるなきも、其の精神を運用する者は、國司郡司にあれば、國司郡司の良否に因て、此法の死活は決せらるるなり。而して當時の國郡司を一觀するに、概ね私利私益を營むに汲汲たる徒にして、聖天子の治を助け奉らんする、所謂良二千石は未だ見る能はず。而して其の因て來る處は、藤原氏の上に在て私門を營む風の、下に馴致して、一般の風となりしに外ならざるなり。此弊それ何れの時か刷新すべき、それ終に刷新する能はざるか。◇十一年二月十六日、散位從五位下田口朝臣統範、遠江守に任ぜらる。是れ再任なり。(三代實錄) ○三月三日、幣を境内諸神に班ち、金剛般若・摩訶般若を轉讀し、限るに三日を以てし、また殺生を禁ず。是れ勅を奉ずるなり。是より先陰陽寮奏し言ふ。夏季應に疾病あるべしと。蓋し是に因て此勅下りしなり。(大日本史) ○十二月十七日、勅下る、曰く、幣を境内諸神に班ち、以て災異を禳へと。初め此月十四日、大鳥來りて大宰府廳、及び門樓兵庫に集る。時に神祇官・陰陽寮並び言ふ。

國郡司腐敗して法令の効なし

遠江守


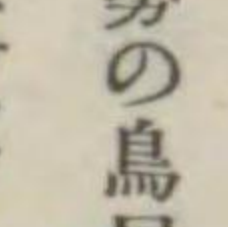
般若轉讀災を禳ふ

奉幣災を禳ふ

讀經災を厭す
富士山頂の神社

當に隣國の兵寇あるべしと。因て使を遣はし、大神宮に奉幣せしめられしが、此に至て地方諸神に班幣せられしなり。(大日本史) ○二十五日、勅下る、曰く、金剛般若經を轉讀すること三日、以て災異を厭せよと。去る二十三日地震せしを以てなり。(大日本史) ○此歲、駿河國富士山の頂に祠を立て、丹青石を以て垣を築き、以て之を繚らし、中に石殿を構へ、高聳美を極む。(富嶽圖記) 凡そ我國の習として、神社を創むれば、必ず其前に鳥居を建つる例なり。嘗て遠碧軒記を見しに、斯くぞ解しける。

鳥居

鳥居は、岩戸へ神のこもらせられたるときに、長鳴の鳥、その外諸鳥をとまらして、これを以て神のいさめて出らるるやうに、こしらへたる鳥のとまり木なり。後世色色の差別出來て、伊勢のは  中の小さきつかもなく、かさ木の下のみき、兩の柱の外へ出です。其外の宮には、此ごとくにはならず、伊勢の鳥居に  これなし、これをのくるときは、**元**の字を表したる物なり。天の字、故にわきには此の鳥居ならぬ事なり。

遠駿豆の守介

楊原神社

蛇經を呑む

理ある説といふべし。◇十二年正月二十五日、散位從五位下清原真人惟岳は遠江守に、從五位下伴宿禰安雄は駿河守に、淡路守外從五位下善道朝臣根庭は伊豆守に任ぜらる。(豆州志稿・三代實錄・大日本史) ○五月二十九日、伊豆國從五位上楊原神、正五位下に進階せらる。◇十四年五月三十日、駿河國國分寺の別堂に大蛇あり、般若心經三十一身一作卷を呑む。觀者繩を以て蛇尾を結び、樹上に倒懸すること小選、大蛇經を吐きて地に落ち、半死して更に又蘇生せり。人近づき見れば、經は復して一軸となつて、毫も損する所なかりきと。

遠江の兵庫自ら鳴る

(日本紀略・大日本史・三代實錄) 國分寺は、安倍郡北安東村に在り、後の龍池山國分寺をいふ。(駿國雜志) ○七月十七日、遠江國の兵庫自ら鳴る。其聲鼓を槌つが如し。(三代實錄・日本紀略・大日本史) ○二十九日、駿河

駿河國司神佛を巡拜す
美和天神
引佐長上二郡給復
伊古奈神
新原河内小國神社
仁王會經
下

國司、境内の神佛に詣でて、鎮謝の禮を行ふ。先に大蛇の佛經を含むや、國司之を奏聞す。仍て神祇官これを卜して曰く、或は當年の冬、或は明年の春、當に失火疫癘の災あるべしと。依て國司に命じて、此禮を行はしむ。(三代實錄・日本紀略) ◆十五年八月四日、駿河國從五位下美和天神從五位上に昇階す。(三代實錄・大日本史) 神社は益頭郡三輪村に在り。神袖社とも三輪明神ともいひ、大物主神を祭る。田間小丘の上に、古松老杉の圍むところ、いと神佐備て見ゆ。(駿河風土記) ○九月二十五日、遠江國引佐・長上兩郡の百姓、給復せらるること一年。(三代實錄・大日本史) ○二十七日、遠江國正六位上伊古奈神、從五位下に進階あり。此神今所在詳かならず。(三代實錄・大日本史) ◆十六年二月二十三日、遠江國從四位下新原河内神・小國神、並に從四位上に進む。(大日本史・三代實錄・續日本後紀) ○閏四月廿五日、太政官符を以て、諸國に仁王會經一部百卅二卷を頒下せらる。

應レ頒下金字仁王會經七十一部百卅二卷事

五畿七道諸國 每國各一部

下野藥師寺一部

太宰觀音寺一部

豊前彌勒寺一部

右被_レ右大臣宣_レ傳、奉_レ勅、諸佛法門、俱期_ニ攘_レ災增_レ福、其中仁王般若最勝、號_ニ鎮國保民_ト、是發_レ自_レ睿衷、從_レ茲嚴寫、都合七十一部、每國、各頒_ニ一部_ト、事頒_ニ安居會次、相共講轉、以爲_ニ歲事_ト、願_ニ上自_レ

一人、下至_ニ百姓_ト、同承_ニ景福_ト、永無_ニ虧蹇_ト、宜_レ下仰_ニ諸國_ト、依_レ件修_レ之。

貞觀十六年閏四月廿五日

岐氣保神
熊切郷
秋葉寺
秋葉神社
蒲太神
白伊大刀
自神

右大臣は藤原基經なり。○五月十日、遠江國正六位上岐氣保神、從五位下を授けらる。(三代實錄) 岐氣は北遠の地名にして、後世の熊切郷に當る。保は火にて火防神を稱するなり。而して今秋葉山に、二字の神佛並立つを見るに、一は觀音にして、大登山秋葉寺と稱し、一は火防大神にして、秋葉神社と稱す。依て想ふに、此の火防大神こそ、從五位下岐氣保神ならめと、或人曰ふ。(大日本史・遠江風土記傳) ○十一日、遠江國正六位上蒲太神、白伊大刀自神、並に從五位下を授けらる。(大日本史・三代實錄) 蒲太神は、敷知郡大蒲庄神立村に在りて、蒲御厨二十四郷の惣社なり。世に之を蒲大神宮と稱す。蒲と稱する所以は、此地昔は蒲生の地なりしを、遠江大掾藤原靜並といふ者、來て此地に住し、蒲を刈て里となし、荒蕪を開きて田畠と成し、始めて大神宮を勸請して、此に齋き祀るに因る。故に祭式も總べて伊勢内外宮に准ずといふ。靜並は越後の人、童名を藤王と呼び、老して後仲譽と改む。(蒲神古書・遠江風土記傳)

世に傳ふ、靜並は大織冠藤原鎌足十代の孫にして、越後守となる。靜並常に敬神の志厚く、毎年越後より、遠く伊勢に至り、太廟を拜し、國家の福祉と、子孫の長久とを祈りけるが、一年參拜のみぎり、ゆくりなくも社内より美しき小蛇現れ出で、靜並が狩衣の左の袖上を超えて、又もとの如く社内に入りける。靜並怪みながら、其袖を見れば、かすかに蒲開發本願主といふ六字あらはれ、矇朧ながら、隱映してあれば、讀誤るべくもあらざれば、靜並悚然として形をあらため、謂らく、是れ正しく神靈の命する所なり、我これに背くは不祥なり。必ず之を成さずんばあるべからずと、然れども所謂蒲といふ所の、何處にあるかを知る能はざれば、行かんも止まらんも施すべき手立なく、一向困じ果てける

が、免まれ今諸國の人の集ひ居るを幸に、人人に就いて聞質さんものと尋ねしが、曾て知る人なきも、且は理りなりと思ひつつも、懲りすまに問ひ試むるに、爰に遠州の人某といふ者あり。其は我が郷土の名なり、土地膏腴にして、蒲草數多生ひ繁れば、蒲といふなりといふ。靜並聞いて大に喜び、さらばそれに違ひはあるまじと、其人を案内にて、伊勢より直に遠江に到り、就て見るに、果して其言の如くなれば、安堵して一先づ越後に歸り、家族をまゝめて、此の土地に移住み、蒲東西二十四郷を開拓し、伊勢兩宮を勸請し、開拓の地悉くを獻じて、神領とし、稱して神明御厨といふ。

大社の封を以て小社を修めしむ

○六月廿八日、是より先、弘仁三年太政官符を以て、封なき神社は、其の禰宜等の修理すべきものと定められてより、國司の督責嚴重となりしを以て、禰宜祝等耐ふる能はず、往往隱遁する者あるに至れり。因て之を改め、大社の封戸を以て小社を修理すべき旨、太政官符を以て達せらる。

應以大社封戸、修理小社事

右撰格所起請、太政官去弘仁十三年四月四日、下大和國符、得彼國解、檢案内、太政官去弘仁三年五月三日符、有封之社、令神戶百姓、修造、無封之社、令禰宜祝部等、永加修理、國司不存、檢校、有破壞者、遷替之日、拘其解由者、國依符旨、行來、尙矣、而今有封神社、已有治力、無封神社、全無修葺、仍食幣祝部、無由修葺、社、吏加檢責、各規隱遁、推其苦跡、誠有所以、仍檢神苗裔、本枝相分、其祖神則貴、而有封、其裔神則微、而無封、假令飛鳥神之裔、天太玉、白瀧・賀屋・鳴比女神四社、此等類是也、望請、以無封苗裔之神、分付有封始祖之社、則令有封神主、鎮無封祝部、然則社有修葺之勤、國有崇答之堪、右大臣宣奉、勅、依請者事施一國、遵行有便、伏

望、下知、四畿内、及七道諸國者、中納言兼左近衛大將從三位藤原朝臣基經宣奉、勅、依請。

貞觀十六年六月廿八日

富士山の嶺の舞姫

◇十七年十一月五日、駿河國の吏民相集り、舊に仍て富士淺間神の祭を營めるに、日午を加ふる頃に至り、天俄に能く晴れ、光華容容として常に異なれば、思はず仰いて山上を觀るに、豈に計らんや、白衣の美女二人あり、山嶺を離ること一尺許なるに雙ひ立ち、羽衣蹁躑として舞ひ居らんとは。是れ國人の共に見る所なれば、好事の徒の作と同視すべきにあらずとか。後に都良香といふ文學あり、此事を傳聞きて、富士山記を著はし、内に之を述ぶ。其文已に人口に膾炙すれども、其名世に高ければ此に記さん。

富士山記

富士山者、在駿河國、峯如削成、直聳屬天、其高不可測、歴史籍、所記、未下有高、於此山者、其聳峰、聳起、見在天際、臨瞰海中、觀其靈基、所盤連、亘數千里間、行旅之人、經歴、數日、乃過其下、去之願望、猶在山下、蓋神仙之所遊萃也、承和年中、從山峰、落來、珠玉、有小孔、蓋是仙簾貫珠也、又貞觀十七年十一月五日、吏民仍舊致祭、日加、午、天甚美、晴、仰觀山、峰、有白衣美女二人、雙舞山嶺上、去、嶺一尺餘、土人共見、古老傳云、山名富士、取郡名也、山有神、名淺間大神、此山高、極雲表、不知幾丈、頂上有平地、廣一許里、其頂中央、窪下、體如炊飯、飯底有神池、池中有大石、石體驚奇、宛如蹲虎、亦其飯中、常有氣蒸出、其色純青、窺其飯底、如湯沸騰、其在遠望者、常見煙火、亦其頂上、匝池生竹、青紺柔輒、宿雪、春夏不消、山腰以下生小松、腹以上無復生木、白沙成山、其攀登者、止腹下、不得達上、以白沙流下也、相傳、昔有役居士、

事蹟

得^ク登^ル其^ノ頂^ニ、後攀^ル登^ル者^ハ、皆點^ニ類^ヲ於^テ腹^ノ下^ニ、有^リ大^ノ泉[、]出^テ自^リ腹^ノ下[、]遂^ニ成^ス大^ノ河[、]其^ノ流[、]寒^ノ暑^ノ水^ノ旱[、]無^レ有^ルニ^シ盈^ス縮[、]山^ノ東^ノ脚^ノ下[、]有^リ小^ノ山[、]土^ノ俗^謂之^ニ新^ノ山[、]本^ノ平^ノ地^{也、}延^レ曆^廿一^年三^月、雲^霧晦^冥、十^日、而^レ後^成山[、]蓋^シ神^造也[、]（本朝文粹）

富士山下
の麥作

神社佛閣
災を禳ふ

龍巢山
の行翁

凡そ富士山下の村落にては、肥料を施さず。只水を灌ぎて麥を作るに豊熟せざるなし。是れ富士の雪液なればなりといふ者あり。此地の蕨薇も、大雪の年は繁茂すといへば、それ或は然らん。（昆陽漫録）○十二月十三日、幣を境内の名神に奉じ、及び國分二寺と諸定額寺とには、僧七口を屈し、限るに三日を以てし、以て晝は金剛般若經を轉讀し、夜は藥師觀音號を念ぜしむ。是れ明年三合に當るを以て、豫め水旱・疾疫・兵支・火災を攘除せよとの、勅旨を奉じたるなり。（大日本史）○此頃駿州龍巢山の洞穴に異人あり。行翁といふ。常に洞中に住み、千住千眼の神呪を唱ふること久し。茲年夏榎部の者、此翁に歸依し、時時至て翁を拜す。其後翁この地を避けんが爲め、鐵足駄と鐵杖とを樹下に止めて去る。去るに臨み、榎部の某、其杖をひかへて別を惜むこと最も切なり。翁も亦その情に絆されて、強ちに袖を拂ひがたく、暫く其處に止まりしが、臆て料紙を請ひ受け、己の名號を書し與へ、終に去て其の行く所を知らず。此の足駄は一本齒にして、古松三本あるもとに今尚ほ存せり。後世牛妻山下の百姓某といふ者あり。彼の鐵杖を取て鋏に作らしめしに、忽ち其崇に觸れて、家系斷絶せり。故に今はただ足駄の存するのみ。（古人傳）○釋教待といふ者あり。遠江國扇山に伽藍を創建し、號して幡教寺といふ。扇山は一に鳳來山といふ、山北は三河の國堺に臨み、山東は引佐郡止牟麻久山に接し、高さ五十町餘あり。初め此山の樹梢に、神幡の長さ三尺許なるが懸ることあり。夜に

幡教寺

釋教待

至て光耀すること眩き許りなれば、里郷の人みな怪み怖れしを、教待少しも怪むことなく、靜かに斂めて寺を建てて安置す。即ちこの幡教寺なり。（遠江風土記傳・寺記）教待は何許の人なるを知らざれども、久しく園城寺に居たることあり。先に天安二年の頃、圓珍法師といふ僧あり。新羅・山王二神と、勝區を相て園城寺に到りしが、教待圓珍を見ること、恰も故舊の如くなり。時に檀越に大友氏といふ者あり。珍に謂ひて曰く、律師日者嘗て曰く、當寺の主は己に生れぬと、又或時は曰く唐に入ると、又或時は曰く來ること何ぞ暮きと、而して今朝は又曰く寺主來ると、然れば則ち我が師を待つこと己に久しと、乃ち待と共に寺券を出して珍に付しぬ。三尾神・新羅神を瞻饗するに及び、待來て之を賀せしが、其後隠れて待また見えす。珍新羅神に問うて曰く、老待没して見えざるは何ぞと、神曰く、彼は彌勒菩薩の應化なり。今己に師を得たり、復何ぞ存せんやと。珍寺に還り、大友氏に問うて曰く、待公の本貫は何許ぞ。生平の行業は如何と、大友氏曰く、何許の人なるを知らず。此寺に居ること己に百餘歲、平居堂齋に赴かず、或時は湖濱に赴きて魚鼈を取り、乾串して饌に當て、率ね以て常とせり。今聞く己に隠ると痛いかなと。乃ち大衆と共に其房に至り、残れる乾魚を見るに、皆な悉く荷藕蓮の類のみにして、曾て他種なければ、衆みな嘆異せり。年一百六十二歲、待嘗て清水寺の行睿居士と善し、其の清水に至るや、常に木屐を著け、至れば歎話日を終るといふ。想ふに茲年貞觀十七年は、天安二年を距ること僅に十七年なり。教待琵琶湖に厭き、珊瑚湖の藕花を摘取せしか。或は曰く、幡教寺は推古天皇の四年、釋惠慈の宿願に依て之を建て、官使あつて事用を辨すと。未だ俄に信すべからざるなり。因に云ふ、此の傳中にいふ清水寺の行睿居士は、彼の龍巢山の行翁と同一人なりと云ふ者あり。

班幣 如何にか。◇十八年八月二十五日、駿・遠・豆三國ともに、國內の神社に班幣す。神祇官・陰陽寮・並に大氣猶ほ熾なりと奏したるを以て、之を壓せんが爲なりとぞ。(大日本史) ○十月十五日、國內の諸神に班幣す。ト筮兵火を告げしを以てなり。(大日本史) 近頃苟くも疾疫災異あれば、直ちに班幣を以て之を祓除せんとし、毫も徳を修めて妖を壓する政あることなし。藤氏政を擅にするの状想ふべきなり。

【陽成天皇】 貞觀十八年十一月廿九日受禪、明年正月三日即位。

貞觀十九年四月十六日、元慶と改元す。

遠江國造兵司の役戸を免ぜらるる 駿河守 志豆鱒神社 遠江介 遠江守 各神に班幣 遠江守 藤原清保、遠江守に任ぜらる。(大日本史) ○三月九日、遠・駿・豆各國內の各神に、班幣の禮を行はる。是れ宿禰を賽し給ふなり。(大日本史) ○四月十四日、駿河國正六位上岐都宇命神・火雷神、並に従五位下を授けらる。火雷神社は安部郡に在り。岐都宇命神は所在詳かならず。(三代實錄・大日本史) ○五月十七日、駿河國從五位上美和大神に、正五位下を授けらる。(三代實錄・大日本史) 時に勅使武原中納言冬滿卿、奉幣使大和三轮神人四位一人下向せり。この時有渡郡久能村安居神社にも、奉幣使下る。(社記) ○六月二十一日、駿河遠江兩國に勅して、勇敢の士を擇びて、出羽國に赴き賊を防がしむ。勅符に曰ふあり。

令_レ東海東山兩道諸國、簡_ニ擇_レ勇敢輕銳者、須_ク待_テ出羽國奏請、應_レ機_ニ奔_テ赴_キ、遠江十人駿河三十人等令_ニ相模國_ニ送_リ、綿_一千屯於出羽國_ニ爲_レ充_ニ造_ル襖_一新_ニ也。

と、されば此時遠江國は十人、駿河國は三十人を課せられたるなり。(三代實錄) 是より先、此月十六日、出羽國守藤原朝臣興世、驛を飛ばし奏して曰く、賊鋒強盛にして日に暴慢を増し、固く營所を守り、虎視して去意なし。官軍畏懦して只逃散を事とし、陸奥軍士二千、押領掾藤原梶長等竊に山道を求めて、皆な悉く逃亡せり云と。因て此の勅符下りしなり。此時課役の符を蒙りしは、東海・東山の兩道にして、伊勢國は二十人、參河國は二十人、甲斐國は二十人、相模國は二十人、武藏國は三十人、下總國は三十人、常陸國は五十人、美濃國は三十人、信濃國は三十人なりといふ。(三代實錄) ○九月十六日、遠江國正六位上眞蘇原神・赤尾神・澁垂神、並に従五位下を授けらる。(三代實錄・遠江風土記傳・大日本史)

赤尾神社 長樂寺 赤尾之塔 赤尾長者 眞蘇原神 澁垂神 赤尾神社は山名郡赤尾村に在り。赤尾村は後の高尾村なり。この神社後世廢絶し、轉じて佛寺となれり。(大日本史) 即ち赤尾山長樂寺の阿彌陀堂是なり。大乘院の僧養善坊といふ者、學頭となり之を守護せしが、堂宇は廣大にして莊嚴を極め、實に近郷稀に見る所なり。就中その境内なる塔は、高く雲際に聳えたらば、見る者みな以て此地にふさはしからずとなす。故に當時過分の物を稱して、赤尾之塔といひしとぞ。然れども此寺も亦何時しか廢し、今は只その址を存し、塔跡と呼び、其名を傳ふるのみ。又この赤尾村に長者あり、赤尾長者といふ。其の子孫は高部村に移住せしが、此村の丸尾氏は即ち其族なりといふ。是れ年代詳かならざれども、筆の序に此に記すのみ。(遠江風土記傳・三代實錄・漂庵遺書) 眞蘇原神は、若しくは眞都原神か、然らば則ち山名郡梅田八幡宮なるべしと。澁垂神社は、山名郡高部村に在るもの是なり。

志豆機山惣社
伊豆權現の修復

○此歲、駿河國阿部郡惣社大神に、勅使を遣はし、錦百純、鋤二丁、鉞一丁を奉ぜらる。水災ありしに因るなり。惣社は志豆機山惣社をいふ。然れども今この物ありとも聞えず。○この頃伊豆國伊豆權現の堂舎、破壊すること最も甚だしかりしが、茲年大和國葛下郡の人、沙門隆保といふ者、これを見て大に憂ひ、諸人を勸化して之を修繕す。因て再び舊觀を復するを得たり。隆保は星谷の安然和尚の弟子なり。(豆州志稿)

伊豆神社

相

模

思ふこと開くるかたを頼むとは伊豆の御山の花とこそ見め (相模家集)

同

鎌倉右大臣

千早振伊豆のおやまの玉椿よろづよまでも色はかはらじ (續後撰)

田租を免せんと請うて聽されず

◇三年二月八日、遠江・伊豆二國の國司等、國內の損田を勘注して之を上言し、以て田租を免ぜんと請ふ。天皇勅して聽し給はず。勅に曰く、

損ニ田數ニ非レ無ニ疑殆、然而國宰其人仍停ニ遣使、宜ニ此般據ニ國司勘定、但桑田不レ在ニ免限。(三代實錄文德實錄)

御廬神

伊豆史生
膳臣常道

と、此時同じく上言して、同じく勅を賜はりし國は、山城・河内・攝津・加賀・尾張・安房・常陸・但馬等なりしが、而も至仁至慈なる天皇をして、此詔を賜はしめ奉るに至りし、國司等の不勤慎は何事ぞ、須らく速に職を辭し、闕下に伏して罪を請ふべきなり。○四月五日、駿河國從五位上御廬神、正五位下に進む。(三代實錄・大日本史) ◇五年三月八日、從六位下膳臣常道矢田部氏永に坐せられて、伊豆國の史生となる。去年四

浪人紙を
施藥院に
寄附

遠江の稻
を奥福寺
に施す

遠江國官
舎官庫燒

山香郡を
置く
磐田郡界

月八日、大膳史生矢田部氏永諸司の收文を作爲して奸私を爲すこと久しく、嘗て淡路國の鹽の代米五拾斛餘を偷取せるを始めとし、備前讃岐等の國の未收文を奸作せしなど、姦詐利を貪ること少なからざりしが、此事あへなくも發露して、出納諸司の此事に坐せられて、獄に下る者甚だ多かり。然るに其年十二月四日、天下に大赦の令を布かれしかば、此輩みな獄を出づるを得たり。常道も亦その一人なれば、同じく赦されて出獄こそはしたれ、斯くは左降せられたるなり。(三代實錄) ○十四日、遠江國磐田郡の山裡に於て、帳外の浪人一百人、施藥院身役の戌を寄行し、紙を輸して院に送る。(三代實錄・遠江風土記傳) ○八月二十六日、遠江國の稻二千束を興福寺に施し、以て鐘樓僧房を造る料に充てらる。時に遠江國と同じく充てられし國國は、江・濃・若・雲・作の各二千束、備前の二百斛、播磨の三百斛、阿波の二千束、伊豫の三千束等なりき。(三代實錄) ○九月十三日、先是、遠江國言す。前司の時、官舎廿五宇、倉一百五宇を燒亡し、交替の日、輒ち言上せずして、既に言上を経たり。而して前司は、去年十二月四日の恩赦に會ひ、放免せられぬ。望請ふらくは、除棄てて將に後累を脱せんことを。但し除棄てたる倉屋の材木を用ひて、遺すところの官舎を加修せんと。此に於て太政官商量の後、辭令して許可せりといふ。(文德實錄) ○十月五日、遠江國磐田郡を割き、山香郡を置く。(延喜式頭書・大日本史・掛川志稿) 當時磐田郡の境界は、天龍川以東、三箇野坂以西、神戸以北、青崩以南なりしを、今その北部を割き、新に山香郡を置きしなり。(遠江風土記傳)

信遠の界

事蹟

三三九

一説に、青崩山を以て遠州・信州二國の境とせしは、即ち當時よりの事にして、往古は即ち然らず。青崩の南奥山の地は、尙ほ信州伊奈の地たりしなり。何となれば貞觀二年從五位下を授けられし、信濃國馬背社は、今信濃になくして

遠江に在ればなり。即ち遠州奥山郷相月村の諏訪神社は、一に馬主神社と稱するに、馬主馬背國音相通するは其證とす
るに足る。然らば青崩以南の地奥山を、信濃より割きて遠江に屬せしめ、青崩山を以て兩國の堺とせしは、貞觀二年以
後に在りと謂ふべしと。又磐田郡の境界を、西は廬山を限り、東は梅坪坂を限り、南は英賀湊を限り、北は長途岡を限
るとするものもあるなり。

山香郡域

山香郡は南を胡桃平に限り、北を信濃國界青崩山に限り、西を天龍川の邊平山に限り、東を養原郡界尾股、
京丸山に限り、内に四郷を包む。大峯・與利・岐階・氣多これなり。而して此の四郷分れて三十七村となる。之
を今の地理に按ずるに、此郡廢せらるるに及び、概ね周智郡に合したれば、其の舊名を存して山香庄と稱す。
(遠江風土記傳)乃ち北周智は大抵この故地と知るべきが、就中大峰は後の豊田郡大峰村にして、山香庄に屬
し又大峰庄とも稱す。内に白鞍山あり、馬主神社あり。與利は、周智郡杉村に與利といふ地あり、其の遺名
か。郡の東に在り、遠江の貢物に與利腊あり、蓋し此郷の出だす所か。また井與利川といふ川あり、郷名に
因めるなるべし。岐階は、周智郡領家村に岐氣保社あり、是れ其の遺名なるべし。氣多は、氣多郷氣田村に
して、屬村二十あり。與利の西に在りて山嶽峻峻なれば、人跡至らざる所も少なからず。後世氣田庄と稱し、
氣田川・秋葉山等みな此の庄内に在り。又勝坂山と稱する所あり、郡領の居りし所なり。

氣田は朝廷の御邑

傳へ云ふ、此地も朝廷の御邑にて、今も尙ほ公田・井田・領家等の里ありて、里ごとに長一人あり、公門と號し、三
年ごとに遷番京に上り、衛士に準ぜられて警衛に任ず。任丁一人あり、京夫丸と稱す。後亂世に及びて、其事竟に絶ゆ。
或は云ふ、此時與利の六音大菩薩社を移して、磐田の國府に置きたるにあらざるか。即ち見附の南なる二之
宮村の鹿苑神社にして、鹿苑は六音の音の残れるものなり。而して後人一之宮に對して、之を二之宮と稱し、

鹿苑社二ノ宮村

卜部平麻呂卒す

終に土地の名にまで負はせるものならんと。(遠江風土記傳)○十二月五日、伊豆國の人、從五位下丹波介卜
部宿禰平麻呂卒す。卜部氏の先は、津速魂命より出で、世、伊豆國に住し、龜卜の事に任ず。故に平麻呂も
亦幼より龜卜の道を習ひ、神祇官の卜部と爲り、火を揚げて龜を作り、疑義を決して効多し。承和の初め、
朝廷使を遣はし、唐に聘せしむることありしが、平麻呂卜術を善くするを以ての故に、特に使部に備へらる。
使して還る後、神祇大史と爲り、嘉祥三年少祐に轉じ、齊衡四年外從五位下に叙せられ、天安二年權大祐に
拜せられ、兼ねて宮主となり、貞觀八年參河權介に遷り、十年從五位下を授けられ、累りに備後・丹波介を
歴、此に至て卒す。時に年七十五。(三代實錄)

平麻呂は田方郡吉田村の人にして、其の曾孫に兼延といふ者あり。一條帝の朝、吉田社務となり、子孫世襲し、十世
の孫兼照に至り、始めて吉田を氏となす。後圓融院に仕へ、左京權太夫となり、兄神祇權大副兼繁及び族人兼遠等八人
と、上疏して朝臣の姓を改賜はんことを請ひ、竟に聽さる。兼遠の遠祖を兼國といふ。平野神社の社務となり、又世襲
して八世の孫兼方に至り、神祇權大副となり、釋日本紀を著す。兼遠は即ち其の玄孫なり。

◇七年二月七日、遠江國の穀五百斛を以て、東大寺の塔を造る料に充てしめらる。聞く武藏・上・下野・周
防・因幡・能登の六國、亦遠江國に同じと。(三代實錄・文德實錄)○二十一日、駿河國戎具を改作することを許
さる。是より先、駿河國司言す。戎具、絶幕八條、調布幕二十九條、南布幕五條、機急の備として縫作ること
と年久し、延曆年中以後、國の申請聽されず、今や大破して用ゐられず、除棄てて改作らんと。是に至りて
之を許されしなり。(三代實錄)

【光孝天皇】元慶八年二月四日踐祚、廿三日即位あらせ給ふ。

釋日本紀の著者
遠江ノ穀を以て東大寺の塔を作る
駿河國戎具を改作す